

平成28年11月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

平成28年11月定例会

11月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
11.28	月	本会議（議案上程） 開会、会期決定、議長報告、開会、会期決定、議長報告、認定第1号、認定第2号、認定第3号、質疑・討論、採決、議案一括上程〔第131号議案乃至第162号議案〕、知事議案説明、第162号議案、質疑・討論、採決、発議第188号上程、散会 常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	質問通告締切
29	火	（議案調査）	
30	水	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
12. 1	木	（議案調査）	請願受付締切
2	金	本会議 （開議、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
3	土		
4	日		
5	月	本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	陳情受付締切
6	火	本会議 開議、一般質問、追加議案上程〔第163号議案〕、知事追加議案説明、議案・請願委員会付託、散会	会派・議員提出決議案等締切
7	水	（議案調査）	
8	木	予算決算委員会（総括質疑） 予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕 総務委員会〔現地調査〕	
9	金	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 本会議 開議、委員長報告、第135号議案及び第136号議案、質疑・討論、採決、散会 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活、農水経済〕 文教厚生委員会〔現地調査〕	
10	土		
11	日		
12	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
13	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	

月 日	曜	内 容 等	備 考
1 4	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕 常任委員会 〔文教厚生、農水経済〕	
1 5	木		
1 6	金	（議事整理）	
1 7	土		
1 8	日		
1 9	月	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
2 0	火	（議事整理）	
2 1	水	本会議（議案採決） 開議、発議第188号、質疑・討論、採決、委員長審査 結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・ 討論、採決、議員派遣第62号及び議員派遣第63号上 程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件 の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会	

（会期 2 4 日間）

目 次

第1日目（11月28日）本会議（議案上程）	1
一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、新任の公安委員会委員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（全国都道府県議会議長会永年勤続功労者表彰等）	3
一、予算決算委員長・審査結果報告（認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成27年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成27年度長崎県交通事業会計決算の認定について」）	4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論	4
一、堀江ひとみ議員・上記・認定第1号について、反対討論	4
一、外間雅広議員・上記・認定第1号について、賛成討論	6
一、上記・認定第1号・認定	8
一、上記・認定第2号・認定	8
一、上記・認定第3号・認定	8
一、議案一括上程（第131号議案乃至第162号議案）	8
一、知事議案説明	8
一、上記・議案のうち、第162号議案・原案同意	15
一、議会運営委員会より、発議第188号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」・提出・上程	15
一、散 会	16
常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
第2日目（11月29日）	
第3日目（11月30日）	
第4日目（12月 1日）（議案調査）	
第5日目（12月 2日）本会議	
一、議事日程	17
一、出席議員	18
一、欠席議員	18
一、説明のため出席した者	18
一、開 議	19

△県政一般に対する質問

一、中島廣義議員質問	19
・人口減少対策について	19
（国の基本方針決定及び方針に基づく県計画の策定スケジュールと事業費獲得に向けて、県の意気込みについて）	19
・産業振興と雇用対策について	20
（来年度に向けて、県内の地場産業や、観光業、農林水産業等の県内産業の現状をどのように捉え、産業振興にどのように取り組もうと考えているのか）	20
（若者の雇用の場の確保にとって欠かせない製造業等の振興にどのように取り組んでいくのか）	20
・交流人口拡大・定住促進について	20
（県内の交流人口の拡大を図るためには、歴史・文化、食などを活かした周遊型観光を推進すべきと思うが、どうか）	20
（ながさき移住サポートセンターが移住希望者に対して、具体的な情報発信をどのように行っているか）	20
（地域おこし協力隊の現況、任期終了後の定住状況、県の定住支援策の取組について）	21
・将来を担う人づくりについて	21
（ふるさと長崎県に愛情と誇りを持った子どもの育成及び高校生の県内就職促進、並びに高い知識や技術力を備えた人材の育成への取組について）	21
（若者の県内定着に向けた企業の魅力などの情報発信について）	21
・安全・安心な暮らしの推進について	21
（集落の現状と集落を消滅させないために、県はどのような施策に取り組んでいくのか）	21
・石木ダムの建設促進について	21
（石木ダムの建設について、工事を早く進めるべきではないか）	22
・東彼杵道路・国道205号の整備促進について	22
（東彼杵道路の事業化、県としての取組方針及び国道205号への対策についての県の考え方について）	23
・財源確保について	23
（健全な財政運営を持続させるため、歳入確保策としての工夫について）	23
知事答弁	23
企画振興部長答弁	24
産業労働部長答弁	25
文化観光国際部長答弁	26
教育委員会教育長答弁	27
土木部長答弁	27
総務部長答弁	28
中島廣義議員質問	28
・人口減少対策について（県が進めてきためぐりあい事業、婚活サポートで、どのくらいの成婚につながったのか）	28

こども政策局長答弁	28
中島廣義議員質問	28
・ 県内に若者が希望する製造業はどのくらいあるのか	29
産業労働部長答弁	29
中島廣義議員質問	29
・ 県外からのU I ターン、移住対策について（現在、何割ぐらい移住先に 定住しているのか）	29
企画振興部長答弁	29
中島廣義議員質問	29
・ 定住促進につなげるための対策について	29
企画振興部長答弁	29
産業労働部長答弁	30
こども政策局長答弁	30
中島廣義議員質問	30
・ 石木ダムについて	30
里見副知事答弁	31
中島廣義議員質問	31
知事答弁	31
一、休 憩	31
一、再 開	32
一、八江利春議員質問	32
・ 知事の基本姿勢について（平成29年度の当初予算編成について）	32
（「公共事業の予算確保」について）	32
（「来年度の予算編成の基本的な考え」について）	32
・ 新県庁舎完成と新たな事業展開について	32
（新庁舎の完成にあたり、県民に大きくアピールするイベントなどを行う考えはないか）	32
（本県ゆかりの著名人にPR大使に就任してもらう制度をつくってはどうか）	32
（県として、新しい県庁舎の完成を機に、新たな事業の展開等について考えるべき ではないか）	32
・ 国際県長崎が担う地方外交の役割と国際貢献（東アジア地域のこれからの 取り組みについて）	32
（東アジアとの強い人的つながりを今後どのように持続していこうと考えているか）	33
・ 東南アジア（アセアン）地域への取り組みについて	33
（経済交流について、東アジアから東南アジアへ比重を移し、経済交流促進の取組を 進めるとともに、再度、東南アジアを訪問すべきではないか）	33
・ 九州新幹線西九州ルート of 整備促進について（全線フル規格化への見直しについて）	33
（リレー方式での開業後における西九州ルート of 姿としては、長崎県、佐賀県はじめ、 西九州全域に大きなメリットがある全線フル規格化に方向転換するべきではないか）	34
・ 国営諫早湾干拓事業 of 早期解決への取り組みについて（長崎地裁が行う和解 of 早期決着について）	34

(今回公表された有明海振興基金案をどのように評価しているのか)	34
・干陸地や調整池等の有効活用について	34
(自然干陸地、調整池、堤防道路の有効活用について、今後、どのように 取り組まれるのか)	34
・本明川ダム建設促進と本明川水系の河川改修事業について	35
(本明川のダム建設及び河川改修の状況や今後の見通しと、県が行う維持工事の 実施状況はいかに)	35
・長崎県住宅供給公社が行う諫早西部団地の商業施設と住宅団地計画について	35
(諫早西部団地の住宅地の販売状況と商業施設立地の目的や効果について)	35
・諫早大型工業団地建設への県の取り組みは	35
(諫早市の大型工業団地について、県が主体的に関与して整備するべきではないか)	36
・「農業版平成の出島」特区構想について	36
(国家戦略特区に提案した農業分野の外国人受け入れ〔農業版平成の出島〕の 実現に向けた決意について)	36
・本県の特別支援教育の現況と諫早特別支援学校校舎等の建設について	36
(本県の特別支援学校の適正配置に関する現状や今後の取組について)	36
(諫早特別支援学校の老朽化対策の進捗はどのような状況か)	37
知事答弁	37
総務部長答弁	40
秘書広報局長答弁	40
農林部長答弁	41
土木部長答弁	41
教育委員会教育長答弁	42
八江利春議員質問	42
・これからベトナムをはじめ、本県と非常にゆかりが深い地域との経済交流を 活性化させていくことについて	43
知事答弁	43
八江利春議員質問	43
・諫早湾干拓の問題について	43
・国家戦略特区の実現に向けた知事の決意を踏まえ、外国人就労の実現に向けて、 県としてどのように取り組んでいくのか)	44
農林部長答弁	44
八江利春議員質問	44
・自分としては開発がうまくいかないと考えている。来年初夏頃の軌間可変技術 評価委員会まで、県は、全線フル規格化に向け、約半年間何もしないのか	44
知事答弁	45
八江利春議員質問	45
知事答弁	45
一、休 憩	45
一、再 開	45

一、瀬川光之議員質問	45
・人口減少対策について（「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について）	45
（昨年度から総合戦略に取り組んでいるが、初年度の成果について、どのように受け止めているのか）	46
（平成27年度の実施の成果を踏まえて、平成29年度はどのように取り組もうとしているのか）	46
・参議院議員選挙の合区の解消について	46
（現在の本県の人口減少傾向を踏まえると、本県においても将来的な合区の可能性があり、憲法を改正してでも合区は解消すべきと考えているが、合区に関する知事の見解は）	46
・長崎大学「子どもの心の医療・教育センター」との連携について	46
（長崎大学が「子どもの心の医療・教育センター」を設置したとのことだが、県とはどのように連携していくのか）	47
（子どもの心の医療・教育センターが行う、現場の教員や保育士等の資質向上に向けた取り組みに対して、県はどのように関わっていくのか）	47
・大村湾架橋構想について	47
（大村湾架橋構想を本県の部局横断的な長期プロジェクト構想と位置づけていくような考えはないか）	47
・たくましい県土の整備について（西彼杵道路の延伸について）	47
（今後、整備の進め方について）	48
・国道251号赤間～権田間のトンネル建設について	48
（国道251号の赤間～権田間について、防災事業など安全対策が進まない区間は、トンネルによるルートを検討するなどの対策が図れないか）	48
・日本遺産を活用した国内外からの観光客誘致について	48
（日本遺産を活用した観光客誘致における課題について、県はどのように認識し、観光客誘致に向けてどのように取り組もうとしているのか）	49
・未来をひらく教育の推進（全国学力・学習状況調査における県立中学校3校の評価について）	49
（県立中学校3校は全国と比較すると平均正答率が高いと認識しているが、このような県立中学校の状況に対して、県教育委員会はどのように評価しているのか）	49
・教師の指導力向上対策について	49
（教師の教科指導力向上対策、また、生徒指導面での指導力向上対策にどのように取り組んでいくのか）	49
知事答弁	49
こども政策局長答弁	51
環境部長答弁	51
土木部長答弁	52
文化観光国際部長答弁	52
教育委員会教育長答弁	53
瀬川光之議員質問	54

・「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について（移住対策について）	54
知事答弁	54
瀬川光之議員質問	54
・長崎大学「子どもの心の医療・教育センター」との連携について（長崎県版 再発防止策というふうに位置づけて認識していいのか）	54
こども政策局長答弁	55
瀬川光之議員質問	55
こども政策局長答弁	55
瀬川光之議員発言	56
一、休 憩	57
一、再 開	57
一、深堀 浩議員質問	57
・環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に伴う本県への影響について（長崎県への 影響について〔知事の所見〕）	57
知事答弁	57
深堀 浩議員質問	58
・懸念される事項について	58
（雇用創出と経済波及効果額の算定）	58
企画振興部長答弁	58
深堀 浩議員質問	59
・I S D条項	59
企画振興部長答弁	60
深堀 浩議員質問	60
・農水産業への補助	60
農林部長答弁	60
深堀 浩議員質問	61
・食品の安全について	61
県民生活部長答弁	61
深堀 浩議員質問	61
県民生活部長答弁	62
深堀 浩議員質問	62
・我が国の食品表示について	62
県民生活部長答弁	62
深堀 浩議員質問	62
・産地表示について	62
県民生活部長答弁	63
深堀 浩議員質問	63
県民生活部長答弁	63
深堀 浩議員質問	63
県民生活部長答弁	63

深堀 浩議員質問	63
・表示義務について、さらに踏み込んで、地産地消というものの考え方にも影響を 与えるおそれがあるということで、小中学校などの給食での地産地消について、 文部科学省に再度確認をお願いしていたが)	63
教育委員会教育長答弁	63
深堀 浩議員質問	63
・国民皆保険制度について（国民皆保険制度に関わる公的医療保険について）	64
福祉保健部長答弁	64
深堀 浩議員質問	64
福祉保健部長答弁	64
深堀 浩議員質問	65
福祉保健部長答弁	65
深堀 浩議員質問	66
福祉保健部長答弁	66
深堀 浩議員質問	66
・公共調達について	66
（公共調達で何が変わるのか）	66
会計管理者答弁	66
深堀 浩議員質問	66
・政府調達について	66
会計管理者答弁	67
深堀 浩議員質問	67
会計管理者答弁	67
深堀 浩議員質問	68
・長崎南北幹線道路（茂里町～時津町）の事業化について	68
（現在の検討状況）	68
土木部長答弁	68
深堀 浩議員質問	68
・長崎南北幹線道路の事業効果	68
土木部長答弁	69
深堀 浩議員質問	69
・工期・総工費	69
土木部長答弁	69
深堀 浩議員質問	69
・完成までの道筋について	69
土木部長答弁	70
深堀 浩議員質問	70
・市道との連携	70
土木部長答弁	70
深堀 浩議員質問	70

・必要最小限のインフラ整備という観点からの代替案	70
(川平有料道路、西山バイパスの有効活用)	70
土木部長答弁	71
深堀 浩議員質問	71
土木部長答弁	71
深堀 浩議員質問	71
土木部長答弁	71
深堀 浩議員発言	71
一、散 会	72

第6日目(12月3日)

第7日目(12月4日)

第8日目(12月5日) 本会議

一、議事日程	73
一、出席議員	74
一、欠席議員	74
一、説明のため出席した者	74
一、開 議	75

△県政一般に対する質問

一、西川克己議員質問	75
・安心安全に住める郷土づくりについて(玄海原発避難計画について)	75
(国及び関係県は「玄海地域の緊急時対応」を取りまとめたが、これにより住民の避難計画、特に離島からの避難については実効性があり、十分であると考えているのか)	75
・消防学校整備充実について	75
(消防学校の現校舎の改築・改修等の計画はあるか、女性職員受け入れのための施設整備はされているか、屋内体育施設において剣道ができるよう施設改修の際に検討してもらいたい)	76
(救助工作車、地震体験車の買替計画はどのようになっているか、また、その他の機器や機材の更新、導入はどのようになっているか)	76
(教育課程の見直しの際は、各消防本部等と意見交換しているのか)	76
・警察行政について	76
(高齢者の特殊詐欺被害防止対策について)	76
(高齢運転者による交通事故防止対策について)	77
(通学路における交通事故防止対策について)	77
・医療体制の充実について	77
(医師、看護師の偏在の状況はどのようなものか。確保対策はどうしているか)	77
(看護師の再就業のための方策と実績はどのようなものか。ナースセンター等の取組について、積極的な広報・啓発に取り組むべきではないか)	77

(へりによる医師派遣の実績について)	77
・高齢者福祉行政について	77
(現状で、特養に入れない待機者はいないのか。もし、いるのであれば、どのように 対応するつもりなのか)	77
(県と県社協・市町社協との連携・協力が必要だと思うが、その状況はどうか)	77
(施設などで働く介護職員の人材育成、確保のために、県はどのように 取り組んでいるのか)	77
・農業振興について(全国和牛能力共進会に向けた取り組みについて)	77
(全国和牛能力共進会宮城大会「日本一連覇」に向けての現在の取り組み状況)	78
・畜産クラスター事業を活用した肉用牛振興について	78
(肉用牛の畜産クラスター事業について、これまでの事業の実施状況と平成28年度の 国の補正予算を活用した事業の内容について)	78
・施設園芸収量向上対策について	78
(施設園芸での農業所得向上には、単位あたりの収量向上が必要と考えるが、今後、 どのような取り組みを行おうと計画しているのか)	79
・農産物の輸出の現況と今後の取り組みについて	79
(東南アジアを中心とした農産物輸出の現状と、今後について、どのように 取り組むのか)	79
・防疫対策について(鳥インフルエンザについて)	79
(鳥インフルエンザの発生防止が重要であるが、どのような防疫対策を講じているのか) ..	79
・道路行政について(松浦市を中心とした県北の原子力災害避難道路の整備について) ..	79
(松浦市からの避難道路の整備状況について)	79
・国県道の整備について	79
(長崎県が発展するために、どのように道路を計画し進めようとしているのか)	79
・維持工事について	79
(県管理の国県道について、伐採や除草工事の発注の時期や規模はどうなっているのか。 また、地域の中小業者が受注できるような発注を行うべきではないか)	80
(長崎市内の精霊流し後の県の道路清掃費について、市や参加者などから負担金を 取って、その分の予算を県内の他の道路の維持補修費に充てるべきではないか)	80
知事答弁	80
危機管理監答弁	80
警察本部長答弁	81
福祉保健部長答弁	82
農林部長答弁	83
土木部長答弁	85
西川克己議員質問	86
・玄海原発避難計画について	86
危機管理監答弁	86
西川克己議員質問	86
危機管理監答弁	87

西川克己議員質問	87
危機管理監答弁	87
西川克己議員質問	87
・ 県北地域の医療を確保することについて	87
福祉保健部長答弁	88
西川克己議員質問	88
・ 長崎市の精霊流しの件について	88
知事答弁	89
西川克己議員発言	89
一、休 憩	89
一、再 開	89
一、山本由夫議員質問	89
・ 行財政改革について（退職手当債の発行基準見直しの財政への影響と 今後の対応について）	89
（実質的な公債費の長期シュミレーションを踏まえた今後の財政運営方針について）	90
・ 歳入増加策について	90
（県税徴収率のさらなる向上対策について）	90
（これまでのふるさと納税にかかる収支と今後の取組みについて）	90
（企業版ふるさと納税について、今後どのように展開していくか）	90
（県有財産の売却・有効活用の実績と今後どう取り組んでいくのか）	90
（基金の運用状況について）	90
・ 資金の運用と調達の総合管理について	91
（基金の運用と調達の総合管理について）	91
・ 公共施設等総合管理計画について（今後のバージョンアップと活用について）	91
（公共施設等総合管理計画に基づく国の有利な県債の活用について）	91
（公共施設等総合管理計画のバージョンアップと活用について）	91
・ 地方公会計について（地方公会計整備の進捗状況と今後のスケジュールについて）	91
（地方公会計整備の進捗状況と整備に向けた今後のスケジュールについて）	91
・ 地方公会計整備後の活用について	91
（地方公会計を今後の財政運営にどのように活用していくか）	92
・ 島原港駐車場について（島原港駐車場使用料の上限料金設定について）	92
（島原港駐車場使用料に上限を設定できないか）	92
・ がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）の活性化について（リニューアルの内容及び 今後のスケジュールについて）	92
（リニューアルの内容及び今後のスケジュールについて）	92
・ リニューアルを踏まえた入館者増加対策について	93
（リニューアルを踏まえた入館者増加対策について）	93
・ 県内の子どもたちの学校活動や地域活動での利用について	93
（本施設をより多くの子どもが利用するよう、教育委員会として支援できないか）	93
・ 九州大学地震火山観測研究センターについて（地震火山観測研究センターの	

さらなる活用について)	94
(将来的にセンターの人員削減等が懸念される状況にあるが、本県におけるセンターの 活用の現状と今後の期待について見解を伺いたい)	94
・ 寄附講座の開設について	94
(センターの存続、特に、ホームドクターに引き続き常駐してもらうための一つの 方法として、清水教授から提案のあったセンターにおける寄附講座の開設に ついて検討してほしいと思うが、見解を伺いたい)	94
知事答弁	94
総務部長答弁	95
企画振興部長答弁	97
土木部長答弁	98
教育委員会教育長答弁	99
危機管理監答弁	99
山本由夫議員質問	100
・ 退職手当債の償還財源について	100
総務部長答弁	100
山本由夫議員質問	100
・ 県税の徴収率の向上について	100
総務部長答弁	101
山本由夫議員質問	101
・ ふるさと納税にかかる返礼品について	101
総務部長答弁	101
山本由夫議員質問	102
・ 基金の運用について(資金の運用と調達の総合管理、公共施設等総合管理計画、 地方公会計の問題について)	102
総務部長答弁	103
山本由夫議員質問	103
・ 島原港の駐車場について	103
・ 雲仙岳災害記念館の活性化について(利用促進に向けた支援を引き続きお願いしたい) ..	103
教育委員会教育長答弁	103
山本由夫議員質問	104
・ 雲仙岳災害記念館のリニューアルについて	104
・ 九州大学地震火山観測研究センターのさらなる活用について	104
知事答弁	104
山本由夫議員発言	104
一、休 憩	105
一、再 開	105
一、ごうまなみ議員質問	105
・ 人口減少対策について(若者の地元定着、COC+事業の取り組みについて)	105
(大学生の県内定着について、現在の取組状況や今後、経済団体、COC+事業との	

連携など、どのようにして進めていくのか) ……………	105
・誰もが働きやすい職場づくりについて ……………	105
(誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度の内容と企業のメリットについて) ……	106
・結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援について(産後ケアの 充実について) ……………	106
(県として市町が産後ケア事業の取組を進められるようどのように サポートしていくのか) ……………	106
・妊娠、出産等に関する正しい知識の普及について ……………	106
(県は妊娠・出産の正しい知識の普及のためにどういった事業に取り組んでいるのか) …	107
・特別支援教育の充実について(特別支援教育の充実に向けた免許取得の推進について) …	107
(特別支援学校や特別支援学級等を担当している教員の免許保有状況と、免許を 保有していない教員に対する免許取得の推進に向けた県の取組みについて) ……………	107
・農福連携について(農福連携による障害者の就農促進事業の進捗について) ……………	107
(農福連携による障害者の就農促進事業の進捗状況はどうなっているのか) ……………	108
(農業分野における障害者の参入をどのように捉えているか) ……………	108
・花育活動について(花育活動の現状と今後の取組みについて) ……………	108
(花き振興を図るうえで、花育活動の現状と今後どう取り組んでいくのか) ……………	108
・橘湾における養殖業の振興について ……………	108
(橘湾におけるトラフグの養殖振興と地元消費拡大にどのように取り組んでいく 考えなのか) ……………	109
・本県の観光振興について(観光ステップアップ推進事業について) ……………	109
(富裕層獲得に向けたプレミアムコンテンツの商品開発等の事業進捗と今後の進め方は) …	109
・コンシェルジュの育成・配置について ……………	109
(ホテルコンシェルジュの配置実証事業にも取り組まれているが、本県を訪れる 多くの観光客にコンシェルジュのサービスを提供する仕組みが必要と思うが、 どう考えているのか) ……………	109
・ユニバーサルツーリズムについて ……………	109
(観光県長崎として、高齢者や障がい者の方々が、不自由なくスムーズに県内を周遊 できるようなモデルコースや旅行商品を開発すべきと思うが、どう考えているのか) …	110
知事答弁 ……………	110
産業労働部長答弁 ……………	110
こども政策局長答弁 ……………	111
教育委員会教育長答弁 ……………	111
福祉保健部長答弁 ……………	112
農林部長答弁 ……………	112
水産部長答弁 ……………	113
文化観光国際部長答弁 ……………	113
ごうまなみ議員質問 ……………	114
・県庁における男性職員の育児休業の取得状況はどうなっているか。また、誰もが 働きやすい職場づくりに向け今後どのように取り組むのか ……………	114

総務部長答弁	114
ごうまなみ議員質問	115
総務部長答弁	115
ごうまなみ議員質問	115
総務部長答弁	115
ごうまなみ議員質問	116
・誰もが働きやすい職場づくりを推進するためには、職場のトップの意識が重要。 イクボス宣言を知事だけでなく、部局長を含め宣言してはどうか	116
知事答弁	116
ごうまなみ議員質問	116
・今後、盲学校とろう学校の保有率向上、特別支援学級等の専門性向上に、 どのように取り組んでいくのか	117
教育委員会教育長答弁	117
ごうまなみ議員質問	117
教育委員会教育長答弁	118
ごうまなみ議員質問	118
・農福連携を進めるにあたって、今後の課題はどのようなものがあると考えているのか	118
福祉保健部長答弁	118
ごうまなみ議員質問	118
・社会福祉法人が農業参入する場合、どのように支援していくのか	119
農林部長答弁	119
ごうまなみ議員質問	119
福祉保健部長答弁	120
ごうまなみ議員発言	120
一、休 憩	120
一、再 開	120
一、宅島寿一議員質問	120
・土木行政について（県内建設業の人材育成について） （専門知識のない新規入職者に対し、教育研修をする仕組みを構築するべきではないか） （女性技術者の入職や定着の促進について）	120
・ドローンを活用した産業・地域振興について （農林分野におけるドローンの活用状況と今後の活用見込みについて） （水産分野におけるドローンの活用状況と今後の活用見込みについて） （土木分野におけるドローンの活用状況と今後の活用見込みについて）	121
・幼児教育に関する施策の推進について（保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について） （保育士等の処遇を少しでも改善することができるよう、保育者等一人当たり 月額1,000円の処遇改善加算など、本県独自の補助制度が創設できないか）	122
・幼児教育センターの設置について （保育士・幼稚園教諭等に対する研修体制の整備をはじめ、幼保小連携や 発達障害児への支援、教育相談機能の充実を図るなど、地域の拠点となる	122

「幼児教育センター」の設置を進めることができないか	122
・農林水産業の振興について（農林水産物のブランド化について）	122
（県としてブランド化の推進をどのように図っていくのか〔水産部〕）	123
（県としてブランド化の推進をどのように図っていくのか〔農林部〕）	123
・農林水産物の活用、イベントについて	123
（本県農林水産物の認知度向上に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか〔水産部〕）	123
（本県農林水産物の認知度向上に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか〔農林部〕）	123
・企業誘致について	123
（名古屋企業誘致センター設置の成果について）	124
（今後の企業誘致について、何か工夫した取組が必要だと思うが、どうか）	124
知事答弁	124
土木部長答弁	125
農林部長答弁	125
水産部長答弁	126
こども政策局長答弁	127
産業労働部長答弁	128
宅島寿一議員質問	128
・建設業の人材育成について	128
土木部長答弁	129
宅島寿一議員質問	129
・ドローンを活用した産業・地域振興について（九州内の取組で、長崎からという提案について）	129
土木部長答弁	129
宅島寿一議員質問	129
・いち早く、長崎県にドローンの訓練場なり、指導する学校を誘致していただきたいが、どうか	129
企画振興部長答弁	129
宅島寿一議員質問	129
・空港の有効活用について	129
企画振興部長答弁	129
宅島寿一議員質問	130
企画振興部長答弁	130
土木部長答弁	130
宅島寿一議員質問	130
・保育所及び幼稚園の教諭等に関する処遇改善について	130
こども政策局長答弁	130
宅島寿一議員質問	130
こども政策局長答弁	130

宅島寿一議員質問	131
・農林水産物のブランド化の取組について	131
農林部長答弁	131
水産部長答弁	131
宅島寿一議員質問	131
・フグの養殖について（ブランド化への支援を）	131
・県内外から大々的に呼び込むような農林水産物のイベントをやっていただきたい	132
水産部長答弁	132
宅島寿一議員質問	132
濱本副知事答弁	132
宅島寿一議員質問	132
・I R法案について、見解を	133
里見副知事答弁	133
宅島寿一議員発言	133
一、散 会	133

議会運営委員会

第9日目（12月6日）本会議

一、議事日程	135
一、出席議員	136
一、欠席議員	136
一、説明のため出席した者	136
一、開 議	137

△県政一般に対する質問

一、吉村正寿議員質問	137
・知事の政治姿勢について（三菱重工の商船事業の見直し）	137
（雇用や仕事量の影響において、その対策について）	137
知事答弁	138
吉村正寿議員質問	138
知事答弁	139
吉村正寿議員質問	139
知事答弁	140
吉村正寿議員質問	140
・国民健康保険について（保険者として）	140
（都道府県化について、県が考える問題点）	140
福祉保健部長答弁	141
吉村正寿議員質問	141
・装具の受領委任払い制度について	142
福祉保健部長答弁	144

吉村正寿議員質問	144
福祉保健部長答弁	146
吉村正寿議員質問	147
・世界遺産登録を見据えた政策について（世界遺産や関連資源を活用した 誘客対策について）	147
（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録に向けた取組状況について）	147
文化観光国際部長答弁	148
吉村正寿議員質問	148
・来ていただいた観光客の皆さんに、リピーターになっていただくには どうしたらいいのか	149
文化観光国際部長答弁	149
吉村正寿議員質問	149
文化観光国際部長答弁	150
吉村正寿議員発言	150
一、休 憩	151
一、再 開	151
一、大久保潔重議員質問	151
・陸・海・空の交通体系について（九州新幹線西九州ルートについて）	151
知事答弁	152
大久保潔重議員質問	152
企画振興部長答弁	152
大久保潔重議員質問	153
企画振興部長答弁	153
大久保潔重議員質問	153
企画振興部長答弁	153
大久保潔重議員質問	153
企画振興部長答弁	154
大久保潔重議員質問	154
企画振興部長答弁	154
大久保潔重議員質問	154
知事答弁	155
大久保潔重議員質問	155
企画振興部長答弁	155
大久保潔重議員質問	155
企画振興部長答弁	155
大久保潔重議員質問	155
企画振興部長答弁	156
大久保潔重議員質問	156
知事答弁	157
大久保潔重議員質問	157

・長崎港の振興について	157
（長崎港松が枝地区の2バース化について）	157
土木部長答弁	158
大久保潔重議員質問	158
土木部長答弁	158
大久保潔重議員質問	158
・物流による長崎港の振興について	159
土木部長答弁	159
大久保潔重議員質問	159
・長崎空港の活性化について	159
企画振興部長答弁	159
大久保潔重議員質問	160
・交流人口拡大について（スポーツ振興について）	160
（マラソン大会開催に向けて）	160
企画振興部長答弁	160
大久保潔重議員質問	161
企画振興部長答弁	161
大久保潔重議員質問	162
企画振興部長答弁	162
大久保潔重議員質問	162
・マラソンのコースについて	162
警察本部長答弁	162
大久保潔重議員質問	163
知事答弁	163
大久保潔重議員質問	163
・国際交流について	163
（東南アジア諸国との交流）	163
文化観光国際部長答弁	164
大久保潔重議員質問	164
・ベトナム交流人材招致事業について	164
文化観光国際部長答弁	164
大久保潔重議員質問	165
・ラオスとの交流について	165
文化観光国際部長答弁	165
大久保潔重議員質問	165
・地域振興について（諫早湾干拓について）	165
農林部長答弁	166
一、休 憩	166
一、再 開	166
一、 松島 完議員質問	166

・「世界の島原半島」をつくりだす政策について（参加型スポーツイベントの開催について）	167
（島原半島一周ウルトラマラソン大会）	167
企画振興部長答弁	187
松島 完議員質問	167
企画振興部長答弁	168
松島 完議員質問	168
・雲仙普賢岳トレイルランニング大会	168
企画振興部長答弁	168
松島 完議員質問	169
知事答弁	169
松島 完議員質問	169
・“三大遺産の半島”PRについて	169
企画振興部長答弁	169
松島 完議員質問	170
・世界遺産センターの設置について	170
（情報発信の中に明確に日野江城も入れていただきたい）	170
文化観光国際部長答弁	170
松島 完議員質問	170
・地場産業を耕す政策について（所得向上について）	171
（農業）	171
（水産業）	171
（製麺業）	171
農林部長答弁	171
水産部長答弁	172
産業労働部長答弁	172
松島 完議員質問	173
・県内経済の循環を促進することが地場産業を耕すうえで非常に大事になってくると 思うが、どのような考えで県は取り組まれているのか	173
産業労働部長答弁	173
松島 完議員質問	173
・地産地消の推進について	173
農林部長答弁	174
松島 完議員質問	174
・島原手延そうめんの振興について	175
（そうめん研究所）	175
産業労働部長答弁	175
松島 完議員質問	175
・そうめんサミットについて	175
産業労働部長答弁	176

松島 完議員質問	176
産業労働部長答弁	176
松島 完議員質問	176
知事答弁	176
松島 完議員質問	176
・さらば陸の孤島対策について（県道小浜北有馬線について）	176
（トンネル開通の時期は）	176
土木部長答弁	176
松島 完議員質問	177
・県道山口南有馬線について	177
土木部長答弁	177
松島 完議員質問	177
・愛野小浜バイパスについて	177
土木部長答弁	177
松島 完議員質問	177
・子どもを守る政策について（非構造部材の耐震化について）	177
（私立の小・中・高等学校について）	178
（私立幼稚園の状況について）	178
教育委員会教育長答弁	178
総務部長答弁	178
こども政策局長答弁	179
松島 完議員質問	179
・ツケをまわさない財政づくりについて	179
（臨時財政対策債について）	179
総務部長答弁	180
松島 完議員質問	180
総務部長答弁	180
松島 完議員質問	180
総務部長答弁	180
松島 完議員発言	180
・ファシリティ・マネジメントについて	180
（さらなる増収を図って工夫をしていただきたい）	181
一、休 憩	181
一、再 開	181
一、川崎祥司議員質問	181
・長崎の街づくりについて（松が枝国際埠頭拡張計画及び周辺地域の整備について）	181
（松が枝国際埠頭拡張計画について）	181
（松が枝国際埠頭拡張計画に伴う周辺地域の整備）	181
・大型クルーザー等の受入体制強化	182
（海外からの大型クルーザー等の寄港状況と課題）	182

・ 地方公会計制度と公共施設管理について（地方公会計制度の導入目的と効果）	182
（地方公会計制度導入目的及び期待する効果、その基本となる固定資産台帳の策定に どう取り組んでいくか）	182
・ 公共施設等総合管理計画との連携	182
（固定資産台帳と公共施設等総合管理計画の連携について）	182
・ 官民連携による維持管理体制の構築	182
（官民連携による維持管理体制の構築について）	183
・ 農業行政について（ＩＣＴを用いた農業振興施策）	183
（県が取り組むＩＣＴを利用した農業施策はどう展開されているのか、 またＩＣＴ利活用を積極的に推進する姿勢か）	183
・ 鳥獣害対策	183
（イノシシの捕獲個体を有効利用するための研究を行い、具体的な施策を 講じるべきではないか）	183
・ 福祉行政について（地域包括ケアシステムの構築加速化）	183
（地域包括ケアシステムの構築状況と完成に向けての県としての進め方について）	183
・ 地域共生・多機能型施設の構築推進	183
（地域共生・多機能型施設に対する県の見解と構築推進に対する考えは）	184
・ 福祉に関するマークの浸透	184
（ヘルプマークとはどういうものか。また、このマークに対する県の認識と 県内の導入状況はどうか）	184
（共生社会の構築を目指し、マークについて理解をどう深めていくのか）	184
・ 障害者就労施設からの物品調達	184
（障害者就労施設からの調達実績が減少している原因と目標達成に向け、 こういった取組がなされているのか）	185
知事答弁	185
土木部長答弁	185
総務部長答弁	186
農林部長答弁	187
福祉保健部長答弁	187
川崎祥司議員質問	189
・ 小ヶ倉柳埠頭の整備が松が枝国際埠頭拡張計画に影響しないか	190
土木部長答弁	190
川崎祥司議員質問	190
土木部長答弁	190
川崎祥司議員質問	190
・ 大型クルーザーについて、受入体制を整備し、インバウンド獲得を 促進すべきではないか	191
土木部長答弁	191
川崎祥司議員質問	191
・ 松が枝の国際船埠頭の拡張と併せて、一体的な整備について	192

・ I C Tについて（ I S S A山形）	192
農林部長答弁	193
川崎祥司議員質問	193
・ 最近、高齢者が加害者となる重大な交通事故が発生しているが、全国、県内の発生状況はどうか。また、運転免許を返納したくても運転をせざるを得ないため返納できないケースもあると思うが、その要因はどういったものがあると思うか	194
警察本部長答弁	194
川崎祥司議員質問	194
・ 地域においては、通院や買い物など日常生活を送るうえで交通の問題を抱えている。地域交通が充実されれば地域包括ケアシステムの構築が加速化され则认为るが、県の見解は	195
企画振興部長答弁	195
川崎祥司議員質問	195
・ 県営住宅の建替えや大規模改修時に、福祉サービス施設等を同時に整備すべきではないか、県の見解を	196
土木部長答弁	196
川崎祥司議員発言	196
一、追加議案上程（第163号議案）	196
一、上記・追加議案・知事説明	196
一、議案（第131号議案乃至第161号議案及び第163号議案）・委員会付託	197
一、各請願・農水経済委員会及び文教厚生委員会、並びに環境生活委員会に付託	197
一、散 会	197

議会運営委員会

第10日目（12月7日）（議案調査）

第11日目（12月8日）予算決算委員会（総括質疑）

予算決算委員会・分科会（総務、環境生活、農水経済）

総務委員会・現地調査

第12日目（12月9日）予算決算委員会

議会運営委員会

本会議

一、議事日程	199
一、出席議員	200
一、欠席議員	200
一、説明のため出席した者	200
一、開 議	201

△委員長報告

一、予算決算委員長報告	201
一、各議案（第135号議案及び第136号議案）・原案可決	202

一、散 会	202
-------------	-----

常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、環境生活、農水経済）
文教厚生委員会・現地調査

第13日目（12月10日）

第14日目（12月11日）

第15日目（12月12日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第16日目（12月13日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（農水経済）
常任委員会
（総務、文教厚生、環境生活〔午前：委員会、午後：現地調査〕）

第17日目（12月14日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、環境生活）

第18日目（12月15日）

第19日目（12月16日）

第20日目（12月17日）（議事整理）

第21日目（12月18日）（議事整理）

まちづくり・経済雇用対策特別委員会

第22日目（12月19日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会

第23日目（12月20日）（議事整理）

離島・半島地域振興特別委員会

観光振興等対策特別委員会

第24日目（12月21日）本会議（議案採決）

一、議事日程	203
一、出席議員	204
一、説明のため出席した者	204
一、開 議	205
一、発議第188号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例」・原案可決	205

△委員長報告

一、総務委員長報告	205
一、第145号議案・原案可決	208
一、第146号議案・原案可決	208
一、その他の議案・原案可決	208
一、文教厚生委員長報告	208
一、上記・第6号請願・不採択	210
一、上記・第7号請願・不採択	210
一、その他の案件・原案可決	210
一、環境生活委員長報告	210

一、上記・第8号請願・不採択	212
一、その他の案件・原案可決	212
一、農水経済委員長報告	212
一、上記・第5号請願・採択	214
一、その他の議案・原案可決	214
一、予算決算委員長報告	215
一、第137号議案・原案可決	216
一、その他の議案・原案可決	216
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	216
一、上記・農水経済委員会提出の動議・「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について葉たばこ生産者やサービス事業者等への十分な配慮について」・可決	216
一、上記・農水経済委員会提出の動議・「『米政策改革』に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保について」・可決	216
一、上記・その他の各動議・可決	216
一、小林克敏議員ほか13名より、「日本政府の『核兵器禁止条約』決議案への反対に抗議し核兵器廃絶への転換を求める意見書案」・動議提出	216
一、坂本 浩議員、上記・動議について、提案理由の説明	216
一、上記・動議について、質疑・討論	217
一、山本啓介議員、上記・動議について、反対討論	218
一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、賛成討論	219
一、上記・動議・否決	220
一、宮内雪夫議員ほか40名より、「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書案」・動議提出	220
一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、反対討論	220
一、前田哲也議員、上記・動議について、賛成討論	221
一、上記・動議・可決	222
一、宮内雪夫議員ほか24名より、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応に関する意見書案」・動議提出	222
一、上記・動議・可決	222
一、議員派遣第62号及び議員派遣第63号・決定	222
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	222
一、知事あいさつ	222
一、議長あいさつ	224
一、閉 会	225

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会 期 決 定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 議 長 報 告
- 6 予算決算委員長報告、質疑・討論、採決
- 7 第131号議案乃至第162号議案一括上程
- 8 知事議案説明
- 9 第162号議案、質疑・討論、採決
- 10 発 議 上 程
- 11 散 会

平成28年11月28日（月曜日）

出席議員（44名）

1番 吉村正寿君
2番 坂本浩君
3番 宮本法広君
4番 麻生隆君
5番 大場博文君
6番 里脇清隆君
7番 近藤智昭君
8番 山口経正君
9番 大久保潔重君
10番 浅田眞澄美君
11番 松島完君
12番 友田吉泰君
13番 堀江ひとみ君
14番 川崎祥司君
15番 深堀浩君
16番 山田朋子君
17番 宅島寿一君
18番 山本由夫君
19番 吉村洋君
20番 ごうまなみ君
21番 山本啓介君
22番 中島浩介君
23番 前田哲也君
24番 西川克己君
25番 中村和弥君
26番 外間雅広君
欠 番
28番 中山功君
29番 山田博司君
30番 高比良元君
31番 小林克敏君
32番 久野哲君
33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
36番 徳永達也君
37番 中島廣義君
38番 瀬川光之君
39番 坂本智徳君
40番 溝口芙美雄君
41番 橋村松太郎君
42番 野本三雄君
43番 三好徳明君
44番 八江利春君
45番 宮内雪夫君
46番 田中愛国君

欠席議員（1名）

35番 下条ふみまさ君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅穂君
副知事 里見晋君
総務部長 上田裕司君
県民生活部長 吉浜隆雄君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
企画振興部長 辻本政美君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 浅野和広君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 熊谷徹君
産業労働部長 古川敬三君
危機管理監 西浦泰治君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長
会計管理者 新井忠洋君

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員	中 部 憲一郎 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、平成28年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の公安委員会委員を紹介いたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの平成28年9月定例県議会におきまして、ご同意をいただき任命い

たしました特別職をご紹介します。

公安委員会委員 中部憲一郎君でございます。
(拍手)

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月21日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、久野 哲議員及びごう まなみ議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の各議員が永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職25年以上、八江利春議員（拍手）、同じく、在職10年以上、徳永達也議員（拍手）、並びに山田博司議員（拍手）、以上でございます。

心からお祝い申し上げます。

まことにめでとうございます。

次に、知事より、知事専決事項報告書が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしておりました認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成27年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」、及び認定第3号「平成27年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、既に審査を終了されておりますので、この際、

委員長の報告を求めることにいたします。

中村委員長—25番。

○予算決算委員長(中村和弥君)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成28年9月定例会において、本委員会に付託されました、認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」ほか2件については、去る10月26日から11月9日までの期間中、6日間にわたり審査を行い、認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成27年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成27年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、いずれも起立採決の結果、認定すべきものと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。平成27年度の一般会計決算額は、歳入が約7,072億5,000万円、歳出が約6,891億1,000万円となっており、差し引き収支では約181億4,000万円の剰余金が生じております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源約170億4,000万円を控除した実質収支は、約11億円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出

決算額は、前年度に比べ、それぞれ0.7%、0.8%の増となっておりますが、その主な要因として、歳入については、平成26年度の税率引き上げの平年度化等に伴う地方消費税の増などによるものであり、歳出については、地方消費税の増に伴う地方消費税交付金の増などであります。

次に、本県の財政状況については、平成27年度から平成29年度まで緊急的に総額154億円の「さらなる収支改善対策」に取り組んでいるものの、先に公表された「中期財政見通し」では、国の退職手当債の発行基準の見直しなどにより、平成27年度試算時より収支が悪化する見通しとなっております。

加えて、平成27年度末の県債残高は1兆2,450億円あり、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造であり、財源調整のための基金を取り崩しながらの財政運営が続く見込みであるため、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減が求められている状況にあります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約36億7,000万円と、前年度と比較して約5億9,000万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち県税については、個人県民税、不動産取得税、自動車税等で減少し、調定額に占める収入未済額の割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られますが、収入未済額は約18億5,000万円と全体の約51%を占め

ているため、引き続き、長崎県地方税回収機構やファイナンシャルプランナーの活用等により、さらなる収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

また、税外の未収金回収については、全庁的な情報の共有が重要と考えるため、各部局の債権管理の現状分析や債権の情報交換、事例研究等の全庁的な取組を実施するなど、引き続き、収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

なお、不納欠損の総額は約4億4,000万円で、前年度に比較して約1億6,000万円増加しております。不納欠損処分はやむを得ない事由で一定の基準を満たす場合に行われておりますが、安易に不納欠損が生じることのないよう、時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

平成27年度の繰越額は約400億1,000万円と、前年度と比較して約48億2,000万円減少しています。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元調整等により不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っておりますが、繰越が常態化することがないよう、計画段階において関係住民との意見交換など、事前の調整を十分に図り、引き続き、繰越の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地については、平成24年3月末の64万平方メートルから平成28年3月末には34万平方メートルと減少していますが、さらなる収支改善のために未利用地の活用を進めていく必要が

あります。そのため、市町等とも連携し、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、処分及び活用等に努めるようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、平成27年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、認定に反対の立場で意見を申し上げます。

一般会計決算のうち、乳幼児医療費助成事業の現物給付方式を実施していることなど、県民の願いに応えた事業は、年齢拡大など、事業充実のうえ、来年度の継続を要望いたします。

しかし、以下の事業については認められず、来年度予算編成では見直すことを求めます。

1、石木ダム建設事業、決算額1億3,264万円。

当初予算15億円を大幅に下回ったのは、県民の反対があるからでした。土地収用法の手続がこのまま進めば、行政代執行へ知事の判断となります。佐世保の水は足りています。川棚川の改修が終われば、これまでの洪水を心配することはありません。住んでいる家と土地を取り上

げて、石木ダムを建設する必要はありません。

知事、強制収用はしないでください。石木ダム建設は、直ちに中止してください。

2、長崎新幹線整備事業、決算額63億4,846万円。

フリーゲージトレインは、先日、走行試験の延期が明らかになったばかりです。20年間、400億円かけて開発しても、完成の見通しはありません。長崎から博多へ、乗り換えなければならない方式に県民はあきれています。停車駅も明らかにせず、時間短縮と言っても県民の納得は得られません。

私が決算総括質疑で取り上げた土地取得について、「鉄道・運輸機構」が新幹線ルート対象の地権者に対して、「開業に間に合わない、強制執行に入る」と発言した問題。土木部長は、「発言はしていないと聞いている」と答弁し、今後、あり得る発言かとの再質問に、知事は「これからの個々の用地交渉の状況による」と発言を否定しませんでした。事業を進める際に必要不可欠な用地取得を、地権者に強制執行に入ると言うことは、その事業が県民の合意が得られていないことを証明することです。今後、あってはならないと強く申し上げておきます。

長崎県は、既に「平成29年度長崎県予算編成方針」を公表しています。決算審査がまだ終わっていない審議中に発表するとは、明確な議会軽視です。

来年度の予算編成は、長崎県の厳しい財政状況の中で、「分野を問わず踏み込んだ検討をしていく」、「市町に対する県単独補助金についても徹底した見直しを行う」、「原則として1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行う」、「特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたかという視点で

判断する」としています。

例えば、零細補助金の一つと言っていいでしょう。教育委員会の県負担金として、長崎県高校定時制・通信制教育振興会負担金、年間15万円があります。本振興会は、会費、市負担金等を収入として、定時制・通信制に学ぶ生徒の生活体験発表会を開き、その際、県内から集まるバス代の補助、全国大会、九州大会派遣旅費など、県負担金は貴重な財源となります。決算審査で、担当課は、来年も予算の確保に努力したいと答弁しました。

零細補助金は、既に、県民にそれぞれの成果をもたらしています。そうした補助金を削減して、石木ダム、長崎新幹線の事業予算は、必ず確保するとしています。

知事の答弁をかりれば、地域社会の発展に大きく寄与してくれるものと期待をいたしている事業も、厳しい財政状況であればこそ、聖域を設けず見直すべきです。

県民の暮らしを守り、地域経済活性化のために、不要不急の大型公共事業を見直し、合併しないことを選んだ小さな自治体の先進事例に学び、県内自治体が先進事例を実施できるよう、長崎県が応援する来年度予算編成を行ってください。

このことを求め、反対討論といたします。

○議長(田中愛国君) 外間議員—26番。

○26番(外間雅広君)〔登壇〕 自由民主党の外間雅広でございます。

会派を代表いたしまして、認定第1号「平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員の皆様のご賛同を得たいと存じます。

平成27年度決算については、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも原案のとおり認定

すべきものと決定し、11月9日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところであります。

まず、前回審査における平成26年度予算決算委員会決算審査指摘事項に対する総括説明書における3つの指摘事項に対する県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、収入未済額の中で多くを占める県税について、長崎県地方税回収機構の活用などにより、個人県民税の収入未済額が対前年度から約3億4,100万円縮減されております。また、県税以外については、債権回収管理会社への委託事例の検証や、債権者の支払い方法の利便性を向上させる手法の検討を行うなど、効率的な回収に向けて取り組まれております。

2点目の予算繰越の縮減については、平成27年度の一般会計における繰越額の約400億円は、平成26年度の繰越額と比較して、48億2,000万円縮減されており、今後とも事業の進捗管理の徹底を図り、予算繰越の一層の縮減に努めていくとされております。

3点目の未利用地の有効活用については、処分可能な未利用地に関して、情報を広く提供し、一般競争入札による売却の実施や県有財産管理運用本部会議において有効活用策や処分方針等の決定を行うなど、積極的に対策が講じられております。

以上のように、いずれも是正及び改善に取り組まれ、評価できるものでありますが、今後とも継続的な対応が重要であると考えます。

平成27年度の実施事業に目を向けますと、県内の厳しい経済雇用情勢の中、県民所得向上対策として、県内の製造業の振興や企業誘致の推進、農林水産業の経営基盤の強化、観光の振興などに積極的に取り組まれ、さらには、アジ

ア・国際戦略や、若者・女性・高齢者の活躍促進、産業の担い手確保・育成といった政策横断プロジェクトにより、中長期的視点に立った新たな産業の創出にも努められております。

一方、「中期財政見通し」では、今後、退職手当債の発行基準の見直しなどにより、財政調整のための基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされることが見込まれております。

県におかれましては、これまで以上に行財政改革を進めつつ、国の有利な財源措置や関係市町の協力を得ながら、県勢浮揚のため、人口減少対策の強化を図り、県内経済の活性化や雇用の場の創出などを推進し、県民が住み慣れた地域で将来に向けて、夢や希望を持って暮らせる「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、全力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、知事より、第131号議案乃至第162号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、平成28年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る10月27日にご薨去されました三笠宮崇仁親王殿下に謹んで哀悼の意を表します。

崇仁親王殿下におかれましては、歴史研究、国際親善などに幅広くご貢献なされ、平和と国民の幸せを念じておられました。

また、昭和45年の長崎開港400年記念祭や、平成4年のハウステンボス・オープニングセレモニーなどにご臨席を賜り、県民に親しく接していただきました。

ここに、県民の皆様とともに、謹んで哀悼の誠を捧げ、安らかなご冥福を心からお祈り申し上げます。

また、去る11月12日、「長崎県名誉県民 故松尾敏男先生を偲ぶ会」を執り行いました。

当日は、在りし日の先生を偲び、ご功績とご遺徳を称え、哀悼の誠を捧げました。県議会をはじめ、県民の皆様には多数ご参列を賜り、厚くお礼を申し上げる次第であります。

あらためて、先生のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（ねんりんピック長崎2016の開催）

第29回全国健康福祉祭ながさき大会、「ねんりんピック長崎2016」は、常陸宮妃殿下をお迎えし、去る10月15日から18日までの4日間、目標の50万人を上回る延べ55万人の方々にご参加いただき、盛況のうちに全日程を終了することができました。

これもひとえに、県議会をはじめ、市町や各種競技団体の皆様の格別のご支援とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

また、開会式・閉会式を含め、多方面にわたりお力添えを賜りました関係団体の皆様及び児童生徒、ボランティアの方々、そして、大会を盛り上げていただきました多くの県民の皆様に対して、厚くお礼を申し上げます。

開催期間中、大会運営をはじめ、県民総参加による心のこもったおもてなしにより、年齢や世代、地域を超えた交流の実現を通して、高齢者が元気で生きがいを見つけ、人と人とのつながりを大切にし、未来につなげるという大会目標を達成できたものと考えております。

県としては、この大会の開催を契機として、いつまでも健康で活躍できる社会の実現に向か

って、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに全力を注いでまいります。

（平成29年度の重点戦略）

本県が、将来にわたって持続的に発展していくためには、本県の持つ強みを最大限に活かしながら、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向け、県・市町・民間が一体となって取り組むことが重要であると考えており、今年度から新たに「長崎県総合計画チャレンジ2020」の施策を重点的に推進しているところであります。

平成29年度は、総合計画の2年目となることから、初年度の施策について検証を行いながら、施策効果が早期に発現され、着実に県勢の発展につながるよう見直しに努めるとともに、新たな施策の構築にも全力を注いでまいりたいと考えております。

とりわけ、自民党離島振興特別委員会委員長の谷川衆議院議員をはじめ、地元選出の国会議員の皆様の多大なるご尽力により「有人国境離島法」が成立したことは、離島地域の活力向上につながる新たな施策を構築する絶好の機会であることから、国の制度設計を踏まえて、離島振興対策の抜本的な拡充を図ってまいります。

それでは、平成29年度の重点戦略の素案に掲載した主な施策について、「長崎県総合計画チャレンジ2020」で実現を目指す5つの将来像に沿ってご説明いたします。

1 交流でにぎわう長崎県

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る9月26日、国からユネスコへ暫定版推薦書が提出されたところであります。

県では、引き続き平成30年の世界遺産登録実現を目指すとともに、国内外への歴史的価値の

発信力強化並びに構成資産と関連資産を活用した広域周遊ルートの実現等を図り、本県への誘客促進並びに地域経済の活性化に努めてまいります。

また、本県を訪れる観光客の皆様に満足いただき、再び訪れてみたいと思われる観光地となるためには、地域と一体となった魅力ある観光まちづくりを進めることが重要であることから、海外富裕層対策や多言語対応など付加価値を高める施策及び観光産業の高度化を推進してまいります。

さらに、中国や韓国をはじめとした海外との交流については、華僑華人の人脈や朝鮮通信使など、本県とのゆかりや交流の歴史を活用した情報発信に努めるほか、文化・スポーツの交流においても、スポーツコミッションの活用による2020年東京オリンピック事前キャンプの誘致活動の展開などにより、本県の認知度向上を図るとともに、海外からの活力を積極的に取り込んでまいります。

このほか、新幹線開業を見据えたアクションプランの策定及び「ながさき移住サポートセンター」を中心とした、県外からの移住促進対策の強化など、人口減少対策及び交流人口の拡大に力を注いでまいります。

2 地域 みんなが支え合う長崎県

人口減少及び少子・高齢化が進行する中、高齢者や若者、女性、障害のある方々など県民の誰もが、心豊かに安心した暮らしを実現し、いつまでも生きがいを持って地域や社会において活躍することが重要であると考えております。

「ねんりんピック長崎2016」においては、55万人もの方々に参加いただき、高齢者の皆様の元気と活力を改めて実感したところであります。本大会の成果を継承するため、高齢者の就業か

ら社会参加までをワンストップで相談できる「ながさき生涯現役応援センター（仮称）」の開設など、高齢者の活躍の場を拡大してまいります。

併せて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を加速化させるとともに、離島の認知症医療体制の整備や、若年性認知症の支援体制の構築を推進してまいります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、企業等に対して、女性の活躍推進のための目標などを盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めていることから、県内企業の計画策定及びその実行に向け、経営者や管理職層の意識改革、企業の自主的行動を支援するとともに、女性のライフステージに応じた就労支援を充実してまいります。

3 次代を担う「人財」豊かな長崎県

若者の県外への流出を抑制するためには、中学校、高等学校におけるキャリア教育の段階から県内産業に接する機会を増やし、理解を深めるとともに、本格的な就職活動に入る前に県内企業の魅力を生徒や学生に伝え、県内就職の意識の醸成を図ることが重要であると考えております。

そのため、生徒の成長に応じた職業観・勤労観を養うためのキャリア教育の充実や、県内企業情報及び求人情報等を効果的に大学生に提供するキャリアコーディネーターの配置など、企業の魅力や特色を生徒や学生に直接伝える機会を充実するとともに、高校卒業者等へふるさと情報を発信し、本県との結びつきの強化に力を注いでまいります。

また、子育て施策の充実や強化については、市町や民間との連携がより一層重要であること

から、「ながさき少子化克服戦略会議（仮称）」を設置し、地域における少子化の現状と要因について、市町や関係団体と協働で分析し、その克服に向けた施策を官民一体となって推進してまいります。

さらに、結婚・妊娠・出産・子育て等について一貫した切れ目のない支援施策を推進するため、婚活サポートセンターによるマッチングを強化するとともに、妊産婦の精神的ケアの充実や相談体制の整備並びに子育て家庭や子供の貧困に対する支援策を講じてまいります。

4 力強い産業を創造する長崎県

県民所得の向上及び良質な雇用の場の創出を目指すため、外部の人的資源や資金等を活用した県内企業の経営革新支援並びに製造業におけるIoT技術活用による生産性の向上など、県内産業の底上げや成長につながる施策を展開してまいります。

また、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、県産業振興財団等の支援機関が持つ能力を結集し、戦略・目標の共有化を図り、一丸となって地場企業の競争力強化や、生産性の向上、事業拡大のために全力を注いでまいります。

元気で豊かな農林水産業を実現していくためには、生産規模の拡大や収益性の向上、経営力の強化に向けた施策を推進していかなければならないと考えております。

こうしたことから、水産業においては、漁協、市町と連携し、養殖魚を国内外へ安定的に供給する体制の確立及び定置網漁業等と加工、流通、観光等に一体的に取り組む雇用型漁業の推進、大消費地のニーズに合った流通・販売体制の整備など、強い経営体の育成に力を注いでまいります。

農業においては、所得の向上や経営力の強化

を図るため、品目別戦略を再構築し、コスト縮減や高品質化等を推進するとともに、ブランド化に向けた流通・販売体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、「国家戦略特区」で提案を行っている「外国人の農業就労」の実現に向けた、関係省庁や関係団体との調整及び地域における労力支援組織の充実等による雇用労力の確保に努め、経営規模の拡大を図ってまいります。

5 安心快適な暮らし広がる長崎県

来年4月1日から施行される「有人国境離島法」では、国境離島の航路・航空路運賃等の低廉化、生活または事業活動に必要な物資の費用の負担軽減、雇用機会の拡充等に対する支援に必要な措置を講ずることとされ、現在、国において、基本方針及び制度の詳細について検討が進められております。

今後、国の動向を踏まえながら、法に基づく施策を関係市町とともに積極的に活用させていただき、本県の国境離島地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

このほか、全県的な安全安心な暮らしづくりを推進するため、熊本地震の経験を踏まえ、県と防災関係機関の連携を強化するとともに、消防団員の加入促進並びに自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の充実を図ってまいります。

また、九州新幹線西九州ルートをはじめ、高規格幹線道路、地域高規格道路など交通ネットワークの整備促進や、交流、物流の拠点となる港湾の整備など社会資本整備を着実に推進してまいります。

（国の経済対策）

去る10月11日、国において「未来への投資を実現する経済対策」の一部として、3.3兆円の

補正予算が成立したところであります。

今回の経済対策では、福祉施策の充実対策をはじめ、農林水産物等の競争力強化対策及びインフラ整備や災害対応の強化等を推進することとされており、本県としても、これらの対策を最大限に取り込み、県内経済の活性化に力を注いでまいります。

具体的には、福祉施策の充実対策では、障害者支援施設や児童養護施設等の防犯対策を強化するとともに、保育士確保のための貸付制度の充実及び小児・周産期医療施設の設備整備に対する助成などに取り組むこととしております。

農林水産物等の競争力強化対策については、漁港、農地など農林水産関係の基盤整備をはじめ、衛生管理を強化するための水産物荷捌き所整備、ばれいしょ産地における作業効率化や規模拡大のための共同選果施設等の整備に取り組むとともに、畜産農家や関係団体が連携・結集した畜産クラスターのさらなる構築を図ってまいります。

インフラ整備については、JR長崎本線連続立体交差事業や島原道路、西彼杵道路など交通ネットワークの整備促進、河川改修や砂防施設の整備など災害から県民の生命・財産を守るための防災・減災対策等、社会資本整備を推進してまいります。

（九州新幹線西九州ルート〔長崎ルート〕の推進）

去る11月18日、国の「軌間可変技術評価委員会」が開催され、フリーゲージトレイン（FGT）の不具合対策と今後の技術開発の進め方について、審議が行われたところであります。

当日、これまでの検証結果として、「車軸の摩耗対策」では、一定の効果は認められるが、60万km相当の耐久性を有するとの判断は難しい

こと、「高速走行安定性」については、安全に耐久走行試験を実施するためには、より詳細な検討が必要であること、また「経済性の検討」では、収支採算性の観点からF G Tの実用化に向けたコスト削減が必要との報告がなされました。

その結果、現時点においては、耐久走行試験に移行する条件は満たされていないとの評価が示され、今後、「検証走行試験等の実施」と「コスト削減策の検討」に取り組み、平成29年初夏を目途に取りまとめたうえで、あらためて、「軌間可変技術評価委員会」を開催し、耐久走行試験の再開を判断することとされました。

当該委員会の結果については、同月21日、田中県会議長及び関係市の方々とともに国から説明を受けましたが、私からは、新幹線の開業を見据えた県内のまちづくりが進む中、新幹線の整備効果の早期発現に向け、これ以上、大きな遅れが生じることがないように、国において、しっかりと対応していただきたい旨訴えたところであります。

県としては、今後とも、重大な関心をもって、F G Tの開発状況を注視してまいります。

（長崎大学における感染症研究拠点の整備）

長崎大学の高度安全実験施設（B S L－4）を中核とした感染症研究拠点の整備については、昨年6月に、県、長崎市及び長崎大学で「基本協定」を締結し、地域住民の理解を得るため、これまで、三者で設置した連絡協議会、及び地域連絡協議会で周辺地域の安全・安心の確保等の議論を行うとともに、さらに、長崎大学において、シンポジウムや自治会説明会等の開催を重ねてまいりました。

また、去る11月4日には、県内医療・経済関係14団体から、県・長崎市に対する「長崎大学

による新たな感染症研究拠点の早期整備を求める要望」を受けたところであります。

先般、国からも国家プロジェクトとして推進し、世界最高水準の安全性を備えた施設の建設と安定的な運営はもとより、万一の災害や事故といった緊急の場合も含めて必要な支援を行うことが明示されたところであります。

このようなことを踏まえ、去る11月22日に長崎大学に対して、施設の安全性の確保について万全を期すこと、施設の整備・運営に当たり地域の理解促進のための取組を今後も継続して行うことなどを確認したうえで、長崎市とも十分な協議を行い、地元自治体として、長崎大学の施設整備計画の事業化に協力することに合意いたしました。

県としては、長崎大学のB S L－4施設整備計画の推進により、感染症に対する県民の安全・安心に資するとともに、我が国の感染症研究の向上や地域経済の発展に貢献することを期待するものであります。

併せて、今後も継続して行われる協議の場などを通じて、施設の建設・運営の段階ごとにその取組状況を注視し、世界最高水準の安全性を備えた感染症研究拠点の形成に向けて、関係機関との連携協力を図ってまいります。

（諫早湾干拓事業の開門問題）

潮受堤防排水門開門差止請求事件については、本年1月18日、長崎地方裁判所から、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図るべきとする和解の協議が勧告されました。

これを受け、今月1日まで10回の和解協議が行われ、今後は12月12日及び来年1月17日と協議が続けられることとなっております。

この間、国から、開門に代わる漁業環境改善

措置の骨子案として、「有明海振興基金（仮称）」の創設が提案され、現在、「有明海漁場環境改善連絡協議会」において、関係4県や4県漁連等により、水産資源の回復及び漁業経営の発展に向けた基金案の具体的検討が進められているところであります。

本県からは、資源回復のための種苗放流やカキ、アサリ養殖拡大のための施設整備等の水産振興策と併せて、有明海再生につながるような漁場環境改善対策の提案を行ったところであります。

県としては、開門することなく有明海再生を目指す今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

開門により地元の方々に被害が及ぶようなことが決してないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

（中国との交流促進）

去る11月14日から16日まで、「長崎県・上海市友好交流関係樹立20周年」を記念して、田中県議会議長をはじめ県議会、経済界などの皆様とともに上海市を訪問いたしました。

上海市では、楊雄^{ようゆう}市長をはじめ、殷一璀^{いんいつさい}上海市人民代表大会常務委員会主任、周漢民^{しゅうかんみん}中国人民政治協商會議上海市委員会副主席といった指導者の皆様方とお会いし、上海市の協力、支援のもと様々な分野において交流が行われていることについて感謝を申し上げ、今後、さらに本県と上海市の友好交流を発展させていくことを確認いたしました。

また、今回初めて上海市との共催により、本県と上海市とのこれまでの歴史を振り返り、未来を考えるフォーラム「長崎と上海の集い」を開催し、両国の若者からの意見発表など、これ

からの交流について語り合うことができました。

県としては、これまで先人の皆様より築かれてきた上海市との友好交流の絆を大切にしながら、友好親善はもとより、観光や物産等の経済交流など、さらなる交流拡大に努めてまいります。

（平和行政の推進）

去る11月3日、ロシア連邦連邦院のヴァレンチナ・イヴァノヴナ・マトヴィエンコ議長をはじめとして、11月6日には赤十字国際委員会のペーター・マウラー総裁、さらに、11月18日にはドイツ連邦共和国のヨアヒム・ガウク大統領が、初めて本県を訪問され、原爆落下中心碑などで献花されるとともに、原爆資料館を視察されました。

各国の指導者等が、被爆の実相に触れていただいたことは大変意義深いことであり、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会における議論が進むことを期待するとともに、今後も、世界各国や国際機関の指導者の方々に被爆地訪問を要請してまいります。

また、先進7カ国外相会合やオバマ米国大統領の広島訪問が実現した本年の締めくくりとして、来る12月11日から14日にかけて、「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」が開催されます。

同会議では、核兵器の惨禍の実相を継承していくユース非核特使の経験者によるフォーラム、並びに国連軍縮部の主催により、政府関係者や軍縮専門家など、世界各国からの参加者が核兵器のない世界の実現に向けた議論を行う国連軍縮会議の開催が予定されております。

県としても、県民の悲願である核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、今回の会議がより有意義なものとなるよう協力してまいりたいと考えております。

（「拉致問題を考える国民の集いin長崎」の開催）

去る11月4日、政府拉致問題対策本部、長崎県及び長崎県拉致問題早期解決議員連盟の主催により、「拉致問題を考える国民の集いin長崎」を開催いたしました。

「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」から平野フミ子様、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」からは、会長で東京基督教大学教授の西岡 力様にご参加いただき、メッセージ及び講演をいただきました。

当日は、拉致被害者の一日も早い帰国を願っておられる多くの方々のほか、県民の皆様にも多数ご来場賜り、拉致問題に対する理解を深める機会を設けることができたところであります。

今後、拉致問題について、広報、啓発活動を通じて、県民の皆様により一層関心と理解を深めていただけるよう努力してまいります。

（幹線道路の整備）

地域振興を支える規格の高い道路整備のうち、西九州自動車道については、今月20日、松浦佐々道路の着工式が開催されました。県としては、国土交通省と連携を図りながら、着実な事業進捗に向け、今後とも関係市町とともに用地取得の支援に全力を注いでまいります。

また、島原道路については、未着手区間である島原市有明町から雲仙市瑞穂町間において、環境影響評価の手続きに伴う地元説明会を開催するなど、新規事業化に向けた準備を進めるとともに、西彼杵道路についても、10月6日にトンネル工事に着手するなど、整備を着実に進めております。

今後とも、地域の活性化を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に積極的に取り組んでまいります。

（企業誘致の推進）

企業誘致については、長崎市に立地が決定していたオリックス生命保険株式会社と10月6日に、さらに、佐世保市に立地が決定していた株式会社ハウコムと11月7日に、立地協定を締結いたしました。

また、平成27年に佐世保市への立地が決定した双葉産業株式会社については、本年3月に工場が竣工し、自動車用シートカバーの裁断及び縫製業務を開始されているところですが、熊本地震の影響で延期されていた竣工式が10月20日に行われました。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体及び関係機関とも連携しながら支援を行うとともに、引き続き企業誘致の推進に努めてまいります。

（スポーツの振興）

去る10月1日から11日まで、岩手県で開催された「第71回国民体育大会」において、本県は目標としていた総合成績10位台を達成できず28位という結果に終わりました。

しかし、こうした中、剣道少年男子の大会3連覇をはじめ、山岳少年女子、アーチェリー成年女子、陸上林田洋翔選手、ライフル射撃村井佳奈選手が見事優勝するなど、21競技57種目で入賞を果たし、特に、少年種別では今後につながる健闘が見られました。

県体育協会や各競技団体をはじめ、関係の皆様と一体となって、競技力の向上に力を注いでまいります。

また、同じく岩手県で10月22日から24日まで開催された「第16回全国障害者スポーツ大会」において、本県選手団は、車椅子バスケットボールや知的男女混合400mリレーの金メダルをはじめ、団体・個人合わせて37個のメダルを獲

得いたしました。

障害者スポーツにおける本県選手の活躍は、県民に大きな夢と感動を与え、障害者の社会参加への意欲を高めるものであり、今後とも、障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国の経済対策への対応に要する経費、給与改定及び職員給与関係既定予算の過不足等の調整、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計271億7,261万9,000円の増額、特別会計2億639万2,000円の増額、企業会計924万7,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,588億5,902万円となり、前年同期の予算に比べ、601億112万9,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第144号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」は、法人県民税の法人税割の超過課税に係る適用期間の延長等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第156号議案「契約の締結の一部変更について」は、一般県道諫早外環状線道路改良工事について、請負契約の一部変更に伴い、契約金額を変更しようとするものであります。

第160号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、佐世保情報産業プラザの管理を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

第162号議案は、長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、浦川末子君、廣田 勲君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、教育委員会委員を退任されます鶴崎耕一君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。

この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

第162号議案「長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第162号議案は、原案のとおり、委員として、浦川末子君、廣田 勲君に、それぞれ同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第162号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

次に、議会運営委員会より、発議第188号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを上程いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月1日までは、議案調査等のため
本会議は休会、12月2日は、定刻より本会議を
開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時57分 散会 —

第 5 目 目

平成28年11月定例会

平成28年12月2日

議 事 日 程

第 5 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成28年12月2日（金曜日）

出席議員（44名）

1番 吉村正寿君
 2番 坂本浩君
 3番 宮本法広君
 4番 麻生隆君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

欠席議員（1名）

35番 下条ふみまさ君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅穂君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	堀 江 憲 二 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	片 岡 瑠美子 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) (拍手) **【登壇】** 皆様、おはようございます。

自由民主党、東彼杵郡選出の中島廣義でございます。

今日は少し風邪ぎみでございますので、少々

お聞き苦しい点があるかと思えますけれども、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、通告をいたしております事項につきまして、一括して質問をいたします。

1、人口減少対策について。

人口減少対策については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」や、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、知事、職員の皆さんが懸命に取り組まれているところでありますが、なかなか短期間で成果が出るものではなく、依然として、本県の人口減少に歯止めがかからない状態が続いております。

人口減少に伴う担い手の減少や高齢化が進展する中、1次産業でしっかりと所得を確保することができ、後継者が親の跡を継ぎ、さらに経営を伸ばしていこうとすることは、1次産業が基盤産業である離島・半島地域の人口減少と雇用対策の一翼を担うものと考えます。

県勢の発展には、知事がおっしゃる「『しまは宝』、離島の振興なくして県勢の浮揚なし」と理解しているところであります。

このような中、自民党離島振興特別委員会委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国会議員の皆様のご尽力により、本県の悲願でありました「有人国境離島法」が今年4月20日に、議員立法で成立をいたしました。人口減少に直面している本県国境離島地域の活性化に向けて絶好の機会を与えていただいたものと考えております。

航路・航空路運賃の低廉化、雇用機会の拡充に対する支援制度の内容については、国において検討中であると承知しておりますが、国の基本方針の決定や、都道府県計画の策定などのスケジュールを把握されているのか、お尋ねをいたします。

また、平成29年度概算要求において、新交付金の創設に国費50億円を要求されており、多くの国境離島を抱える本県では、積極的に活用されるものと思いますが、事業費獲得に向けて県の意気込みをあわせてお尋ねをいたします。

（1）産業振興と雇用対策について。

国は、本年8月に閣議決定した、事業規模28兆円を超える経済対策において、あらゆる政策を総動員してアベノミクスを加速させ、デフレからの脱却速度を最大限まで引き上げるとしております。また、経済対策のキーワードを「未来への投資」と掲げ、一億総活躍の未来を見据え、子育て支援、介護の充実、若者への投資の拡大などに取り組むこととされております。

一方、本県においても、これまで県民所得向上対策や、昨年度から、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでおられます。しかしながら、人口減少に歯止めをかけるのは非常に困難な課題も多く、現状においては、その傾向が大きく改善されるには至っておりません。

そこで、人口減少対策についての県の取り組み姿勢等について、お尋ねをいたしますが、人口減少を抑制するためには産業の振興を図り、若者が希望する質の高い雇用の場をつくり出すことが必要であります。そのためには、これまで以上に、各産業分野において生産性の向上や付加価値の向上に積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、来年度に向けて、県内の地場産業や観光業、農林水産業等の県内産業の現状をどのように捉え、産業振興にどのように取り組もうとお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

また、若者の雇用の場の確保にとって欠かせ

ない製造業等の振興にどのように取り組んでいかれるのか、あわせてお尋ねをいたします。

（2）交流人口拡大・定住促進について。

平成27年の「長崎県観光統計」によると、本県を訪れた観光客延べ数は約3,328万人であり、平成24年以降、4年連続の増加となっております。

一方で、本県は、人口減少が続いており、その対策の一つとして、交流人口を拡大することにより地域の活性化を図ることは効果的な取組であり、いかにして観光客を呼び込み、訪れた観光客の方々に広く県内を周遊してもらい、県内各地域のにぎわいを創出するかが重要と考えます。長崎市や佐世保市へのクルーズ船の入港数が増え、外国人観光客も年々増加をしており、その取組を評価いたします。

また、同時に、国内の観光客に目を向けた取組も積極的に進めるべきと考えます。本県を訪れた観光客の方々が特定の地域だけを訪れるのではなく、人口減少が顕著な離島・半島地域をはじめ、県内各地域に足を運んでもらえるよう、広域周遊につながる取組が必要であります。そのためには、歴史・文化、自然、食など地域の魅力を十分に活用した周遊ルートの開発など必要だと思いますが、こうした取組に対する県の考え方について、お尋ねをいたします。

次に、定住促進について、お尋ねをいたします。

県内の定住人口増加を図るためには、安定した雇用などによる県内定着はもとより、県外からのU I ターンの促進も必要であると考えます。移住に関する施策は、今や全国の自治体が取組を強化しており、こうした地域間の競争に打ち勝つためには、本県の魅力を具体的に発信することが重要であると考えます。

本年4月に、県、市町が共同運営する「ながさき移住サポートセンター」が設立されましたが、移住希望者への具体的な情報発信はどのように行っているのか、お尋ねをいたします。

加えて、県として、地域おこし協力隊の定住を図るため、どのように取り組んでいるのかも、お尋ねをいたします。

(3) 将来を担う人づくりについて。

地域が輝く長崎県づくりのためには、それを担う人づくり、とりわけ、ふるさと長崎を愛し、地元に残ってその発展に貢献したいという志を持った若者の育成が不可欠であると認識をいたしております。そのためには、まず地域の行事、伝統、文化など地域の特色を学び、体験できる機会を充実させ、郷土愛を育む教育を実践していくことが肝要であろうと考えます。

また、地域発展のためには、本県の魅力を十分に理解し、県内に定着する若者を増やしていくことや、地場産業を担う高い知識と技術力を備えた人づくりを推進していくことが必要であると思います。

さらに、若者が将来にわたってやりがいを持ち、安心して働けるような雇用の場の確保をつくり出し、たくましい長崎県をつくっていくことが大切ではないかと考えております。

そこで、教育委員会教育長にお尋ねをいたします。

県教育委員会として、ふるさと長崎県に愛着と誇りを持った子どもたちの育成及び高校生の県内就職推進について、どのように取り組んでおられるのか。また、本県産業を担う高い知識や技術力を備えた人材を育成するための県教育委員会の取組について、お尋ねをいたします。

雇用の場の確保については、先ほどお尋ねいたしました、単に雇用の場をつくっていく

けではなく、同時に、働く場としての企業の魅力の情報発信を強化し、希望する雇用の場が現に県内にあるということをしっかりと若者やその保護者に伝えて、実際の就職に結びつけていくことが必要だと考えます。県内で暮らし続けようとする若者がそれぞれ希望にかなった就職先を見つけ、やりがいを持って暮らしていけることができるよう、企業の魅力などの情報発信について、県としてどのように取組を進めていくのか、お尋ねをいたします。

(4) 安全・安心な暮らしの推進について。

離島や半島などでは、少子・高齢化による過疎化が進んでおりますが、これらの地域には人々が生活し、田畑や山林の管理を行うことにより、集落としての機能が維持されております。しかしながら、集落の中でも高齢化が進行し、いわゆる限界集落については、その維持、存続が大変困難な状況にあります。もし、この集落が維持できず、人が住まなくなれば、田畑や山林は荒廃し、防災や防犯機能も果たせなくなり、地域全体、ひいては自治体の存続にも影響しかねない問題を抱えることになります。

このような中、本県においては、過疎地による存続が危ぶまれている集落はどのくらいあるのか、集落の現状について、お尋ねをいたします。

また、このような状態を踏まえ、集落を消滅させないため、集落の維持・活性化に積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、県ではどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

2、石木ダムの建設促進について。

石木ダムについては、2年前に質問をいたしました、当時は、事業に反対されている方々が前向きな話し合いに応じなかったために、最

初の裁決申請をされた後であり、私からは、手続を粛々と進めるとともに、地権者の皆さん個々と将来に向けての生活再建の条件等について十分に話し合う段階にきているのではないかという考えを述べさせていただきました。その後も、地権者の皆さんは前向きな話には応じず、白紙からの話し合いを求め、国や県、佐世保市を相手に訴訟を起こされるに至っておりますが、石木ダムに関するこれまでの長い歴史と、事業に協力して既に移転されている地権者の皆さんの心情を考えると、白紙からの協議ができるはずがないことは明らかであります。

現在、県は収用の手続と工事を進め、事業の進展を図ろうとされており、手続については、今年5月、すべての用地の裁決申請を終えられたところであり、収用委員会の審査は今後も進められるものと思われれます。

これに対し、工事については、昨年、今年と、現場事務所では毎日のように現場に赴かれておりますけれども、裁判によって妨害してはならないという決定がなされたにもかかわらず、覆面をして顔を隠した妨害者が職員や事業の通行を妨害していると聞いております。

こうした中、今年は梅雨期や台風期に県内各地で記録的な大雨が降り、川棚町においても大雨警報が発令され、先般開催された1,600人の会員を擁する「石木ダム建設促進川棚町民の会」の総会においても、地域住民の方々からは、過去の浸水を思い出して、とても不安だという切実な声が聞かれ、事業推進をしてほしいとの要望がなされました。

また、県北の中心都市である佐世保市も、いつ渇水に見舞われるかわからず、水に不安を抱えるという現状では、企業誘致等にとって極めて不利であると考えられます。

県民の皆様お一人おひとりの安全を確保し、地域の皆様が安心して暮らせる世の中をつくっていくことが、我々議会、そして行政に求められている最大の使命であり、これが守られたうえで産業や観光の振興、地域の人づくりなどの施策を充実させていくことができるのではないのでしょうか。

工事の妨害が止まらない中、知事としては、現場での安全を第一にお考えになっているお気持ちはわからないではありませんが、地権者の方々から譲っていただいた大切な土地に工事のために入ることすらできず、顔を隠した反対者が当然のごとく妨害している現状、現在の状況は、到底納得がいくものではありません。

地域住民の安全・安心確保のため、何としても本格的に工事に取りかかっていたいただきたいと考えますが、知事の見解をお聞かせいただきたいと思います。

3、東彼杵道路・国道205号の整備促進について。

佐世保市と東彼杵町を結ぶ国道205号は、通過する交通量に対応できず、特に、朝夕の通勤時間帯は、主要な交差点において渋滞が発生しております。また、交通事故など予期せぬ通行止めが発生した場合、抜け道となる道路がないことから、西九州自動車道を使って佐賀県を經由しなければならないなど、大幅な迂回を強いられることになります。

このようなことから、地域においては国道205号の渋滞解消や安全性向上になることや、県下全域に交流を広め、地域の振興を図るうえでも重要な道路であります。東彼杵道路の建設を希望するとともに、安全な暮らしを守るため、国道205号の事故対策などを早急に進めてもらいたいと考えているところであります。

国道205号の事故対策などは進められておりますが、東彼杵道路については、沿線市町で「東彼杵道路建設促進期成会」を結成し、国に事業化を要望しているところですが、目に見えた進捗がまだ見られない状況にあります。

そこで、渋滞解消や地域振興を担う東彼杵道路の事業化について、県としての取り組み方針、また、現道である国道205号への対策について県の考え方をお尋ねいたします。

4、財源確保について。

本県では、県内経済の活性化を図るため、知事が先頭に立って県民所得向上対策に取り組み、製造業、農業、水産業、観光業など県内経済循環の拡大を目指すため、積極的な事業推進が行われております。また、県民が安全・安心に暮らしていくための各種インフラ整備をはじめ、大型プロジェクトも次々と着手されているところであります。

一方で、本県は他県にも増して急速に高齢化が進んでおり、医療・介護・福祉などの社会保障費は年々増加の一途をたどるなど、今後も一定規模の歳出が続いていくことが見込まれているところであります。今後も、県民のために真に必要な事業を積極的に取り組んでいくためには、安定的な財政運営は欠かすことのできない重要な要素であります。

本県は、県税などの自主財源に乏しく、財源の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している厳しい財政構造であります。

こうした状況において、県では健全な財政運営を持続させるため、歳入確保策として、どのような工夫をされているのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、対面演壇席において再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中島廣義議員のご質問にお答えをいたします。

まず、来年度に向けて県内産業の現状をどのように捉え、産業振興にどのように取り組もうとしているのかとお尋ねでございます。

県では、付加価値の高い産業を育て、若年層の県内定着に必要な良質な雇用の確保を図ることを目指し、生産性の向上に重点を置きながら、各種産業施策の推進に取り組んでいるところでありますが、製造業においては、大企業の付加価値が減少するなど厳しい面がありますものの、観光消費額や農業産出額は増加傾向が続き、水産業においても海面漁業生産額が減少する一方で、養殖業生産額がそれを上回って増加するなど、一定の成果が見られるところであります。

こうした状況を踏まえ、平成29年度は、中堅製造業への支援や企業誘致の推進に加えて、中小企業の実産性や収益性の向上に重点を置き、IoTを活用した「産業活性化戦略」の策定、商工会、中央会等の支援機関と連携した小規模事業者等の協働化や協業化の推進、事業承継の円滑化など、地場産業の底上げに力を入れてまいりたいと考えております。

また、観光業については、世界遺産登録を契機に観光客の広域周遊を促す旅行商品造成や高付加価値サービスの提供による観光消費の拡大、ゴールデンルート等の主要ゲートウェイからの外国人観光客の誘導等を図り、観光産業の高度化を促進してまいりたいと考えております。

また、農林水産業におきましても、農業の収益性向上に向けた先端技術の活用や、規模拡大に必要な労働力の確保対策の強化、水産業の養殖魚の安定供給体制の確立や、雇用型漁業の経

営力強化、流通販売体制の整備等に力を入れるなど、各産業の競争力強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの建設についてのお尋ねでございます。

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策、並びに佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、現在、この事業の進捗に向けて取り組んでいるところであります。

付け替え県道工事につきましては、妨害によって現場への通行ができず、工事が進められない状況を打開しようと考え、去る10月、新たに通行妨害禁止の仮処分を長崎地方裁判所佐世保支部に申し立てたところであります。

また、事業に反対する方々から申し立てられております工事続行禁止の仮処分につきましては、申し立てに理由がないため却下されるべきとの主張を行っているところであり、今月中に裁判所から決定がなされる見込みとなっております。

こうした中、「石木ダム建設促進川棚町民の会」の皆様方からは、過去に大きな被害を受けてきた経緯や、昨今の大雨を踏まえ、ダムの早期完成を目指して速やかに工事を進めてほしいとの強いご要請をいただいているところであります。

地域住民の皆様方の安全確保は、行政が果たすべき最も重要な責務であると考えており、工事の進捗に向け、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 有人国境離島法

にかかる国の基本方針の決定、及びこれに基づきます県計画の策定スケジュール、事業費の獲得に向けての県の意気込みについてのお尋ねでございます。

議員のお話にありましたように、全国の国境離島の悲願でありました、いわゆる「有人国境離島法」が自民党離島振興特別委員会委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員などのご尽力によりまして、本年4月20日に成立をいたしました。

国におきましては、現在、施策にかかる詳細な制度設計を行っておりまして、また、基本方針につきましても、来年4月の決定に向け、鋭意取り組んでいると伺っているところでございます。

県といたしましては、国の動向を踏まえつつ、県議会、関係市町のご意見もいただきながら、国の基本方針決定後、速やかに県計画を策定したいと考えております。

また、人口減少の抑制は、国境離島地域の喫緊の課題でありますことから、有人国境離島法の施策の活用は極めて有効であると考えておりまして、県財政における一定の負担はございますけれども、交流人口の拡大や雇用の創出などにつながる施策の推進に本法の制度を活用していただき、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、「ながさき移住サポートセンター」が移住者に対して具体的な情報発信をどのように行っているのかのお尋ねでございます。

都市部からの移住を促進するために、本年4月、県と県内すべての市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」を全国ではじめて設立をいたしましたところでございます。

このセンターでは、東京と長崎に相談窓口を

設置いたしまして、無料職業紹介機能による仕事の紹介に加えまして、住まいや暮らしやすさの情報、先輩移住者の生活等をパンフレットのほか、ホームページやSNSによる具体的な情報発信に努めております。

また、新たに女性をターゲットとして、移住をイメージしましたライフデザインを提供するプロモーションを実施するほか、お盆やお正月の帰省時におけるPR、県人会や高校の同窓会、ゆかりの飲食店等でのPRやチラシ配布などを行っており、今後におきましてもきめ細かな情報発信に努めてまいり所存でございます。

次に、地域おこし協力隊の定住を図るための取組についてのお尋ねでございます。

地域おこし協力隊の制度は、よそ者の視点で地域に入り込み、活動を通じて地域課題の解決に努めるとともに、任期満了後も定住を図るものでございますけれども、県といたしましては、隊員の活動支援やスキルアップを図りながら、地域への定住を促進するために隊員への研修会、交流会や隊員のニーズに応じたアドバイザーの派遣を実施するとともに、隊員が起業する際のハード整備にかかる補助を設けたところでございます。

今後におきましても、募集時の広報協力や市町への働きかけなどにより隊員の増加に努めるとともに、市町と連携しながら、隊員の活動を積極的に後押しし、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、集落の現状と集落を消滅させないための県の取組についてでございます。

国が平成27年度に実施いたしました「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」によりますと、本県の条件不利地域における集落数は1,956集落ありまして、そのうち65

歳以上の占める割合が50%以上となる集落数は245集落、12.5%となっております。

集落におきます人口減少や少子・高齢化の進行は、交通弱者や買い物弱者の増加など、地域住民の日常生活に深刻な影響を及ぼしますことから、集落の維持対策は喫緊の課題と認識をしているところでございます。

このため、市町におきましては、過疎債等を活用して交通・通信体系や生活環境の整備に取り組むほか、集落への目配りや状況把握を行う集落支援員の配置などに取り組んでいるところでございます。

県におきましても、過疎債ソフト事業や国の支援制度の有効活用に向けた助言に加え、市町が進める集落生活圏における「小さな拠点づくり」を後押しするため、地域住民などが主体となって生活サービス支援を行うとともに、その地域を活性化させるモデル的な取組を支援する「小さな楽園プロジェクト」に昨年度から取り組んでいるところであり、今後も市町と連携をしながら、集落の維持・活性化に積極的に力を注いでまいりたいと存じます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 私からは2項目について、お答えをさせていただきます。

まず、若者の雇用の場の確保にとって欠かせない製造業等の振興にどう取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

若者の雇用の場を確保するためには、工業高校生徒等の就職の場となります県内製造業の振興でございますとか、雇用創出の観点から、即効性があり、若者の県外流出対策として効果がございます企業誘致を推進することが重要であるというふうに考えております。

製造業の振興につきましては、中小企業の新

分野進出や生産性の向上を図るため、来年度から新たに外部の人的資源や資金等を活用した経営力向上の支援を行いたいというふうに考えておりました。これとともに、引き続き技術開発や製品開発、設備投資などへの支援を行うことによりまして、中堅ものづくり企業の層を厚くし、県外需要の獲得と県内企業の取引拡大によります経済波及効果の最大化を図ってまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、企業の事業継続計画（BCP）重視の動きでございますとか、本県には優秀な人材が豊富であるという強みに加えまして、こういうことから、自動車産業を中心といたします製造業や金融保険業などのオフィス系企業の進出が続いております。

この動きを持続させていくことが大切だと考えておりました。引き続き、オフィスビルや工業団地などの受け皿整備を促進いたしますとともに、積極的に誘致活動を実施してまいります。

今後とも、県内製造業の底上げや成長など、若者の県内定着につながります施策に全力を注いでまいります。

次に、若者の県内定着に向けた企業の魅力などの情報発信についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、若者の県内就職、県内定着を進めていくためには、高い技術力や良質な職場環境など、県内企業が持つ魅力を若者やその保護者に知っていただくということが非常に重要でございます。

そのため、県といたしましては、県内就職応援サイト「Nなび」や全世帯広報誌など、さまざまな手法によりまして、県内企業の情報や本県の暮らしやすさの発信に努めているところでございます。

さらに、今議会で補正予算議案として提出を

させていただいております大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業、この事業におきましては、県内企業のPR動画を作製して「Nなび」で発信し、よりわかりやすい形で企業の魅力をお伝えしていきたいというふうに考えております。これとともに、県内外の学生をターゲットとした合同企業説明会を実施するなど、企業の魅力発信と若者の県内定着促進に取り組んでまいります。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 県内の交流人口の拡大を図るためには、歴史・文化、食などを活かした周遊型観光を推進すべきと思うが、どうかのお尋ねでございます。

本県の観光客数は、昨年まで4年連続で増加するなど好調に推移してきておりますが、さらなる交流人口の拡大を図るためには、議員ご指摘のとおり、離島・半島も含めた周遊型観光をより一層推進していくことが重要であると考えております。

このため、県では候補を含む2つの世界遺産や3つの日本遺産をはじめとした歴史・文化遺産、日本で最初に指定された「雲仙天草国立公園」などの豊かな自然、全国第2位の漁獲高を誇る新鮮な魚介類や、海外との交流を通じて育まれた多彩な食文化など、本県独自の魅力ある観光素材を盛り込んだ周遊モデルルートを設け、県観光ホームページの「ながさき旅ネット」で紹介しているほか、新たに作成したエリア別、テーマ別ガイドブックや、大手旅行雑誌などに掲載し、広く発信しているところでございます。

さらに、現在、本県で展開しております「デスティネーションキャンペーン」を契機として、「雲仙プレミアムナイト」や「波佐見焼・三川内焼の定時ガイドツアー」など、新たな着地型

観光商品が造成されたほか、付加価値の高い新たなコンテンツづくりにも各地域で取り組んでおります。

今後も、市町や関係団体、民間事業者などと連携しながら、二次交通対策も含め、魅力ある観光まちづくりに取り組んでまいります。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) ふるさと長崎県に愛着と誇りを持った子どもの育成及び高校生の県内就職促進、並びに高い知識や技術力を備えた人材の育成への取組についてのお尋ねでありますけれども、将来を担う子どもたちが県内に定着するためには、ふるさとに愛着と誇りを持たせるとともに、県内企業を知ってもらうことが必要であると考えております。

そのため、公立中学校におきましては、本県独自の副読本「ふるさと長崎県」を全生徒に配布し、本県の歴史・文化・産業などの学習を行っております。

また、県立高校においては、授業や地域の実情に応じた学校行事、郷土史の研究や伝統芸能を継承する部活動等を通して郷土理解の教育を行っております。

さらに、本県のよさを知らせるために、県民生活部作成の「暮らしやすさ指標」のリーフレットを全県立高校に配布し活用しております。

また、今年度からは、県内への就職割合が低い工業高校にも「キャリアサポートスタッフ」を配置し、これまで以上に県内就職を推進しております。

このほか、生徒・保護者を対象とした校内企業説明会や企業見学会、また、インターンシップの実施等で、県内企業へのより一層の理解を図っているところであります。

さらに、本県の産業を担う高い知識や技術力

を備えた人材を育成するため、日ごろの学習に加え、地域と連携を図りながら、県内企業の各専門分野の講師による産業教育民間講師招へい事業や、産業教育を学ぶ生徒に対する実技研修やコンテスト等を行っているところであります。

今後も、ふるさとに愛着と誇りを持つ子どもたちを育てるとともに、高校生の県内定着の推進に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 東彼杵道路及び国道205号の整備促進についてのお尋ねでございます。

東彼杵道路は、県北地域と県央地域を最短で結ぶことで、観光振興をはじめとした地域活性化に大きく貢献する道路であります。

事業化に向けては、計画段階評価への着手が必要であるため、これまでに現道の問題点・課題を把握する調査を行ってきており、現在、計画段階評価の前提となる整備のあり方や効果等について、関係市町と検討を進めているところでございます。

また、国道205号の現道対策につきましては、これまで国において交差点改良や線形改良などが行われてきており、現在も交通事故の危険箇所である川棚医療センターの入り口交差点の改良事業が進められているほか、今年10月には、同じく事故が多発している川棚町白石郷のSカーブ区間において、速度抑制の効果が期待できる路面標示の対策工事が行われております。

県といたしましては、今後も関係市町と協力して、東彼杵道路の早期着手に向けた取組を積極的に進めていくとともに、現道対策についても国にしっかり要望してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 歳入確保策についての工夫をどうしているのかというお尋ねでございます。

県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にあります本県におきましては、自主財源の確保や国予算の活用などの財源確保の取組が非常に重要であると考えており、行財政改革の中におきましても重点的に取り組んでおります。

まず、自主財源の確保としましては、県税の徴収率の向上に努めておりまして、「長崎県新行財政改革プラン」の実績では、初年度の平成23年度決算の96.6%に対し、平成27年度決算では98.2%に向上し、効果額につきましても、目標の37億円に対し55億円となっているところでございます。

また、県有財産の有効活用につきましても、一般競争入札をはじめ、インターネットを利用した入札等による積極的な未利用地の売却や一般競争入札による庁舎等への自動販売機設置に努めているところでありまして、効果額の目標3億円に対しまして32億円の実績を上げているところでございます。

さらに、国予算の活用としましては、地方創生推進交付金や生涯現役促進地域連携事業など、国の提案型の支援制度の積極的な活用に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取り組みを強化しますとともに、ふるさと納税制度の一層の活用を図りつつ、「企業版ふるさと納税」などの取組についても推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) まず、人口減少対策ですけれども、これは私はしょっちゅう言うんですけれども、まず、人口減少をどうして食い止

めるか。これは、まずやっぱり適齢者の方々に結婚をしていただいて、そして家庭を持ち、子どもを産み育てていただくことが一番、これが大事なんですよ。

しかし、いろんな県でもめぐりあい事業とか、そういうものをされております。めぐりあいが少ないと。それもあるでしょう。しかし、やっぱり私が一番考えるのは、安定した雇用と安定した収入がない限り、若い人たちが結婚して家庭を持って、希望する子どもの数、2人から3人、それを育てていくための安定した雇用が必要なんですよ。それは、いろんな派遣社員とか、パートさんとか、契約社員とか、そういう方々が今多いわけですので、本当に安心して家庭を持つことができない。これが一番、私は人口減少につながっている、そう思っています。これは長崎県だけの問題じゃないでしょう。全国的な産業の、労働の問題なんです。

ですから、今、県が進めてこられためぐりあい事業、あるいは婚活サポート、こういうものの中でどのくらい成婚につながったのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) この間、なかなか報告が義務づけはされておきませんので、正確にところではございませんけれども、今、20組近くが、この平成18年ぐらいから取り組んできた中で結婚したというふうに、すみません、手元に数字がないのですが、記憶としてはそんな程度かと思っております。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) 今のこども政策局長は、何と言っていたかわからなかったんですけど、後でもう一回言ってください。

それから定住促進、若い人たちは、一度は都

会に出てみたいんですよ。これは、もうわかります。そして製造業、若い人、高校卒業の男子、特に、工業高校卒業生は製造業が望みなんですね。そして、長崎県が県民所得が低いのは製造業が少ないからだ、というふうにずっと言っておいでになりました。

製造業が、今、長崎県内の中に現にあるじゃないですか。まずは地場のそういう企業をしっかりと支援をしていくことが大事です。そして、足りない部分は企業誘致をする。まずは県内産業を活性化させることが第一です。そして、若い人たちに長崎県の、そして、県内の産業のよさを知っていただいて定着をしていただく。そのようにぜひ、地場の製造業の支援をしっかりとやっていただきたい。

それと、言いましたように、製造業の誘致、これもしっかりやっていただきたい。ただ、長崎県には水がないと、工業用水がない。そのために、水を使う企業がなかなか来ないというのが現状であります。産業労働部長、長崎県に若者が希望する製造業はどのくらいあるんですか、企業数。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 後ほどお答えさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) それと、県外からのUターン、そして移住対策を進めておいでになります。特に、今年、全国ではじめて「ながさき移住サポートセンター」というものもおつくりになりました。

私は、ちょうど2年前にこの問題につきまして質問をいたして、答弁の中に、平成18年から平成25年、この間8年間で581世帯、970名の方が移住をされているという答弁をいただいてお

ります。こういう方々が、現在、どのくらい、何割ぐらい移住先に定住をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 直近のデータはございませんで、5年前の平成23年10月に調査をしまして、現状については、現在、各市町に調査を依頼して集計中でございますけれども、その際の結果といたしましては、世帯数ベースで80%、人数ベースで79.7%、約8割の方がそのまま定住に結びついているというところでございます。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) 平成18年から平成25年までの統計を2年前におっしゃったんですよ。そして、今の答弁は平成23年でしょう。平成25年ぐらいまで調べておきなさいよ。

それと、80%の移住者が現在も定住をしていると、これは本当にありがたいことです。ただ、20%の方が、やはりいろんな地域によって違うでしょう、異なるでしょう。20%の方が県内を離れられたと。なぜそうなったか。さっき言いましたように、地域によっていろんな環境とか、いろんな人とのつきあいとか、職場とか、仕事とかいろんな面があるでしょう。その要因を調査されていますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 定住促進につなげるための対策といたしまして、移住者の方にアンケート調査を実施しております。その中で一番多かったのは、やはり近所づきあいということで、地域に溶け込みきらずに地域を離れていくというふうなケースが多く見られたというところでございまして、各市町におきまして、移住に対する専門の相談員を配置したり、市町

が積極的に移住者に対しアプローチをしたり、民間の方がボランティアで移住者の方の相談にのったりというふうな対策をとっているところでございます。

県といたしましても、フォローアップが一番重要だというふうに感じておりまして、市町と一緒に、こういったフォローアップの充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 先ほどの製造業関係のご質問にお答えさせていただきます。

全体で1,800社でございます。

ただ、魅力ある企業、製造業がどのくらいあるかというお尋ねでございますが、中小企業、小規模企業でございまして、オンリーワンの技術とか、そういう形の部分で非常に魅力ある企業はございますが、規模で言いますと、中堅以上の企業で約300社という状況でございます。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) すみません。先ほど明確なお答えができませんで、平成27年度の実績でございますが、結婚支援事業による成婚数は18組ということでございます。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員一37番。

○37番(中島廣義君) なかなか成婚率が低いんですね。まずは、若い人たちがそういうものを通じて結婚をして、家庭を持って、子どもを産み育てることが一番人口減少抑制につながるわけですから、しっかりとした支援をやっていただきたい。

それから、移住の問題ですけれども、市町と共同で「ながさき移住サポートセンター」をおつくりになりましたね。この中で、先ほど部長がおっしゃった近所づきあい、これが一番難し

いんだと、離れる原因だということでもありますので、その辺はしっかりと、これは地域、地域によって違うと思いますよ。しっかりと支援、サポートをやって、移住したい人になるだけ100%、長崎県に移住をしていただくような、そういう支援をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、石木ダムについて、お尋ねをいたします。

11月30日に、「石木ダム建設促進川棚町民の会」の総会が開催されました。そのときに里見副知事もお見えになっておりましてし、河川課長も、それぞれお見えになっておりました。

「石木ダム建設促進川棚町民の会」から、事業推進についてと周辺整備の要望がなされましたね。それについて里見副知事は、「知事としっかりと協議をして前向きに検討していく」とお答えになっております。その協議でどう対応されるのか、それもお伺いいたします。

もう一つは、水は余り余っていいんです。佐世保はもう水が要らないじゃないかと、人口も減っているじゃないかとおっしゃいますけれども、水がなければ、先ほど言いましたように、企業誘致も不利なんです。そして、佐世保に住みたくても、いつ断水をするのか、あるいは制限給水があるのかと、そういう不安を抱えておれば、佐世保に住みたくないんですよ。水がふんだんにあって、佐世保に行ったら、水は絶対大丈夫だ。そして、水を使う企業もどんどん入れ込んで、そして雇用の場を広げることによって人口も増加するんです。ですから、もう佐世保は水が要らないんじゃないか、必要ないんじゃないかではなくて、水は余り余っていいと、私はそう思います。そうすることが企業誘致につながり、人口増加につながるんです。

それと、「石木ダム建設促進川棚町民の会」には、佐世保市から水道局長ほかお見えになっていました。50分近く佐世保の水事情についてお訴えになりましたけれども、ああいう水道局長の訴えは、しっかりと佐世保市民に向けて、本当に水が必要なんだということをもっとしっかり佐世保市民に水の大切さを醸成していただきたい。

そして、石木ダム建設については、佐世保市民がもっと強く要望すること、これが本当に必要だと、そう感じました。里見副知事、先ほど申しました「石木ダム建設促進川棚町民の会」からのご要望に対して、どう対応されるのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 里見副知事。

○副知事(里見 晋君) ただいまご指摘がありましたように、一昨日、「石木ダム建設促進川棚町民の会」の総会に出席させていただきました。

町民の皆様から事業推進のご要望をいただきまして、一日も早いダムの完成を待ち望んでおられる皆様の強い思いというものを感じたところでございます。

特に、今、議員からご指摘ございましたように、昨今の非常に短期的な大雨の状況に関しまして、水害に不安を抱いておられる住民の皆様がおられるということを肝に銘じますとともに、今もご説明ございましたように、佐世保市の方からも、構造的に水が足りない、地勢的にも歴史的にも非常に水が足りないという詳細なご説明がございました。そういう治水、利水両面の切実な状況というものを我々も改めてご説明しましたし、それに対して皆様方からも、早く事業を進めてほしいということをお願いいたしましたので、まずは、強いご希望のありました県道付

け替え工事を進捗させたうえで、何とか現状を開き、事業を推進し、水源地域を含めた地域の振興も含めて、できる限りどういう手段ができるか、至急努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 中島廣義議員—37番。

○37番(中島廣義君) 石木ダムは、本当に長崎県の長年の懸案事業であります。しっかりと対応していただきたい、そのように思います。

最後になりますが、「有人国境離島法」は、今一番人口減少が著しい離島にとっては本当にありがたい法律です。これを本当に十分に活用して、そして離島の人たちが地元の産業で、そこで飯を食っていけるような、そういう施策をぜひ打っていただきたい、十分に活用していただきたい、そのように思います。

知事、最後に答弁を。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどからご議論いただいておりますように、今回、「有人国境離島法」、本県の国会議員の皆様方の格別のご尽力により実現をしていただきました。

航路・航空路運賃の低廉化、さまざまな経費の低廉化、さらには雇用の機会の拡充といった支援施策が準備されているところであります。はじめての予算が計上されようとしているわけでありまして、これを十分に活用させていただき、具体的な効果に結びつけていくということが極めて大切だろうと考えておりますので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

八江議員—44番。

○44番(八江利春君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、諫早市選出の八江利春でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1年ぶりの一般質問でありますし、それぞれの確にご答弁をいただきたいと思います。

1、知事の基本姿勢について。

(1) 平成29年度の当初予算編成について。

平成29年度は、中村知事の2期目の最終年度となる。中期財政見通しでは、財源調整基金の枯渇は回避的なものの、依然として基金を取り崩しながらの厳しい財政運営が見込まれます。

来年度の予算編成方針では、普通建設単独予算を削減するようになっていますが、公共事業は、地域経済を下支えする重要な事業であります。「長崎県総合計画チャレンジ2020」や地方創生の総合戦略の実現に向けて、これからさまざまな取組が進められる中であって、公共事業予算をどのように確保していくのか、お尋ねいたします。

また、来年度は県庁舎も完成し、新たなスタートの年と言えるでしょう。施策全般を見直し、中身は知事の思いを込めた新たな事業にチャレンジしてほしいと思います。

来年度の予算は、中村知事の2期目の総括的な予算編成になると思われますが、予算編成の基本的な考えについて、お尋ねいたします。

(2) 新県庁舎完成と新たな事業展開について。

新県庁舎は、県民とともに新しい時代を切り

拓く庁舎づくりを基本理念に整備が進められており、県民生活の安全・安心を支え、効率的に機能する庁舎であるとともに、県民が気軽に利用し、県政に積極的に参画する場を目指すこととされております。

新県庁舎は、総事業費400億円を超える一大事業であり、その完成は県政にとっても大きな節目であると存じます。

新県庁舎の完成に当たり、著名人が参加するイベントの開催や記念モニュメントの設置など、県民に大きくアピールするイベントを行う考えはないのか。

また、県では、「長崎奉行」を任命していると思いますが、県庁舎の完成を契機として本県ゆかりの著名人の方々に、例えば、PR大使に就任していただく制度をつくり、今後、本県のPRを担っていただくようにすることを考えられないのか。

さらに、県として新しい県庁舎の完成を機に、新たな事業の展開等について考えるべきではないかと思っておりますが、見解をお尋ねいたします。

2、国際県長崎が担う地方外交の役割と国際貢献について。

(1) 東アジア地域のこれからの取組について。

中村知事は、「アジア・国際戦略」を本県の重要施策の一つに掲げ、自ら先頭に立って、さまざまな国際施策に取り組んでおられます。

先般の「長崎県上海市友好交流関係樹立20周年記念事業」に、私も田中議長はじめ同僚議員とともに参加し、上海市を訪問いたしました。

上海市では、楊雄市長をはじめとする各界の指導者の皆様方とお会いすることができ、改めて上海市政府の本県に対する高い評価を認識いたしました。これも日中国交正常化の前から全

国に先駆けて中国との交流に力を注がれた久保知事、高田知事、金子知事、そして中村知事に引き継がれてきた中国と本県の強い人脈の賜物であるとともに、本県が日本の国際貢献に大きな役割を果たしてきたことは、県民の誇りでもあります。

こうした知事たちのご尽力もあり、中国や韓国といった東アジア地域とは強い人的つながりができていると私は考えておりますが、これを今後どのように持続していこうとお考えなのか、知事のご所見をお尋ねいたします。

(2) 東南アジア（アセアン）地域への取組について。

東アジア地域への取組と併せて、経済成長著しく、親日的な国も多い東南アジア地域は、本県の経済活性化にとっても大変重要な地域だと考えております。

そこで、経済交流については、東アジア地域から、ベトナムやシンガポール、タイ、ミャンマーなど東南アジア地域へ比重を移し、経済交流促進の取組を進めていくべきであり、知事にも、再度、東南アジアを訪問していただきたいと考えますが、知事のご所見をお尋ねいたします。

3、九州新幹線西九州ルートの整備促進について。

(1) 全線でフル規格化への見直しについて。

九州新幹線西九州ルートに導入予定のフリーゲージトレインにつきましては、台車の一部に摩耗などの不具合が発生し、耐久走行試験が中断されたままになっております。

国では、昨年12月の「軌間可変技術評価委員会」を経て、今年5月から改良された台車による回転試験や経済性の検討などが行われ、その結果について、去る11月18日に、改めて当評価

委員会が開催されたところであります。

しかしながら、現段階においては、耐久走行試験に移行する条件は満たされておらず、さらに、来年の初夏まで検証走行試験などにより検討を深めることとされ、結果的に結論が先送りとなっております。

11月21日には「軌間可変技術評価委員会」の開催結果に関する国土交通省からの説明会が県庁で開催され、私も、中村知事、田中議長とともに出席し、説明をお伺いいたしました。

今回の「軌間可変技術評価委員会」の発表については、「もう無理だから、方向転換せざるを得ない」との発表がされるのかと思っておりましたが、「引き続き、検証を深める」ということであります。

本年3月29日の「関係六者合意」では、平成34年度に武雄温泉駅での新幹線と在来線特急の乗り換えを行うことにより開業することが合意されております。平成34年度の開業を実現することは、県をはじめ関係者の責務であり、まずはそのことを目指し、全力で取り組むべきであるとは認識しております。

しかし、その後の西九州ルートの姿は一体どうなるのか。私は、フリーゲージトレインの開発の見通しが不透明な中、その姿は、やはり全線フル規格であると考えており、11月6日には、長崎県下の市町や議会から成る「新幹線推進連絡協議会」や経済団体と連携し、新幹線に関する講演会を開催するなど、全線フル規格化を含め、機運の醸成を図っているところでもあります。

この講演では、西九州ルートの全線フル規格化では、佐賀から博多まで20分、30分という話ではなく、3時間以内で新大阪とつながるし、巨大な西日本都市圏に組み込まれることにより、

佐賀県の位置づけも劇的に変わることのお話もありました。

フリーゲージトレインの開発の見通しが立たない中、リレー方式での開業後における西九州ルートの姿としては、長崎県、佐賀県をはじめ、西九州地域全体に大きなメリットがある全線フル規格に方向転換をすべきではないかと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

4、国営諫早湾干拓事業の早期解決への取組について。

(1) 長崎地裁が行う和解の早期決着について。

潮受け堤防排水門差し止め請求事件については、本年1月18日、長崎地方裁判所において、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が敢行され、5月の第4回協議において、国から、開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案として「有明海振興基金（仮称）」の創設が提案されました。

そうした中、9月、国や関係4県、4県漁連等が集まり、開門問題に触れないことを前提とした「有明海漁業環境改善連絡協議会」の臨時会において、有明海の水産資源の回復及び漁業経営の発展に向けた基金案について議論することが合意され、基金案の具体的な検討が進められた結果、去る11月30日、国は、基金規模100億円の「有明海振興基金案」を公表したところであります。

今年は、降雨による農産物被害は生じていないなど、諫早湾干拓事業の効果は遺憾なく発現されており、地元に深刻な影響被害を与える開門は絶対に認めることはできません。

そのため、和解が成立すれば、意義のない開門によることなく、有明海再生が図られることになることから、有明海の漁業不振に端を發し

た諫早湾干拓事業の開門問題は、和解の成立が最良の解決方法であると認識しております。

そこで、今後の和解成立のカギを握る国が公表した「有明海振興基金案」を知事はどのように評価しているのか、お尋ねをいたします。

(2) 干陸地や調整池等の有効活用について。

諫早湾干拓事業により創出され約2,600ヘクタールの調整池や、そのうちの約600ヘクタールに及ぶ広大な自然干陸地の利活用については、これまで何度となく提言してまいりました。最近では中央開拓地での自転車の競技大会の開催、本明川から調整池への水路では、数キロに及ぶ長い直線部分が確保できるため、ボート競技の実業団チームによる本格的な練習場として利用されたり、自然干陸地では飼料作物やコスモスの植栽に加え、今年は幻の「高来そば」の試験栽培や、潮受け堤防においてもボランティアの方々によるヒガンバナの植栽が進み彩りを添えるなど、徐々に利活用が進んでいることは、大変よいことであります。

しかし、まだまだ利活用を進める余地は十分過ぎるぐらいあります。例えば、パッドゴルフですが、これだけの広大なスペースがあれば、本格的な規模のコースがつくれるはずです。

調整池においては、大きなフナやコイなどが数多く生息していることから、釣りの愛好家の方々の間でも徐々に知られてきている状況の中、九州及び全国レベルのヘラブナ釣り大会も可能だと言われております。

また、全長7キロを越える潮受け堤防を利用した諫早湾干拓を一周するフルマラソン大会の開催も多くの方々が参加する一大イベントになり得ることでしょう。諫早湾干拓事業で創出された自然干陸地、調整池、堤防道路の有効活用について、今後、どのように取り組まれるのか、

お尋ねいたします。

5、本明川ダム建設促進と本明川水系の河川改修事業について。

私の地元であります諫早市の中心市街地を流れる本明川は、国が管理する県内唯一の一級河川であり、昭和32年の「諫早大水害」では、死者、行方不明者が539名に及ぶ甚大な被害に見舞われております。

昭和58年から国の直轄事業として調査に着手した本明川ダム建設事業は、河口部に調整池をつくる諫早湾干拓事業と連動して洪水調整を行い、諫早大水害規模の洪水からも市街地を守るために抜本的な治水対策として計画された事業であり、農業用水の安定した取水のためにも非常に重要な事業であります。

調査着手から33年の歳月を経ても完成に至っておりませんが、諫早市民が安心して豊かに暮らすためには必要不可欠なダムであるため、早期完成が強く望まれるところであります。

私も、ダム建設予定地を訪問する時、水没する家屋の移転先に関することや、周辺整備など地域振興策の調整に関することを最近よく耳にするようになり、いよいよ待ち望んだダムの完成が近いと期待しております。

そこで、本明川ダムの建設事業の現在の進捗状況と完成はいつ頃になるのかをお尋ねします。

また、支川の半造川でも国による拡幅工事が行われ、現在、島原鉄道橋の架け替え工事が進められておりますが、その完成の時期と、残る上流区間の整備の進め方について、お尋ねいたします。

さらに、県管理の支川で行われている中山西川の河川改修工事の進捗状況と、地元からの要望が多いダン竹伐採や堆積土砂の掘削など、日常的な維持工事の対応方針について、県の考え

方をお尋ねいたします。

6、長崎県住宅供給公社が行う諫早西部団地の商業施設と住宅団地計画について。

住宅供給公社の問題につきましては、私が議長を務めていた平成16年2月に特別委員会を設置して議論を進めていただきました。

その結果、平成16年12月末の臨時議会で裁判所の第17条決定による解決を県が受け入れ、翌年3月には特定調停が成立し、公社においては、二度と県民にご迷惑をかけることがないように、経営再建を確実に果たしていくことになり、現在、経営状況は改善していると認識しております。

こうした中、諫早西部団地では、平成24年度から第2工区東一地区の住宅地の販売が開始され、ほぼ完売となり、その後、東二地区の造成販売と事業が進捗しているようであり、基本的には、第1工区の立派な街並みを引き継いでいると思いますが、住宅地の販売は順調に進んでいるのか、お尋ねいたします。

また、公社において、西一地区の商業用地の入札、契約をされたとお聞きしております。ここで商業地の立地は、地域住民の利便性向上につながるものと考えておりますが、その目的や効果について、県はどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

7、諫早大型工業団地建設への県の取組は。

本県の最大の課題の一つである人口減少に歯止めをかけるためには、若者を中心とした県外流出に歯止めをかける必要があります。そのためには雇用創出に即効性がある企業誘致を進めることが必要であり、若者の県内定着、ひいては少子化対策にもつながる、特に、設備投資などの面で経済波及効果が大きい県内の優秀な工業高校の卒業生などの働く場の確保につながる

製造業の誘致を積極的に進めていく必要があります。

製造業を誘致するにも受け皿となる工業団地が必要で、多くの雇用につながる大型の団地をつくらなければならないと思います。

これから、新幹線や交通アクセスのよさ、工業高校、大学等の教育機関も充実している県央地区は、まさに大型工業団地整備の適地だと言える。現在、諫早市では30ヘクタール程度の大型工業団地を整備する計画であります。完成後には2,000人を超える雇用の受け皿になると期待しております。

現在の制度では、工業団地の整備は市町が行い、県は補助金を支援するとしていますが、諫早の大型工業団地の整備は、なかなか進んでおりません。そこで、県の思い切った支援が必要であります。

本県の経済環境の中、今がチャンスである諫早の大型工業団地について、県がもっと主体的に関与して整備を進めていく必要があると思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

8、「農業版平成の出島」特区構想について。

農業産出額が全国的に減少している中で、本県の農業産出額は、ここ10年の伸び率が全国一と順調に拡大しています。これは施設園芸団地の育成や基盤整備、集出荷施設整備を通じた露地野菜の産地拡大、農地集積による担い手の規模拡大などの施策を積極的に県が打ち出し、生産者、関係団体と一体となって取り組んできた成果であると考えています。

しかしながら、生産現場では、地域人口の減少や高齢化により規模拡大を図りたいとの意欲があっても労働力の確保が難しく、経営発展の阻害要因となっているとの声も聞いております。

労働力不足の解消が図られれば、本県農業産

出額のさらなる拡大と農業所得の向上に大きく寄与するものと考えますが、生産現場の努力にもかかわらず、地域内では重要な労働力の確保が困難なことから、生産者、農業団体には現状では認められていない農業分野での外国人の就労を解禁してほしいという強い要望があります。

このような中、本県は、生産現場の切実な要望を踏まえ、外国人が農業分野で就労できるよう、「農業版平成の出島」と名づけ、国家戦略特区を提案したと聞いております。

生産現場では、この特区提案の実現に対する期待が極めて大きく、私も本県農業のさらなる発展のため、他県に先駆けたこの意欲的な提案をぜひとも実現すべきであると考えています。

そこで、「農業版平成の出島」特区構想の実現に向けた知事の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

9、本県の特別支援教育の現況と諫早特別支援学校校舎等の建設について。

本県の特別支援教育の振興については、「長崎県特別支援教育推進基本計画」のもと、計画的な施策の推進に取り組んでおられますが、近年、特別支援学校で学ぶ児童生徒が全国的に増加しており、他県でも運動場に仮設校舎を建てて対応している事例も聞いております。

障害のある児童生徒が安心して学べる教育環境の整備は、重要な課題であり、本県として積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、本県の特別支援学校の適正配置に関する現状や今後の取組について、お尋ねいたします。

また、その一方で、諫早特別支援学校は、昭和39年4月に地域の方々の熱い要望を受け、本県ではじめてとなる肢体不自由児養護学校として設立され、以来、本県における特別支援教育

の拠点的役割を担ってまいりました。

現在は、地域社会全体の特別支援教育のセンター的機能を持つ学校として、子どもたちの学習、生徒の場及び近隣の先生方や保護者の皆様方が相談に訪れる場として、その役割はますます重要なものとなっております。この施設の現状を見ますと、老朽化が進み、一刻も早い対策が必要な時期を迎えております。

一昨年的一般質問でもお尋ねし、改修に向けた具体的な協議を行っていく旨の答弁をいただいておりますところであり、その進捗状況をお尋ねいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます、必要でありましたら対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 八江議員のご質問にお答えをいたします。

まず、来年度の予算編成の基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

今年度から「長崎県総合計画チャレンジ2020」がスタートし、人口減少の克服や県民所得の向上に向けて本県の強みを活かしたさまざまな施策を推進しているところであります。

来年度は、本計画の2年目となってまいりますことから、初年度の施策について、しっかりと検証を行いながら、より具体的な成果をスピード感をもって県民の皆様方にお示しすることができるよう、これまでの取組をさらに進化させてまいりますとともに、新たな施策の構築にも力を注いでまいりたいと考えております。

特に、「観光とスポーツを核とした『稼げる観光産業』創出プロジェクト」や、「離島・半島地域を中心とした『稼げる食品製造業』創出

プロジェクト」など、地方創生を推進する10のプロジェクトについては、さらに、その成果が高まるような仕掛けや工夫をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

また、高校生、大学生等の若年層の県内定着対策につきましては、キャリア教育の充実、企業の魅力や特色を生徒や学生に直接伝える機会を充実してまいりますとともに、高校卒業者等に対してふるさと情報を発信し、本県との結びつきの強化に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、「有人国境離島法」が成立したことは、離島地域の活力向上につながる新たな施策構築の絶好の機会であると考えており、国の新たな制度を積極的に活用させていただき、離島振興対策の抜本的な充実に力を注いでまいりたいと考えております。

今後、県議会でのご議論も踏まえながら、財政健全化を図りつつ、「たくましい長崎県づくり」を目指す予算となるよう、全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新庁舎の完成に当たり、イベントなどを行う考え方はないのかとのお尋ねでございます。

新県庁舎は、県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくりの基本理念のもと、県民の皆様が親しんでいただける庁舎を目指して整備を進めまいりました。

新しい時代を県民の皆様とともに切り拓いてまいりますためには、この新庁舎は、まさに行政と県民との連携・協働の拠点として、いかに構築していくかが問われてくるものと考えているところであり、そうした取組のスタートにふさわしい落成式となるよう、今後、その内容を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、県庁舎の完成を機に新たな事業の展開等について考えるべきではないかとお尋ねであります。

新県庁舎におきましては、行政棟、議会棟、警察棟の耐震性、防災性が確保されてまいりますこととなり、今日、多様かつ大規模な自然災害が多発する状況にある中、防災拠点施設として、県民の皆様方の安全・安心の確保をまず図っていく事業に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、さまざまな分野で変化、変革が進む時代を迎えている中で、これからは行政と県民がこれまで以上に力を合わせて諸課題に取り組んでいかなければならないと考えており、新庁舎が県民とともに新しい時代を切り拓く連携拠点となるよう、県民協働の県政推進のために、さらに全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

次に、国際県長崎として、東アジアとの人的なつながりをどのように持続していこうとするのかとお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、久保知事をはじめとする歴代の知事が、県議会や経済界、民間団体の方々とともに築いてこられた中国や韓国との人脈は、本県にとって大きな財産となっており、しっかりと受け継いでいかなければならないと考えております。

今回の上海市訪問におきましても、県議会や経済界、民間団体など多くの関係の皆様方にご参加いただいたところであり、各政府要人との会見のほか、上海市との共催によるフォーラムの開催、あるいは長崎上海クラブの交流事業など、多様な分野にわたり交流が深まってきたところであります。

今後とも、地方政府間の交流はもとより、民

間交流の促進などに積極的に取り組み、県内各界各層の皆様とともに培われたつながりをさらに強固なものとし、中国や韓国との関係の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、東南アジア地域への取組についてのお尋ねでございます。

地理的近接性や長年の交流の歴史を有し、巨大な消費市場である中国など、東アジアとの経済交流の取組は、しっかりと継続していく必要があると考えております。

そうした中で、東南アジアにつきましても、近年、目覚ましい経済成長を続けており、本県との歴史的なゆかりも大変深いものがありますことから、「アジア・国際戦略」の中で重要な地域として位置づけているところであります。

今後、東南アジアとの経済交流につきましては、特に力を入れていくこととしているところであり、経済成長の度合いなど国ごとの特性に応じて、観光客誘致や県産品輸出、本県企業の海外展開支援などを積極的に推進し、経済的実利の獲得につなげてまいりたいと考えております。

ご提案の東南アジア訪問につきましても、機会を捉えて現地を訪問し、地方政府間交流や経済交流促進に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格化についてのお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルートは、これまで財源確保の問題、収支採算性、費用対効果、並行在来線の取り扱い、地元負担など、さまざまな課題について、関係者間による協議、調整を重ねた結果、フリーゲージトレインによる整備方式で合意を得て、認可・着工に至ったものであります。

したがいまして、現時点において、全線フル規格化への方針転換は、工事認可の前提条件が崩れ、現在進められている整備工事そのものへの影響も懸念されるところであり、国が継続してフリーゲージトレインの開発に力を注いでいるさなかでもあり、なかなか難しいものであると考えております。

仮に、全線フル規格化を検討する場合においても、新たな地方負担や並行在来線問題など極めて重要な課題が生じてまいりますことから、関係者の合意形成が不可欠となってくるものであり、今は、そういった環境にはないものと考えているところであります。

次に、諫早湾干拓事業に関連した有明海振興基金案をどのように評価しているのかとのお尋ねでございます。

今回の基金案につきましては、長崎地方裁判所からの和解勧告を受けて、国が開門に代わる漁業環境改善措置として提案し、これまで関係4県や4県漁連等と協議を行い、去る11月30日、基金規模を100億円とする和解案として長崎地方裁判所に提出されたところであります。

本県といたしましては、今回の基金案に関して、資源回復のための種苗放流や、カキ、アサリ養殖のための施設整備等の水産振興策とあわせて、漁場環境改善策など、有明海再生に向けた具体的な取組の提案を行ってきたところでありますが、今回の基金案には、本県からの要望項目も概ね盛り込まれたものとなっているところであります。

県といたしましては、これまで意義のない開門に巨費を投ずるよりも、有明海再生を図るための効果的な水産振興策にこそ活用すべきであると、繰り返し、国に対して要請してきたところであり、今般の開門しないことを前提とした

基金による取組を通して、真の有明海再生が図られることを強く期待しているところであります。

国におかれては、和解協議が合意に至るよう、漁業者を含めた関係者の方々に対して丁寧にご説明をいただき、理解を得ていただきたいと考えているところであります。

次に、諫早の大型工業団地建設のお尋ねでございます。

現在、県内で分譲中または整備中の工業団地において、10ヘクタール以上の広さを分譲できる団地はほとんどなく、県といたしましても、まとまった広さの受け皿確保の必要性は十分認識しているところでありますが、その整備に当たっては、企業の立地により最も受益がある地元市町が事業主体となつていただく必要があるものと考えており、県は、補助金等でこれを支援することとしているところであります。

全国的に見ましても、団地整備を行っております45都道府県の状況を見ますと、そのうち30道府県では、自ら整備を行うことなく、市町が事業主体となつて整備を進めているところであります。そのうち10県では、市町に対して造成の支援措置を講じておりますけれども、本県を除く9県では、こういった場合にも補助額に上限が設けられております。

一方、30道府県のほかにも県営で工業団地の整備を行っている県が13県、市町営団地へ造成補助を行っているところが4県ございます。しかしながら、その場合も補助額は最大で1億5,000万円となっているところでございます。

本県におきましては、補助限度額を設けることなく、団地整備に係る市町の実負担額の2分の1をしっかりと補助させていただくことを基本にいたしております。

加えて、こうした制度の見直しに当たりましては、諫早市のご意見も踏まえたうえで、10ヘクタールを超える団地について、起債の償還利子も対象とするなど、全国でも手厚い支援内容としたところであり、諫早市にはぜひこれらのことをご理解いただきたいと思っているところであります。

また、整備後の売れ残りリスクを心配されているところでありますけれども、県としては、早期に団地を売却することができるよう、産業振興財団と一体となって誘致活動に全力を注いでまいることといたしているところであります。

次に、国家戦略特区として提案した農業分野における外国人の受け入れについてのお尋ねでございます。

高齢化の進展等に伴い、農業者、農家戸数が減少する中、生産の維持・拡大と農業所得の向上を図ってまいりますためには、担い手の規模拡大が必要であり、そのための労働力の確保が喫緊の課題となっているところであります。

県では、これまで地元JA等と協議しながら労力確保体制の構築に努めてきたところでありますが、労働力需要に十分応えきれていないことから、農業団体等から有効な解決策を求める強い要請をいただいていたところであります。

こうした状況を踏まえ、去る7月29日、本県から県下全域において外国人の農業就労が可能となるよう、国に対して特区提案を行ったところであります。

本県等からの提案を踏まえ、10月4日に開催された「第24回国家戦略特別区域諮問会議」では、議長である安倍総理から、「農業の外国人材の受け入れは、地方創生や一億総活躍社会の実現に極めて重要な提案」であり、「実現に向けた議論を加速する」旨、ご発言があり、国に

おいて検討が進められているところであります。

本県提案の実現のためには、今後、所要の法改正と本県の区域指定が必要となつてまいりますことから、本県選出国會議員の皆様をはじめ、県議会の皆様のご協力を賜りながら、農業団体等と一体となって早期実現に向けた取組を強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係の部長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 公共事業の予算確保についてのお尋ねでございます。

中期財政見通しの下方修正が余儀なくされる中で、将来的な公債費の高止まりのリスクも見込まれるなど、本県の財政状況は厳しい状況にございます。

これまで単独の投資事業につきましては、他県では大幅な削減が進められている中であっても、一定の規模を維持してきたところでありますが、九州で2番目の高い水準となっているところであります。厳しい財政状況を踏まえ、一定の見直しが必要であると考えております。

ただし、県負担を抑えながら事業量を確保するためには、国の補助事業であります公共事業予算を獲得することが重要であると考えております。この獲得に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 秘書広報局長。

○秘書広報局長(木村伸次郎君) 本県ゆかりの著名人にPR大使に就任してもらう制度をつくってはどうかというお尋ねでございます。

県といたしましては、これまでも県外に向けた情報発信が重要であると考え、県外パブリシ

ティ活動など、その強化に努めてきたところでございます。

本県にゆかりのある著名人の多くの皆様には、これまでもさまざまな場面で本県のPRにご協力をいただいているところでございます。

そのような中、現時点でPR大使をお願いする場合、どのような活動をお願いしていくのかなど検討が必要な点もあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、本県を応援していただく皆様のご協力を得ながら、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 自然干陸地、調整池等の有効活用について、今後、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

諫早湾干拓事業によって創出された貴重な地域資源の利活用を進めますため、これまで潮受け堤防や中央干拓地における来客者のための各種施設の整備や中央干拓地内部堤防におけるジョギングコースの設置等を実施しますとともに、自然干陸地におきます飼料作物栽培等での活用を進めてまいりました。

昨年度からは、自然干陸地において収益作物である「そば」の試験栽培に取り組みますとともに、今年度からは景観作物であり、地力増進につながる「れんげ」等を栽培することとしており、加えて、県央振興局を中心に、地元農業者、スポーツ団体等が参加した「諫干見学会」や「カヌー体験教室」、「諫干まつり」、景観植物の植栽などを行うプロジェクトに取り組み、これまで県内外から延べ約3,000名の方々にご参加いただいたところでございます。

さらに、本年9月、県、市及び地元住民、農

業者等に農林水産省及び国土交通省も加えた「諫早湾干拓にぎわい創出事業検討協議会」を立ち上げたところでありまして、今後とも、関係機関相互の連携、調整等を図りながら、さらなる利活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、本明川ダム事業と本明川の河川改修事業の状況及び今後の見通し、それから、県が行う維持工事の実施状況についてのお尋ねです。

本明川ダム建設事業については、国において、現在、用地買収のための損失補償基準の締結に向けて地元関係者との協議が進められております。

ダムの完成時期につきましては、現在のところ、平成36年度を目標に事業進捗が図られております。

国が実施する半造川の河川改修事業につきましては、現在、島原鉄道橋の架け替え工事が平成30年度完成に向けて進められておりまして、その後、逐次、埋津橋までの河川拡幅工事を進めると聞いております。

県が行う中山西川の河川改修事業につきましては、河川拡幅工事を実施しておりまして、現在の整備率は約80%、平成33年度の完成を目標に工事を進めております。

ダン竹伐採や堆積土砂の掘削などの維持工事につきましては、毎年、多くのご要望がありまして、その中で治水上緊急性の高い河川から優先して実施しているところでございます。

今後とも、引き続き地域の安全・安心のために効果的な執行に努めてまいります。

次に、諫早西部団地の住宅地の販売状況と商業施設立地の目的や効果についてのお尋ねでございます。

諫早西部団地の住宅地につきましては、第2工区東一地区において販売した174区画のうち、170区画が契約済みであり、東二地区におきましては、平成28年1月から81区画を販売開始しました。11月末現在で30区画が契約済みとなっております。

また、第2工区の西側にあります商業用地につきましては、11月1日に入札を行い、イオンタウン株式会社が落札し、11月7日に売買契約を締結したところでございます。

この商業用地の公募は、諫早西部団地の魅力を創出し、団地内外の住民に対し、利便性を継続して提供するために行ったものであり、施設の条件といたしましては、床面積3,000平方メートル以上、用途は、衣料品、食料品、生活用品の店舗を有し、地域住民の交流スペースを設けること等となっております。

今回、立地する商業施設によって、諫早市西部の商圈を形成し、地域住民の利便性が向上され、さらには地域への定住促進や今後の住宅用地の販売促進にもつながるものと考えております。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 私から、2点お答えをいたします。

まず、特別支援学校の適正配置についてでございますが、本県におきましても、特別支援学校の児童生徒数は増加しておりますが、仮設校舎で対応している事例はなく、より身近な地域で特別支援学校の教育を受けることができる環境の整備を進めているところです。

これまでの5年間で、島地区を中心に新たに

3分校・3分教室を開設しましたが、来年4月には、川棚特別支援学校の高等部を、平成30年4月には、大村特別支援学校の西大村分教室を開設する予定であります。

今後も、県全体のニーズを把握しながら適正配置に努めてまいります。

次に、諫早特別支援学校の老朽化対策の進捗状況でありますけれども、諫早特別支援学校の校舎等につきましては、昭和40年から50年代にかけて整備したもので、議員ご指摘のとおり、施設の老朽化が進んできております。

このため、早期の改築・改修の着手に向け、肢体不自由の子どもたちの教育活動に配慮した建物の配置や仮設校舎を用いることなく、現地で改築・改修を行うための効率的な工事の進め方など、具体的に学校や関係機関等と協議、調整を図っているところであります。

○議長(田中愛国君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) 質問に対して、それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございました。

時間の許す限り、幾つか質問させていただきたいと思います。

知事の基本姿勢については、先ほどもいろいろお話がありました。2期目の最後の年で、新年度から一年しかないということであります。これまで中村知事は、中村知事らしく、それぞれ特色を出しながら進めてこられたということは認識しております。なお一層、最後の年だから思い切ってやってほしいなという思いを含めて質問させていただきました。遠慮なく堂々とやっていただきたい。そしてまた、3期目を目指しながら頑張っていただきたいなど、そのように思いながら質問させていただきました。

そして、海外との関係については、何回とな

く、前回も質問させていただきました。東アジア、あるいは東南アジアという表現の仕方でありますけれども、確かに、韓国、中国については、歴代の知事も含めて随分活動いただき、また、友好な関係を保っていただき、そういった交流が盛んになっておることも事実でありますし、それをまたサポートしていただいているのが今の知事であります。

しかしながら、これからは東アジアで経験したことを活かしながら東南アジアの方に進出をしてもらうというのは、交流事業も一つ大事なことですけれど、経済交流がこれから求められてくる。ただ仲よくなればいいというだけじゃなくて、そこには対価を求める、そういうことになってくるんじゃないかと、このように思いまして東南アジアにシフトしてもらえばということが一つ。

それと、この前訪問された時に、ベトナム社会主義共和国クアンナム省との友好交流の覚書を締結していただいております。そこで、友好交流は大いに結構でありますし、中国との交流は福建省と長崎県との交流があります。

そういうことを考えれば、東南アジアの中では先駆けてベトナムのクアンナム省との友好交流ではなかったかと思います。クアンナム省の中に各市町があると思います。長崎県も福建省の中で姉妹都市をつくっております。

そういったことを考えて、より一層、ベトナムとの親密さをあらわしていただく、また、連携を取ることができないかという、覚書の中には、さまざまなことをやっていくと書いてありますけれど、その点、知事はいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、これからベトナムをはじめ、本県と非常にゆかりの深

い地域との経済交流を活性化させていくということは、極めて重要な取組であると考えております。

私も、前はじめて訪問をさせていただきましたけれども、クアンナム省からは、今年度中には知事が本県にご訪問いただくということになると思いますけれども、御指摘のように、経済的な面での交流拡大を含めて、視野に入れながら、さらに長崎県との関係を強化していく必要があるのではなかろうかと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) 海外との交流ですから、あるいは交渉ですから、時間的にかかることだと思いますから、できるだけ早めに訪問しながら確立してほしいことを要望しておきたいと思います。

たくさんの質問をしておりますから、時間が余りありませんけれども、一昨日、諫早湾干拓の基金案が100億円ということで提示されました、先ほど、ご答弁いただきました。これで全てよしということではないし、開門派については、全く反対の意見も出ております。ただ、開門阻止の方については、一定の評価をしながら、これで何とか諫早湾干拓の問題をおさめてほしいという思いは、我々地元に住んでいる者の大きな願いでもあります。

このことについては、まだまだこれからも続くものだと思いますけれども、しっかりと対話を重ねながら、4県の各漁業団体、4県の各主幹部、そういったところを意識してしっかりと決めてほしいと我々は希望しております。

開門すれば、内部堤防等には相当の費用がかかるということもあります。有明海再生には相当の予算をつぎ込んでいる、数百億円の予算を

つぎ込んでおるわけであります。

そういうことを考えれば、もうそろそろ結論を出していいんじゃないかという思いはありますけれども、その点は相手がおることありますから、話を進めながらしっかりと早期決着を願っておきたいと思います。

それから、「農業版平成の出島」の話は、私も長い間、農業関係に携わってきて、せっかく日本一の伸び率でありながら、規模拡大等、それからまた、いろんな施策を展開して農業県長崎ということが出てきている中でも、やっぱり労働力不足というのは欠かせないことであります。それを解決するのが「農業版平成の出島」構想であると思います。

そのことは、先ほど安倍総理のお話もいただきましたが、長崎県は他県に先駆けて提案をしたところでありますから、第1号に指定を受けながら進めていただきたいと、このように思いますけれども、このことは農林部長はしっかりと支えてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) この提案をしっかりと実現していかなければならないと考えているところでございます。

本県の提案の実現のためには、まず、国家戦略特別区域法の改正と政令による区域指定が必要となります。

県としましては、本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会の皆様のご協力を賜りながら、国の関係機関等に対して、時宜を捉えて法案の早期成立や本県の区域指定に向けた働きかけを進めてまいりたいと考えております。

あわせて、就労していただく外国人の確保と受け皿となる機関の整備、受け入れ先となる市町や農協、農業法人等との調整、受け入れ

先の監査や指導に当たる県職員の能力向上など、特区の実行体制の整備を並行して進めることで、本県農業での外国人就労による労働力確保ができる限り早く実現するように努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) それでは、時間がありますので、新幹線のことで再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、長崎県の立場で言えば精いっぱいかなとは思いますが、思いますけれども、将来を考えて、我々は議員として、県民として、長崎県にどのような財産を残すかと考えれば、今のままでよいとは思いません。そして、それはこの前の講演会をし、800名、900名近くの方々が一堂に会して、そのような気持ちで参加していただいた。これは欠かせない現実の問題だと思います、それぞれの団体もそう。ですから、そういったことが背景にあるということは十分理解はいただいておりますけれども。

そして、そういう中で、来年の6月に、これが初夏ということですから、これが果たしてできるのか、できないのかということは、この前、知事も質問をされておりました。私はできないと思って、私は早目にそれをやるべきじゃないかという立場の者。しかし、知事の立場から言えば、それを見極めないと、ほかの市との形成ができないと、あるいは佐賀もいるぞということもあると思います。

私は、できないと思って、いろいろなことを進めさせていただきたいなど。これは捉え方次第だろうと思いますが、そのことについて知事のお考えは、来年、大丈夫と思うんですか、それとも、いや、これは難しいなという思

いはどちらでしょうか。（発言する者あり・笑声）

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどお触れになられた説明会の折に、私からも鉄道局の方に質問させていただきまして、その技術開発を並行して進めることはないのかと、こう質問申し上げたら、それに対しては、もう最善の手法で今取り組んでいるんだと。ということは、なかなか今回の課題というのは大きいものではなかろうかと考えております。

したがって、予断を持つことなく、来年夏のしかるべき時期での評価をお待ちする以外にはないのではなかろうか。しかるべき段階ではしっかりと判断をしていかなければいけないと思っております。

○議長(田中愛国君) 八江議員—44番。

○44番(八江利春君) いろいろ話がありますが、目的でありました関西乗り入れ、大阪乗り入れは、JR西日本は無理だというような表現、そして、JR九州の社長も同調した形の話。そうなりますと、目的は達成できないのかかわらず、それを推進する立場にはないと私は思う。だから、それはもう間違った判断にならないように、我々はそれをしっかりとサポートしていきたいなど、このように思うんですけれど、その関西乗り入れはどのようにお考えでしょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) さまざまな新聞報道がなされておりますけれども、極めて重要な点でありますので、その都度確認をいたしております。JR西日本の社長様の発言、あるいはJR九州の社長様の発言等、内容を確認しておりますけれども、山陽新幹線乗り入れが不可能だという趣旨の発言ではないというようなところまで確

認をいたしているところであります。

○議長(田中愛国君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

瀬川議員—38番。

○38番(瀬川光之君)（拍手）〔登壇〕 自由民主党、西海市選出の瀬川光之でございます。

久しぶりに一般質問をさせていただく機会をいただきました。会派の皆様方に心から感謝を申し上げたいと存じます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

1、人口減少対策について。

(1)「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について。

本県の人口は、昭和35年の176万人をピークに、その後、減少傾向にあり、このままの状況が続きますと、平成52年（2040年）までに100万人程度まで人口が減少するという推定もございます。

人口減少社会においては、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、さまざまな弊害が予想され、このままの状況が続きますと、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されることはご承知のとおりであります。

また、人口減少を抑制するには、長い期間を要することから、将来を見据えて、早期に有効な対策を講じることが必要になります。

そうした中、県は、昨年10月、長崎県長期人

ロビジョン「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、全国より早い時期から進んでいる本県の人口減少に歯止めをかけるため、さまざまな取組を開始されておりますが、取組の初年度の成果について、どう受け止めておられるのか、見解を伺いたいと存じます。

また、平成27年度の成果を踏まえて、平成29年度はどう取り組んでいかれようとしているのか、お考えをお伺いしたいと存じます。

2、参議院議員選挙の合区の解消について。

衆議院小選挙区選挙にかかる一票の格差をめぐる選挙無効訴訟において、最高裁判所から違憲状態判決が3回連続で出されている中、先日、公表されました平成27年度国勢調査人口の確定値に基づき、「衆議院議員選挙選挙区画定審議会」において、区割画定案の作成にかかる審議が行われております。

報道によれば、全国20都道府県の66の選挙区が対象で、隣接する選挙区が影響を受けるために、約100選挙区に及ぶ見通しとなっていると聞き及んでおります。

本県においても、将来的な人口減少の見込みに基づき、3区及び4区が区割り改定の対象となっており、知事が、審議会に対し、住民に大きな混乱が生じる可能性があることなど、今回の区割り改定は見送ってほしい旨の意見を提出されたと承知をいたしております。

翻って、参議院議員選挙に関しましても、一票の格差をめぐる選挙無効訴訟において、最高裁判所から違憲状態判決が出されたことなどから、一票の格差の縮小のため、4つの選挙区が2つの合区とされ、本年の選挙が執行されたところであります。

しかしながら、今回の選挙においても、全国で同様の訴訟が提起され、現在の高裁判決では

合憲判決もあったものの、一票の格差に関して、なお違憲状態とする判決の件数が上回っている状況にあります。

合区については、投票率の低下や地域が抱えている課題など、さまざまな情報が参議院を通して国政に届かないおそれがあるなどの問題を指摘せざるを得ないことから、合区は解消すべきと考えております。

現在の本県の人口減少傾向を踏まえると、本県においても将来的には合区の可能性があり、憲法を改正してでも合区は解消すべきと考えているところでありますが、合区に対する知事の見解をお伺いしたいと存じます。

3、長崎大学「子どもの心の医療・教育センター」との連携について。

平成26年7月に発生した「佐世保市内女子高校生殺害事件」を受け、県全体として同様な事例の再発防止に向けて取り組んでいるところでありますが、その取組の一つとして、長崎大学においては、医学部と教育学部が連携をし、地域と連携した子どもの心の医療的支援等を行う高度人材育成や、ネットワークの構築に向けて取り組むため、「子どもの心の医療・教育センター」を設置したと伺っております。

この長崎大学の取組については、平成27年2月の県議会において、「児童生徒の健全育成に関する決議」を行ったように、事件の再発防止のためには、医療や教育など、幅広い分野で専門知識を持つ大学との連携が必要であると考え、センターの業務として想定されている、現場に出向いて支援が必要な児童の観察やカウンセリング、また、現場の学校や保育園等の先生に対する支援技術向上のための研修を実施していたくなどの取組に期待をしているところであります。

この「子どもの心の医療・教育センター」に対し、県では、どう連携していかれようとしているのか、お伺いをいたします。

また、現場の教員や保育士等の資質向上に向けた取組に対して、県はどのように関わっているのか、お考えをお聞かせください。

4、大村湾架橋構想について。

大村湾は、穏やかな波が海岸に打ち寄せるさまから「琴の海」と呼ばれており、そして、極めて閉鎖性の高い海域でありながら、かつては真珠やナマコなどの特産物を豊富に産出してきた豊かな海でありました。

また、県本土の中央部に位置しており、沿岸部も含めて自然豊かな景勝地も多く、ハウステンボスなどの観光資源も豊富であります。

しかしながら、その大村湾については、閉鎖性の高い水域で、貧酸素水塊の発生などが課題となっており、漁民の方々からも赤潮や青潮の発生など、最近よく耳にいたします。

大村湾の海底は、湾口部を除いて、平均して平坦な地形であり、潮の流れが穏やかなため、海底は細かい泥やヘドロが堆積しやすいと聞いております。

環境省では、全国で88カ所の閉鎖性水域を指定していますけれども、全国のモデル事業に位置づけ、泥やヘドロなどが堆積をした湾の底泥をしゅんせつすれば、底質環境の改善につながり、しゅんせつした底泥を用いて人工の島を築造し、その周辺に魚礁を造成すれば、水産振興にもつながると思われれます。

また、さらに、交流人口の増加や観光振興のため、築造した人工島を活用して大村湾を横断する架橋を建設する構想も描いているところであります。

この大村湾の人工島の構築や架橋構想については、平成26年2月定例会においても質問をさせていただきましたが、改めて、底泥のしゅんせつを環境省へ、魚礁の設置を農林水産省へ、架橋建設を国土交通省へ、県の部局横断的プロジェクト長期構想と位置づけていただくようなご提案をいたしますけれども、お考えがどうか、県の考えをお尋ねいたします。

と、言葉で言うてはなかなかわかりにくい部分があるかと思ひまして、皆様の手元にお配りをいたしている資料をパネルとして、議長の許可をいただいて示させていただきます。（パネル掲示）

申しましたように、1番目が、環境省の予算で底泥を筒の中に入れて人工の島づくりをやる。2番目に、その島を取り巻くように自然石等々で魚礁をこしらえて、魚介類の産卵の場、あるいは稚魚の育成の場にしていこう。そして、大村湾の大村空港側から西彼杵半島まで、幾つかの人工島をこしらえて、それを、あと国土交通省の予算でもって橋でつなげるというようなことでありまして、一省一事業から、これからは地方創生の時代として複数の省庁にまたがって一つのことで、複数の目的を達成するというような提案であります。どうぞ前向きなご回答をいただきますことを期待いたしております。

5、たくましい県土の整備について

(1) 西彼杵道路の延伸について。

地域の産業が活気にあふれるようなたくましい県土の整備には、長崎県の大部分を占める半島地域の振興は欠くことのできないものであり、そのために道路は必要不可欠、最も重要なインフラであると考えております。

現在、県では、西彼杵道路の一部として時津工区の事業を進められておりますが、西彼杵道

路の整備は、公共交通機関が乏しい西彼杵半島の振興はもとより、佐世保、長崎の発展にも大変効果があるものと期待をいたしているところでもあります。

しかしながら、いまだ3割程度しか完成しておらず、事業中の工区も時津工区のみであることから、全線の開通にはほど遠いように感じているところでもあります。早期整備のためには、西彼杵道路の延伸区間をできるだけ長い区間で事業化することが必要と考えておりますが、今後、整備の進め方について、県のお考えをお聞きいたします。

(2) 国道251号赤間～権田間のトンネル建設について。

国道251号は、島原半島の根幹をなす道路であります。特に、半島西部・南部においては、代わりになる代替路もなく、日常生活上、また防災上も非常に重要な道路となっております。

特に、雲仙の赤間から南島原の権田間は、切り立った断崖が連続をし、過去には死亡事故も発生しております。

県において、防災工事が長年実施されているところでもありますけれども、私も先日、現地視察を行い、改めて道路整備の必要性を痛感いたしました。

しかし、防災事業は、用地買収などの関係から事業がなかなか進捗していない状況と聞いております。

また、熊本地震では、現地で震度5強を経験したことなどにより、根本的な道路整備手法の見直しも必要ではないかと感じているところでもあります。

私は、道路利用者の方々が安全に、安心して利用でき、ひいては地域の活性化につながるように対策が進まない区間は、今、すぐには言

わないまでも、中長期的な対策として、トンネルによるルートを検討するなどの対策が図れないか、お伺いをいたします。

6、日本遺産を活用した国内外からの観光客誘致について。

平成27年度に日本遺産の制度が創設をされ、本県においても平成27年の「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」、平成28年の「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～」と「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の計3件が日本遺産に認定されております。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するもので、有形・無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るということを目的とされております。まさに、日本遺産を新たな観光資源として活用することで交流人口の増加が図られ、地域活性化の起爆剤になり得るものと思っております。

さらに、周辺市町においても、地元の観光資源等を日本遺産の観光客に対し、積極的にPRし、足を伸ばしていただくことで地域振興につなげられる絶好のチャンスではないかと考えます。

例えば、2つの世界遺産を持つ佐世保市を訪れた観光客に、イエズス会が大村純忠と協定を結んで開かれた横瀬浦や、国際色豊かに、見て、食べて、遊んで、学べる街「ポートホールン」のある西海市まで足を伸ばしていただき、さらなる本県の観光資源を楽しんでいただける周遊観光ルートも考えられるのではないかと思います。

す。しかしながら、現状においては、全国的に知名度がまだまだ低く、日本遺産に認定されたというだけでは直接の誘客につながっていないという状況にあると考えております。

そのような中、日本遺産認定市町に限らず、周辺市町とも一体となって、広域的な周遊観光に取り組むことにより、さらなる観光客の拡大につながると考えられますし、ひいては、日本遺産の認知度向上にもつながると考えられますが、県としてのお考えをお尋ねいたします。

7. 未来をひらく教育の推進。

(1) 全国学力・学習状況調査における県立中学校3校の評価について。

先般、今年度4月に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果が公表されました。

長崎県の公立中学校の平均正答率につきましては、国語Bが全国を0.2ポイント上回っております。それ以外の国語A、数学A、数学Bについては、全国とほぼ同程度という状況であります。

一方で、県立中学校3校の国語Bの平均正答率は91.3%であり、全国平均正答率66.5%を大きく上回り、その他の3科目につきましても、県立中学校3校の平均正答率は全国に比べると高い結果でありました。

この結果を見ますと、私は、県立中学校の教育成果が出ていると考えておりますが、県教育委員会として、この結果をどう評価されているのか、お伺いをいたします。

(2) 教師の指導力向上対策について。

県立中学校の「全国学力・学習状況調査」の結果についてお聞きいたしましたが、県立中学校をはじめ、生徒の学力向上には個々の教師の指導力が大きく影響するものと考えます。

したがって、生徒の学力を向上させるために

は、教科指導力の底上げを図ることが不可欠であると考えております。

教師の教科指導力の向上に向けて、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

さらに、生徒指導面においても、暴力行為、いじめ、不登校など、学校が抱える問題は、年々多様化、複雑化しているように思います。

そのような状況の中で、教師には生徒の問題行動を未然に防止すること、発生した問題を早期発見することなど、適切に対応する生徒指導力の向上も重要であると考えております。

生徒指導面における教師の指導力の向上に向けて、県教育委員会としての取組についても併せてお尋ねをいたしたいと存じます。

以上、壇上からの質問を終わります。

ご清聴まことにありがとうございました。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 瀬川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、初年度の成果をどのように受け止めているのかとお尋ねでございます。

「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、昨年10月に策定を行い、平成27年度は、若年層の県内定着対策や、それに必要な雇用の創出、移住対策の推進、結婚、子育てに対する支援などに重点的に取り組んでまいりますとともに、各分野における市町、民間、教育機関等との連携体制の構築に力を入れてきたところであります。

こうした取組により、社会減対策では、若年層などの転出超過が過去5年平均に比べ約5%程度改善し、自然減対策では、合計特殊出生率が0.01ポイント上昇したものの、人口減少が大きい

く改善するまでには至らず、まださまざまな取組が緒につきはじめた段階であると考えております。

具体的には、製造業の事業拡大支援、企業誘致、観光客の誘客等が比較的順調に推移し、雇用状況においても改善が続いてまいりますとともに、経済団体、企業、ハローワーク等と連携した求人票の早期提出や、企業説明会の充実等による高校生の県内就職促進に効果が見えはじめているほか、市町と一体となった取組により、東京圏、関西圏等からの移住が増加傾向で推移しております。

一方で、全国的に人手不足感が高まる中、大学生の県内就職率は低下しているところであり、また、離島・半島地域においては、人口減少率が高い状況がなお続いており、今後とも、人口減少対策に一層重点的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、平成29年度はどのように取り組もうとしているのかとのお尋ねでございます。

平成29年度においては、まず、良質な雇用の創出を図るため、戦略的な企業誘致や付加価値の高いサービス提供による観光消費拡大に引き続き力を注いでまいりますとともに、IoTを活用した「産業活性化戦略」の策定、産業支援機関と連携した協働化、協業化の推進による小規模事業者の生産性の向上、水産業における養殖産地の強化、農業における先端技術活用や労力支援体制の強化など、産業施策の強化を図ってまいりたいと考えております。

併せて、若年層の県内定着促進に向け、工業高校で実施しております県内企業説明会を他の高校に拡大、実施してまいりますとともに、大学や企業と連携しながら、大学生のニーズに沿った求人の掘り起こしや求人票の早期提出、県

内企業の魅力発信の強化を図ってまいります。

また、県外に進学した県内高校出身者等に「ふるさと情報」を発信し、本県への関心を持ち続けていただくとともに、県外大学と連携しながら、県外での企業説明会の充実や、県外からのインターンシップの拡大等に力を注ぎ、県外大学生の県内就職につなげてまいりたいと考えております。

さらに、地域で異なる未婚率や出生率の特徴を踏まえた「少子化克服戦略」の策定や、市町の取組支援にも力を注いでまいります。

加えて、離島地域においては、「有人国境離島法」に基づく諸制度を活用させていただき、離島地域の不利条件の解消や雇用機会の拡充につながる対策を総合的に展開するなど、人口減少対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、参議院議員選挙の合区の解消についてのお尋ねでございます。

これまで、一票の格差というものが、本来あってはならないという基本的な考え方のもと、是正策等について検討が進められてきた経緯がありますことは十分承知をいたしているところであります。

しかしながら、我が国全体が人口減少社会を迎え、地方創生が大きな政策課題となる中、地方から都市部への人口移動は、なお歯止めがかからない状況が続いており、このまま推移し、地方の声を国政へ届ける役割を担っていただく国会議員の方々が少なくなることに関しては、大きな危惧の念を持っているところであります。

参議院議員の選挙区に関しては、合区されることがなく、現在の本県の定数が維持されることが望ましいと考えております。

さきの全国知事会においても、一部反対意見

や慎重意見はありましたものの、憲法改正も視野に入れた合区の解消に関する決議が採択され、両院議長等に要請活動を行っているところであります。

また、「参議院憲法審査会」において、参議院選挙制度等に関する議論もはじまったところであり、その状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係の部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 長崎大学との連携についてのお尋ねでございますが、長崎大学が10月に設置を発表いたしました「子どもの心の医療・教育センター」につきましては、議員ご指摘のとおり、平成26年7月に発生いたしました「佐世保市内女子高校生殺害事件」を契機として、長崎大学の医学部と教育学部が共同で、発達障害児等への医療的支援ができる人材の育成と、医療・教育・保健・福祉等の関係機関のネットワーク構築を目的として設置されております。

県といたしましても、先般、長崎大学からセンターの設置とその経過等について説明を受けたところであります。今後の連携に向けて、同センターと県の発達障害者支援センター等の既存の支援機関、支援事業との役割分担の整理のほか、学校現場で対応が困難な児童・生徒及び保護者等の相談に対する支援を担っていただけないかなど、具体的な協議をはじめているところでございます。

センターの本格的な活動は、次年度からとお伺いしておりますが、詳細な活動内容も、今後さらに検討していくとのことですので、引き続き、大学との協議を進め、関係機関とも

連携して、特別な支援が必要な児童等に対する支援体制を構築し、支援内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、同センターが行います、現場の教員や保育士等の資質向上に向けた取組に対しての関わりについてでございますが、現場の教員の資質向上に関しましては、例えば、県教育委員会が実施する研修会等において、このセンターからの講師派遣をお願いし、より専門的な視点からの研修支援を行っていただくことなどを検討いたしております。

また、保育所や幼稚園に関しましては、保育所等の現場ニーズの把握を行うほか、児童や保護者へのより適切な対応を図るため、このセンターが実施する訪問支援や再教育プログラムの活用促進など、保育士等のさらなる資質向上に向けた連携のあり方を協議していきたいと考えております。

県といたしましては、佐世保事件の再発防止に向けて、発達障害児等に対する教員や保育士等の専門性の向上を図ることは、重要な取組と考えておりますので、円滑な関係構築を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 大村湾架橋構想につきまして、本県の部局横断的な長期プロジェクト構想と位置づけていくような考えはないかとお尋ねでございます。

県では、自律的な再生と持続的な活用ができる大村湾を目指して、平成26年3月に「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定し、関係機関が相互に連携を図り、汚水処理施設の整備や再生砂による浅場造成、海底耕うんなどに取り組み、湾の環境保全や地域の活性化を進めているところでございます。

ご提案がありました底泥のしゅんせつによる人工島の造成、魚礁の造成、大村湾横断架橋の構想につきましては、議員ご指摘のとおり、環境保全や水産振興、また、交通の利便向上、交流人口の増加による地域活性化につながる、将来に夢を抱かせる構想でございますけれども、費用が多大となることや、漁場への影響についての考慮が必要なことなどから、長期的な課題であると考えております。

一方で、構想策定の取組を行うことで大村湾への関心が高まり、地域が元気になる効果も期待されることから、関係部局や関係機関と相談しながら、県としてどのような位置づけができるのか、考えてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは、2点について、お答えしたいと思います。

1点目、西彼杵道路の延伸についてでございます。

西彼杵道路は、長崎地域と県北地域の連携強化を図り、産業・経済の発展に寄与する重要な路線であることから、鋭意整備を進めているところでございます。

これまでに、全体約50キロのうち、ほぼ3割に相当する、佐世保市指方町から西海市西彼町大串までの約14キロが完成しております。

現在、時津町の日並から野田において、国道206号の渋滞緩和などを図るため事業を行っている時津工区につきましては、早期完成を目指して、今年の10月にトンネル工事に着手したところでございます。

残る未着手区間につきましては、この時津工区の進捗状況を踏まえ、調査検討に着手してまいりたいというふうに考えております。

次に、国道251号の赤間～権田間についての

防災事業など、安全対策が進まない区間については、トンネルによるルートを検討するなど対策が図れないかとお尋ねでございます。

国道251号の雲仙市赤間から南島原市権田間の4.6キロは、斜面崩壊の危険があるため、現道のり面の対策工事を行っておりますが、議員ご指摘のとおり、用地買収が一部難航していることから、監視装置の設置などの対策も併せて実施しているところでございます。

沿道には集落も数カ所あり、まずは現道の対策を優先して進めておりますが、これらの事業を完成しても、現在行っている通行規制の全面解除は難しいというふうに考えております。

このため、防災上、抜本的な対策としては、トンネルも一つの案と考えられますが、事業費が膨大となるため、将来の島原半島の道路ネットワークを含めて検討する必要がある、今後の中長期的な課題として考えております。

○副議長(坂本智徳君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 日本遺産を活用した観光客誘致における課題について、県は、どのように認識し、観光客誘致に向けて、どのように取り組もうとしているのかとお尋ねでございます。

日本遺産は、平成27年度に創設された新しい制度のため、関係市町、住民を含め、全国的な認知度は、いまだ低い状況にあると認識しております。

そのため、県としては、テレビ番組の制作や交通機関におけるポスターの設置、「日本橋 長崎館」におけるPRイベントなど、国、関係市町、観光団体、関係事業者等と連携し、本県の3つの日本遺産の認知度向上に努めているところでございます。

日本遺産を活用した観光商品造成につきまし

ては、旅行会社への働きかけを行いました結果、既に日本遺産を盛り込んだ旅行商品が販売されておりますが、まだまだ大きな広がりを見せるまでには至っておりません。

こうした中、例えば、県北地域では、佐賀県や関係市町とともに、認定遺産の一つである「肥前窯業圏」に関する「活正化推進協議会」を設置し、観光客誘致に向けたPRのほか、観光施設や飲食店などの割引クーポンがついたパスポートの販売などによる周遊促進に努めているところでございます。

県としては、今後も3つの日本遺産を活用した誘客拡大に向けて、関係市町や観光団体、関係事業者などと連携を図りながら取り組んでまいりますが、その際には、県内周遊促進という視点もしっかり持ちながら、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 私の方から、2点お答えをさせていただきます。

まず、県立中学校の評価についてですが、県立中学校の「全国学力・学習状況調査」での平均正答率は、3校とも、全ての科目において、全国や長崎県の平均正答率を大きく上回っており、また、県立中学校3校の間に大きな差は見られませんでした。

アンケートを含めた調査結果から、生徒たちの学習意欲は高く、学習時間の確保などもできており、これらのことが基礎学力の定着につながっているものと分析しております。

また、県立中学校から高等学校へ進学後も意欲的に学校生活を送り、高等学校卒業段階における進路達成状況なども良好な傾向にあります。

県教育委員会といたしましても、中高一貫教育の成果が一定出ているものと評価をしている

ところであります。

今後とも、授業の工夫改善等を継続的にを行い、生徒自らが、より一層、主体的に学習に取り組んでいくよう支援してまいります。

次に、教師の教科指導力と生徒指導力の向上についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、児童生徒の学力向上には教師の力量が大きく影響するものであり、全ての教師の指導力を高めることが県教育委員会の大切な使命であると認識をしております。

現在、県教育委員会としましては、教科ごとに授業改善を目的とした研修会や公開授業を開催し、教師一人ひとりの教科指導力の向上に努めております。

併せまして、管理職員に対しましても、学力調査の結果を十分に分析したうえで、校内研修の充実を図るなど、学校組織としての指導力向上について、重ねて指導をしているところです。

そのような取組により、本年度の「全国学力・学習状況調査」においては、多くの項目で全国水準に達するなど、明らかに改善傾向が見られます。

また、学校において児童生徒が自分の能力を十分に発揮し、自己実現をするための環境や条件を整えるうえでは、教師の生徒指導力を向上させることが不可欠です。

そのため、県教育委員会では、「実践に学ぶ生徒指導」や「不登校の予防と対応」等の公開講座を開設し、教師の専門性を高めたり、「いじめの予防地区別研修会」を行い、教師の実践力を養ったりするなど、生徒指導関係の研修を充実させております。

さらに、昨年から運用を開始した「引き継ぎシート」の作成を通して、教師がケース会議等に参加し、アセスメントを行う経験を重ねるこ

とで、生徒指導に対する感度や感性を高め、問題を早期発見し、適切に対応する力を養っているところです。

今後とも、各市町教育委員会と連携を密にしながら、教師の指導力向上対策に力を注いでまいります。

○副議長(坂本智徳君) 瀬川議員—38番。

○38番(瀬川光之君) 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、お伺いをいたします。

午前中、中島廣義議員の質問に対する答弁の中にもありましたように、移住対策について、過去のデータで見ると、約8割程度が残っているというふうなお話でありました。

先ほど、知事からのご答弁では、人口減少を含めて、それぞれ社会減少5%の改善、自然減少0.01%の改善ということで、ここら辺から見ると、なかなか目標を達成するというにはほど遠いと言いながら、一方で、移住対策は午前中の答弁の中にもありましたように、約8割が残っているというふうな状況等々を考えますと、この移住対策ということからいくと、現役のといえますか、生産年齢人口、あるいはリタイア組、それぞれあろうかと思いますが、ここら辺について、こういったご見解を持っておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 人口減少対策のうちの重要な施策の一つとして、U I Jターン対策、移住促進対策に力を注いでいるわけでありましてけれども、これまでの傾向を見ます時に、移住された方々の大体4人に3人は若い世代層の方々、30代、40代の方々が移住していらっしゃいます。

先ほど、ご議論いただきましたように、県内での移住先への定着率も非常に高いという状況であります。

昨年の移住者の受け入れが213人でありましたけれども、移住サポートセンターの支援体制を構築したことによりまして、今年度前半だけで200人を超える実績につながっております。

現在の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5年間の計画では、年間660人ぐらい移住者を受け入れていこうという計画を立てているところでありまして、極めて重要な部分になってくると考えているところであり、しっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでもあります。

○副議長(坂本智徳君) 瀬川議員—38番。

○38番(瀬川光之君) お答えをいただきましたとおり、私も、生産年齢人口の方に特化していただいて、より優秀な方が移住し、定着され、そして、有能な納税者になっていただくということが一番望みではないかなと思っております。引き続き、さらに努力をしていただくよう、お願いをいたしておきます。

次に、長崎大学の「子どもの心の医療・教育センター」のことについて、お伺いをいたします。

これは特殊な事件が背景にあって、今回、長崎大学がセンター設置というふうなところ、社会貢献という意味合いも含めて考えていただいたことではないかなと思っておるわけですが、県も、あるいは県の教育委員会も、あるいはそれぞれの市や町も関連の出先機関等々も含めて、全体でこのセンターを中心にして情報の共有とかを含めた再発防止、教育的な部分もしていこうということではありますが、このセンターを含めた再発防止策というのは、長崎県版再発防止

策というふうに位置づけて認識してよろしいんですか、どうですか。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) あの事件を受けまして、再発防止に向けまして検証会議でありますとか、子ども育成検討会議とか、そういうものを設置いたしまして、いろんなことを検討してまいりました。その中で、特別な配慮が必要な子どもへの支援として、早期からの見守りでありますとか、継続した支援、地域における療育体制の整備などに取り組むということになっております。

こうした取組を進めていくためには、それを担う人材が必要となってきます。関係機関の連携も不可欠となってきます。長崎大学のこのセンター事業というのは、それにお応えをいただける必要なツールというか、対策であろうかと思っておりますので、本県の再発防止に非常に役立つというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 瀬川議員—38番。

○38番(瀬川光之君) この事件は、何度も何度も私は申し上げておるんですが、まず、この事件の背景にあるというものについて、第一に挙げなければならないのは、保護者の子どもに対する見守り義務ということを怠ったことにあると、私は委員会でも再三申し上げてまいりましたし、今でもそう思っております。

しかしながら、残念なことにそういった事件が起こったわけでして、何とか再発防止を進めないといかんということで、これまで議論もしてきたわけではありますが、本日、改めてこういった問題に対する質問をさせていただいて感じることの中の一つに、2年ぐらいの期間が事件からあって、事件後は、「ココロねっこ運動」等々も含めてやってきたのに残念だという思い

が県民の中に広がっていたし、もっと真剣にあの当時議論していたと、私、そう感じているんです。

しかしながら、残念なことに、今日の答弁等々を聞いてみますと、センターが設置をされた、いよいよ12月から運用開始というようなことも聞いておるんですが、まだ具体的、個別的なことはこれから詰めさせていただきたいという、そういう状況なのかというところが、私は少し残念だと。

じゃ、この間、一人の子どもの命を失ったことに対する思いは事件後あったけれども、その思いというのは、これまでの間、本当に続いていたのかと疑わなければならないような、そういう足りない思いを感じるわけです。（発言する者あり）そういった意味で、本当に皆様方、県民と一緒に、再発防止に対する気持ちというものがどうなのか、このことについての意気込みをお聞かせ願いたい。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 先ほども申し上げましたとおり、事件後、我々こども政策局、あるいは教育委員会、その他、県庁挙げまして外部委員による事件の検証でありますとか、総合的な見地からの防止策を検討して、いろんなことを取り組んでおります。まだまだ足りないものがあるというのはご指摘のとおりだと思います。我々は、日々それを実践していこうというふうに努力をいたしております。

思いとしては、これは知事も何度も申し上げておりますが、こうした痛ましい事件を絶対に繰り返してはならない、そういう強い思いを持っております。関係する職員一人ひとりが、そういう思いを共有して、使命感を持って再発防止に全力を注いでいくと、こういう思いはずっ

と変わっておりませんので、ずっと思いを持ち続けて仕事を進めていきたいというふうに思っております。

○副議長(坂本智徳君) 瀬川議員—38番。

○38番(瀬川光之君) よろしく願いをいたしたいと思います。

今回、パネルは、まだ前に置かせていただいておりますが、大村湾の横断構想について、環境部、水産部、そして土木部、それぞれの部の皆さん方と議論をさせていただきました。

技術的なことや、あるいは予算的なことの観点から考えますと、部長がおっしゃったとおり、非常に不可能に近い話じゃないかなと、私もそう感じてはいるんです。

ただ、今回、「離島・半島地域振興特別委員会」の委員の皆様方と一緒に島根県の隠岐の島、海士町に行かせていただく機会を持ったわけですが、極端に言って、あそこの町長さんは大変なリーダーシップを持っておられて、当時、10年前ですか、合併の議論が起こった時でも、それぞれの町、島はやっていこうと。隠岐の島は合併したというふうに聞いておりますが、残りの小さな3つか4つの島は合併せずにいこうと言ってやってきたと。やはり独特なまちづくりに対する熱意や思いや、あるいは、ここでしかできないものといったものをどうやっていくかというところに熱心な町長であって、一言で言ったら豪傑な町長だなという感想を持ってきたわけですが、ある意味、できないと思ってしまえばできないわけでありまして、できるか、できないかわからんと。でも、これはひょっとしたら、上ともけんかしないとできないこともある。しかし、提案を、やろうという気持ちを持つか、持たないかというところが一番大事でありまして、事業に着手するようにするかどうかという

以前に、こういう試みを長崎県の構想や、あるいは根本的な環境改善、88カ所ある閉鎖性の海域を何とかしようという思いが、熱意が、上にあげる、そういった熱意につなげていけるかどうか、そこら辺をちょっと私、はっきり言って見させていただいたというのが半分以上あるんです。

市や町だって一緒だと思うんですよ。せっかく日本遺産というような認定制度をつくっても、手は挙げるけれど、それを活かして、当事者の市や町は考えておられるかもしれませんが、それを活かして、近隣の市や町がどこまで真剣に考えているのかという思いは、ちょっとどこまでなのかなと、まだよく認知度が足りてないというのが、そういった思いにつながっているんじゃないかなという気がいたします。

地方創生の時代というのは、私はそういった時代だろうと。自らの知恵を出す。やれる、やれない、結果は後。とにかくやってみよう、試行錯誤してみようという勇気を、行政や政治が持つことじゃないかなというふうに思います。

政治というのは、有権者、住民にとって希望も夢もないというような話をするような立場ではないし、たとえ辛くても、たとえどんな状況であっても、先にこれだけの光が見えるんですよというようなことを提示するのが、政治の役割ではないかなというふうに思っております。私も大変お粗末な議員かもしれませんが、これからも皆様方のお知恵をおかりしながら、ご指導いただいて努力してまいりたいと思っております。

時間を残しましたが、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長(坂本智徳君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、午後2時35分から再開いたします。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時36分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) (拍手) **〔登壇〕** 皆さん、こんにちは。

改革21、長崎市選出の深堀 浩でございます。

質問通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。知事及び関係理事者の簡潔明瞭な答弁をお願いするものであります。

1、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う本県への影響について。

(1) 長崎県への影響について（知事の所見）。

アメリカ大統領選挙で勝利したドナルド・トランプ次期大統領は、去る11月21日にＴＰＰ離脱の表明を行い、先行きが見通せない状況となった本協定であります。

我が国においては、ＴＰＰ協定の国会承認を求める議案と関連法案が今国会において審議中であります。11月10日には衆議院本会議で可決をされ、現在は、参議院特別委員会で審議が続いている状況にあります。

ＴＰＰ協定は、世界経済ＧＤＰの約4割、人口約8億人の市場を占める加盟国12カ国の経済連携協定であり、世界が注目していると言っても過言ではありません。これは「平成の開国」と表現されるような国民にとっても大きな転換期と言えます。

このような重要な協定であります。その内容が十分に理解されているのでしょうか。ＴＰＰといえば、すぐ農業というイメージを持ってしまうようですが、農業以外にも、国民生活に

大きな影響のある協定であることから、今回、幾つかの疑問点について県の見解を確認したいと思い、質問をさせていただきます。

ＴＰＰ協定の締結に向けた動きとしては、平成27年10月5日に大筋合意、同11月25日に政府の「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」が発表されました。そして、12月24日、「ＴＰＰ経済効果分析」を公表、そして今年1月14日には、農政新時代キャラバンとして長崎県の説明会が開催されております。そして、今、国会で審議が行われているという状況であります。

そこで、まず知事に所見を伺いますが、ＴＰＰが締結されたとしたら、本県経済、そして各産業に従事されている県民の雇用、暮らしはどのように変化すると考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以後の質問については、対面演壇席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) **〔登壇〕** 深堀議員のご質問にお答えいたします。

ＴＰＰ協定による本県への影響につきましては、関税の撤廃や貿易手続の簡素化などにより、県産品等の輸出拡大や輸入品の価格低下など、プラス効果が期待される一方で、農林水産分野では、安価な農林水産物の輸入の増加などにより、マイナスの影響が生じるのではないかと懸念もあり、これまで国に対して、国益と地域産業を守るために最大限の努力を払っていただくよう強く求めてきたところであります。

ＴＰＰによる具体的な影響額といたしましては、国においては、ＴＰＰ発効による最終的な実質ＧＤＰの増加効果等についての試算を行っているところでありますが、県の影響額については、貿易や投資に関する影響など、それぞれ

の単位で算定することのできない項目が含まれておりますことから、難しい状況にあります。

そのため、全国知事会や九州知事会と連携し、国に対して、それぞれの地域の経済や産業、国民生活への具体的かつ長期的な影響等について、正確な情報提供と丁寧な説明を求めているところではありますが、議員ご指摘いただきましたように、それぞれ経済や雇用のどういった分野に、どのような影響があるかということについての説明は、いまだいただけていない状況であります。

以後のお尋ねにつきましては、自席でお答えさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) ありがとうございます。

(2) 懸念される事項について。

①雇用創出と経済波及効果額の決定。

知事の答弁も一定の理解をするものでありますけれども、今回、私がこのT P P問題について質問に挙げたのは、農林水産大臣も経験された山田正彦前代議士が、著書でもありますけれども、アメリカも批准できないT P P協定の内容はこうだったというものを読ませていただいて、非常に危機感を持ったわけであります。

さらに、N P O法人アジア太平洋資料センターの「T P Pテキスト分析チーム」が取りまとめたT P Pの全体像と問題点というレポートなんですけれども、これを確認する中で、いろんな課題が予見されるということで、これは確かに国の専権事項でありますけれども、我々長崎県で暮らしている県民にも直結する課題であるということで、地方議会の議員としても、できる範囲での確認をしたいと思って、質問に取り上げた次第であります。

今、知事の答弁でもあったんですけれども、雇用創出と経済波及効果額の算定についてなんですが、昨年の12月24日に、T P P協定の経済効果についての分析が公表をされています。その中で、知事もおっしゃられましたが、実質G D Pは2.6%の増、2014年度のG D Pを用いて換算すると約14兆円の拡大効果があると、労働供給は約80万人増加という試算結果が出てくるわけです。この試算結果、内容が県に置き換えてわからないというお話があったわけなんですけれども、そこがある意味、一番の肝だと思うんです。

では、製造業であったり、いろんな業がありますけれども、どの業種でG D Pを押し上げるのか。全ての産業がプラスになるのであればいいです。しかし、恐らく、プラスになる2次産業もあれば、停滞する1次産業もある。だから、そこがどうなっているのか。労働供給も同じです。

もっと言えば、産業別ではなくて、都市部と地方ということを考えた時に、T P Pの効果が、例えば、都市部でものすごくいい影響があるけれども、地方では逆にマイナスになるというようなことがないのか。

算定はできないとおっしゃるけれども、そこが重要なポイントだというふうに思うんです。離島・半島を多く抱えた本県長崎県にとって、そういった分析ができないものか、もう一度、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 産業別あるいは地域別にT P Pの経済効果ははかられないかというふうなお尋ねでございますけれども、国においては、T P Pで合意した関税の撤廃あるいは削減、貿易手続の簡素化などで、発効から10

年、20年後にGDPがどうなっているのかというふうなことを計算しているものでございます。

関税撤廃・削減による影響に加え、非関税措置によるコストの削減や貿易・投資促進効果、さらには貿易・投資が促進されることによる生産性の向上などによる効果など、県では試算できない項目が含まれておりまして、国の説明会においても、GTA Pという分析手法を使われておりまして、これは国際経済モデルを用いた国単位のシミュレーションであるために、都道府県別の分析を行うことは難しいとお聞きしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 部長の答弁も理解はするんですけども、もちろん国も、国民のために国益を考えてやっていただいているわけですが、でも完璧ではないと思います。地方や各産業に与える影響を完全に把握できている状況でもないのだろうというふうに思います。

そこで、地方の立場でいろんなことを調査・研究するということも、これは長崎県の役割だというふうに私は思うんです。それが長崎県民の暮らしを守ることだと思えます。そのような観点で、以下も質問をしていきたいというふうに思います。

② I S D条項について。

I S D条項というのは、T P Pの問題を調査するに当たっては、必ず出てくる課題であります。

I S D条項とは、投資家対国家間の紛争解決条項であって、主に、自由貿易協定（F T A）を結んだ国同士において、多国間における企業と政府との賠償を求める紛争の方法を定めた条項であります。

T P Pが発効されれば、日本政府は、I S D

条項に基づいて、多くの投資家から訴えられるおそれが出てきます。対象となる投資家とは、日本に子会社などがある企業、日本の会社の株式を有している者、日本の動産・不動産を持つ者、特許権などの知的財産権を有する者、日本と事業面で何らかの契約をしている者となっております。数多くの投資家が資格を持つことになります。

では、過去にI S D条項でどのような紛争解決が図られたかということ、過去の事例をひもってみると、まずメキシコの事例。北米のN A F T A（自由貿易協定）の締結後、砂糖の関税がゼロになって、メキシコに、アメリカからGM、遺伝子組み換えのとうもろこしからできた異性化糖が大量に輸入されて、さとうきびによる糖が市場から消えそうになった。メキシコ政府は、さとうきび農家を守るために、炭酸飲料のうち砂糖以外の甘味料を使ったものに20%の税金をかけました。これは国内対策です。すると、アメリカの食品会社からメキシコ政府が訴えられ、最終的には、1億9,800万ドル、日本円で約198億円の賠償を命じられたというもの。

カナダの事例。カナダでは、人体に有害な神経性物質MMTというものを石油製品にまぜることを禁止していました。しかし、アメリカの石油会社から、理由なく禁止されたとしてI S D条項によって提訴をされ、健康被害が科学的に証明されていないということから、カナダ政府は譲歩して、和解金として1,000万ドルを石油会社に支払ったというものであります。

このようにI S D条項は、投資家の保護のために設置されておって、まさに我が国が経験したことのないことであります。T P Pの懸念材料として私は捉えているんですけども、地方自治体としても、これは無関係ではないという

ふうに思います。I S D条項に関するリスクというものをどういうふうに捉えているのか、県の立場での回答を求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) T P Pに含まれますI S D条項につきましては、議員ご指摘のとおり、協定に参加する国が外国企業を自国企業と差別するなど、T P P協定の義務に違反して投資家に損害を与えた場合に、投資家や企業が損害賠償などを求める訴えを提起することができる旨を規定したものということでございます。

I S D条項は、日本がこれまで締結している貿易協定等に含まれておりまして、国によると、これまでに日本政府がI S D手続によって訴えられた事例は全くないというふうにされておまして、T P Pが締結されることで、直ちに日本を対象にした提訴が多数発生するということは考えにくいと考えております。

ただ、一方で、他国間においては、貿易協定のI S D条項に基づいた訴えが発生をして、多額の賠償金が支払われた事例もあることは承知をしております。国において、しっかりとこの点については対応していただくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 今現在、そういう訴えられるおそれがないというような政府の見解がありましたけれども、今後、締結された後に、長崎県という地方公共団体が実施をするいろんな施策にもこれは影響してくることだというふうに思います。

しっかりと国と連携を図って、この施策がそういったリスクがないのか、そういったところはしっかりと調査・研究するべきだということを

申し上げておきます。

③農林水産業への補助。

農林水産業は、本当に守れるのかという視点なんです。先ほどのI S D条項とも関連をしますが、今年1月に開催された「農政新時代キャラバン長崎県説明会」で配布された資料で、いろいろ国が実施しようという施策が載っているものがあったわけですが、生産者の所得を確保するための各種対策というのがいろいろありまして、その中でも、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、俗に言う「牛マルキン」とか、「豚マルキン」などの補填金の制度を拡充する方向が載っておりました。制度化をするというものの。

これは私はごく当然のことだというふうに思うんですが、先ほどのI S D条項に基づいて、そういったものが貿易の障壁だという指摘をされるおそれがないのかということを懸念しています。

実際に今年の2月16日付けの日本農業新聞に、「豚マルキン『待った』」、という記事が出たんです。これはアメリカの連邦議会の議員67名が、日本における「豚マルキン」の拡充は、日本国内での生産を人為的に刺激するものであり、米国の利益を減らすものであり、許されるものではないという趣旨の書簡を駐米大使に送ったということに対する報道であります。

これをどういうふうに捉えるかということ、まず見解を求めたいというふうに思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 議員ご指摘の養豚経営安定対策事業、いわゆる「豚マルキン」の拡充に対して見直しを求める書簡が出されたことに対する国の対応でございますけれども、当時の森山農林水産大臣は、記者会見におきまして、

「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込まれております「豚マルキン制度」の改正といった国内対策は、何らTPP合意に反するものではなくて、TPPの前提となっておりますWTOで認められている補助金の範囲内であり問題はないと、そういう旨の説明をされているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) その時の記者会見の資料もいただいて、中身は確認をしております。今のところ問題がないんだという答弁だったと。

ただ、私がここで今の問題を提起したのは、そういうふうに各国の投資家の立場を守ろうとする国々が注視をしているんだということは、ここはぜひよくよく考えておくべきだというふうに思います。

影響があると思われる農水産業に対する本県従事者に対して、いろんな保護をしなければいけない。その保護策が、それは自由な競争を阻害しているというふうに見られかねない、そういう問題点を含んでいるということをぜひ共有しておきたいというふうに思って、質問に挙げました。

④食品の安全について。

日本の食の安全が守れるのかという視点なんですけれども、遺伝子組み換え作物について、我が国においては、一つひとつの遺伝子組み換え農作物ごとに、その用途に応じて、生物多様性への影響や食品や飼料としての安全性について、最新の科学的知見により評価を行い、安全性が確認されたもののみ使用を認める仕組みを導入していますと、はっきり農林水産省は見解を持っています。

法律では、「食品安全基本法」、「食品衛生法」、「飼料安全法」が整備をされ、内閣府の

「食品安全委員会」が安全性の評価を行い、それを踏まえて、飼料においては農林水産省、食品については厚生労働省が安全性の審査を行っているようです。輸入に関しても、従来の食品と同じように、食べても安全であることが確認された遺伝子組み換え食品だけが、日本での販売や輸入が許可されているというふうになっております。

そこで懸念するのは、現在は、安全性が確認されたものだけが使用できるということになっているんですけれども、TPP発効後は、人体にとって悪影響があると科学的に証明されたものだけが使用できないということに変わりはしないかということを懸念しております。その点については、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) TPPの発効に伴います食品の安全への影響に関してでございますけれども、この点につきまして、改めて国に確認いたしましたところ、TPP協定によりまして、遺伝子組み換え食品をはじめ、我が国の食品の安全性に関する規制制度について変更を求められるものではないというふうにしております。

また、ISD条項による食品の安全規制への影響に関しましても、TPP協定におきまして、健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことは妨げられないとされていることから、影響を受けることはないとしております。

このため、我が国の食品の安全・安心は確保されるものというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 国に再確認されたんですよね。今、国会の衆議院の審議でも議論にな

っているところでもあるんですけども、例えば、牛とか豚の成長を早めるホルモン剤とか薬品、肥育ホルモン剤とか、塩酸ラクトパミン、農林部長、これは日本では使用が禁止されておりますね。

これはEUも中国もロシアも同じなんですけれども、その一方で、アメリカ、カナダ、オーストラリアでは認められている。今回、TPPでは輸入に関して、ホルモン剤とか、今言った薬品、これは成長ホルモンですから、豚とか牛に投下すれば成長を早める、赤身が多くなるということで、それを使っているわけですけども、そういったホルモン剤や薬品を使った海外の牛肉とか豚肉が認められる、入ってくるということになりはしませんか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 国の方から、現在の我が国の食品の安全に関する規制制度について変更はないというような説明を受けておりますので、そのようなことはないのではないかと考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 今の部長の答弁は、政府の見解では、そういったものは入ってこないということですね。それが確認できればいいです。

ただ、国会の答弁の中では、そこにはっきり言及はされなかったというふうに思っています。今言った塩酸ラクトパミンとか、こういった成長ホルモンを使った肉、今、日本では使われていないわけです。日本の国内では禁止されているんだけど、海外で使ったものが入ってくる、それは防波堤としてはなり得ない。もし、そこを防波堤とするならば、恐らく、これは私見ですけども、そういうことをすればISD

条項を使われるというふうに私は思います。そのための自由貿易協定なのだから。

先ほど、ISD条項の事例を示しました。そういった問題があるということで、今度は、入ってこないという前提になれば議論がしにくくなるんですけども、そういったものを買わないように消費者が選択できるじゃないかという意見ももちろんあるのですが、食品への表示義務の話。今、遺伝子組み換え食品とかというのは表示がされておりますけれども、これがTPP発効後は、表示義務を課せば強制規格に該当するのではないか。何の理由で表示義務を課すのかという適正評価手続というものを求められる。そのうえ、利害関係者の意見を考慮して決めるということになっているわけですけども、今言った遺伝子組み換え食品等々の表示義務は、TPP発効後、どういうふうに変わるというふうに確認されていますか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 我が国の食品表示に関しましては、「食品表示法」に基づく表示基準によりまして表示義務が課せられているところでございます。

TPPの発効に伴います食品表示への影響につきまして、改めて国の方にも確認をいたしましたところ、現在の制度の変更を求められることはないというように確認をしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) そこで、もう一つだけ質問させていただきますけれども、表示義務で、今、遺伝子組み換え食品云々という話をしましたが、今度は産地表示の話です。

今、我々がスーパーとか、いろんなところで肉とかを買う時に、オーストラリア産、アメリ

カ産だとか表記がありますよね。これはある意味、当然のことだというふうに私は認識をしているんだけど、昨年のWTOのパネル、紛争解決の場で、先ほども出しましたけれども、NAFTA、北米のカナダ、アメリカ、メキシコの自由貿易協定の中で、アメリカが、アメリカの肉を国産牛、アメリカ産の肉だという表記をしていたら、カナダとメキシコからISD条項で訴えられて、アメリカが負けた。ですから、アメリカでは、アメリカの肉をアメリカ産だと表示ができなくなったということなんです。

これはあくまでもNAFTAの話なのですが、TPP発効後に、日本がそういう状況に陥らないかという危惧はありませんか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 産地表示につきましても、表示制度ということで、この点についても国の方に確認をしておりますけれども、現在の制度の変更というものをTPPにより求められることはないというふうに確認をしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 確認ですけれども、今、私が申し上げた事例、WTOのパネルで、NAFTAでそういうことがあったということはお承知ですか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) NAFTAの方で、COOL事件ということがあったという話は聞いております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) WTOという公的な機関の中でのそういう話というのを承知していれば、そこが政府の説明とどうなのかという危惧は持たれませんか。

○議長(田中愛国君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) その点につきましても、日本の場合、正当な目的で現在の産地表示の制度をしているということで、その点について、制度の変更は求められることはないというふうに確認をしております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 表示義務の話は置いておきますけれども、さらに踏み込んでいえば、地産地消というものの考え方にも影響を与えるおそれがあるということで、教育委員会教育長に確認をしますけれども、小中学校などの給食で地産地消、長崎県では、70%か71%だったと思いますけれども、長崎県産の食品を使いましょうという取組をやっております。これも過去の事例ですけれども、アメリカと韓国が自由貿易協定を結ばれた後に、韓国のソウル市の学校給食に地産地消というものを制度化して入れていたんだけど、それを取りやめることになったということが報道等で明らかになっているんですけれども、これについて文部科学省に再度確認をしてくださいということを申し上げておりましたが、どうだったのでしょうか。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 国に確認しましたところ、現在は米韓FTAが見直され、学校給食については例外として留保されているということでもあります。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 一時期そういうことはできなくなって、再度、貿易協定を一部見直して、それができるようになったということですよ。だから、そういうおそれがあるのではないかな。

長崎県もいろんな地産地消の取組をやってい

るんだけれども、そういうところに影響してくるのではないかと。これは慶應義塾大学の片山善博教授の論文の中でも、学校給食の地産地消というのはT P Pでできなくなるんじゃないかと、例えば、本県でも議員発議でつくった「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」というものがありますけれども、こういったものもグレーだというような論文があったわけです。非常に私としては納得がいかない。

ただ、自由協定というのは、そういった危険性があるということは、ぜひ共有をしておきたいというふうに思います。

⑤国民皆保険制度について。

今度は医療が守られるのかという点で質問をしたいというふうに思います。

我が国の特徴である国民皆保険制度、世界でも本当に素晴らしい制度だというふうに私は思いますが、T P P協定が発効することによって、我が国の国民皆保険制度というものが揺らぐのではないかとこの危惧を持っているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) この国民皆保険制度に関わる公的医療保険、これにつきましてはT P Pの11章の「金融サービス」の分野、ここでは適用除外ということになっております。

また、医療保険を含む社会事業サービスということで、9章の「投資」、あるいは10章の「国境を越えるサービスの貿易」といった分野においても、留保という形で内国民待遇等の自由化に関する規定が適用されないということになっておりまして、国民皆保険制度への影響はないものと認識しております。

この点につきましても、改めて国の方にも確認をしておりますけれども、これまでの説明の

とおり、国民皆保険制度への影響はないものという回答を受けております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 再確認をありがとうございました。

私も政府が出しているT P P協定の仮訳というものを幾つかピックアップして読んでみたんですけれども、中身がものすごく難しくて、読んだぐらいでは理解ができないんですけれども、その中で、今、部長が、留保されているというお話がありました。

しかしながら、もう一度、一つ確認をしますが、日本と米国とで交わした書簡があります。医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施に関する附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡、今、留保されているとおっしゃいましたが、この書簡の中には、これはその書簡の最後の文章を読みます。「日本国及び合衆国は、附属書第5条に規定する協議制度の枠組みのもとで、附属書に関するあらゆる事項（関連する将来の保険医療制度を含む）について協議する用意があることを確認する」、という日米間の書簡が取り交わされております。

これについて、厚生労働省には確認をしていただきましたでしょうか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘の文書に記載されております、今言われました保険医療制度を含むということで、この保険医療制度については、公的医療保険、ここは含まれていないということで確認をしております、今後、この文書に基づいて公的医療保険制度について協議がなされるということにはならないということでお話をお聞きしております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 一応そこは今も答弁に残していただいたということで理解をします。

公的医療保険制度について、さらに踏み込んで協議をすることにはなっていないということなんです、今度は公的医療保険制度が形骸化しないかという点です。公的医療保険制度は残るんだけど、それが形骸化しないかということ、これは何を言っているかということ、今、先進医療、こういったものが混合診療が認められています。国保、健康保険組合、協会けんぽとかの公的保険に含まれない高度先進、重粒子線治療、高価な新薬であるとか、こういったところは今言ったように、混合診療もしくは今年4月からはじまりました「患者申出療養制度」で、患者側からすれば、そういう先進医療が受けやすくなったという側面があって、患者としてはもちろんプラスなんです。ただ、その一方で、先進医療とか新薬が将来的に公的医療保険の枠組みに入ってこれなくなるのではないかという懸念です。

例えば、今、一般的にMRI、CTとか、皆さん、保険の適用をして受けていますよね。でも、出たはな、もう何年も前の話ですけども、それは非常に高度な医療機器で、公的な保険の適用ではなかった。それがいろんな知見、そして価格の低下、そういったもので公的医療保険の枠組みに入ってきた。だから、それが今、先進医療は、混合診療、患者申出療養制度で、保険の枠外で高額ですけども適用できる。そのために患者側はどうするかというと、民間の生保とかがやっている医療保険に入って、それを使うわけです。重粒子線とか、個人の持ち出しで。

例えば、今から10年たったとします。重粒子

線の治療は、もう一般化して、本当は公的医療保険の枠組みに入りたいと考えた時に、今から10年の間に、その重粒子線とか高度な先進医療は民間の生命保険の医療保険の適用になっている、市場があるということ。それが10年たって、いきなり日本の国が公的医療保険の枠に入れますといったら、その市場が奪われる。例えば、アメリカの生命保険会社とかが、そんなことをしたら、うちの保険の商品が売れなくなるじゃないかということを描きかねない私は危惧をしたんですけれども、その点について、どう考えられますか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいま申し上げましたけれども、公的医療保険については、今、TPPの例外という格好で留保されているという状況でございますので、まず、そういうことはないのかなと思っております。

それと、患者申出療養制度につきましては、今、議員からお話がありましたけれども、国内未承認の医薬品等を迅速に使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるということで、先進的な医療につきまして、患者側からの申し出によって安全性、有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられようとする制度でございまして、そのデータや科学的根拠を集積して、将来的に保険適用につなげていこうということを目的としているということで理解をしております。

この点について、国の方にも確認をいたしましたけれども、データ等が集積した段階で保険適用が検討されていくということでございますので、今後、先進医療が、時間がたって、それでも受けられないという話ではなくて、これは当然、保険医療の適用になっていくようなデー

タとか科学的根拠を蓄積して一定判断していくということですから、今後、拡大はしていくということで期待できるのではないかと考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 部長、そのことはよく理解しているんです。将来の公的保険の適用に向けて、いろんな知見も深めていくということでスタートした制度だというのは理解しております。

問題は、何年たつかわかりませんが、その適用されるまでの期間、その治療は誰が担保するかというと、患者が担保しなければいけないわけですね。そのために、民間の公的医療保険ではない部分で、いろんな医療保険制度に入っていく。だから、それが定例化してきた時に、後で、日本の国がこれを拡大しますと、公的医療保険の枠組みの中に入れますと言った時に、それは自分たちの市場を奪われるんじゃないかというふうに見られるのではないですか。そこは絶対に担保されているというのであれば、将来的留保として絶対に譲らないところだということまで確認されましたか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 公的医療保険につきましては、先ほどから申し上げておりますけれども、「金融サービス」の分野で適用除外、あるいは「投資」とか、「国境を越えるサービスの貿易」、こういった分野では留保という形で規定が適用されないということをお聞きしておりますので、それについては議員が懸念されるようなことは現時点ではないのではないかと理解をしております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 後で確認してください。

留保も2種類あります。ラチェット条項と言われる現在のものを留保する部分、将来にわたって変更してもいいという将来的留保、種類が2つありますけれども、本当にそこで今、私が懸念している日本の公的医療保険制度は守られるんだけれども、形骸化していくおそれがないかという点については、私は、十分注視すべきだというふうに思います。

⑥公共調達について。

公共調達が何が変わるのかという話なんですが、公共事業というのは、いろんな質問の中でもありますけれども、地域の経済の活性化といいますか、下支えをする有望な施策だというふうに思います。

当然のことですけれども、県内の企業を優遇するという考え方にももちろん立っていますけれども、これがT P Pが発効されて、県内の企業が優先されなくなるというようなおそれはありませんか。

○議長(田中愛国君) 会計管理者。

○会計管理者(新井忠洋君) T P P協定の中で、政府調達に関する規定の適用を受ける地方公共団体は、都道府県及び政令指定都市に限られておりまして、適用される基準額は、建設工事で24億7,000万円、建築技術サービスで2億4,000万円、物品及びその他のサービスで3,300万円となっております。

対象団体や基準額は、いずれもW T Oの政府調達協定と同一の内容となっております。現在行われております調達制度を変更するものではなくて、本県及び市町への影響は生じないものと考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 今、答弁の中で、W T Oで結んでいる状況とほぼ一緒の内容なので、こ

れがすぐすぐ何か影響があるかという、それはないという答弁をいただきました。

ただ、政府調達については、T P P発効後3年以内に適用範囲を拡大するための交渉を開始するという規定がありますよね。3年以内に公共調達の枠組みが広がる可能性があるわけですよ。可能性の話です。国の方にも確認されたと思いますけれども、それについての確認された内容をお知らせください。

○議長(田中愛国君) 会計管理者。

○会計管理者(新井忠洋君) 議員ご指摘のとおり、政府調達につきましては、T P P協定発効後3年以内に適用範囲を拡大するための交渉を開始する規定が設けられております。

しかしながら、政府の資料によりますと、この規定は、地方政府をT P P協定の政府調達書の適用対象としていない国がございます。例えば、アメリカ、メキシコとか、そういう国でございますけれども、そういう国の適用範囲の拡大を意図して提案したものであるということで、我が国がさらに適用範囲の拡大を求められる可能性は低いというふうな資料をいただいているところでございます。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 今の説明は理解をするんです。政府調達という項目で言うならば、今、日本が各国と比べれば非常に門を開いている、だから、これ以上踏み込まれることはないということを言われたんですね。

そのことはよくわかるんです。ただ、その説明を受けた後に、一晩考えたんですけれども、T P Pというのは、数多くの交渉項目があるわけです。農業もそうですし、今言った医療の話もありますけれども、いろんなものがある。なぜ日本の政府調達は、よその国よりも門戸を

広げているかという、恐らく、ほかのところでもとるべき利益をとったと思うんです。こっち側の項目では勝った、こっち側の項目では譲歩したとか、いろんなパーツの組み合わせがT P Pの協定なんです。だから、政府調達の項目だけ切り取って、ここが譲歩しているから、これ以上譲歩しなくていいんだということにはならないと思うんです。

単純に、この政府調達という項目が今、ほかの国よりも少し譲歩しているから、もうこれ以上攻め込まれることはないという答弁なんですけれども、ほかの項目で、日本の利益を求めなきゃいけないとかといった時に、じゃ、こっちを開けよと、交渉事だから、そういうおそれは私はあると思うんです。（発言する者あり）

だから、別にこのことを時間をかけて議論するつもりはないんですけども、公共事業とか、長崎県の公共調達というのは地域経済の下支えになっている、これ以上、今のW T O基準以上に踏み込まれたら非常に影響が高いので、3年以内に交渉を見直すということになっているわけだから、しっかりそこを注視しておってくださいと。例えば、今は都道府県と政令指定都市だけですけれども、そこをまた広げるとか、そんなことを絶対させてはいけないので、注視をし、もし、そういった動きが少しでも感知されれば、それは困りますよということをしっかり動いてほしいということを申し上げたいんです。その点、よろしいですか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 会計管理者。

○会計管理者(新井忠洋君) ほかのいろんな項目とあわせてのT P P交渉だということは理解いたしますけれども、政府の資料によりますと、我が国は、T P P交渉参加国の中で、政府調達に関して十分な市場開放を達成していることか

ら、我が国がさらに適用範囲の拡大を求められる可能性は低いというもので資料をいただいておりますので、議員ご指摘の点は十分注視しながら今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

まだいろんな項目で聞きたいことはあるんですけれども、時間の関係でT P Pはこれで終わりたいと思いますが、先が見通せないんですけれども、県民生活に直結する課題がたくさん含まれている。それは国に任せておけばいいさということではなくて、地方は地方として、こういうことになったら我々の県内の産業構造上、ここは問題だなというようなことは調査・研究すべきだというふうに私は思いますので、そのことは意見として申し上げておきたいというふうに思います。

2、長崎南北幹線道路（茂里町～時津町）の事業化について。

(1) 検討状況について。

①現在の検討状況。

長崎県の道路行政の課題として幾つかの幹線道路の整備が挙げられますが、その中でも、慢性的な交通渋滞、多発する交通事故という視点で道路整備を考えた時に、長崎南北幹線道路の整備は急がなければいけないというふうに私は考えております。

並行路線である国道206号の実情は、一日の交通量が5万台、混雑度という指標でいけば2.71、これは県平均0.92の約3倍、渋滞による損失時間は県平均の15倍、県内の交通事故多発交差点30カ所のうち、国道206号に8カ所が集中をしている、死傷事故率は県平均の3倍などな

ど、いろんな課題が山積している並行路線であります。

この問題について、去る平成26年9月定例県議会一般質問で私は質疑をしました。その時、土木部長にこのような回答をいただきました。「これまで概略ルート選定と費用対効果の検証を行っておりますが、本路線は市街地を通過する路線となるため、移転物件が多く、建設費も多大となることから、今後は地元市町と協議を行い、詳細なルートについて、早急に検討してまいりたい」という答弁をいただいております。では、お尋ねします。

現在の検討状況をお知らせください。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長崎南北幹線道路の現在の状況です。

これまで、交通量調査をもとにした車線数や交差部の形状、地形や支障物件を考慮した道路の概略ルート、これを検討してまいりました。

現在は、移転物件がなるべく少なくなるようなルートの選定だとか、トンネル、橋梁やインターチェンジなどの位置とか構造、さらに沿道環境への影響ができるだけ少なくなるような整備手法について、それぞれ検討を行っているところです。

今、こういう可能性調査というものをやっているわけですが、それがあつて程度まとまった段階で、地元の合意形成を含めて、事業の進め方について、地元市町と協議するとともに、事業手法については、国と相談していきたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) ②長崎南北幹線道路の事業効果。

2年が経過したわけですがけれども、まだそこ

までの状況かということで、私としては非常に残念に思っております。毎年毎年長崎市からも要望としてあがっていますよね。

茂里町から時津、野田郷までの約7キロメートルの区間ですけれども、長崎南北幹線道路の事業効果としては、どういうふうに捉えていますか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 本路線の事業効果ですが、まず、国道206号をはじめとする幹線道路の交通の円滑化が図られ、走行時間の短縮や交通事故リスクの軽減、地域の活性化や交流促進、周辺生活道路の環境改善などが挙げられます。

例えば、長崎南北幹線道路の走行時間短縮効果を試算してみますと、現状の交通量のデータからですが、時津町の井出園交差点から大波止交差点までの通行時間は、現在30分になっておりますが、これが10分に短縮されるというふうに予測しております。

また、長崎南北幹線道路へ交通量の一部が転換されることによって、国道206号の交通量ですが、現在5万台となっておりますが、約4万台に減少します。通行時間については、現在は30分ですが、20分まで短縮できるというふうに予測しております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 今、土木部長の答弁で、かなりの事業効果があるというふうに私は思います。今30分かかっているところが10分とか、今、交通事故が多発している国道206号の一日大体5万台通るところが4万台に減るとか、県民といいますか、長崎市民、特に長崎の人間としては、そこは早く、その事業効果が発現するような取組をぜひお願いしたいというふうに思い

ます。

③工期、総工費。

幾つかのルートとかを検証しているということなので、事業費がどれくらいになるのかとかいうのは全く出ないと思うんですけれども、これは感覚論でいいんですけれども、どれくらいまでにつくりたいというような思いですか。年数の話です。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 工期ですね。

県としては、これだけの効果があるので、できるだけ早急につくりたいというのはあるのですが、現在の公共事業費の状況だとか、現在行っているほかの道路の状況を考えますと、まだこれからということですね。実際、工期自体も、詳細なルートが決まっていかなければ全体の数字が出てこないし、ここは特に移転物件が多いということと、大規模な構造物とか、地下埋設物が多いので、完成までに時間はかかるかと考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) (2) 完成までの道筋について。

言われていることはよくわかるんですけれども、人口が減少してきている今の社会情勢の中で、先ほども、2040年にはとか、2060年にはどれだけ減るという予想が出ているという話の中で、例えば、この長崎南北幹線道路が30年後と言われたら、もうその時、混雑していないんじゃないのという話にもなると私は思うんです。

だから、できる限り今の現状を打破するために、いろんなことを考えていかなければいけない、だから、完成までの道筋という項目をつけているんですけれども、詳細ルートまで決定をしている段階なんですけど、一斉にできあがるわ

けじゃないじゃないですか。当たり前ですけども、工期を考えますよね。その時に、できるだけ少ない工期で、できる限り国道206号の交通量を減少させられるような場所から集中的にやっていかなければいけないと私は思うんです。そういう発想に立っていますよね。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) まだ全体のルートがはっきり決まっていらないのですが、いずれにしても、その全体ルートをどういう手順でやっていくか、どうしたら事業効果が一番早く発揮できるような手順になるか、それから社会的な状況もあると思います、地元の方の状況もあると思います。その辺を勘案してそこは検討していきたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) ①市道との連携。

余り踏み込んだことは回答できないのかもしれませんが、私がいろんな長崎市内の道路行政について、長崎市ともいろいろ打ち合わせをした時に、例えば、長崎市の市道の今の整備の状況とかをお尋ねした時に、個別具体的な地域の話で恐縮なんです、長崎県立北高がある小江原というところから西町という地区に新たな市道ができて、非常に利便性がよくなった。今現在、その路線の途中から長崎市北部の虹が丘というところ、滑石の近くです、そこへの市道虹ヶ丘町西町1号線という工事が着工している。これの完成が恐らく平成37年ぐらいかなという話を聞いたんです。

何を言っているかという、その道路ができれば、例えば、その道路を長崎市の南部と北部のバイパスとして考えた時に、長崎南北幹線道路、西彼杵道路とも連結をするわけです。西彼杵道路は、今、時津工区が始まっているわけで

すね。そこから考えた時に、時津というところから長崎の滑石というところまで長崎南北幹線道路をつくる工程として、そちらを優先的に先につくれば、今言った長崎の市道とリンクして、長崎の国道206号の交通量、今、一日5万台というのを幾らかでも減少するためのルートになるのではないかというふうに考えたわけです。

だから、それをしてくださいと言うつもりはないんだけど、そういうふうに考えられる、少ない設備投資、まだ工事が完全にできあがっていないんだけど、効果が発現するようなルートをぜひ考えてほしいという、これは要望なんですけれども、それに対して、お答えをお願いします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 先ほども申しましたように、道路を整備していくに当たっては、いかに早くいろんな事業効果を出していくかということで、既存の道路のネットワークとどう結びつけていくかということも非常に重要なことだと思っています。それは当然その辺は考えながら計画をつくっていこうというふうに思っています。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) よろしくをお願いします。

(3) 必要最小限のインフラ整備という観点からの代替案。

①川平有料道路、西山バイパスの有効活用。

何を言っているかという、今、ずっと長崎南北幹線道路をつくりましょうね、早くつくってくださいねという話をしているわけだけでも、事業費がどれくらいかかるかというのは、もちろんまだ何も出ていないというお話もありました。しかし、多額の費用がかかるのは間違いないですよ。それを考えた時に、今の国道206

号の渋滞を緩和する方策がほかにないのかという視点で考えた時に、私は、西山バイパス、川平有料道路という長崎市内の中心部から時津に抜けるまでの有料道路が今既にあるわけです。国道206号は一日に5万台と言っていますけれども、この有料道路、長崎の西山から時津、長与の方に抜ける道路の交通量は、一日幾らか把握をされていますか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 現在、時津の方に抜ける川平有料道路の交通量は1万7,000台となっています。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 私が確認したのはちょっと違うんです。今、土木部長が答弁されたのは、川平有料道路を使って長崎バイパスとかを使う車まで含めていませんか。私が聞いているのは、西山から時津まで抜けるルートの通行量です。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 失礼しました。そちらの方は6,800台ということになっております。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 六千数百台という話です。だから、国道206号は5万台通っているんだけど、迂回するバイパスとなっている道路は6,800台しか通っていないという状況なんです。

例えば、さっき国道206号の事業効果として、長崎南北幹線道路ができると通行量が4万台ぐらいに減少するという話がありましたね。そうしたら、その有料道路にもう少し乗ってもらえば、その事業効果はあると思うんです。国道206号の緩和策になると思います。ただ、何がネックかということと通行料なんです。西山バ

イパスが3.4キロメートルで160円、川平有料道路は3.2キロメートルで210円、トータル370円。370円使って長崎のまちなかから時津まで一般の人たちが使うかということ、やはりそこは少し高いという感覚を受けます。確かにその料金は、適正な料金の算定をしたうえで、建設のコスト、そういったものを償還して設定されている料金だから、そういう観点からいけば高くないのでしょうか。しかし、それを使う側の市民、県民の立場に立てば、たった6キロメートルぐらいの部分を370円払うかということ、なかなか払わないですよ。だから、それが6,800台という数字にあらわれているんじゃないかというふうに思うんです。

どうでしょう。社会実験として、そこを少し低廉化する。無料化するのは無理かもしれないけれども、例えば、ワンコイン化するとか、そういった施策を講じることによって、長崎南北幹線道路の事業が開始していなくても、国道206号の渋滞緩和策をするための調査という位置づけでやるという意気込みはありませんか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 川平有料道路につきましては、現在も終日の3割引を実施しておりまして、昨年度末の未償還額約76億円で、3割引にしたことによって、償還期間を平成40年まで延ばしているということがございます。

今後、まだトンネルをはじめ構造物の維持管理をやっていかなければいけないということがありますので、今の段階で料金を下げるとするのは非常に難しいという見方です。

○議長(田中愛国君) 深堀議員—15番。

○15番(深堀 浩君) 償還残高が80億円ぐらいいあると、平成40年までの償還期間があるということも事前の調査でわかっていることなんで

すけれども、ただ、いつになるかわからない長崎南北幹線道路の事業着工、そして幾らかかるかも今のところ、まだ数百億円かかると思われるその道路をいつまで待つのかということ。もちろんそれは調査・研究、事業認可に向けて取り組んでいくのは必要ですけれども、その一方で、現在もうある道路をいかに有効に使ってもらうかという方策も私は考えるべきだと思うんです。今この場で答えは出ないにしても、そういう発想は私は持つべきだと思います。大切な税金ですから。（発言する者あり）どれだけ少なく見積もっても、長崎南北幹線道路というのは、私は300億円を下らないと思います。移転物件とかも増えればもっと大きくなるでしょう。それを考えた時に、80億円を払えと言っているんじゃないくて、幾らかでも安くして通行量を増やすことによって、その効果を出現させるということも選択肢の一つとして考えるべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

時間がきましたので、「有人国境離島法」については、午前中も質疑がありましたので、割愛をさせていただいて、私の質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

12月5日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時37分 散会 —

第 8 目 目

平成28年11月定例会

平成28年12月5日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成28年12月5日（月曜日）

出席議員（44名）

1番 吉村正寿君
 2番 坂本浩君
 3番 宮本法広君
 4番 麻生隆君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

欠席議員（1名）

35番 下条ふみまさ君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅穂君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	葺 本 昭 晴 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	平 松 喜一朗 君
公安委員会委員	中 部 憲一郎 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、12月2日に引き続き、一般質問を行います。

西川議員—24番。

○24番(西川克己君) (拍手) **〔登壇〕** おはようございます。

自由民主党、平戸市選出の西川克己でございます。

今から75年前の1941年12月2日、針尾の無線塔も中継したと言われる「ニイタカヤマノボレ1208」が、択捉島単冠湾を出港し、極寒の北太平洋上を航行中の帝国海軍連合艦隊機動部隊へ発信され、今日12月5日は、その12月8日に向け、常夏のハワイへと南下中だったと思われます。

戦争のことは、これにてとどめ、心を引き締めて長崎県発展のため、頑張る覚悟でございます。

それでは、質問させていただきます。

1、安心安全に住める郷土づくりについて。

(1) 玄海原発避難計画について。

去る11月22日に「玄海地域原子力防災協議会」が開催され、国及び関係県が取りまとめた玄海地域の緊急時対応における避難計画が、「原子力災害対策指針」に照らし、具体的かつ合理的であることが確認されたと聞いております。

本県は、UPZ圏内である原発から30キロメートル範囲内に、壱岐をはじめ松浦、平戸、佐世保と多くの離島も抱えており、原発事故が発生した場合、天候等により、島外避難がすぐできない場合も想定されることから、地域の住民は安全に避難できるか、心配する声も聞こえています。

そこで、県民の安全・安心を守る立場である知事においては、今回、取りまとめられた避難計画について、実効性があり、かつ十分なものであるのか、県民の不安を払拭するという意味で、見解をお尋ねいたします。

(2) 消防学校整備充実について。

突発的な大型自然災害が国内各地で発生している中、消防は、水害・火災対策ばかりでなく、地震や台風、集中豪雨等の対応、また、交通事故、救急と、県民の生命・財産を守るための業

務がますます複雑多岐にわたっております。

そのような中で、消防職員、消防団員、消防に関係ある者に消防の責務を正しく認識させ、人格の向上、学術・技能の習得、体力、気力の錬成、規律の保持に努め、職務を遂行し得る資質を高めることを目的とする県消防学校は、今後ますます重要性が増してくると思います。

そこで、質問します。

①施設の充実について。

昭和58年建設の現校舎は、老朽化していると思われませんが、改築、改修等の計画はありますか。

また、女性職員の学生としての受け入れ体制はどのようになっていますか。

なお、以前は、屋内体育施設で剣道をしていたと思いますが、機敏性を高め、心身を鍛えるためにも、剣道は必要な競技と考えております。現在の施設は、床が板張りでないため、できないと思いますが、今後、施設改修の考えはないのか、お尋ねします。

②設備、機材等の整備について。

救助工作車、地震体験車は、それぞれ平成3年、平成10年購入と、相当古くなっているようですが、各市町の消防職員を教育する立場の消防学校としては、早期に買い替えが必要ではありませんか。計画はどのようなのでしょうか。また、その他の機器、機材の更新、導入はどのようにしているのか、お聞かせください。

③教育課程について。

教育課程の内容については、その時々、見直しがされていると思いますが、各消防本部や関係者との意見交換はどのようになされているのでしょうか、お答えください。

(3) 警察行政について。

日夜、県民を守ってくださっている各警察署、

派出所の警察官の皆様は心より感謝申し上げます。

特に、離島で勤務の傍ら、少年剣道の指導をされておられる方、朝食・夕食を自分で食べて、厳しい訓練や柔道・剣道の練習、危険な業務へ出動される機動隊の皆さん、ご苦労さまです。

また、12月2日の新聞にも載っていましたが、諫早署、川棚署の皆さんの寸劇を通しての予防活動などに対しましても、心より敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入ります。

①高齢者の特殊詐欺防止対策について。

県民の身近で発生し、安全・安心を脅かしている犯罪の一つに振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺があります。

これまで県警では、県民が特殊詐欺の被害に遭うことのないようにと、広報活動をはじめ、さまざまな取組を関係機関、団体と連携し、推進していることは存じております。

一例として、金融機関の窓口の職員などが高齢者に声をかけて、特殊詐欺の被害を防止したというニュースを新聞やテレビなどで目にしております。このような取組の成果もあって、昨年と比べて、本年は被害が減少していると聞いております。

しかし、その一方では、「高齢者が息子をかたった犯人から、オレオレ詐欺の被害に遭った」とあるとか、「市役所などの公的機関から医療費の還付金があるとだまされて、還付金等詐欺の被害に遭った」というニュースもあり、いまだに高齢者が特殊詐欺の犯人から狙われているという事実がうかがえます。

高齢者が被害に遭ったお金は、老後の生活のため、あるいは、子や孫のためにと、長年にわたって苦労して蓄えてきた貴重な財産であり、

卑劣な特殊詐欺の犯人から守っていかなければならないと考えます。

そこで、警察本部長にお伺いしますが、特殊詐欺について、特に、高齢者の被害を防ぐため、県警としてどのような対策を行っているのか。昨年と本年の被害状況を併せてお聞かせください。

②高齢者運転について。

先般、他県において高齢者が運転する車が集団登校中の児童の列に突っ込み、児童を死傷させる痛ましい交通事故が発生し、その後も高齢運転者による交通事故に関するニュースが毎日のように多数報じられ、高齢運転者の交通事故に対する県民の関心も高まっています。なお、12月2日には、対馬において、海への転落事故もあっております。

来年の3月には、高齢運転者に関する改正道路交通法の施行も予定されているようであり、運転免許の自主返納についても、今まで以上に進めていく必要があるのではないかと考えていますが、このような情勢を踏まえて、1、高齢運転者による交通事故の現状とその抑止に向けた取組状況、2、通学路における交通事故の現状とその抑止に向けた取組状況について、お尋ねします。

(4) 医療体制の充実について。

離島、過疎地域が多い本県では、早くから人口減少、少子・高齢化が進行しており、医療体制の充実は重要なことであります。

医療を支える本県の医師数は、平成24年の調査では、人口10万人当たり287.6人となっています。しかし、長崎市と県央以外では、全国平均を下回っており、医師不足の状況が続いています。

そこで、本土地区と離島地区の医師数の格差

もなかなか縮まらない状況の中、医師、看護師の偏在の状況はどうか、確保についてはどうしているのか、お尋ねします。

次に、地域の医療を維持していくためには、医師と並んで看護師の確保も大事であります。しかしながら、近年、離職する看護師も多いことから、就業促進のための取組を積極的に行う必要があると考えます。

については、看護師の再就業のための方策とその実績はどうなっているのか、お尋ねします。

また、再就業する看護師を増やすために、県ナースセンターなどの取組については、積極的な広報啓発に取り組むべきではないかと考えますが、県の見解をお伺いします。

また、離島地域などの医療の確保のため、大学病院等の医師をヘリで搬送しているとのことですが、その実績を教えてください。そして、そのヘリは、県北地域にも医師を搬送されているのか、お尋ねします。

(5) 高齢者福祉行政について。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、特養などの施設の充実が必要であります。特養にも入れない待機者はいないのか、需要と供給のバランスはよいのか、お聞かせください。

また、県と県社協、市町社協との連絡、連携協力が必要だと思うが、その状況はどうかもお聞かせください。

最後に、施設等で働く介護職員の人材育成、確保のための県の取組状況はどうかについてもお尋ねします。

2、農業振興について。

(1) 全国和牛能力共進会に向けた取り組みについて。

平成24年に本県で開催された「第10回全国和

牛能力共進会」において、長崎県が「肉牛の部」で最高位である「内閣総理大臣賞」を受賞し、日本一となったことから、長崎和牛の知名度がこれまで以上に高まっていると感じております。

また、前回の全国和牛能力共進会以降、本県の種雄牛を代表する「平茂晴」に続き、「金太郎3」や「勝乃幸」など、全国トップクラスの種雄牛が相次いで誕生し、子牛価格も上昇していることから、牛舎建設や優良雌牛の導入など、生産者の増頭意欲も高まっています。

さらに、昨年度の「九州管内系統和牛枝肉共励会」では、本県代表牛が最高位となる「団体優秀賞」を獲得するなど、全国和牛共進会を契機として、肥育技術の向上も図られていると考えております。

このように、日本一の獲得により、長崎和牛のブランド化と生産拡大の好循環の環境が整いつつあり、本県の肉用牛振興にとって、大きな効果をもたらすものと考えております。

このために、来年9月7日から11日に開催される「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」において、日本一連覇を獲得し、長崎和牛のさらなる名声を確固たるものにすることが大切であります。

そこで、宮城大会に向けた出品対策の取り組み状況について、お尋ねします。

(2) 畜産クラスター事業を活用した肉用牛振興について。

最近の肉用牛の子牛価格は、私の地元である平戸市の「平戸家畜市場」においても、平均で90万円近くの高値で取引され、産地としては大変活気づいているところです。なお、最近行われた壱岐でも、そのような価格だと聞いております。

また、平成28年2月1日現在の「農林水産省畜産統計」では、全国的に飼養頭数の減少に歯止めがかからない中、本県は、前年に比べ全体として1,000頭増加し、特に、繁殖用雌牛においては800頭の増頭となったと伺っております。

しかし、その一方で肉用牛繁殖経営は、農家の高齢化や小規模農家の廃業により、飼養戸数は減少している状況であることから、地域の担い手による生産基盤の強化は大変重要であり、特に、国の施策と連携した畜産クラスター事業を積極的に活用して、増頭すべきではないかと考えます。

そこで、肉用牛の畜産クラスター事業について、これまでの事業の実施状況や、平成28年度の国の補正予算を活用した事業の内容について、お尋ねします。

(3) 施設園芸収量向上対策について。

長崎県では、これまで、畜産や園芸の振興を図ることで農業産出額は全国トップの伸びを示しており、大きな成果を上げていると感じています。しかし、一方では、農業所得は他県と比較して伸び悩んでいるようでもあります。

また、近年は、異常気象から園芸作物への被害が多く、生産の安定のためには、園芸生産の施設化が重要と考えますが、施設の建設コスト上昇から、収益性が低下してきています。

このような中、私の地元の平戸市でもミニトマトやいちごで、園芸施設内の温度や湿度、炭酸ガス濃度などをリアルタイムで測定し、栽培管理に役立てる環境制御技術を導入することで収量を向上させようとする動きがはじまっています。

また、私は、先日、オランダ総領事から、施設園芸の技術は、日本では高知県が進んでいるので参考にしたいかがかとの助言を受けまし

たが、高知県では、施設園芸に環境制御技術を取り入れているということで、単位当たりの収穫量が増加する実績が上がったと聞いております。施設園芸での農業所得向上には、単位当たりの収量向上が必要だと考えますが、今後、どのような取組を行おうと計画しているのか、お伺いします。

（4）農産物の輸出の現況と今後の取り組みについて。

私は、農業の所得向上のためには輸出を促進すべきだと思い、毎回、一般質問の場で発言させてもらっています。

私の持論は、香港を中心に、マカオ、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、台湾など、東南アジアへの輸出促進であります。その後の展開はどうなっているのか。また、今後の新しい事業等について、お答えください。

なお、人口が多く、経済成長が著しいインドネシア、フィリピンについては、どのようなお考えか、重ねてお尋ねします。

（5）防疫対策について（鳥インフルエンザについて）。

鳥インフルエンザについては、本県では、生産者、関係者の努力により、これまで養鶏場において鳥インフルエンザの発生は確認されておりませんが、韓国や国内各地で高病原性鳥インフルエンザが確認されており、本県の養鶏場で飼育されている家禽においても、発生リスクが極めて高くなっているものと考えられます。鳥インフルエンザが発生すると、養鶏農家はもとより、地域経済へも大きな影響が生じることから、発生させないための安全な措置が必要であります。

そこで、現在の状況を踏まえて、本県の防疫体制について、どのような対応を講じているの

か、お尋ねいたします。

3、道路行政について。

（1）松浦市を中心とした県北の原子力災害避難道路の整備について。

北松地域は、佐賀県の原子力発電所の有事の際には避難を強いられることになるため、最も近い松浦市では、もしもの時の避難に不安を持っている方も多いのではないかと危惧しております。

そこで、松浦市からの避難道路の状況について、お尋ねいたします。

（2）国県道の整備について。

平戸市、松浦市など、県北地域においては、西九州自動車道をはじめとした道路整備が進められ、地元の人たちは将来に期待を持っているところであります。県内全域を見渡しても、あちこちで道路工事が進められていることは大変ありがたいことです。

そこで、改めて長崎県が発展するために、どのように道路を計画し、進めようとしているのか、お尋ねします。

（3）維持工事について。

①発注時期、規模について。

道路維持工事についてですが、昨今、公共事業が減少する中、各建設業者の受注量も減少し、業者の生き残りも大変になってきております。今後、加速度的に進行する道路施設の老朽化や、年々激化する自然災害への対応においては、地域に密着した中小業者の機動力や地域精通力が必要であり、業者が生き残っていくことが、ひいては人口減少の抑制にもつながるものと思います。

そのような中でも、維持工事の伐採や除草工事については、地域の中小業者が受注しやすく、かつ、すべき業種と考えておりますが、これま

で入札の不落・不調や、発注工事の規模により、地域の業者が受注できないこともありました。

そこで、県管理の国県道について、伐採や除草工事の発注の時期や規模はどのようになっているのですか、ご見解をお尋ねいたします。

②精霊流しについて。

毎年8月15日には、県内各地で精霊流しが行われており、特に、長崎市内では、県外からの観光客も多く、夏の風物詩ともなっております。

精霊流しが終わった後、深夜に各道路管理者で道路清掃を行って、明朝には見違えるくらいきれいになっていますが、県では一夜の道路清掃費に約3,000万円かけていると聞いております。

また、この清掃費に対して、長崎市や参加者などの費用負担はないそうですが、道路清掃費用が多額であることから、一部の費用負担を求めてもいいのではないのでしょうか。

県内には、草刈りや舗装の補修など、維持補修の予算が必要な道路がまだたくさんある中、長崎の精霊流しも長崎市や参加者などからの清掃費用に対する負担金を取って、その分の予算を、県内のほかの道路の維持補修費に充てるべきだと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

再質問は、対面演壇席にて行いたいと思いますので、議長のお取り計らい、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 西川議員のご質問にお答えをいたします。

玄海原発避難計画についてのお尋ねでございます。

玄海地域のUPZ圏内に多くの離島を抱える本県におきましては、離島住民の皆様方の安全

かつ迅速な避難は、極めて重要な課題であると認識をいたしております。

今回、取りまとめられました「玄海地域の緊急時対応における離島の避難計画」については、本土との架橋がある離島では、自家用車またはバスによる陸路避難を、架橋がない離島については、船舶による海路避難や、ヘリコプターによる空路避難を想定しているところであります。

また、しけの際に海路・空路避難ができない場合に備えて、離島には放射線防護施設の整備を進める等、一定の対策が盛り込まれていると考えております。

しかしながら、想定を超える事態が生じた場合には、離島の住民の皆様は避難の方法が限られておりますことから、今後、避難対象地域の拡大等、さまざまな事態に備えた対応の検討を行い、原子力防災対策の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 消防学校の整備充実について、3点お尋ねでございます。

まず、消防学校校舎の改修計画、また、女性職員受け入れの施設、それから、剣道ができるような施設改修ができないかとのお尋ねでございます。

消防学校の校舎は、建設から33年が経過しておりますが、耐震基準を満たす鉄筋コンクリートづくりで、これまで給排水設備や外壁などの必要な改修工事を行ってきており、当面、計画的に修繕、改修等を行っていきたいと考えております。

次に、女性職員用の宿泊施設としては、女性専用の寮室を平成12年に整備し、また、学生寮

本館にも女性用浴室及びトイレを備えて対応しております。

次に、教育訓練科目としての剣道については、屋内訓練施設において、平成5年度まで実施しておりましたが、体力錬成の充実を図るため、とりやめたという経緯があります。

今後は、施設改修の必要性を検討する際に、消防本部の意見等を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、救助工作車、地震体験車の買い替え計画、その他の機材の更新等についてであります。

救助工作車、地震体験車は、取得後、相当の年数が経過しており、消防学校における教育訓練の充実を図るため、来年度以降、順次更新してまいりたいと考えております。

次に、その他の機器等につきましては、毎年度、必要に応じて更新、導入することとし、今年度は、簡易携帯無線機、三連はしご、消防用ホースを購入しており、今後とも計画的に整備を進めてまいります。

次に、教育課程の見直しについてでございます。

消防学校における教育課程の訓練計画については、国が定める「消防学校の教育訓練の基準」に基づき、計画案を作成する段階で、各消防本部の消防長で構成される消防長会、並びに各市町の消防団長が集まる会議の場において、説明、意見交換を行ったうえで策定しており、今後とも、関係機関のご意見をお伺いしながら、よりよい教育訓練計画を作成してまいります。

○議長(田中愛国君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 高齢者の特殊詐欺被害防止対策についてのお尋ねでございます。

特殊詐欺につきましては、昨年は認知件数150件、被害額約4億5,100万円であり、本年10

月末現在は、認知件数が74件で、前年同期比40件の減少、被害額が約1億300万円、前年同期比約2億8,900万円の減少であります。依然として被害者の約7割が高齢者となっております。

県警では、犯人検挙に努めます一方、自動通話録音警告器の設置等による犯人からの電話の遮断、各種広報啓発活動、コールセンターによる注意喚起、金融機関等による送金阻止に向けた諸対策等を推進しているところであります。

また、広報大使であります歌手の前川 清さんのテレビCM等を行うこととしております。

県警では、引き続き、県民一体となって、特殊詐欺被害防止に取り組んでまいり所存でございます。

次に、高齢運転者による交通事故防止対策についてのお尋ねでございますが、県内における高齢運転者の交通事故は、10月末現在、発生件数が1,277件で、全交通事故の約28%を占めております。

県警では、高齢運転者による交通事故を防止いたしますため、ドライビング・シミュレーターを活用した体験型講習などによりまして、交通安全教育の充実を図っておりますほか、「運転免許の自主返納制度」の周知を行うなどしております。

また、来年3月に施行されます「改正道路交通法」に従いまして、認知症のおそれのある高齢運転者への対策を適切に推進いたしますなど、さらに高齢運転者による交通事故の抑止を図ることとしております。

次に、通学路における交通事故についてでございますが、本年10月末現在、県内における小学生の登下校中の交通事故は18件発生しておりまして、前年同期比2件の増加となっております。

このような情勢を受けまして、県警としましては、通学路における交通事故を抑止いたしますため、交通指導取締りや保護誘導活動、小学生を対象とした交通安全教育、横断歩道や信号機、ゾーン30の整備などを一層推進することとしております。

今後、自治体や関係機関、団体、交通ボランティア等と緊密に連携をいたしながら、高齢運転者の交通事故抑止と通学路の安全確保に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 私の方からは、6項目について、お答えをさせていただきます。

まず、医師、看護師の偏在状況と確保対策についてのお尋ねでございます。

平成26年時点の人口10万人当たりの本県の医師数は、平均で299人で、全国平均の242人を上回っており、平成24年度と比較して12人の増加となっております。

一方で、県内8圏域を見ると、県南と佐世保・県北、離島部の6圏域で県平均を下回る状況であります。

このような中、特に、医師の地域偏在対策として、医学修学資金貸与制度等による離島勤務医師の養成や、診療科の偏在対策として、小児科、産科等の専門医養成や精神科医派遣等への支援を行っております。

一方、平成26年時点の人口10万人当たり看護師職員数は、県平均で1,819人であり、平成24年度と比較して59人の増加となっております。

県内全ての圏域で全国平均の1,187人を上回っておりますが、8圏域の中では、概ね県南及び離島部の5圏域で県平均を下回る状況となっております。

このため、「養成」、「離職防止」、「資質向

上」、「就業促進」の4つの観点から、修学資金の貸与や病院内保育所への助成、新人研修事業、無料職業紹介事業等に取り組んでおります。

今後とも、地域医療の充実に向け、医療、看護職員の確保に取り組んでまいります。

次に、看護職員の再就業のための方策と広報啓発に対する取組のお尋ねでございますが、看護職員の再就業対策として、県ナースセンターにおいては、無料職業紹介や就業相談等を行うとともに、昨年度からは、離職時の届け出制度を活用し、ニーズに応じた復職支援を行っております。

また、看護キャリア支援センターでは、復職支援研修や勤務環境改善のための医療機関の管理者研修等を行っております。

実績としては、県ナースセンターの求職者登録は、昨年度で920人、そのうち429人が再就業しております。

また、看護キャリア支援センターでの復職支援研修を56人が受講いたしまして、そのうち27人が再就業いたしました。

このような支援制度については、現在、県の広報誌等により周知を行っておりますが、さらなる再就業促進につなげるため、今後も県の広報媒体を活用するほか、関係団体と連携しながら、一層の広報啓発に努めてまいります。

次に、ヘリによる医師派遣の実績についてのお尋ねでございます。

離島における地域医療を支えるため、本土から多くの医師を派遣しておりますが、離島への移動には時間がかかるため、広域財団法人地域医療振興協会の「長崎離島医師搬送支援システム」を活用して、ヘリによる医師の搬送を行っております。

昨年度のヘリによる医師の搬送実績としては、

上五島病院や上対馬病院など、離島の医療機関に延べ714名を搬送しております。このうち、県北地域については、平戸市の度島診療所や大島診療所に延べ11名を搬送しております。

次に、特養施設の待機者とその対応についてのお尋ねでございます。

特別養護老人ホームの待機者は、平成28年度4月1日現在約3,300人で、このうち、原則、新規入所の対象となり、家族等の負担軽減のため、対応が急がれる要介護3以上の在宅待機者は約1,200名であります。

県としては、第6期の老人福祉計画、介護保険事業支援計画において、444床の整備を予定している特別養護老人ホームに加えまして、認知症対応型グループホームや、宿泊対応ができる小規模多機能型介護事業所等を活用することで約1,300人分を確保いたしまして、要介護3以上の在宅待機者への対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、県と県社協、市町社協との連携、協力についてのお尋ねでございます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域福祉の推進も必要であり、県としましては、社協をはじめ、各種団体、関係機関等と連携をして、その推進を図っております。

特に、県内における地域福祉活動の中核的な役割を担います県社協とは、人材育成や日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸し付けをはじめ、広く地域福祉全般について連携を図っております。

また、住民に身近な市町社協につきましては、市町との連携が主となりますので、市町に対して地域福祉計画の策定支援等を行っております。

なお、県社協と市町社協の連携につきましては、県社協において、市町社協活動の支援のた

め、各種研修会等を開催しているところでありますが、本年2月には、市町社協ごとに応援担当職員を配置するなどの「市町社協応援プロジェクト2016」を策定し、十分な連携に向け取組を進めているとお聞きしております。

最後に、施設などで働く介護職員の人材育成、確保とその取組についてのお尋ねでございます。

県では、「参入促進」、「環境改善」、「資質向上」の3つの観点から、関係機関と連携・協働しながら、中高生を対象とした職場体験や求職者のニーズに応じた職場開拓、労働環境改善に向けた経営者の意識啓発、資格取得につながる研修等の受講料助成などの介護人材の確保、定着促進に取り組んでおります。

また、今年度から介護福祉士修学資金等の貸付制度を創設したほか、地域の課題や実情に応じた対策を検討するため、県内8圏域において、介護事業所や関係機関、市町社協等の関係団体で構成する地域協議会を設立するなど、取組を強化したところでございます。

今後は、その検討結果を踏まえ、事業所と高等学校等が連携した人材育成、人材バンクによる代替職員の確保など、地域で取り組む効果的な事業への支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業振興について、5点のお尋ねでございます。

まず、1点目は、全国和牛能力共進会宮城大会に向けての出品対策の取組状況についてでございます。

出品対策については、前回と比較して、繁殖雌牛の脂肪交雑などの遺伝能力を数値化した育種価とその判明率が向上しており、その中から「肉牛の部」においては、前回より37頭多い

141頭の能力の高い候補牛を確保し、発育等のすぐれた58頭を選抜のうえ、優秀な肥育農家15戸へ3月に引き渡しを行ったところでありまして、現在、うまみ成分であるオレイン酸含有等を増加させるための農家ごとのマニュアルによる飼養管理の実施、関係機関による定期的な巡回指導等、脂肪交雑等の肉質診断ができる超音波画像診断装置による飼養管理の徹底などに取り組んでおります。

また、「種牛の部」におきましても、優秀な雌牛群の中からの優れた候補牛の確保対策を進めますとともに、各地区において改良成果の確認を目的とします共進会が開催され、全共候補牛の検証を行いながら、生産者の機運の向上も図られているところであり、引き続き、生産者、関係団体、市町と一体となって「日本一連覇」の実現に努めてまいります。

次に、畜産クラスター事業の実施状況と平成28年度国の補正予算を活用した事業の内容についてでございます。

平成27年度から、各地域で「畜産クラスター協議会」を立ち上げ、国庫事業を活用した施設整備と増頭を進めております。

具体的には、平成27年度事業で牛舎8棟と、ICTを活用した放牧場1カ所、平成28年度当初予算で牛舎28棟の整備を行い、合計1,703頭の増頭を計画しております。

また、今回の補正予算では、キャトルステーションを含む37棟の牛舎整備と、1,242頭の増頭計画の要望がありますことから、関係団体と連携し、必要な予算確保に努めてまいります。

次に、施設園芸での収量向上の取組についてのお尋ねでございます。

本県施設園芸の主要品目の単収は、全国平均と比較して遜色はないものの、特産地と比較し

ますと低くなっており、その要因は、トマトやいちごでは光合成を促進する炭酸ガス発生装置等の導入や、多収性品種への転換が進んでいないこと、アスパラガスでは、圃場の排水対策や土壌改良、病害虫防除の徹底が十分でないことなどが挙げられます。

そこで、収量向上のために、トマト、いちごでは、ハウス環境測定データに基づく環境制御技術の確立と、炭酸ガス発生装置等の導入を推進し、いちごでは多収性品種「ゆめのか」への転換を加速させてまいります。また、アスパラガスでは、収量の低い農家へ排水対策や管理技術等の重点指導を行ってまいります。

併せまして、各産地に研究会等を設立し、その成果を産地全体に波及させることで、施設園芸農家の所得向上を図ってまいります。

次に、東南アジアを中心とした農産物輸出の現状と今後についてでございます。

農産物輸出につきましては、これまでの初期商談やテスト輸出に対する支援に加え、農業者、農業団体等からなる「長崎県農産物輸出協議会」を中心に、バイヤー招聘や商談会への参画などによりまして、香港、タイ、ベトナムへの「長崎和牛」、香港への「いちご」、「びわ」、「ほうれんそう」のほか、新たに「みかん」等を輸出した結果、平成27年度の輸出実績額は約8,400万円となっております。

また、本年度は、九州各県と連携した香港の日系スーパーでのフェアや、水産部等と連携したシンガポールにおける県産食材を使ったディナーショーを開催するなど、新たな取組と品目の拡大を図っております。

今後は、これまでの取組に加えて、さらなるバイヤーとの信頼関係の構築と取扱い店舗の拡大、輸出に取り組む生産者等の増加を図るとと

もに、新規国の可能性調査や他部局、九州各県等と連携した新たな国、品目の開拓に取り組みますことで、平成32年度には輸出額1億5,000万円を目指してまいります。

なお、インドネシア、フィリピンは、人口も多く、一部富裕層も存在しておりますが、インドネシアではハラール対応、フィリピンでは植物検疫の問題もありますことから、今後、情勢を注視しながら、輸出の可能性について研究してまいります。

最後に、鳥インフルエンザの発生防止が重要であるが、どのような防疫対策を講じているのかのお尋ねでございます。

県では、100羽以上を飼養する全農場等へ立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況に問題がないこと、また、48カ所の養鶏場におけるモニタリング調査の結果、ウィルスの感染がないことを確認しております。

併せて、11月18日の鹿児島県でのウィルス確認を受けまして、翌19日に関係団体との緊急の「防疫対策会議」を開催し、情報の共有を図りますとともに、野鳥の侵入防止対策や鶏舎周りの緊急消毒の徹底を確認いたしました。

また、100羽以上の全農場を対象に、鳥に異常がないか確認しますとともに、消毒等の徹底や早期発見、通報の指導を行ったところであります。

さらに、12月1日から消石灰による養鶏場等の緊急消毒を実施しているところであり、万一発生した場合の迅速、的確な初動防疫措置も含めまして、県内における本病の防疫対策に万全を期してまいります。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは道路行政について、4点お答えいたします。

松浦市からの原子力災害避難道路の整備状況についてでございます。

松浦市が平成24年に示した避難経路のうち、県道佐世保日野松浦線においては、これまで筭瀬工区や稗木場工区などの整備を行ってまいりました。

現在、事業を行っている棕呂路峠付近においては、大型車の通行が困難である3カ所について、測量設計などを行っているところであり、来年1月には地元への説明会を行い、用地取得に着手したいと考えております。

また、同じく避難経路である県道佐世保吉井松浦線においては、栢木工区の整備を進めているところであります。引き続き、松浦市の意見を聞きながら、必要な道路整備を進めてまいります。

次に、国県道路整備方針についてでございます。

本県は、多くの離島・半島で構成されるなど、地理的、地形的な特性を有しております。

このため、地域の交流や連携を促し、社会経済活動の活性化や、地域産業の振興等を支援する規格の高い道路の整備が極めて重要であると考え、これまで九州横断自動車道や西九州自動車道、島原道路、西彼杵道路などの整備を重点的に行ってきております。

また、安全・安心な暮らしを守る観点や、老朽化が進む道路のインフラを適切に維持する観点から、生活に密着した道路の整備、維持管理が重要と考え、防災対策、道路のインフラの長寿命化、交通安全及び交通円滑化対策などの取組を計画的に進めております。

今後も地域振興等を支援する道路整備を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、維持工事について、伐採や除草工事の

発注状況でございます。

道路の維持管理における伐採や除草は、道路交通の安全や景観の確保などを目的に行っております。

工事につきましては、交通規制上、一連の区間に区切って発注していることや、地域の実情に精通し、きめ細やかな対応が必要とされることから、基本的に地元の中小建設業者への発注としており、発注時期につきましては、主に雑草が繁茂する前の5月から7月としております。

入札の状況につきましては、地域によって、交通誘導員の不足などが理由と思われる不落が発生しております。このため、今後、不落の原因を詳しく調査し、必要に応じ地域の実情に合った対応を検討してまいります。

最後に、長崎市の精霊流しの件でございます。

精霊流しにつきましては、長崎を代表する伝統的な行事の一つであり、県にとって大きな観光資源と考えております。

精霊流しの当事者から、特に、道路清掃費の負担はいただいておりますが、爆竹等のごみが道路交通の支障にならないように、道路管理者の責務として、国、県、市が役割分担をしながら、精霊流し後の道路清掃を行っております。これは交通の安全確保や円滑化のためには必要なことであると考えております。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) それぞれ詳しいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、少しずつですが、再質問させていただきます。

まず、玄海原発避難計画についてですが、松浦市には福島、鷹島、黒島、青島、合計5,141人、平戸市は度島、的山大島、そして平戸市も北部で4,000人近く、また、壱岐も2万人いるわ

けです。そういう人たちが、大量に、一度に避難できるということは大変難しい、至難の業だと思います。そのため、この補正予算で11億7,900万円のシェルターの予算が出ていますが、それでは私は安心できない。地元の方は、理解はされないと思います。

そういう中で、大量輸送は、船、それから大型バス、さらには自衛隊などの大型ヘリだと思いますが、福岡、佐賀、長崎3県でそのような、一度に大量輸送できる体制、それについて、どのような検討がなされているのでしょうか。それとも、そこまではまだいっていないのでしょうか。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 離島からの船舶による避難ということは今想定しておるわけですが、定期船を活用して避難するといったことを、地域防災計画に基づいて、県が国を通じて旅客船事業者等に要請した船舶等も活用するといった形にしております。

今おっしゃるように、不測の事態において対応できない場合には、自衛隊及び海上保安部、警察等の実働組織に支援を要請することといたしているところでございます。

このために、毎年度実施しております原子力防災訓練におきましても、定期船を活用した訓練のほか、海保の巡視艇、自衛隊の大型艦船による搬送訓練を実施しながら、不測の事態に備えておりまして、今後とも、そういったことを訓練も行いながら、いろんな対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) 平戸は、今年の夏が過ぎて秋にかけて、アゴ（トビウオ）が相当捕れたという話題がありました。つまり、アゴは、

北北東の風、要するに北寄りの風で平戸の方を
通って五島の方にいきます。その風の通り道、
年間1,500回北北東の風が吹くと聞いておりま
すが、そういう中での、もし、事故の場合の風
向きはほとんどそうなるんじゃないかと思いま
すが、そのような中で、船で、また、陸路での
避難、相当混雑、そして、まとまりがつかない
ぐらいになるんじゃないかと思いますが、その
ようなしけも含めて、季節的な状況などの把握
はなされているのでしょうか。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 議員ご指摘のよう
に、確かに季節ごと、時期によりまして風向き、
あるいはそういったものがございます。ただ、
私どもが今考えておりますのは、30キロ圏内か
ら避難をしていただくという場合には、ある段
階を踏んだ形での避難を今考えておりまして、
ある程度の切迫した事態というよりも、ある程
度段階的な避難を今のところ計画しているとい
うところでございます。

したがいまして、原子力発電所から近いところ
から順次避難していくといった計画になって
おりますので、即刻30キロ圏内が全てすぐに避
難をするといった事態は今のところ考えていな
いという状況にございます。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) 福島、鷹島からの陸路
による避難、バスなどによる避難で、橋を渡っ
てから佐賀県の県道などを通りますが、それが
狭隘でカーブが多い、相当混雑する、危ないとい
うことで、松浦市から国にお願いするとい
うようなことで、国の理解をいただかなければなら
ないと思いますが、県としては、そのような
松浦市の混雑するであろう佐賀県内の道路、及
び離島から松浦市にあがったとしても、そこ

から佐世保や波佐見などに行くための道路につ
いては、国に対して、今後どのような要望をし
ていきますか。これは、土木部じゃなくて、危
機管理監として答えていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 議員ご指摘のよう
に、鷹島につきましては、鷹島大橋を渡った後
に、一旦佐賀県内を通りまして避難をしていた
だくという形にしてございます。その中で、松
浦市におきましての安全連絡会におきましても、
地元の皆さんから、筒井万賀里川線について、
道路の改良が必要であるといったことの指摘は、
数年前から私どもも承っているところでござ
います。

したがいまして、福岡、佐賀、長崎3県で結
成しております「原子力防災協議会」の中にお
きましても、そういった問題点も指摘して、国
の内閣府に対してもそういった問題点、あるい
は道路改修の必要性等について要請をしてい
るところでございます。国の方に対しても、引き
続き、このことについてはしっかり要請しま
いりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) 私は、今回、安心・安
全に住めるふるさと長崎県づくりについて、5
項目まとめて質問しました。その中で、やはり
あってはならないことですが、もし事故が発生
した場合は大変なことになる。そういうことで、
危機管理監を中心に土木部、また、県中枢部の
幹部との話し合いをよくして、国への要望、ま
た、佐賀県、福岡県との連携などをよくしてい
ただきたいと思います。

次に、医療体制の充実と福祉行政についてお
尋ねしますが、やはり平戸市など県北地域は、
10万人に対して126.8人というような最悪の数

字です。これもひとえに、道路など含めた住環境が悪いから人口が減り、そして、少子・高齢化になり、また、病院や医師が少なくなっているということですが、今後、県北、松浦市でもあのような状態で苦勞しております。平戸市も病院不足とか、医師不足とか、そういうふうな状態になるかもわかりません。それで、福祉保健部としては、この病院の医師確保体制、また、偏在についての改善などについて、特効薬はないと思いますが、どのような努力をなされていくおつもりですか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県北地域の医療を確保するということにつきましては、平成27年3月に県北地域の医療水準を確保するという目的で、「県北地域の医療のあり方協議会」というのが設置されまして、医師の確保対策、あるいは周産期医療体制、あるいは救急医療体制についての検討が行われ、報告書が取りまとめられております。

そういう報告の内容に沿った取組を今後進めていこうということになっております。

例えば、医師の確保対策、方策といたしましては、その報告書で佐世保・県北地域で総合診療専門医を養成する仕組みを検討するというようなことがうたわれておりますので、現在、平戸市民病院においては、地域を診る医師ということで、これが重要な役割を担うということから、総合診療専門医の育成・確保の取組に対して、県としても支援をはじめているところでございます。

また、周産期医療体制につきましても、平成26年7月から、あじさいネットを活用いたしました「周産期医療支援システム」が稼働しておりますので、現在、県内全ての周産期医療センタ

ーとして17の診療所が参加しておりますが、佐世保・県北医療圏については、3つの診療所が参加して周産期の病診連携に活用されているということでございまして、基本的には、その医療圏の中でどうやって対応をしていくのかと、医療圏の中で完結できるような医療体制を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、そういうところも協力しながら、医師の確保、看護師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) 地域ごとに話がまとまり、対策ができればいいんですよ。しかし、それができないから、県がいろいろなお手伝いをするべきだと私は思います。

例えば、医療から福祉に変わりますが、県の社会福祉協議会が何のためにあるのか。なぜ市町をもっとリードしないのか。県社協が、市町の社協から会費は取って何をしているのか。それから、あと一つ言わせれば、年末ですから赤い羽根共同募金が各社協、また各市町に割り当てがありますが、達成率を見てください。社協が活発に動いていないところは少ないと思いますよ。共同募金の代表者は県知事だと思いますが。私は、そういうところまで含めて、県はもっと県の社協や市町の社協などと関わりあいを持つべきだと思います。その証拠に、県からの退職なされた方も県社協にはいっていると思います。もっと指導をしてもらいたいと思います。

時間がありませんので、最後に、長崎市の精霊流しは、相当観光的にも経済波及効果はあると思いますが、あれはもともと宗教行事ですよ。そして、2桁の国道までは国土交通省長崎工事事務所、そして市道は市がしていると思いますが、県が管理している県道と3桁の国道に3,000

万円。しかも、その原因は爆竹ですよ。爆竹をまき散らかして、その掃除は道路管理者がしなければならない。それも一つの理でしょう。しかし、ほとんどの社会体育とか、いろんな行事などは、受益者負担とか、参加者負担でやっていますよ。現に私たちのところは、精霊流しは海の近くの波止場に集めて、お坊さんを頼んで拜んでもらって、そして、ある方からトラックでゴミ焼き場に持って行ってもらっています。そして、その分担金を納めて維持をしています。

観光宣伝費として、これは取扱うんですか。（発言する者あり）道路予算でしょう。維持費でしょう。県内各地に木や枝が覆いかぶさって、バスや大型トラックなどの通行の妨げになって真ん中しか通れない。そういうことで交通事故も起きていますよ。（発言する者あり）そういうことで、これは知事、土木部長では責任が持てないと思いますので、知事はどのように思いますか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに、原因者があって、それに対して道路の機能維持をするために公的な資金が使用されるということで、一部バランスを欠く取扱いがあるのかもしれませんが。しかしながら、まさにこの精霊流しというのは、長崎を代表するような、集客につながるような観光イベントでもあるわけございまして、今後、そういった費用負担のあり方、どうすべきか、研究をしてみたいと思います。

○議長(田中愛国君) 西川議員—24番。

○24番(西川克己君) 結論が出ませんでしたので、後でまた、続けてします。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員—18番。

○18番(山本由夫君)（拍手）（登壇） おはようございます。

自由民主党、島原市選出の山本由夫でございます。

私からは今回、大きく6項目について一般質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

1、行財政改革について。

(1) 退職手当債の発行基準見直しの財政への影響と今後の対応について。

9月に公表された「中期財政見通し」において、平成32年度における財源調整のための基金の残高が、昨年の見通しから157億円減額修正されました。

減額の理由は、国の退職手当債の発行基準の見直しによって発行可能額が少なくなったため、その分を一般財源などで賄わなければならなくなり、毎年度に資金不足が生じるものと説明をされました。

その影響額は、平成32年度までの4年間で約160億円、また、今年度から10年間の期間で見ると約400億円とされています。

そして、仮にこれらを借換債などの発行で対応するならば、平成49年度には公債費が現状よりも50億円以上増えると試算をされています。

さらに、退職手当債制度は、昨年度までの時限措置だったものが10年間延長をされたもので、10年後には発行可能額のさらなる縮減、あるいは発行自体ができなくなることも考えら

れます。

そこで、今回の発行基準の見直しによる中・長期的な財政への影響と、これを毎年の一般財源で賄うのか、あるいは借換債などで賄うのかを含め、今後の財政運営の方針について説明をお願いします。

（2）歳入増加策について。

本県では、厳しい財政見直しを受けて、これまで行財政改革による収支改善に取り組み、平成17年度から平成22年度で861億円、平成23年度から平成27年度の「新行財政改革プラン」で293億円の収支改善を行ってきました。

現在も、さらなる収支改善を拡充した「長崎県行財政改革推進プラン」で、引き続き収支改善に取り組んでいます。ただ、その内容を見ると、資産の増減を加味した実質的な財政改善という意味では、歳出の削減に比べて歳入の増加への取組が十分とは言えないという印象を持っています。

そこで、以下の歳入増加策について、お尋ねします。

①県税徴収率のさらなる向上対策について。

本県の昨年度の県税徴収率は98.2%で、これ自体はかなり高い数値だと評価をしています。ただ、中にはまだ改善の余地があると感じるものもあります。

そこで、今後、さらに県税徴収率を向上させるために、どのような取組を考えているのか、説明をお願いします。

②これまでのふるさと納税にかかる収支と、今後の取組について

本県の市町のふるさと納税については、佐世保市や平戸市が全国でも先進事例として有名ですが、本県自体のふるさと納税寄付額は、昨年度が1,660万円で前年よりは増えているものの、

全国の都道府県では34位と低迷をしています。

一方で、本県の県民税の寄付金税額控除による税収の減少額は、昨年分が3,400万円、本年分が1億7,400万円になっており、住民税の減少分には交付税措置があることを考慮しても、本県のふるさと納税は、歳入の増加につながっていないどころか、逆に歳入の減少に陥っているのではないかと心配をしています。

そこで、これまでのふるさと納税の収支と、今後のふるさと納税の取組について、説明をお願いします。

③企業版ふるさと納税について、今後どのように展開していくか。

本年度にスタートした、いわゆる企業版ふるさと納税については、本県は対象となる認定事業数が全国の都道府県で最も多い3件となっています。また、これまでに1,000万円を超える寄付の申し込みを受けていると聞いています。

そこで、今後、寄付の増額に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、説明をお願いします。

④県有財産の売却・有効活用の実績と今後どう取り組んでいくのか。

ここでは、未利用の不動産について、お聞きします。

未利用の土地、建物は、管理費用がかかるだけで収益を生みませんので、財源確保のためにも早期の売却、賃貸等の有効活用に向けた検討が必要です。

そこで、これまでの売却、活用の実績と今後の方針、取組について説明をお願いします。

⑤基金の運用状況について。

私は、昨年の一般質問で基金の債権による運用を提案し、その検討をお願いしましたが、超低金利、あるいはマイナス金利政策という状況

もありまして、基金は現在も預金で運用をされています。

そこで、まず、昨年の提案以来、何らかの検討はされたのか、お伺いします。

また、今後も預金での運用を続けるのか、県の見通しと方針について説明をお願いします。

(3) 資金の運用と調達の総合管理について。

本県の厳しい財政状況や国の財政健全化の流れの中で、これまで以上に財政運営の効率化や柔軟性の向上による財政の耐久力、持続力が求められています。

本県には、昨年度末で基金残高が約1,100億円、県債残高が約1兆2,450億円ありますが、中・長期的な視点から、基金をいかに高い利回りで運用し、県債をいかに低い金利で調達をするかという資金の総合管理が必要です。

そこで、まず、現在の基金の運用利回りと県債の平均調達金利をお示してください。

次に、こうした資金の運用と調達の総合管理に対する現在の取組と今後の方針について、説明をお願いします。

2、公共施設等総合管理計画について。

(1) 今後のバージョンアップと活用について。

公共施設の老朽化、地方の厳しい財政状況、人口減少による将来の需要の変化などを背景に、各地方公共団体は、公共施設の全体を把握し、長期的な視点で総合的、計画的な管理を行うため、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定することになりました。

この計画の策定及び実施に対しては、交付税措置や地方債の発行などの地方財政措置が講じられています。

これを受けて本県では、期限より1年早く、昨年12月に「長崎県公共施設等総合管理基本方針」が策定をされました。ただ、今回の計画は、

固定資産台帳の作成や公会計の整備を条件とするものではないため、ここには金額や減価償却などの情報がなく、今後は、これらを含めた計画のバージョンアップが必要になります。

そこで、まず、今回の計画策定を受けて、本県でも有利な起債などの国の財政措置を活用しているのか、また、今後活用する予定があるか、説明をお願いします。

次に、今後の公共施設等総合管理方針のバージョンアップの予定と内容、そしてこれをどのように活用しようとしているのかについて、ご説明をお願いします。

3、地方公会計について。

(1) 地方公会計整備の進捗状況と今後のスケジュールについて。

新しい地方公会計は、現在の現金主義、単式簿記では見えにくい資産と負債の関係や年度ごとの行政サービスの正確な費用を、発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備によって把握できるようにするものです。

これによって、自治体の財政状態や行政サービスの効率性が住民にわかりやすくなり、また、中・長期的な行財政運営へ活用することが期待をされています。

昨年1月に国が統一的な基準による地方公会計マニュアルを取りまとめ、各地方公共団体は、平成29年までの3年間で、この統一的な基準による財務書類を作成することになっていますが、本県では、この基礎となる固定資産台帳をはじめ、まだ公会計の整備ができていません。

そこで、まず、現在の進捗状況と整備に向けた今後のスケジュールについて、説明をお願いします。

(2) 地方公会計整備後の活用について。

地方公会計は、その整備が目的ではなく、整

備後に、これを効率的で透明性の高い行財政運営に活用することが目的です。

そこで、地方公会計を整備した後、今後の財政運営に具体的にどのように活用していこうと考えているか、説明をお願いします。

4、島原港駐車場について。

(1) 島原港駐車場使用料の上限料金設定について。

島原港の駐車場の使用料は、現在、時間当たりの単価だけで決められていて、一日当たりの上限額が設定されていないため、長時間や一泊以上駐車した場合には使用料が累積をされ、例えば24時間駐車した場合には約1,900円と、ほかの港や長崎空港などと比べて高額になっています。

今年7月に、島原市から県に対し、一日当たりの上限料金を設定してほしいと要望し、9月定例会の一般質問でも同じ要望がされました。

これに対する県の回答は、「使用料を安くしても、観光や消費が県外に流出するだけで地元にはメリットがない。したがって、市や関係団体で改めて検討をしてほしい」というものでした。

そこで、その後、市はアンケートを実施して検討を行い、私も関係団体に聞き取りを行いました。やはり上限料金を設定してほしいという意見でした。

そこで、アンケートによる検討結果を踏まえ、次の点から再度要望をします。

1点目は、島原港から熊本や大牟田への航路の利用目的は、観光や買い物が27%であるのに対して、仕事や病院への通院、対岸の家族や友人などとの往来が62%と、生活路線としての利用の方が多いということ。

2点目は、島原港までの移動手段は、自家用

車、または車で送ってもらったという人が8割を占めており、自家用車と答えた人の6割が駐車場を利用しているということ。

3点目は、長時間の駐車場使用料については、54%の人が高いと感じており、特に、「高いので利用をしない」という人が32%もいること。

4点目は、島原港駐車場には夜間はほとんど車が止まっていない、収入がゼロに近いということです。

したがって、長時間の駐車料の軽減が図られれば、利用者の負担軽減と利便性の向上につながるとともに、航路利用者も駐車場利用者も増加し、県の駐車場収入も増加することが期待されます。

島原半島の観光は、福岡、熊本方面からの集客に大きく依存をしている一方で、大牟田―熊本航路は経営が厳しく、この航路の維持は島原半島にとって死活問題です。

ほかの駐車場と比較しても、対岸の熊本港と三池港は、駐車料が無料ですし、長崎空港は、一日当たり800円が上限です。

県の港湾管理条例でも島原港以外の港の駐車場には一日当たりの上限料金が設定されており、これが設定されていないのは島原港だけです。

以上、アンケートによる検討の結果を踏まえて、改めて上限料金の設定をお願いしますので、県の見解をお聞かせください。

5、がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）の活性化について。

(1) リニューアルの内容及び今後のスケジュールについて。

平成3年6月3日の雲仙・普賢岳の噴火災害から、今年で25年を経過しました。

雲仙岳災害記念館、通称「がまだすドーム」は、雲仙・普賢岳災害の後世への伝承と火山関

係資源の活用を図ることを目的に、県が建設をし、平成14年7月に開館したもので、今年で14年を迎えました。

有料入館者数は、昨年度までの累計で240万人を数えますが、初年度の35万8,000人をピークに毎年減少を続け、平成26年度には10万人を割り込み、昨年度は約9万5,000人、今年度も熊本地震の影響を受けて10月までの実績は前年比75%の約4万5,000人と大変厳しい状況になっています。

こうした状況を受け、県から指定管理者に選任されている公益財団法人雲仙岳災害記念財団では、理事長である島原市長以下、理事会、評議員会で、平成21年度から「記念館の在り方検討委員会」を設置して議論を重ね、平成22年10月には、一定の費用をかけて集客性、話題性のあるリニューアルが必要であると提案を受けています。

そして、平成25年度に在り方調査、平成26年度に実現可能性調査を実施し、昨年度には「災害記念館の運営に関する基本方針」を策定して、経営健全化に努めながら、今年度からリニューアルの設計に着手したと聞いています。

そこで、まず、県としてどのようなリニューアルを考えているのか、その内容と今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

(2) リニューアルを踏まえた入館者増加対策について、県としてはどのように考えているのか、ご見解をお聞かせください。

(3) 県内の子どもたちの学校活動や地域活動での利用について。

昨年度の有料入館者のうち、小学生、中学生、高校生は3万8,900人で、全体の約40%を占めています。また、このうち県外からの修学旅行生は2万7,000人で、全体の28.5%です。

ただ、私は、県の施設であるにもかかわらず、県内においても雲仙岳災害記念館や、特に、ジオパークの認知度や関心が低いと感じており、残念に思っています。そして、後世への伝承という意味でも、ぜひ、県内の子どもたちに雲仙岳災害記念館に来てほしいと思っています。

雲仙岳災害記念館には、ジオパークの中核施設としての位置づけもあり、理学博士などの専門のスタッフによる火山体験や防災教育などの教育プログラムも行っていて、島原市内の小学校は、全校が毎年の学校活動の中で訪れています。

災害記念館でも館長以下、学校訪問やチラシなどの営業活動を行い、県の教育委員会にも協力をいただいていると聞いていますけれども、学校では年間カリキュラムによる時間的な制約や交通費などの問題があり、思うような集客にはつながっていないようです。

そこで、雲仙岳災害記念館では、3年ほど前から県内の小・中・高校生を対象に、来館者への交通費の助成を行っています。内容は、バスなどの公共交通で来館した場合は一人700円、また、自家用車を利用した場合でも一人350円を助成するものです。また、この助成金は、ほかの目的地に行く途中で雲仙岳災害記念館に立ち寄る場合にも適用をされています。

その効果もあって、最近は特別支援学校の利用が増えており、また、長崎や諫早の子ども会や学童クラブの利用もあるそうで、助成金を利用した今年度の来館者数は、11月までに2,127人と前年を上回る実績を上げています。

そこで、こうした雲仙岳災害記念館の意義や取組を踏まえ、県内の子どもたちの学校活動や地域活動での利用が広がるよう、県の教育委員会としても利用促進に向けた支援をお願いした

と思いますが、教育委員会教育長のご見解をお願いします。

6、九州大学地震火山観測研究センターについて。

(1) 地震火山観測研究センターのさらなる活用について。

九州大学地震火山観測研究センターは、島原市の眉山のふもと、雲仙・普賢岳にも近い場所にあります。昭和37年から長年にわたって地震観測、火山観測を行っていて、九州における地震火山地域センターの役割を果たしています。

本県においても、特に、普賢岳の噴火以降、火山の監視、観測、研究及び火山防災教育の推進に重要な役割を果たしています。今後も、溶岩ドームが今なお不安定な状態で存在をしていることや、一昨年、御嶽山の噴火、さらには今年4月に発生した熊本地震を受けて、本県における今後の地震や噴火に対する防災、減災のために、このセンターの体制強化は非常に重要な問題です。

このセンターの強みは、現場にセンター長や准教授などのいわゆるホームドクターがいることであり、現在はセンター長である清水教授のご尽力や九州大学の理解もあって、今の形で存続をしています。

しかしながら、国立大学の独立行政法人化を受けて、各大学では、経営の観点から学生の教育の拡充に努めており、清水教授は、週に4日は大学のある福岡で勤務をされ、週末に島原へ戻って研究、指導を行っておられる状況です。

また、来年4月からは、このセンターの准教授や助教、研究員なども福岡へ行く予定で、今後、人員の削減など、センター機能の低下やホームドクターが不在になる事態も危惧されます。

本県では、毎年の政府施策要望で九州大学地

震火山観測研究センターの充実を国に求めています。今申し上げたような状況を踏まえ、県としても同センターを今まで以上に支援し活用することによって、今後も現場になくてはならない存在であることを九州大学に、そして国にも強く訴える必要があると考えています。

そこで、まず、本県における地震火山観測研究センターの活用の現状と今後の期待について、ご見解をお願いします。

(2) 寄附講座の開設について。

先ほど述べたような問題が懸念される中で、地震火山観測研究センターの存続、特に、ホームドクターに引き続き常駐してもらうための方法として、清水教授から、このセンターに県による寄附講座を開設できないかという提案がありました。

寄附講座とは、民間や行政が、研究や教育振興の目的で大学へ資金や人材を寄附し、目的に沿った研究を行ってもらう制度です。そうすることで、清水教授が定年された後も後任の教授にセンター長として常勤してもらうことが可能になるというわけです。

人件費などの負担は発生しますが、今後の地震火山観測研究とその成果に基づく啓発活動を通して長崎県の防災、減災に貢献するという貴重な役割を考えれば、県として、ぜひ寄附講座の開設に向けて検討してほしいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わり、ご回答後に追加質問、提案等を行います。よろしくお願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本由夫議員のご質問にお答えをいたします。

今後の財政運営についてのご質問でございま

す。

議員ご指摘のとおり、退職手当債の発行基準の見直しによりまして、一般財源としては、平成29年度から平成32年度までの4年間で約160億円、年平均にいたしますと約40億円の財源を捻出する必要が生じてまいります。

また、中・長期的には、仮にこの発行基準の見直しの影響額を今後、借換債等の発行で対応した場合、平成49年度の公債費が現状よりも50億円以上増加すると見込んでいるところであります。

この発行基準の見直しによる影響額については、一般財源で賄うことができるよう財政構造改革を進めていく必要があるものと考えているところでありますが、短期的な取組で数十億円の財源を捻出することは、一定限界があるものと考えております。

そのため、財源調整のための基金を過度に取り崩すことのないよう留意をしながら、一部、借換債の発行による対応についても検討をする必要があるものと考えているところであります。

今後、予算編成において、基金残高と長期的な公債費への影響のバランスを踏まえながら、具体的な対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 私の方から、数点お答えさせていただきます。

県税徴収率のさらなる向上対策のお尋ねについてであります。

徴収率の向上を図りますためには、納税環境の整備と徴収対策の強化が重要であり、これまで鋭意取り組んできたところであります。

今後は、特別徴収未実施事業者への県・市町による個別要請やコンビニ収納税目の拡大を行いますとともに、ファイナンシャルプランナー未設置市町への働きかけや、地方税回収機構による高額案件、困難案件の処理を進め、徴収率のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、これまでのふるさと納税にかかる収支と今後の取組についてであります。

本県のふるさと納税にかかります平成27年度収支は、1,660万円の寄付に対し、返礼品や事務に要した経費420万円、差し引き1,240万円の収入となっていますが、一方で、他の自治体への寄付に伴う税控除があり、交付税による補填を差し引いた減収が840万円発生しております。これらを合計した収支は400万円の黒字となっており、制度が創設された平成20年度からの累計では2,600万円の黒字となっております。

しかしながら、今年度は、県民の他自治体への寄付に伴う税控除が大幅に増加しており、収支が逆転するおそれがありますため、ふるさと納税の拡大が必要であると考えております。

このため、現在、ふるさと納税の見直し作業を進めており、使途については離島の学校の維持、魅力化など、応援したいと思っていただけるような具体的な取組への見直しを行いますとともに、返礼品についても、現在の39品目から、県が推奨し本県の魅力をお伝えできる121品目に大きく充実を図るなど、全般的なリニューアルについて準備が整い次第、今月中にも実施してまいりたいと考えております。

次に、県有財産の売却、有効活用の実績と今後の取組のお尋ねであります。

県有財産の売却や有効活用につきましては、これまでも可能な限り、その促進を図ってきて

いるところであり、平成27年度の未利用地売却額は48件、約3億9,000万円、平成23年度から5カ年累計では174件、約28億4,000万円となっております。

また、未利用地面積は、平成24年3月末の約64万平方メートルから、平成28年3月末には約34万平方メートルと縮減が図られております。

今後とも、未利用地につきましては、一般競争入札をはじめ、インターネットを利用した入札等により積極的に売却を進めますとともに、応札がなかなか進まないような物件につきましても、その原因と対応等について不動産の専門家にご助言をいただきながら対応を行うなど、売却促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、基金の運用についての検討、その後の検討状況についてのお尋ねであります。

昨年度も積極的な債券運用についてご提案をいただいたところであり、改めてその可能性について検討を進めてまいりました。

しかしながら、平成27年度末における基金残高1,051億円のうち、県債管理基金33億円については、長期運用が可能であり長期運用を行っているところではありますが、県庁舎建設整備基金や国の経済対策に伴い設置した基金など事業実施のために必要な1,018億円については、短期的に取崩しが必要となる可能性がありますことや、現在は債権の金利が非常に低迷しており、比較的短期の運用である5年国債や地方債と比べましても預金金利の方が有利な状況であるため、預金による運用を行っているところであります。

今後、金利の状況が改善しますれば、短期の債券運用についても検討してまいりたいと考えております。

次に、基金の運用利回りと調達のコスト、並

びに今後の管理方針についてのお尋ねでございます。

基金の運用のうち、預金運用は1年未満での運用となっており、その平均利回りは、平成27年度実績で0.176%となっております。また、債券運用は、概ね20年での運用を行っているところであり、過去の高利回りでの運用も含めた平均利回りは1.322%となっております。

一方、県債による平均的な資金調達コストにつきましては、過去に調達したものを含めて平成27年度末残高では0.987%となっているところであります。

また、資金運用と調達の方針ですが、預金の運用につきましては、出納局において一元的な運用に努めており、大口のロットによりますことで、より高い利回りで運用できるよう努めているところであります。

また、資金調達のコストを少しでも下げるための取組といたしましては、入札方式による資金調達のシェアを拡大するとともに、現下の金利の情勢を勘案して、20年債などの超長期債の発行を行うなど、より効率的な資金調達が図られるよう努めているところであります。

引き続き、効率的な運用・調達が行われるよう研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設最適化事業債の具体的な内容と本県の活用予定についてのお尋ねでございます。

公共施設最適化事業債は、庁舎等の公用施設を除く公共施設につきまして集約化、複合化により延べ床面積が減少する場合に活用できる有利な地方債であり、起債額の50%が交付税措置される制度となっております。

本県では、平成27年12月に「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定し、新県立図書館

の建設整備に公共施設最適化事業債を活用しているところであり、起債額49億円、交付税措置は24億円を見込んでおります。

今後の施設整備については、可能な限り公共施設最適化事業債が使えるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、固定資産台帳の整備に伴う公共施設等管理方針のバージョンアップと活用についてのお尋ねでございます。

固定資産台帳には、施設の取得価格や耐用年数、減価償却額等のデータが網羅的に記載されることとなりますため、老朽化の見極めや大規模修繕、更新等にかかる経費の試算及び実施の判断材料とすることが可能となりますことから、これらの情報を公共施設のマネジメントに対して有効に活用したいと考えております。

他の自治体におきましても、減価償却累計額をもとにした「老朽化比率」により、長寿命化対策についての施設類型区分ごとの優先度の判断材料として活用している事例や、施設ごとの減価償却額を加味した施設利用単位当たりの「行政コスト」を算出し、統廃合の検討材料として活用している事例もあります。

このため、現在の「長崎県公共施設等総合管理基本方針」に、これまで盛り込んでいなかった施設全体や施設類型区分ごとの更新にかかる経費試算や老朽化比率を盛り込み、個別施設計画における集約化による総量適正化や長寿命化対策に関する検討が進むよう積極的に活用をしてまいりたいと考えております。

次に、地方公会計整備の進捗状況と今後のスケジュールについてのお尋ねでございます。

公会計の整備につきましては、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入の2つの作業がございます。

固定資産台帳の整備に向けては、資産ごとの整備マニュアルの作成等を実施し、現在、各固定資産の簿価、数量等の把握を行っているところであります。

また、複式簿記の導入については、年度終了後に個々の支出の自動仕分けができるようシステムの改修を行うとともに、自動仕分けができないものについての作業手順を検討しているところであります。

これらの作業については来年度の5月までに完了したうえで、12月には、平成28年度の決算にかかる統一的な基準の財務書類の作成、公表を予定しているところでございます。

最後に、地方公会計の今後の財政運営をどのように活用していくのかというお尋ねであります。

今回、公会計を整備し、施設の区分ごとに老朽化比率をより精緻に把握することで、長期的な視点に立った施設の在り方の検討に活かすことができるものと考えております。

また、これまでは都道府県間でさまざまな基準に基づいて公会計を整備していたため、各県間の比較が困難でありましたが、今後は統一的ルールに基づいて、他県とそれぞれの施設ごとに資産の老朽化の比率がどれくらい異なっているのかの比較が可能となってまいります。

公会計を使いながら、本県と他県の施設比較をより高い精度で見ていくことで、施設のより効率的な管理、運営を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 私の方から、3点お答えをさせていただきます。

企業版ふるさと納税の増額に向けた今後の取組についてでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、現在、首都圏や関西圏の本県にゆかりのある企業を中心にPR活動を展開しておりまして、国から認定を受けました奨学金返済支援など計3件のプロジェクトに対しまして、現時点で約1,300万円の寄付の申し出をいただいております。

今後は、現在アプローチしている企業に加えて、認定を受けました3件のプロジェクトに関連する企業、それから社会貢献活動に積極的な企業、県内に支店等を有する大手企業や誘致企業等も対象にしながら、東京事務所等とも一体となって、引き続き積極的なPR活動に努めてまいりたいと考えております。

さらに、次年度に向けましては、今年度に寄付をいただいた企業に対しまして、県民の皆様への広報活動などを通した「見える化」に取り組みながら継続的な寄付をお願いしていくとともに、寄付をいただく企業の課題解決にもつながるような企業目線からの対象事業についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雲仙岳災害記念館のリニューアルの内容及び今後のスケジュールについてでございます。

議員からお話がありましたように、雲仙岳災害記念館は、オープンから14年以上を経過し、また、年々、入館者も減少傾向にあることから、雲仙岳災害記念財団におきまして、基金を活用したリニューアルを進めているところでございます。

現在、プロポーザルで決定をいたしました業者と実施設計の検討を行っているところでございまして、平成29年度中に館内改修を行い、平成30年4月にリニューアルオープンをする予定となっています。

リニューアルの内容につきましては、入館者

が利用しやすいカフェ、ショップ等の一体的な配置や、子どもたちが訪れて楽しいボルダリング等の体験ゾーン、火山や防災などをテーマとした実験コーナーの新設などを行うこととしております。

最後に、入館者の増加対策についてのお尋ねでございます。

今回のリニューアルでは、交流や賑わいづくりの面を重視しておりまして、類似施設との連携、外部講師の活用等による集客力の高い多彩な体験プログラムの企画、実施、子どもたちが遊びながら学べる体験型のアトラクションの導入、雲仙岳災害記念館を拠点とした雲仙地獄などをめぐる新たなジオツアーの造成などにより、県内外からの児童生徒やファミリー層等をリピーターとして誘客したいと考えているところであります。

今後とも、地元3市、島原半島ジオパーク協議会、島原半島観光連盟等関係団体と連携を強化しながら、入館者の増加対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 島原港駐車場使用料に上限を設定できないかとのお尋ねでございます。

島原港駐車場の長時間使用の負担軽減につきましては、9月の定例会での質問を受け、島原市並びに地元経済団体と意見交換を行いました。

経済団体からは、航路の維持や地域の活性化のため、改めて駐車場料金の上限設定についての要望を受けたところでございます。

議員ご指摘の点につきましては、その効果について一定理解しているところでありますが、島原港における上限料金の設定は、一般車両の長時間駐車による本来の航路利用者への影響も

懸念されることなど、利用実態の分析がまだ十分でないため、その料金水準等を慎重に検討する必要があると考えております。

県といたしましては、市が実施したアンケート結果や利用実態の分析を進めるとともに、引き続き、地元島原市、経済団体、航路事業者など地元関係者の意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) がまだすドームの利用にかかる支援についてのお尋ねですが、がまだすドームにつきましては、県教育委員会としまして、雲仙・普賢岳噴火災害の脅威と教訓を伝え、防災意識の向上を図ることができる大変有意義な施設であると捉えております。

これまでも、市町教育委員会への周知や県教育委員会広報誌「げんき広場」への掲載など、交通費等の助成があることを含め施設の利用を呼びかけてまいりました。

近年、日本各地でさまざまな自然災害が発生している中、本施設は、県内で実際にあった自然災害について体験的に学ぶことができる貴重なものであり、今後も機会を捉え、学校へ紹介してまいります。

また、家庭や地域に対しまして、県PTA連合会や県子ども会育成連合会等を通じて、利用に向けた周知を図ってまいります。

○副議長(坂本智徳君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 九州大学地震火山観測研究センターについて、2点お尋ねでございます。

1点目のセンターの活用の現状と今後の期待について見解はいかがかということですが、本県におけます九州大学地震火山観測研究センタ

ーの活用の現状といたしましては、「雲仙岳火山防災協議会」や「溶岩ドーム崩壊ソフト対策委員会」に委員としてご参画いただいているほか、東日本大震災後に設置した「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」においても委員として、特に、地震・津波想定について中心的な役割を果たされております。

また、本年4月の熊本地震におきましても、雲仙岳の影響や雲仙岳周辺での地震発生の見込みなど、同センターによる継続的な観測や研究に基づくご助言等をいただいているところであります。

特に、雲仙岳火山防災協議会は、本年3月に法定協議会として設置したばかりであり、今後、地域と一体となった火山防災対策の推進に対し、同センターのお力添えを大いに期待しているところであります。

2点目のセンターの存続、特に、ホームドクターとして存続していただくための寄附講座についてのお尋ねでございます。

全国的に火山活動が活発化し、火山防災体制の強化が求められている状況や、溶岩ドームが不安定な状態で存在している状況、熊本地震の発生などを踏まえ、県としまして、同センターにおける地震、火山の観測・研究体制を維持し、ホームドクターに常駐していただくことは大変重要であると考えております。

こうしたことから、県といたしましては、政府施策要望で国に対し、同センターの充実・強化を求めてきたところであります。

今後、まずは引き続き、国、九州大学において同センターを維持していただくよう要望するとともに、清水センター長のお考え等も十分にお伺いしながら、国、大学、関係市などとも協議してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員一八番。

○18番(山本由夫君) それぞれにご回答ありがとうございました。

それでは、幾つかピックアップをして追加質問をいたします。

まず、行財政改革のうち退職手当債についてですけれども、先ほどは退職手当債の発行基準の見直しによる影響額について質問をしましたけれども、もう一つ、発行した退職手当債自体をどう償還をするのかという問題が残っています。

本県の退職手当債の発行残高は、昨年度末で約289億円あります。そして、このまま現状ですと、平成37年度末の退職手当債の残高は約343億円になると試算をされています。

退職手当債は、償還に対する交付税措置がありませんし、公共事業債のように後世に資産が残るものではありません。

そこで、この償還財源についてはどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 退職手当債の償還財源についてですけれども、今回の中期財政見直しにおきまして、退職手当債につきましては、既に発行したものと及び今後の発行予定を盛り込んだうえで公債費の試算を行ったところでありまして、年平均約23億円、平成39年度のピーク時には約40億円の公債費となってまいります。

この退職手当債を含めました実質的な公債費全体の動向は、長期的に高止まりのリスクが見込まれておりまして、平成49年度には、現在の水準から50億円を超える負担の増加を見込んでおります。

このため、中・長期的には毎年度約50億円の収支改善を実現していくことが必要となってく

ると考えておりまして、中・長期的な財政構造改革に取り組みますことで退職手当債の償還財源を含めた全体の財源を捻出してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員一八番。

○18番(山本由夫君) 退職手当債というのは、私が知る限り、市町は組合等をつくって積み立てをしてきていたということで、この退職手当債の問題は私の知る限りなかったんですけれども、退職手当債というのは、地方の厳しい財政状況を受けて特例的に国に認められた制度ということですが、先ほど申し上げたように後世に負担だけを残すものだと思いますので、こうした赤字県債と言っていいんでしょうか、赤字県債は極力発行しないと。先ほど知事からご答弁をいただきましたけれども、そういう赤字県債は極力発行しないという方針と、これに向けた対策で取り組んでいただくように、よろしく願いをいたします。

次に、歳入増加策の中で、県税の徴収率の向上についてですけれども、県税の中には、課税対象者が納税をする前に第三者が関与するものがあって、この第三者に協力してもらうことで徴収率を上げられないかと考えています。

一例として不動産取得税を挙げます。

昨年度の収入未済額は7,600万円、不納欠損額が4,100万円あります。不動産取得税は、不動産を取得した人に課税をされますけれども、取得してから納税通知がくるまでに約3か月かかるうえに、そもそも不動産取得税という税金がかかるということを知らない方も多いのではないかと。さらに、不動産取得税自体は、金額にもよりますが数十万円単位になるということで、その準備ができていなかったということで、これが滞納の一因になっているケース

があるのではないかと思います。

一方で、不動産売買の多くには宅建業者が仲介をいたします。宅建業者は、契約の際に買主に対して重要事項の説明を行います。不動産取得税自体は、この重要事項には入っていないんですけれども、宅建業者の方をお願いをして、この説明の際に不動産取得税の説明も一緒に行ってもらえれば、滞納者を少しでも減らすことができるのではないかというふうに考えますけれども、このような取組はできないんでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 徴収対策として、税の制度を周知していくことは非常に重要であると考えております。

不動産取得税の制度につきましては、これまで納税通知書にチラシを入れたり、あるいは県のホームページ等でお知らせをしてきたところでありまして、宅地建物取引業業界におきましては、仲介の際に固定資産税等の説明が行われておりますので、今後は、議員ご提案を踏まえまして、不動産取得税の制度面につきましても併せて説明をしていただけないか、業界と協議をさせていただきたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員一八番。

○18番(山本由夫君) 今、総務部長がおっしゃったみたいに、売買代金はもちろんなんですけれども、売買代金以外に精算をする金銭ということで重要事項の中で説明をしております。固定資産税の清算金であったり、登録免許税であったり、その場で払うものについては説明をしていると。

ただ、不動産取得税については、評価の問題もあって細かい金額まではわからない。ただ、概算の金額は、例えば25万円ぐらいですよとか、

そこまでのところは説明ができるのではないかなと思いますので、ぜひそういうふうな形で取り組んでいただければと思います。

このほかにも、県民税の特別徴収、それから自動車税につきましても第三者が介在をします。今、市町についてはファイナンシャルプランナーであったり、地方税回収機構であったり、そういった市町との連携はされているんですけれども、官民について、クレジットの支払いであったり、コンビニの支払いであったり、こういったこともやっておられますので、そういう民間との連携で徴収率を上げるような取組も進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてです。

本県のふるさと納税については、これまで市町との競合を避けるという配慮を行い、返礼品については、ものよりも、例えば観光の誘客につながるということという観点で検討をしてきたというふうに理解をしています。

そこで、今回の見直しについては、市町と協議をされたのか。そして、市町との競合、あるいは連携をどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) ふるさと納税にかかります返礼品につきましては、返礼品そのものの意義は、県に寄付をしていただいた方への県としてのお礼の気持ちを示すものでございます。そういったことで、これまでも市町とは協議を個別にはしてきていないところでございます。ただ、県が推奨している品目に限定をしたり、あるいは誘客につながるものを特定したりという形で配慮をしてきているところでございます。

今回の見直しの検討におきましても同様の趣

旨で、県が認証を行ったり、販売促進、PRに努めていたり、あるいは開発を支援したり、そういった限定の中で生産、販売を振興しているものの中から「長崎四季畑」、平成「長崎俵物」、あるいは重点PR商品等の中から、限定の中から充実を図っていきたいと考えており、引き続き、そういった意味での一定の配慮を継続したいと思っております。

また、誘客を図るという趣旨におきましても、県が企画を行ってまいりました「旅する長崎学」という書籍がございます。こういった新たな書籍分野を加えることで、さらにお気持ちを伝える趣旨を深めていきたいと思っております。

また、市町との連携につきましては、これまで主にPRにつきまして連携を図ってきたところでございまして、県のリーフレットを県内市町窓口に置いたり、あるいはお盆時期に主要駅とか空港で県と合同でのPRに努めているところでございます。今後とも、そういった趣旨での連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員—18番。

○18番(山本由夫君) 鹿児島県では、県と市町が一体となって、鹿児島応援寄付金という形で寄付を募っていて、市町村を指定すれば市町村に、指定をしなければ県の施策に4割、市町村の施策に6割を活用する仕組みになっているようです。こういう事例なども参考にして、市町とも連携をして、長崎県ならではの返礼品の充実、それからPRを検討して、寄付額の増額に努めていただきたいと思います。

次に、基金の運用についてですが、これについては、資金の運用と調達の総合管理、公共施設等総合管理計画、地方公会計の問題も関連をしますので、まとめて質問をします。

昨年的一般質問でも取り上げましたが、私は、本県の債券運用の取組は遅れてきたと、その結果、これまでに、これは私の推測ですが、10億円以上の機会損失が発生したと考えています。

債券運用が進まない理由としては、漠然とした基金減少の不安と各部署の基金の一元化の遅れ、そして、債券の元本割れや価格変動リスクに対する不安であるというふうに思います。

ただ、実際には、基金の取り崩しは年間で3割とか、そういう程度ではないのかなというふうに思います。半分以上の基金は固定をしていて、数年以内には取り崩さない可能性が高く、私は、一元化することによって100億円単位での一括運用は可能であろうというふうに考えています。

また、債券の価格変動リスクにつきましても、情報を集めて工夫を凝らして、地方債などで運用することによって安全性を担保しながら、高い運用成績を上げている事例は全国にたくさんあります。そして、県内の市町にもあります。

私がここで申し上げたいのは、本県の非常に厳しい財政状況を考えるならば、もっとシビアに金利とか金融市場の動向を注視して、もっと早く動いていただきたい。資金の調達と運用の総合管理を行って、早急に地方公会計を整備して、その情報を加味した公共施設等総合管理計画をつくって、バージョンアップをして、これを活用してほしいということです。これらを活用することで、資金繰りを少しでも楽にして、資産の維持、補修と処分を進めて、行政サービスの効率化を進めていかなければならないと考えます。

そこで、これらを活用できるような人材の育成、あるいは専門の担当者の配置というものが

必要だと考えますけれども、この点についてのご見解をお聞かせください。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 資金調達と運用、それから公会計、公共施設の総合管理計画、こういった重要な項目につきまして、現在、財政課、会計課、管財課が連携しまして、核となる人材育成、あるいは全庁を巻き込んだ取組の推進を行ってきております。

議員ご指摘のとおり、今後、これらの分野の取組は非常に重要になってまいろうと考えております。このため、関係する連携した会議も設けているところでございます。関係会議や、あるいはワーキンググループを核としまして、より各課の連携を密にしていきたいと考えておりますし、専門家との意見交換、あるいは専門研修による人材の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、これらの分野の知識、あるいは考え方は、広く職員にも周知していく必要があると思っています。各部局の職員への研修についても検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員—18番。

○18番(山本由夫君) 市場金融とか市場金融商品というのは、安全性、元本確保というのが大前提であって、それに見合うような商品というのもどんどん新しいのが開発をされてきています、そういう動向自体がどんどん進んできているという状況にありますので、先ほど、遅れているというふうな失礼な言い方をしたかもしれませんが、追いつくような形で、それから最新の情報をずっと取り入れるような形で人材育成、それから、私はもっと専門家、専門的な知識を持った人間を配置していいんじゃない

いかというふうに思っておりますので、その点も含めてご検討をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、島原港の駐車場についてですが、島原港は、福岡県、熊本県からの長崎県の海の玄関であると。同時に長崎空港行き、あるいは諫早行きバスの始発、終着所であって、さらに島原鉄道の始発・終着駅であるという島原半島の公共交通の起点になっております。

こうした島原港周辺の活性化のためにも、部長は、以前よりも多分前向きになられていると思いますので、ぜひ早期に上限料金が設定できるように、再度お願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、雲仙岳災害記念館の活性化のうち、子どもたちの利用に関してですが、子どもたちの利用の前提として、まずは社会科見学などの行き先を決定する校長先生をはじめ、学校の先生方にぜひ来ていただきたい。最近、地学を専門とする先生がいないというふうに聞いておまして、先生方にとっても新鮮な教材ではないかと思っています。

教育委員会教育長には、今年、市町の学校教育課長にPRをしていただいたということも聞いておりますけれども、今後とも、まずは学校の先生方に来ていただけるよう、利用促進に向けた支援を引き続きお願いしたいと思いますが、この点について、再度ご答弁をお願いします。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 引き続き、市町教育委員会を通じた情報提供に努めるとともに、県校長会等におきましても、各学校の教職員へ周知を行うよう、直接校長に伝えてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員—18番。

○18番(山本由夫君) ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、雲仙岳災害記念館のリニューアルについては、関係者の努力にかかわらず非常に厳しい状況にある雲仙岳災害記念館、そして世界ジオパークである島原半島ジオパークにとっても、いわば浮沈をかけた一大事業であると思います。

所有者である県としても、指定管理者である財団や島原市をはじめ半島3市とも密接に協議をして、中途半端なリニューアルにならないように取り組んでいただくことをここで要望をしておきます。よろしくお願いいたします。

最後に、九州大学地震火山観測研究センターのさらなる活用についてですが、同センターは現在、先ほど危機管理監からお話がありましたとおり、本来の研究以外にジオパークへの指導、助言や、県や市の防災に関する会議の委員、イベント、講演会などで活躍をされています。

ただ、壇上で申し上げましたとおり、清水教授をはじめ、皆さんは大変多忙で、来年度以降はさらにマンパワーが不足することが懸念をされます。これを解消することができれば、センターの活用の方がさらに広がります。

例えば、「火山活動対策特別措置法」に基づく雲仙岳火山防災協議会の事務局は、現在、県の危機管理課と半島3市が合同で行っていますが、これをセンターに担ってもらうようなことも可能なのではないのでしょうか。

さらに、長崎大学や雲仙復興工事事務所、雲仙岳災害記念館、ジオパークとも連携をすることで、地域防災教育の充実、安全・安心な長崎県づくりに大きな力になると考えます。

そのためにも、寄附講座の開設の実現に向けて検討を進めていただくことを再度お願いしま

すが、この点について、最後に火山防災協議会の会長である知事に一言、よろしくお願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 九州大学に担っていただいております火山観測研究センターの役割というのは、先ほどお答えしたとおり、地域にとって不可欠なものであると考えております。

そしてまた、今、議員ご提案がございましたように、もっと幅広い分野にわたって、防災教育の面等を含めてお力添えを賜るという方法もあろうかと考えているところでありますが、現在、全国の火山の動向というのが非常に予断を許さないような状況にありますし、中・長期的な視点から、それぞれの火山に対してしっかりと向き合っていただく必要があると我々は考えておまして、そういった意味で、やっぱり国としても責任をもって対応していただきたい。国立大学法人として運営形態は変わりましたが、それぞれの大学が、動いている火山に対して、京都大学とか、それぞれ研究センターを開設して、その動向を見極めていただいているわけですので、そういったことなどを総合的に加味しまして、先ほどお答えいたしましたように、これからも十分、関係者の皆様方と相談してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 山本由夫議員—18番。

○18番(山本由夫君) 今、知事がおっしゃったとおり、私も、まずは国だろうと。九州の中の観測センターであって、そして長崎県、それから熊本地震を受けた広がり云々を考えた時に、まずは国だろうと。それから九州大学だと思うんですけど、九州大学は既にかなりよくやっ

すので、清水教授のお話も伺いながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

ありがとうございました。

○副議長(坂本智徳君) 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党、長崎市選出のごうまなみです。

通告に従いまして、本日は、7項目について質問をさせていただきます。

1、人口減少対策について。

(1) 若者の地元定着、COC+事業の取り組みについて。

本県は、国全体より50年早く人口減少がはじまり、全国2位の人口減少率となっています。このまま人口が減少していくと、地域活力が低下し、県民生活にさまざまな影響を及ぼす大変深刻な状況になっています。

特に、15歳から24歳までの若い世代の流出が著しく、この世代の人口減少に歯止めをかけるためにも、県内の若者が高校や大学を卒業して、そのまま県内に定着することが重要となっています。

県においても、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」で、高校生、大学生の県内就職率向上を目標に掲げ、その実現に向けて、さまざまな取

組を実施されています。しかしながら、若者の地元定着は県のみで解決できる問題でなく、地域全体で取り組んでいかなければならない課題です。

こうした中、県内大学においても、長崎大学を中心に5つの大学でCOC+の推進に取り組み、卒業生の県内就職率を平成31年までに10%上げることを目標に掲げ、地域が求める人材を育成するための教育プログラムを導入して、地元定着率アップに向けて取り組んでいるところです。

大学生の地元定着のためには、県、経済界、大学がしっかりと連携して、チーム長崎として積極的に取り組んでいかなければなりません。現在、全国的な雇用情勢の改善を受けて、県外企業の採用活動が活発となる中、人材の確保のためには、県内企業もこれまで以上に積極的な採用活動を行う必要があります。そのためには、これまで以上に経済団体等との連携が重要で、学生と企業をつないでいくのが県の役割ではないかと考えます。

大学側からは、県内企業の説明会が他県と比べて遅い、学生のニーズを取り入れた「Nなび」の機能面や情報内容のさらなる充実をしてほしいなどといった声が聞こえてきます。

そこで、大学生の県内定着について、現在の取組状況と、今後、経済団体やCOC+事業との連携などと、どのように進めていくのかをお尋ねいたします。

(2) 誰もが働きやすい職場づくりについて。

若い世代が就職先を選ぶ際、給料はもちろんのこと、待遇や福利厚生などの働きやすさが大きなポイントとなっています。

若い世代は結婚への希望が高く、子どもを持ちたいと望む者も多いうえ、結婚や出産後も仕

事を続けたい女性が増えています。ある調査によりますと、結婚後も正社員として働きたいと希望している女性は49.1%に上り、働き続けたい理由としては、仕事にやりがいを感じるから、2馬力で働いた方が生活にゆとりが持てるから、自分が稼いだお金で趣味などを楽しみたいからなどが挙げられています。また、晩婚化も進んでいるので、育児と介護をダブルでやらなければならない人も増えてきていますし、平成32年には団塊の世代が70歳を超え、段階ジュニア世代の大量の介護離職が懸念されます。

このようなことから、現在は、ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と育児・介護が両立できる企業を増やし、年齢や性別にかかわらず、誰もが働きやすい職場づくりを推進していくことが重要です。

厚生労働省は、子育てサポート企業に対し、「くるみん認定制度」をつくって、働きやすい職場の推進を行っています。以前の一般質問でも申し上げたように、くるみん認定は、中小企業にはハードルが高く、長崎県の認定企業数は、平成28年11月現在で25社と伸び悩んでいます。これまで一般質問で、働き方改革として、テレワークの推進や、長崎版くるみん認定を要望してまいりました。県内企業の職場環境改善は、若者の地元定着にとっても重要だと考えます。

そこで、このたび新しく、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度が創設されました。認定制度の内容、企業のメリットなどについて、お聞かせください。

2、結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援について。

(1) 産後ケアの充実について。

本県の合計特殊出生率は、平成26年で1.66、全国3位と比較的高い水準ではありますが、20

代から30代の人口が減少し、出生率も減少傾向にあります。県は、平成32年度に合計特殊出生率1.8を目標に掲げています。

少子化に歯止めをかけるためには、安心して産み、育てられる環境づくりも重要だと考え、これまで周産期医療の充実や男性の不妊治療の助成などを訴えてまいりました。この点については前進していることを大変ありがたく思っています。しかしながら、まだまだ安心して産み、育てる環境は整えていく必要があります。

現在、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において、妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。また、複雑な家庭事情で、産後に実家に帰れない母子も多いと聞きます。そのような中で育児をしていく母子が産後うつになり、虐待につながるケースも少なくありません。

はじめての出産は、母親にとってもわからないことだらけ、そしてホルモンバランスなども変わり、体の変化もあります。赤ちゃんがおなかの中にいる時とは違い、生活サイクルもがらりと変わってしまいます。退院直後の支援の必要な母子に心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業が重要だと考えます。

平成27年度に取り組んだ産後ケアモデル事業は大変好評で、この事業が県内のどの地域に住んでいても実施されることを強く望みます。

実施主体は市町であります。少子化対策に全力で取り組む長崎県として、どのようにサポートしていくのか、お聞かせください。

(2) 妊娠、出産等に関する正しい知識の普及について。

少子化対策の一つとして、健やかな妊娠、出産に向けた正しい知識の普及啓発はとても重要と考えます。現代の子どもたちは、発育も早く、

女子の初潮年齢も低年齢化し、早い子は9歳で初潮を迎える子もいます。早い段階で自分の体のことについて、妊娠について正しい知識を教えていく必要があるのではないかと思います。

厚生労働省の出生に関する統計によりますと、結婚期間が妊娠期間より短い出生、いわゆる授かり婚、できちゃった婚で子どもを産んだ割合は10代で8割というデータが出ています。また、一説によると、そのうち5年以内に離婚をするカップルが8割にも上っているとも言われています。

また、厚生労働省の衛生行政報告によると、2014年の10代の人工妊娠中絶数1万7,854件、10代の母から出生した数は1万3,011人、うち43人は14歳以下の母からの出生という報告があります。

一方で、現在、晩婚化、晩産化による少子化が言われており、本県では、25歳から39歳の女性の未婚率が37.2%と全国ワースト13位と高く、少子化の主な原因にもなっています。

妊娠適齢期や卵子の老化などの妊娠や出産に関する正しい知識を知ることが少子化の防止につながり、また望まない妊娠の防止や児童虐待防止につながるのではないかと考えます。

県では、健やかな妊娠、出産につなげるために、どのような事業に取り組んでいるのかをお聞かせください。

3、特別支援教育の充実について。

(1) 特別支援教育の充実に向けた免許取得の推進について。

本県には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱など、さまざまな障害のある子どもたちが特別支援学校や小中学校の特別支援学級、通級指導教室で学んでおり、その数は年々増加していると聞いております。

また、在籍する児童生徒の障害の状態は年々多様化、重度化しており、一人ひとりの障害の程度や特性に応じた適切な指導、支援が求められています。

このように、さまざまな障害特性や教育的ニーズのある児童生徒に対して、より質の高い、きめ細かな教育を提供するためには、特別支援教育の専門の免許を持った教員の配置が必要となります。現行の法令上は、特別支援学校の教員も小中学校の特別支援学級等の担当教員も、基礎免許があれば、特別支援教育の専門の免許状を所持しなくてもよいことにはなっていますが、免許状の所持は、教員の専門性を示す大きな根拠であり、特別支援教育の充実に向けて、可能な限り免許保有率を向上していく必要があると思います。

そこで、特別支援学校や特別支援学級等を担当している教員の免許保有の状況と、免許を保有していない教員に対する免許取得の推進に向けた県の取組について、お尋ねをいたします。

4、農福連携について。

(1) 農福連携による障害者の就農促進事業の進捗について。

現在、日本の農業・農村の現場では、農業従事者の高齢化などにより、農業労働力の減少や耕作放棄地の増加が課題となっています。農業者の平均年齢は66.3歳、農業就業人口は、わずか20年足らずでおよそ半数に減少し、耕作放棄地は2倍に増えました。これからも農業生産の維持、拡大を図るためには、担い手の確保が必要です。しかしながら、経営規模の拡大に必要な労働力については、県内の有効求人倍率が1.0を超え、ますます人手不足が深刻化しています。

一方で、障害者の就労については、障害に合

わせた作業内容の検討や工賃の向上、雇用の受け皿の拡大など、さまざまな課題を抱えています。農業分野で障害者の方の労働力を活用することは、農、福、双方にメリットがあり、農繁期の作業支援や規模拡大などにも、障害者の方が携わることで、農業の労働力不足の解消にもつながるものだと考えています。

また、障害者の方は、単純作業であっても根気強く、丁寧にやることができるので、手間暇をかけた自然栽培などを実行でき、付加価値の高い農産物の生産や商品づくりも可能です。農福連携に積極的に取り組んでいる「一般社団法人農福連携自然栽培パーティ全国協議会」は、障害者の自立と耕作放棄地の再生をテーマに掲げ、高付加価値の農産物を生産し、実際に月額5万5,000円の工賃を達成している施設もあります。

このような中、厚生労働省は、今年、初の農福連携に特化した事業である農福連携による障害者の就農促進事業として1億1,000万円を計上、本県もその事業に取り組み、農業と福祉が相互に協力する仕組みづくりがスタートしました。

そこで、現在、福祉保健部で取り組んでおられる農福連携による障害者の就農促進事業の事業進捗はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、農業分野において、福祉施設が農作業等に参入することに対して、どのように考えておられるのかについてもお聞かせください。

5、花育活動について。

(1) 花育活動の現状と今後の取り組みについて。

長崎県では、平成32年の花き産出額100億円達成を目指して、生産者、各市町、農業団体、市場などが連携を深め、活力ある「ながさきの

花」100億達成プランの取組が進められています。平成26年の産出額は81億円と、10年前と比較して20億円増加、これは全国1位の伸び率となっています。

しかしながら、県内を見ると、花が身近にある生活にはほど遠い状況であり、県民の皆様が本県の花き生産者の皆さんが頑張っている姿を知らないのではないかと思います。

また、本県の花きの消費については低迷が続いており、今後、本県の花き振興を図るためには、生産の拡大とあわせて需要の喚起を図る必要があるのではないかと考えます。

現在、全国で取組が進められている花育は、花や緑に親しみ、育てる機会を通して、優しさや美しさを感じる気持ちを育むとされ、幼少期から身近に花に接することで親しみが湧き、将来的に、生活の中に花を取り入れる人が増え、消費拡大にも結びつくものと思います。このような花育活動の取組を県内に周知し、広げていくことが将来の購買者を増やし、需要を拡大するとともに、花き振興にも理解も進むものと考えます。

そこで、本県での花育活動の現状と今後の取組について、お聞かせください。

6、橘湾における養殖業の振興について。

長崎県の養殖トラフグの生産量は全国生産量の54.6%を占めて、日本一を誇ります。

長崎市たちばな漁協は、県内で有数のトラフグ産地であり、たちばな漁協の養殖生産額のおよそ9割を占める重要な魚種であると聞いています。大手企業の参入するクロマグロ養殖や比較的規模の大きいブリ養殖に比べ、小規模な経営が多いトラフグ養殖においては、餌代が高騰し、経営は大変厳しい面もあると地元の方の声が届いています。

一方で、トラフグ養殖業者全員が安全・安心の証である長崎県適正養殖業者の認定を受け、戸石地区の旅館や飲食店と連携し、消費拡大に取り組まれています。そのイベントで使用する量は極めて限られています。地元の基幹産業としてトラフグ養殖はとても重要であり、また地元では、若手の後継者も多いと聞いています。

県は、この日本一の生産量を誇るトラフグ養殖を地場産業としてどのように育てていこうとしているのか、今後の方向性について、お聞かせください。

7、本県の観光振興について。

(1) 観光ステップアップ推進事業について。

本県の重要課題である県民所得の向上、魅力ある雇用環境の創出のため、県では、さまざまな施策に取り組んでいます。

本県には、歴史、文化、自然景観、食などの魅力ある観光資源はたくさんあり、世界遺産にも登録されたことなどから、本県を訪れる観光客も年々増加傾向にあります。観光に力を入れ、真の観光立県として発展していくことが県民所得の向上や雇用の創出にもつながっていくものと考えます。

しかしながら、観光産業の現状を見ると、求人を出しても応募がない、また製造業などのほかの産業と比較しても給与水準が低いなど、本県を牽引する産業には至っていないと思われます。

県においては、観光産業の活性化に向けて、本年度から、観光消費額の拡大につながる国内外からの富裕層の獲得のため、観光ステップアップ推進事業を立ち上げられ、高品質、高単価のプレミアムコンテンツの開発、旅行商品の造成等に取り組まれています。現在の事業の進捗について、お伺いします。

また、同取組の今後の進め方についてもお聞かせください。

(2) コンシェルジュの育成・配置について。

観光ステップアップ推進事業においては、ホテルコンシェルジュの配置実証事業にも取り組まれています。これはこれまで県内には配置されていなかったホテルコンシェルジュを育成し、観光客に対するサービスの向上に向けた取組としては、業界全体のスキルアップにもつながることなので、評価したいと思います。

しかしながら、この事業では、コンシェルジュを育成できても、そのサービスを受けられるのは当該ホテルの宿泊者のみであり、より多くの観光客の方々にコンシェルジュのサービスを受けられるようにすることが必要ではないかと考えます。例えば、ホテルコンシェルジュと同じようなサービスを案内所や交通結節点の拠点においても提供すべきと思いますが、県のお考えをお聞かせください。

(3) ユニバーサルツーリズムについて。

我が国においては、今後、より一層の高齢化の進展が見込まれています。日本全体の人口が減少局面に入り、若年層の旅行離れが進む中、地域において観光客の増加を目指すうえでは、高齢者や障害者、これらの方を含んだグループを取り入れていくことは重要な視点の一つであり、そのためには、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりが必要となります。

ユニバーサルツーリズムとは、全ての人が楽しめるようにつくられた旅行であり、高齢や障害などの有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を意味します。

高齢者や障害者、その家族等、観光、旅行に困難を感じる方等が安心して地域を訪れることができる観光地づくりを観光事業者、行政、市

民が一体となって、まちづくりの一環として進めていくことが必要です。本県を訪れてみたいと思う高齢者、障害者の方は多くいらっしゃいます。しかしながら、長崎県は、坂や階段が多く、なかなか行きづらい観光地であり、家族にとっても、かなりの負担になることから、あきらめている人も多いのではないのでしょうか。

観光県長崎として、観光客の増加、消費額の増加を目標に掲げるのであれば、ユニバーサルツーリズムに積極的に取り組み、快適な旅行を楽しめるような周遊モデルコースの開発等に官民一体となって取り組むべきと思いますが、県のお考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。これより、再度質問があれば、対面演壇席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 ごう議員のご質問にお答えをいたします。

若者の地元定着に向けて、現在の取組状況、今後の経済団体やCOC+事業との連携などについて、どう進めていこうとするのかとのお尋ねでございます。

本県の最重要課題であります人口減少に歯止めをかけるためには、これからの長崎県を担う若者が県内に定着していただくことが重要であり、県としても、大学生の県内就職に全力を注いでいるところでございます。

具体的には、「ながさき県内就職応援サイト『Nなび』」による県内企業情報の発信、インターンシップの実施、大学と連携した学内での合同企業面談会の開催などに取り組んでいるところであります。

一方、国のCOC+事業に取り組む長崎大学等においても、県との情報交換も踏まえ、大学独自で学生と県内企業の交流の充実や1年生を対象に早い段階から地元志向を育む教育カリキュラムの実施に取り組んでいただいているところであります。

今後は、COC+事業を中心に、大学とも協働しながら、「Nなび」の学生登録をさらに促進し、県内企業情報を学生に発信してまいりたいと考えております。

また、県内企業の情報が学生に早く伝わるよう、大学生の就職活動が解禁される3月に合わせて、3年生対象の県内企業説明会を開催するとともに、経済団体と連携し、求人情報の早期提出を働きかけてまいります。

さらに、今議会で補正予算議案として提出しております、大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業において、インターンシップ情報の充実など、「Nなび」の拡充を図ってまいりますとともに、本年度創設した奨学金返済支援制度の周知なども力を注ぎながら、大学生の県内就職を促進してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度の内容と企業のメリットについてのお尋ねでございます。

議員からご紹介いただきましたとおり、働きがいのある魅力的な職場環境の実現に向けて積極的に取り組む企業を優良企業として認証する「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」をこのたび創設させていただきました。愛称を「ながさきキラキラ企業」、略称を「Nぴか」とさせていただいたところでござい

ます。

この制度は、「仕事と育児・介護の両立」、「働き方改革」、「女性の活躍推進・男女共同参画」、この3つの分野で評価する中小企業が取り組みやすい内容とし、得点が、5割以上で「1つ星」、6割以上で「2つ星」、そして9割以上で「5つ星」と、1割刻みで段階的に向上できる仕組みとなっております。

また、認証されますと、県のホームページや就職支援サイト「Nなび」、また合同企業面談会の企業ブースに認証企業として明示をされまして、求職者やその保護者、また取引先などに対して、優良企業としてアピールできるというメリットがございます。

県といたしましては、経済団体や市町とも連携し、この制度に取り組む企業を増やすことで、「誰もが働きやすい職場づくり」の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 産後ケア事業について、市町をどうサポートするのかについてでございますが、産後の母子への心身のケア等により育児不安の解消を図る産後ケア事業につきましましては、実施主体となる市町の取組を推進する目的で、昨年度、支援メニューや課題等の把握を行う産後母子ケアモデル事業を県が実施し、市町へその成果を提供したところでございます。

また、今年度は、産後ケア事業を含む妊娠期から出産期までの切れ目のない支援を行う妊娠・出産包括支援事業を推進するために、市町を対象に、先進自治体を招いての情報共有及び保健師等に対します研修を実施したところでございます。

こうした取組により、産後ケア事業につつま

しては、今年度から1つの市が開始をし、来年度も事業実施を検討している市町があると同っております。

県といたしましては、各市町における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりに向けて、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

2点目の妊娠、出産の正しい知識の普及のための取組についてでございますが、若い世代に対する妊娠適齢期などの妊娠、出産の正しい知識の普及は重要であるとの考えから、こども政策局と教育委員会が一緒になって各種事業を行っているところでございます。

具体的には、児童生徒の発達段階を踏まえ、希望する小中学校や高校、大学等へ産婦人科医や助産師を派遣し、性に関する出前講座を実施しております。

また、今年度は、県医師会のご協力を受けて、妊娠や出産などの正しい知識を中学生に教えることができる指導者を養成しているところでございます。この養成研修は、産婦人科の医師を講師に迎え、教職員や市町の保健師等を対象に、県内12カ所で実施することとしております。

今後とも、自分の将来を考えてもらうための一助にもなるように、若い世代に対しまして、妊娠や出産に関する正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 特別支援教育に係る教員の免許保有状況と保有率向上についてのお尋ねですが、本県における平成27年度の特別支援学校全体の免許保有状況は約77%で、全国平均より、やや高くなっておりますが、障害種別で見ると、盲学校が約48%、ろう学校が約44%と、保有率が低い状況にあります。

そのため、昨年度実施の教員採用選考試験から、免許保有を出願資格の必須条件としたところであり、また既に採用され、免許を保有していない教員には、個別に「免許取得計画」を作成させ、講習会等での免許取得を推進しております。

また、小中学校の特別支援学級等を担当する教員の保有率は約29%となっております。

そこで、今年度実施の小中学校教員採用選考試験から、免許保有者を優遇する加点制度を導入するとともに、市町教育委員会を通じて、免許を保有しない教員への免許取得を促しているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 農福連携による障害者の就農促進事業の進捗状況についてのお尋ねでございますが、この事業は、就労継続支援B型事業所へ農業に関する専門家を派遣し、農業分野での就労拡大と工賃向上を図りながら、農業の労働力不足の解消にもつなげることを目的とするものでございます。

事業の実施に当たり、9月に、農業や商品、加工、販路拡大等に関する専門の知識とノウハウを有するコンサルタントを公募により選定をし、委託契約を締結いたしました。

その後、専門家派遣を希望する30カ所の福祉施設を選定する一方で、委託先のコンサルタント事業者において、福祉施設のニーズに応じた派遣スタッフの人選や日程調整等を進め、今月から、各事業所を訪問し、技術指導等を行うこととしております。

また、来年2月には、派遣の結果を踏まえた課題の共有や相互理解の促進を目的として、農業者と福祉施設及び行政関係職員による意見交換会を実施することといたしております。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から、2点回答させていただきます。

まずは、農業分野における障害者の参入をどのように捉えているのかとのお尋ねでございます。

高齢化の進展等に伴いまして、農業の現場では、担い手不足、労働力不足が大きな課題となっております。

このような中、県内では、認定農業者となって自ら農作物の生産や加工、販売に取り組み、地域の担い手となっている社会福祉法人や農繁期に収穫等の作業を請け負うことで、担い手の労力支援を行っている福祉施設も見られるところであります。

農業分野では、担い手不足、労働力不足に対応するうえで、障害者の参入に期待しているところであり、今後、関係部局等と連携して、これらの取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、花育活動の現状と今後どう取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

本県では、これまで生産者、関係市町、農業団体、市場、生花商団体、県で構成する長崎県国産花き振興地域協議会が主体となって花育活動に取り組んできたところであり、平成27年度は、幼稚園児や小学生を対象とした親子でのフラワーアレンジメント教室や保育園児から親への花のプレゼントづくり、中学校では、卒業式での在校生から卒業生に贈呈するブーケ作成教室など、54回、1,725名が参加しておられるところでございます。

本年度は、これらに加え、長崎県国産花き振興地域協議会と活水女子大学との間で花育に関する協定書が締結され、ガーデニング教室等の

取組が行われているところであります。

花育は、人の心を豊かにしますとともに、需要拡大も期待できますことから、引き続き、生産者、関係者の皆様と連携しながら、広く推進してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 橘湾におけるトラフグ養殖振興にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねですが、県では、養殖業の振興を図るため、県内各地の意欲ある養殖業者グループが、漁協、市町等と連携して、国内外の市場ニーズに対応した魚づくりや販路拡大などを実現するための「養殖産地育成計画」を策定し、その実践によって所得向上並びに雇用拡大を推進していきたいと考えております。

現在、県内各地で関係者との協議を行っておりますが、橘湾戸石地区においても、トラフグ養殖業者や漁協、長崎市との話し合いを進めているところでございます。

その中で地元からは、餌の統一などによる品質の均一化、餌の共同仕入れによるコスト削減、関西圏への直接出荷の拡大、長崎市内ホテル、料飲店等向け活魚出荷の強化などに地域として取り組むべきとの意見が出されており、今後、こうした意見も踏まえ、「養殖産地育成計画」を策定し、その推進を通して養殖振興を図ってまいります。

○副議長(坂本智徳君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 私からは、観光振興につきまして、3点お答えさせていただきます。

まず、富裕層獲得に向けたプレミアムコンテンツの商品開発等の事業進捗と今後の進め方とのお尋ねでございます。

プレミアムコンテンツにつきましては、これ

まで20を超える観光素材の磨き上げ、開発等を行ってきたところでございます。

このうち、平戸市の松浦史料博物館での「松浦家の秘宝」特別公開など、7つのコンテンツにつきましては、今後、旅行会社が国内富裕層向けに販売する高額旅行商品に組み込まれることが決定しております。

また、海外向けのコンテンツとして、中国市場においては、フェラーリ倶楽部など、富裕層団体を対象に、「温泉」や「ゴルフ」、「食」と高級旅館への滞在を組み合わせ、ゆったりとくつろげる身近な観光地として訴求するとともに、会員を通じた情報の拡散に努めているところでございます。

さらに、欧米市場につきましては、本年12月中旬以降、映画「サイレンス」が全世界で上映されることを契機に、知的好奇心が高い富裕層をターゲットに、キリシタン関連の観光地としての本県イメージの浸透を図っていくこととしております。

今後は、県内各地に眠る貴重な素材を地域の方々とともに発掘し、観光コンテンツとしての充実を図るとともに、富裕層を対象としている国内外の旅行会社の招聘や海外観光展への出展などに取り組むことにより、さらなる誘客と観光消費額の拡大を目指してまいります。

次に、ホテルコンシェルジュの配置実証事業にも取り組まれています。本県を訪れる多くの観光客にコンシェルジュと同じようなサービスを提供する仕組みが必要と考えるがどうかとのお尋ねでございます。

近年、訪日外国人観光客をはじめとする観光客数が年々増加し、個人旅行のさらなる増加も見込まれる中、観光客の多様化するニーズに応じて、魅力ある旅行プランや滞在中の過ごし方

などを提案することなど、きめ細やかな対応が求められております。

現在、長崎駅や佐世保駅、長崎空港等の主要な観光地や交通結節点における観光案内所におきましては、パンフレット等における観光情報などの提供や問い合わせへの対応などを中心に行っておりますが、議員ご指摘のホテルコンシェルジュと同じようなサービスを提供するまでには至っていないというふうに認識しております。

このため、県としましては、現在取り組んでおりますホテルコンシェルジュ育成事業の成果として培われましたスキルやノウハウを、他の宿泊施設や観光案内所等で活用していただくことにより、観光客に対する、よりきめ細やかなサービスの提供を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、観光県長崎として、高齢者や障害者の方々が不自由なくスムーズに県内を周遊できるようなモデルコースや旅行商品を開発するべきと思うが、どう考えているのかとのお尋ねでございます。

県におきましては、平成26年10月に開催されました全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」を契機として、民間団体との協働により、ホームページ等におけるバリアフリーの情報の発信をはじめ、問い合わせ窓口の設置、運営など、ユニバーサルツーリズムを推進してまいりました。

こうした施策に加え、本年度は新たに、議員ご指摘の障害者や高齢者の方々が、スムーズに県内を周遊できるようなモデルコースの開発や車椅子などの観光サポート用品のレンタルに取り組む民間団体に対しての支援も行っているところでございます。

2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」の開催を控え、国内外から多くの障害のある方々が本県を訪れ、スムーズに県内を周遊し、快適な旅行を楽しんでいただけるよう、今後も市町や民間団体などと連携しながら、ユニバーサルツーリズムを推進してまいります。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) ご答弁ありがとうございました。

では、時間もまだ随分と残っておりますので、幾つかピックアップをしながら再質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口減少対策について、お尋ねをいたしますが、誰もが働きやすい職場づくり、これはこれから非常に重要になってくると思いますが、そんな中、長崎県がリーダーシップをとっていくこと、県庁がリーダーシップをとっていくことも重要だと私は考えております。

そのような中、長崎県庁が率先して取り組むことなどについて、ご質問したいと思いますが、まずは県庁におけます男性の育児休業の取得状況がどうなっているのか、また、それらの状況を踏まえて、今後、誰もが働きやすい職場づくりに向けて、どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 平成27年度の知事部局におけます男性職員の育児参加の状況についてでございますが、配偶者の出産時の支援のための休暇につきましては、対象職員の約9割が取得をいたしておりますが、育児休業の取得については、平成27年度が1名、今年度は、現時点で2名となっているところであります。

働きやすい職場環境づくりにつきましては、育児や介護における休暇制度を、より利用しや

すい環境づくりが不可欠であると考えておりまして、そのためには、業務改善による業務の効率化、仕事と家庭の両立支援への上司や職員の意識の共有、育児休業時の代替職員の確保などが必要と考えております。

このため、今年度からは、「行財政改革推進プラン」に基づきまして、県庁働き方改革として、業務見直し等に積極的に取り組み、時間外勤務の縮減や業務改善の提案などがされているところでございます。

また、育児休業時の代替職員の確保に努めるとともに、さらに職員の意識共有を図るため、県下全域で説明会を開催し、全職員に対し、男性の育児参加への取組の重要性を周知してきたところでございます。

引き続き、「行財政改革推進プラン」や「特定事業主行動計画」に基づきまして、誰もが働きやすい職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 今の総務部長のご答弁で、男性の育児取得者が平成27年度が1名、平成28年度、現時点で2名とられているということではございました。年度をまたいで増えているということは非常にいいことかなというふうには思っております。

ただ、今、国がこの部分を非常に進めている中で、国としても、平成32年度までに13%という目標を設定しているようではございますが、長崎県として、何年までに何%といったような具体的な目標は設定されていますでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 男性の育児休業の取得率につきましては、国と同様に、13%という目標を設定して取組を進めているところでござ

います。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 13%、かなり高いハードルだとは思いますが、県の皆様方一丸となって、これを達成できるように頑張りたいと思います。

そのようなことを実現していくためにも必要なことが、私は、誰もが働きやすい職場づくりを推進していくうえでは、職場の担当部局のトップの方の意識というものが非常に重要だと考えます。そのために、今、「イクボス宣言」というものが全国各地で行われておりますが、イクボス宣言は、長崎県としては、知事は経済団体と一緒にしたというふうに伺っておりますが、これを知事だけが宣言するのではなく、ここにおられる関係部局の部長の皆様方がそれぞれイクボス宣言をしていただくことが、非常に部内の雰囲気が変わって、育休がとりやすくなるのではないかと考えておりますが、そのあたり、皆様方、イクボス宣言をされてみてはどうかと思います。いかがでございましょうか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) イクボス宣言につきましては、先般、全国知事会において共同宣言が採択されたところでありまして、本県におきましては、これに先駆けて、今、議員ご指摘のとおり、平成22年に、長崎労働局長や経済団体代表とともに、知事がワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的として、「長崎県7者宣言」を行われており、それに基づきまして、県庁の各部局におきましても、働きやすい職場環境づくりを進めてきた経過がございます。

各部局長におきましても、既に、当該宣言の趣旨を踏まえまして、先ほどご説明申し上げま

した「行財政改革推進プラン」に基づく働き方改革の中でも、時間外縮減などに向けた業務プロセスの見直しをはじめ、働きやすい職場環境づくりに率先してリーダーとして取り組んでいただいているところでございます。

どちらかといいますと、宣言の有無というよりは実行を求めて、今後とも、誰もが働きやすい職場づくりに各部局長とも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 宣言というよりは実行をというお言葉が返ってまいりましたが、私たち県民からしてみれば、県の職員の皆様方に、そのような意識が改革されたとか、やる気があるんだということをはかる指標というものがなかなかございません。例えば、ホームページなどで調べてみますと、神奈川県知事は、管理職の皆様とともに動画をつくって、広く配信しております。

そのようなことから、県庁が長崎県の会社を誰もが働きやすい会社にするんだというお気持ちが非常に強くあられるのであれば、知事会とかでももちろん知事は宣言をされていますが、私は、いま一度、長崎県をリードしていくという意味から、知事と部局の管理職の皆様方にイクボス宣言をしていただきたいと思います。これは強く要望したいと思っているのですが、そのあたりのご見解を知事、お願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) イクボス宣言は、単独でやって意味があるのか、他県とやって意味がないのか、全国知事会でもイクボス宣言決議をやってありますし、九州知事会でも同じことで、これは動画のPR等にも取り組んでいるところ

でありまして、したがって、先ほど総務部長が申しましたように、具体的にそれぞれの職場、率先して県庁内の職場をどう変えていくのか、そういったところが、今、求められている段階であろうと考えておりますので、私は、そういった観点も踏まえながら、職場内の環境改善に取り組んでいく必要があるのではなかろうかと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 知事のお考えはよくわかるのですが、11月30日付けで雇用労働政策課から、「Nぴか」資料が回ってきております。

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」がスタートしますよ、長崎県内の企業の皆さん、頑張ってくださいね、星1つから星5つまで獲得してください、そしてそれがその企業のイメージアップにつながります、ひいては地元定着が増える要素になるんですよ、ということをやったのであります、私は、いま一度、しっかりと県がリーダーシップをとっていくということを見せる意味で、やはりこういったものは目に見えて説得力があるとも私は考えますので、県民の皆様方に広く周知をするためにも、そのあたりをいま一度、県庁内でご検討いただきたいということを要望させていただきます。

次に、特別支援教育の免許のことについて再質問させていただきたいと思っております。

特別支援教育の教員については、先ほどの教育委員会教育長のご答弁の中で、盲学校、ろう学校の免許の保有率がまだまだ上がっていない、低いという現状がわかりました。48%と44%という現状だということでした。そしてまた、特別支援学級や通級指導教室の免許の保有率が3割に至っていないという状況がわかりました。

全ての学校に専門の免許を持った教員を配置することは現実的には困難であるということは理解するのですが、調べてみますと、例えば、高知県では、8カ年の計画を立てて免許取得の推進に取り組んでおられる、100%に向けて頑張っていこうということを具体的に年度を決めて、今、取り組んでおられます。

本県においても、特別支援教育の充実に向けた、さらなる免許取得の推進をしていく必要があると私は考えておりますが、特に、盲学校、ろう学校の免許保有率の向上と、それから免許保有者が少ない特別支援学級や通級指導教室の専門性の向上に、長崎県としてはどのように取り組んでいくのか、教育委員会としての具体的な対応について、お尋ねいたします。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 盲学校とろう学校につきましては、先ほど申し上げたとおり、免許保有者自体が少ない現状でありますので、今年度から、国立特別支援教育総合研究所と連携をいたしまして、新たな免許法認定講習を実施し、関係学校と協力しながら免許取得促進に取り組んでいるところであります。

これはインターネットで講習を受けて、試験は長崎で受けられるという制度でございますが、これをまた強力に進めていきたいというふうに思っております。

また、特別支援学級等の専門性向上につきましては、1、2年目研修やスキルアップ研修を充実するとともに、今年度から、特別支援教育に関する指導教諭というポストを新たに配置いたしまして、専門性向上に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町教育委員会と連携し、特別支援教育の充実に努めてまいりたいというふうに

考えております。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 指導教諭とかを配置して専門性を高めていくというお答え、これは私は非常にいい取組だというふうに思っておりますので、そういったところはどんどん進めていていただきたいと思います。

認定講習をどんどんと広げていくということが一つの免許取得率の向上につながるということでございますけれども、その情報がとりづらいいといったご意見が教員の方々から届いております。例えば、他県であれば、インターネットで特別支援免許取得とかと調べると、手引がネット上からとれるようになっていところが多いんです。しかしながら、長崎県は、教育委員会に問い合わせ、お返事をいただくというようなシステムになっているようなので、そのあたり、やはりとりたいと思う人が、調べてすぐにその情報は得られるということは非常にありがたいことだと思いますし、そういうことで手間がかかれば、なかなか向上率のアップにもつながらないと思いますので、ぜひ取得の手引というものをウェブ上でとれるようにしていただきたいというのが一点。

それから、専門的な免許を取ることによって、免許更新が延長されるといったメリットがありますよね。そういったものの周知がされていないというふうな声も届いています。なので、こういった本当に頑張って新しい免許を取ろう、子どもたちのために、免許があった方が、より専門的に教えられるから免許を取ろうと思う人たちが取りやすい制度、情報も得られるような制度、仕組みをつくっていただきたいのですが、教育委員会教育長、ご見解をお願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 特別支援教育というのは、今後、発達障害を含めて対象児童数が増えてまいりますので、特別支援学校だけではなくて、普通学級においても、やはりそういうノウハウを持った先生方がいてもらった方が子どもたちの教育にとってもプラスになりますので、今、議員からご指摘がありましたので、他県の例も参考にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) ぜひ、他県の先進例、よいところはまねしていただいて、本県の特別支援教育がさらに充実するようにお願いしたいと思います。

次に、農福連携の件で再質問させていただきます。

農福連携の新しい事業がスタートしまして、農業と福祉、お互いを理解し、双方が納得する協力体制を進めていただきたいと思います。但し、農福連携を進めるに当たって、今後、どのような課題があるのかということを今お考えになっているのか、これをお尋ねいたします。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 例えば、障害者を受け入れるに当たって、どう接してよいのかわからないとの声が聞かれるなど、障害や障害者に対する理解が十分でないという農業者側の課題、あるいは福祉施設に農業の技術者とか、経験を持った人材が不足しているという福祉側の課題があるというようなことが考えられると思います。

これらの課題を解決するために、今後、実施する意見交換会での対話を通じた相互理解の促進、あるいは福祉施設に対する技術指導を通じた職員の育成を図ってまいりたいと考えて

おります。

さらには、事業終了後も見据えまして、関係部局と連携しながら、農福双方が地域において気軽に相談し合えるような顔の見える関係づくりも進めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) 課題としては、まだお互いの理解が進んでいないということが一番大きいと思うので、私は、農業従事者の方に、まず障害者の方がどのような仕事ができるのか、どのようなサポートをすればスムーズにできるのかということをご理解いただくためにも、ぜひ福祉施設B型とかA型で作業を行っている現場などを見学に行っていただきたい、そんなツアーを組んでいただけないかというふうに思っております。実際にどのような仕事ができるのかということを目で見ていただくことが非常に重要だと思いますので、会議だけでなく、そういったことも実践していただければと思っております。

また、農福連携が障害者の方がお手伝いをするというような認識ではなく、お互いがウィン・ウインの関係であるべきだと思っています。農業の現場が抱える課題、福祉の現場が抱える課題、双方の課題を協力することで解決できる、そして1足す1が2ではなく、3にも4にもなる、そんな視点でこれを捉えていただきたいと思います。例えば、障害者の工賃、B型であると、長崎県でも今、1万5,000円ぐらいですね。でも、それが農福連携で自然栽培を実行しているところでは5万5,000円が達成できているという現実があります。今、そこに向かって全国的に運動が進んでいて、ともに5万5,000円になるように頑張っていこうよというような活動もしています。

プラスして、耕作放棄地の問題、これを何とか障害者が耕作放棄地をまた農地に戻して、日本の農業を力強くしていこうよ、そんな目標も掲げているわけで、だから、お互いがウイン・ウインの関係でこの事業は成り立つのではないかと考えておりますので、ぜひとも進めていただくようお願いしたいと思います。

それからもう1点、この農福連携について、農作業の支援ももちろん必要なのですが、福祉施設自体が農業経営体として農業分野に参入する場合もこれからどんどん増えてくると思っています。

福祉施設自体が農業に参入する場合には、県として、どのような支援があるのかということをお聞かせください。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 社会福祉法人の皆様方が農業経営体として新たに農業分野に参入する場合につきましては、まずは長崎県農業会議が相談窓口となり、農業をはじめまでの相談やマニュアルの提供を行います。それとあわせて、市町を通じた経営改善計画の策定支援や補助制度、制度資金の紹介、農地中間管理機構を通じた農地のあっせん、農業改良普及員や生産部会による生産技術の支援、さらには6次産業化に取り組む場合には、加工品開発支援等も行っているところでございます。

このような取組を通じまして、障害者が農業に携わる機会を増やしますとともに、農業の多様な担い手の一つとして位置づけて、農業と福祉の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) ごう議員—20番。

○20番(ごうまなみ君) ぜひ、使える支援はいろいろと使っていただいて、本当に障害者の

方々が農業に参入していけるような仕組みづくりというのものも、県として、しっかり構築をしていただきたいと思います。

課題としては、マッチングしていく人が必要だと思っています。農業のこともわかっていて、福祉のこともわかる人というのがこれから必要になってきますので、現在、コンサルティング会社に委託をして進められているということなので、そのあたり、今後展開していくのであれば、このマッチングする人、どこが主導してマッチングをしていくのかということなども視野に入れながらお願いしたいと思います。

これは私から提案なんですけれども、その5万5,000円の工賃を達成しているところは、自然栽培を行っています。自然栽培というのは本当に手間暇がかかるので、なかなかやりづらい農業でもあります。例えば、日本国内の農産物のわずか0.2%しか有機JASの認定をとれていないような現状があったり、日本自体がオーガニックの農地自体が少ないです。世界から比べると100倍の差があると言われるぐらい、オーガニックに対する意識が強い。なので、私はぜひ、長崎県、例えば、先ほど水産業でも言いましたトラフグも日本一、それからびわは日本一ですよ、長崎茂木びわ、こういった日本一の農産物、水産物をずっと続けていけるように、これをなくさないためにも、私は、そのあたりをモデル事業として1区画だけでも農福で連携して、オーガニックで自然栽培で栽培をして、高付加価値のある商品を長崎県のブランドとして出していってみたいと思っています。実際、全国の中には自然栽培に積極的に取り組んでいる自治体もありますし、JAもあります。こういったところの意見も参考にしながら、長崎のオーガニックのブランドをつくり

あげていただきたいと思います。最後に部長、ご見解をお願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。時間がございません。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいまの議員のご要望については、先ほども申し上げましたけれども、来年2月に、農業者、福祉施設、行政機関の職員で意見交換をしますので、その中でもお話をさせていただきたいと思います。

○20番(ごうまなみ君) ありがとうございます。

○副議長(坂本智徳君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時42分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) (拍手) **【登壇】** 皆さん、こんにちは。

自由民主党、雲仙市選出の宅島寿一でございます。

一般質問の貴重な機会をいただき、誠に感謝を申し上げます。

経済人としての経験を踏まえ、経済の浮揚や生活基盤の整備など、幅広く県政について質問をさせていただきます。

人口減少や所得低迷など難しい課題に直面している本県であります。この難局を乗り越えるためには県民の総力を結集することが必要であります。中村知事をはじめ、関係部局長各位の適切なご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせて

いただきます。

1、土木行政について。

(1) 県内建設業の人材育成について。

建設業は、地域のまちづくりや安心・安全な住民生活を支えるうえでなくてはならない極めて重要な存在であります。

長崎県内における建設業の就業者数は約5万3,000人であり、これは全産業の就業者数58万3,000人の約9%を占めております。さらには、県内全産業の生産額約3兆6,000億円のうち建設業は2,800億円と全体の8%を占めており、地域経済や雇用に大きな影響を与える主要産業であると言えます。

しかしながら、県内における建設業の就業者数は長期的な減少傾向にあり、そのうち国家資格を有する技術者の年齢構成を見ると、29歳以下はわずか1.7%しかいないのに対し、30歳から54歳までが57%、55歳以上が41.3%となっており、著しく高齢化が進行しております。このままでは近い将来、技術者が不足し、建設業そのものの存在が危うい事態に陥ることが懸念されるため、新たな担い手となる技術者を今後しっかりと育成していくことが最重要課題であると考えております。

特に、建設系の専門教育を施す工業高校の学科がない地域におきましては、普通高校の卒業者が専門的な知識を持たないまま技術者として入職しているケースが多く、採用後、各企業は建設工事に関する知識と技術を基礎から習得させなければなりません。

その際、県内には専門の研修機関が存在しないため、各企業は、実際の受注工事などを通して育成することを余儀なくされていますが、これには相当の手間と時間を要することから、企業にとって非常に大きな負担であると同時に、

若手技術者の定着を妨げる一因にもなっていると思われます。

企業の中には、長崎県内に研修機関がないために、わざわざ研修機関がある宮崎県まで採用した社員を1年間派遣し、育成している会社もあると聞いております。

かつて、本県には県立の建設大学校があり、そこで教育を受けた人たちは建設業界における即戦力として、さらには、各企業の中核的な人材として活躍してきました。その建設大学校を復活させることまでは難しいとしても、建設業の担い手不足の解消と各企業の負担軽減を図るため、「長崎県建設技術研究センター」、通称ナークを活用することなどにより、専門知識のない新規入職者に対し、しっかりと教育研修をする仕組みを構築すべきであると考えますが、県のお考えをお尋ねします。

また、これまで男性が多くを占める建設業界においても女性が入職しはじめております。国土交通省では女性の技術者を5年間で倍増させる計画を立て、新規入職と定着を図るため、処遇改善に関するさまざまな取組を進めていると聞いております。

本県においても、将来的な建設業の技術者不足を解決するためには、女性技術者の入職と定着を促すことも不可欠であり、県としても積極的に取り組むべきであると考えます。これらのことにつきまして県の見解をお尋ねします。

(2) ドローンを活用した産業・地域振興について。

無人航空機、いわゆるドローンについては、近年、遠隔操作や自動操縦による写真撮影等利便性の高まりを受け、その用途が広がっています。国によると、ドローンのうち産業用無人機の市場規模は2015年の16億円から2020年には

186億円、2022年、平成34年には406億円と急激に増加するとされています。

実際、平成26年8月の「広島豪雨災害」の際は、流木や土石堆積により現地に入れないケースが発生し、その際、ドローンにより撮影された映像がテレビで流されたことは記憶に新しいところであります。

このほか建設業界では、橋梁や道路など公共土木構造物の効率的な維持管理にドローンを利用しようとする試みもあります。本県においても、ナークでドローンを所有し、災害発生の緊急時にドローンによる空撮支援を行うこととしているほか、長崎大学のインフラ超寿命化センターにおいても、橋など土木構造物の維持管理に大きな力になるとしてドローンの活用に大きな期待が寄せられています。

また、ドローンの可能性は建設業界だけにとどまらず、佐賀県では農業のIT化でその可能性に挑戦しています。具体的には、佐賀県、佐賀大学、民間ITシステム会社の3者で夜間にドローンを飛行させ、寝ている間の害虫駆除を合い言葉に実証実験を行っています。

そこで、本県の農林、水産、土木の各分野におけるこれまでの活用状況と今後の活用策について、お尋ねします。

今後、ますます期待が膨らむドローンですが、その可能性とともに、多数の人が集うイベント会場の上空飛行や首相官邸への不時着など無秩序な利用が社会問題となりました。昨年12月には「航空法」が改正され、有人の航空機に衝突するおそれのある地表や水面から150メートル以上の高さの空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い人口集中地区の上空などでは、たとえ、私有地であったとしても国の許可が必要となっています。社会的要

請が高まる中、その飛行に制限がかかるようになったドローンについては、その人材育成についても影響を及ぼしています。

昨年10月、日本ではじめてとなるドローンの操縦士及び安全運航管理者要請スクールの認定制度をスタートさせました。「一般社団法人日本UAS産業振興協議会」によると、ドローンを飛行させることができるとして紹介している試験飛行場は、全国で茨城県と京都府の2カ所のみであります。そのせいか、東北から四国にかけて全国30校以上ある認定スクールも九州地方にはありません。自由な訓練の場を九州に設け、認定スクールが進出することにより、本県をはじめ、九州でのドローンの活用がますます広がるのではないかと考えます。

そこで、九州初となるドローンの試験飛行ができるような訓練場や養成場を整備し、離島や半島地域の新たな産業の可能性として、また、活性化策として検討できないか、事業提案をさせていただきたいと思います。

これは、すぐに結論が出るものではありませんが、どうか、その実現に向けて県庁の新たな横断プロジェクトとして取り組んでいただきたいと考えておりますので、併せて要望させていただきます。

3、幼児教育に関する施策の推進について。

(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について。

子育て支援施策の充実を図るためには、幼児教育、保育を支える保育士、幼稚園教諭等の確保が必要不可欠であり、国においては、平成27年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、保育士等の給与を平均3%引き上げるなどの改善が行われているところであります。

しかしながら、マスコミでも取り上げられているように、保育士等の平均給与は、他職種に比べ、依然として低く、全国的な保育士不足の大きな要因の一つと言われております。

また、新制度に移行していない私立幼稚園については、処遇改善に対する補助制度がなく、幼稚園教諭の人材確保に支障を生じかねない給与水準にあるとお聞きしております。

現在、県内の保育所、幼稚園、認定こども園等には、約7,600人の保育士、幼稚園教諭等が勤務されております。

保護者が安心して子どもを保育所等に預けられるよう環境を整備し、教育保育の担い手である保育士等の方々の離職を防止するとともに、新卒の保育士を確保するため、その処遇を少しでも改善することができるよう、保育者等一人当たり月額1,000円の処遇改善加算など本県独自の補助制度が創設できないか、県の見解をお伺いいたします。

(2) 幼児教育センターの設置について。

就学前の幼児教育については、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育体制の充実が図られているところですが、今後は、提供される幼稚園、保育所、認定こども園における幼児教育の内容面についても、さらなる充実が必要と考えております。

このため、保育士、幼稚園教諭等に対する研修体制の整備をはじめ、幼保小連携や発達障害児への支援、教育相談機能の充実を図るなど、地域の拠点となる幼児教育センターの設置を県は進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4、農林水産業の振興について。

(1) 農林水産物のブランド化について。

本県には、全国に誇る豊富な農林水産物が多

くあります。例えば、水産物については、広大な海域と豊富な魚介類を育む好漁場に恵まれ、漁業生産量、生産額ともに全国第2位の水産県であるとともに、県内各地では一本釣りやまき網をはじめとしたさまざまな漁法により、季節ごとに多種多様な魚が水揚げされております。

平成26年の「漁業・養殖業生産統計」によりますと、漁獲量日本一の魚種は、マアジ、イサキ、クロマグロ、チダイ、キダイ、サザエ、アナゴ類の7魚種であり、マアジの全国シェアは31%にも及びます。

また、海面養殖業では、フグ類が55%、クロマグロが31%で全国第1位であり、農産物でいいますと、びわが全国第1位の産出額、ばれいしょが第2位、その他いちご、みかん、アスパラガス、肉用牛、しいたけなども全国10位以内に入っております。

このような中、多種多様な魚種や農産物をネーミングし、販売する、いわゆるブランド化の取組については、「トキアジ」、「ゴンアジ」、「トロの華」、「長崎ゆめのか」、「出島の華」、「びわ茶雲仙ぶり」などが展開されていますが、県内には、これら以外にも全国に誇れるものはまだまだあり、関係団体等と連携しながら、地域をイメージづけるようなブランド化も必要かと考えております。

そこで、県としてブランド化の推進をどのように図っていくのか、水産部長並びに農林部長にお伺いいたします。

(2) 農林水産物の活用、イベントについて。

先ほど申し上げたとおり、本県には全国に誇る有数の農水産物や新鮮でおいしい多くの魚が水揚げされております。しかしながら、本県の県民の皆様が全国でも上位に位置づけられているこのような豊富な農水産物をどこまで知って

おられるのか疑問に思うところであります。

そこで、県内外の消費者に向けて、本県農水産物に関する各種情報を発信することに加え、特に、全国に誇る本県農水産物のよさを県民の皆様知ってもらい、県内での消費拡大に向けたイベントを開催するなど、認知度向上のために継続的な取組や支援が必要と考えますが、その点につきまして水産部長並びに農林部長にお伺いいたします。

5、企業誘致について。

本県の最大の課題の一つは人口減少、特に、若年層を中心とした県外流出であります。

総務省統計局による平成27年の「住民基本台帳人口移動報告」で、本県は、転出超過が5,848名と全国でワースト6位、特に、15歳から24歳までの若い人たちの転出超過が5,059名と全国でワースト4位と著しく、本県からの人口流出には歯止めがかかっていないのが現状であります。

このように全国と比較しても厳しい人口流出に見舞われている本県にとって、雇用の創出は喫緊の課題であり、県においても企業誘致の推進には最重点の取組の一つとして力を入れられております。

企業誘致の状況につきましては、前の総合計画による5年間の雇用計画目標2,100名に対し、2,586名の実績を上げておられます。

さらに、今年度を初年度とする新たな総合計画においては、雇用計画目標数を2,700名と前計画より600名増やした数に設定され、かなり高いハードルだと思いますが、スタートの年である今年度の現時点で計画数において983名の雇用の場を確保していると聞いております。

内訳を見ましても、保険会社等のバックオフィス機能が集積しつつある長崎市にオリックス

生命保険を誘致したのをはじめ、私も開所式に出席させていただきましたが、自動車関連企業としてはじめて島原半島へ進出された旭工業の誘致や、佐世保市では5年ぶりのオフィス系企業の誘致となるハウコムなど、多様な成果が上がっております。

私は、この企業誘致の取組の重要性について以前から着目しており、例えば、以前、首都圏以外への県外活動拠点の設置について質問し、企業誘致の実践活動を担う産業振興財団の東海地区と関西地区での営業拠点が「名古屋企業誘致センター」として昨年度設置されました。これにより企業の本社機能が集積する首都圏に加え、我が国で製造業が一番盛んな名古屋地区、さらには大阪を中心とした関西地区と、我が国の三大都市圏を網羅する形で県外の活動拠点が整備できたと考えておりますが、この名古屋企業センター設置の成果について、お尋ねをいたします。

次に、平成27年の「住民基本台帳人口移動報告」によると、15歳から24歳までの若い人たちについて、全国で転入超過にあるのは、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県など8都府県となっております。逆に言いますと、残りの39道県は、程度の違いはありますが、本県と同様に若い人たちの転出に悩まされているということでもあります。

企業誘致については、若い人たちに雇用の場を提供し、県外流出を防ぐための即効性がある取組でありますので、必然的に他県も力を入れており、誘致合戦も相当厳しくなっていると思います。これまでの取組に加えて何か工夫が必要だと思いますが、今後、どのように考えられているのか、あわせてお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わり、答弁によ

りましては対面演壇席にて再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 宅島議員のご質問にお答えをいたします。

今後の企業誘致について、さらに工夫した取組が必要ではないかとお尋ねでございます。

他県との厳しい誘致競争に勝ち抜き、本県への企業誘致を実現してまいりますためには、企業が進出先を決めるに当たり、最も重視する要素の一つであります「優秀な人材の確保」における本県の優位性をさらに高めていく必要があるものと考えているところでございます。

現在、「産学官コンソーシアム」において「産業育成戦略」を策定中でありまして、各分野の産業界から求められる人材育成に今後さらに力を注いでまいりたいと考えているところであります。

また、併せてこれまでも高いご評価をいただいていたところでありますけれども、誘致企業と同行しての各学校訪問やハローワークと連携した企業説明会の開催等を今後とも充実していかなければならないと考えております。

各誘致企業の皆様方からお話をお伺いするところによりますと、本県の特徴といいますのは、企業誘致、進出決定の時だけにとどまらない、将来にわたって企業に寄り添った形でのアフターフォローがしっかりしているということも極めて高いご評価をいただいているところでありますので、しっかりとした各発展段階に応じたサポート体制も構築してまいりたいと考えております。

さらに、県立大学においては、国内唯一の情報セキュリティ学科等も開設したところであり、

こうした高度専門人材の育成等を今後の誘致の強みとして活用し、さらなる企業誘致の目標達成のために努力してまいりたいと考えているところでございます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係各部署長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは、2点お答えいたします。

まず1点目ですが、県内建設業の人材育成についてのお尋ねでございます。

インフラの整備や災害発生時の対応など、大きな役割を担っている建設業にとりまして、先ほど議員からご指摘のあった状況の中で、今後、担い手の確保・育成は重要な課題だと考えております。

先頃実施した建設業界との意見交換においても、建設大学校の復活など、技術者育成を目的とした施策の推進が求められているところであります。

このため、「宮崎県産業開発青年隊」など、県外の研修機関における実施状況について情報収集を進めるとともに、建設業界の詳細なニーズを把握するためにヒアリング等を行っているところでございます。

今後、これらをもとに新たな教育研修制度の必要性と実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、女性技術者の入職や定着の促進につきましては、担い手不足の解消のためにも有効であると考えております。

このため、女性技術者による意見交換会や女性限定の現場見学会を現在行っておりまして、産学官で連携し、女性がさらに活躍できる環境づくりなどの検討に着手したところでござい

ます。

2点目、土木分野におけるドローンの活用状況と今後の活用見込みについてのお尋ねでございます。

現在、国におきましては、建設現場の生産性の向上を目指すi-Constructionの一環として、調査・測量、施工管理等への活用を推進しており、県内でも一部工事に導入されているところでございます。

また、維持管理の面での活用についても、橋梁等の直接目視点検に代わる手法としても研究が進められているところです。

なお、県におきましては、熊本地震の発生時に、長崎県建設技術研究センターが保有するドローンを活用して、島原半島地域での道路のり面の危険度調査を行った実績がございます。

土木部といたしましては、災害状況の早期把握のほか、インフラの点検、事業予定地の調査など、さまざまな用途に活用できると考えております。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から、3点お答えさせていただきます。

まずは、農林分野におけるドローンの活用状況と今後の活用策についてのお尋ねでございます。

本県におきます農林分野での活用状況としましては、農家2戸が水稻の農薬散布に活用している事例と、農業共済連合会が農作物の損害評価への活用に向け実証に取り組んでいる事例がございます。

今後の活用につきましては、ドローンには短時間で広範囲に上空からの画像情報が入手できる特徴がありますことから、果樹等の早期生育診断による肥培管理や出荷予測への活用、ある

いはばれいしょ等の病害の早期発見、早期防除への活用、また、災害時の早期現場確認と対応への活用等が見込まれるものと考えておりまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県内には全国に誇れる農林水産物があり、地域をイメージづけるようなブランド化も必要と考えているが、県としてブランド化の推進をどのように図っていくのかとのお尋ねでございます。

農産物について、県としては、これまで産地や関係団体と一体となって、糖度や色、味といった高い品質と、一定量を安定的に供給できるロットの確保を図ったうえで、長崎をイメージできるネーミングにより、「出島の華」、あるいは「長崎ゆめのか」などのブランド化を進めてまいりました。

一方で、各地域には、例えば、「松浦市のメロン」や「小値賀町の落花生」などといった高品質でありながら、ロットが少ないため、全国的には認知度が高くない製品も多く、こういった産地を育ててブランド化を進めていく必要があると考えております。

そのためには担い手対策や農地集積などの産地拡大対策、品質向上対策と併せ、地域の特性やストーリー性を活かしたネーミングをつけたうえでの流通・販売対策を推進することは、ブランド化の有効な手法の一つと考えているところでございます。

県といたしましては、産地自らが実施する認知度向上や販路拡大対策について、PR資材の作成、店頭での試食宣伝販売、商談会への参画等の活動に対しまして支援を行っているところであり、こうした支援等を通して産地と一体となってブランド化を推進してまいりたいと考えております。

最後に、県内外、特に、県内の消費者に向けて本県農林水産物の認知度向上のために県としてどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

県内では、全国一の生産量を誇るびわをPRする「びわフェスタ」や、県内産花きの紹介と消費拡大を図る「ながさきフラワーフェスタ」等、各種イベントが開催されており、県として支援を行っているところであります。

また、地域において、地元の農林水産物を地元の方々が積極的に愛用する地産地消をはじめ、各地の優れた産品を知っていただき、地域の方々が農林水産業を支える運動として取り組む「ながさき収穫感謝祭」を農業関係団体等と連携して県内各地で開催しているところであります。

このほか、長崎市内量販店において、県内で生産されたトップレベルの農林水産物を紹介・販売する「地産地消フェア」にも取り組んでいるところでございます。

あわせて、県内外へ向けた長崎和牛の認知度向上対策や、関西圏において本県農産物をPR・販売する圏域キャンペーンなどにも取り組んでいるところであります。

今後も、このような取組を継続的に行うことで本県農産物の認知度向上と消費拡大に取り組んでまいりたいと思います。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 私の方から、3点お答えさせていただきます。

まず、水産分野におけるドローンの活用状況と今後の活用策についてのお尋ねでございます。

水産分野では、国が民間団体に委託しまして、諫早湾においてアサリ養殖の妨げとなっておりますホトドギスガイの分布をドローンを活用し

て効率的に把握するための手法開発に取り組んでいるところでございます。

また、他県では藻場の分布状況の把握にもドローンが利用されている事例がございます。

水産部では、藻場の分布調査のほか、赤潮の監視などにも利用できるのではないかと考えており、今後、国や他県での利用状況等を調査し、ドローンの水産分野における活用について検討してまいりたいと思っております。

2点目、県としてブランド化の推進をどのように図っていくかとお尋ねでございますが、水産物のブランド化を進めるに当たって、消費者のニーズを踏まえ、高鮮度や高品質な商品づくりを行うとともに、商品のよさや地域をイメージするようなネーミングを行いながら、買い手側に対して商品づくりへの努力や品質の高さ、産地情報などを的確に伝え、付加価値を高めていくことが重要だと考えております。

県では、これまでも量販店等のバイヤーを産地に招いて消費者ニーズに応じた商品づくりを行うための支援や、魚の鮮度低下を抑える処理技術の普及指導などを行ってきたところですが、今後は、さらに高鮮度を確保するための取り扱い基準や、品質、サイズなどの規格を明確化した商品づくりを推進し、県内外で積極的にPRを行うとともに、品質のよさを評価していただける飲食店などとの直接取引の拡大についても、生産者や漁協、市町と一体になって取り組んでまいります。

最後に、本県農水産物の認知度向上に向けて県としてどのように取り組んでいくのかとお尋ねでございますが、県産水産物のよさを県民に知っていただくため、トラフグ、カキなど旬の魚介類を提供するイベントが県内各地で行われておりますが、県としましては、長崎、佐世

保、松浦の各魚市場における「お魚まつり」や「水産加工振興祭」の開催を支援しております。

また、魚市場協会や漁業士会による主婦層や小中学生を対象とした「魚料理教室」なども継続的に開催しているところでございます。

こうした県内各地で行われている取組に加え、今後は、県外も含めた幅広い方々に県産魚のよさについて情報発信を強化することが重要であると考えております。

このため、県内で開催される各種イベントや季節ごとのおいしい魚を提供する「長崎県の魚愛用店」の情報などをSNSにより発信するとともに、こうした情報を本県を訪れた方々が入手できるようきめ細やかなPRにも取り組んでいくこととしております。

こうした取組を通じて、本県水産物の認知度向上を図り、消費拡大につなげていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 私の方からは、幼児教育に関する施策の推進について、2点お答えをさせていただきます。

まず最初に、保育士等の処遇を少しでも改善することができるよう、本県独自の補助制度が創設できないかとお尋ねでございますが、保育士、幼稚園教諭の処遇改善につきましては、人材確保や保育の質の向上の面から、県としても、その必要性を十分認識しております。

平成27年度の国の調査によりますと、県内における保育士と全職種平均との給与格差は、勤続年数に違いはあるものの、月額約8万5,000円となっております。

国は、これまでも是正措置を講じてきたところですが、さらに、来年度は勤続年数に応じて最大で月額4万円の加算措置も検討されてお

り、応分の負担が県と市町に求められることになります。

国が定める給付費に算入される保育士等の人件費につきましては、国家公務員給与に準拠した設定がなされておりますが、給付額を算定する際に用いられる保育士等の配置基準が現場の実態を反映しておらず、実際の配置数よりも少ない人数に設定されているため、保育士等一人当たりの支給額が低く抑えられていると考えております。

ご提案の県独自の人件費の助成制度につきましては、保育士等の処遇問題の根本的な解決にはつながらないのではないかと考えておりますので、県としては、保育現場の実態に即した配置基準の見直しを、引き続き国に対する要望の中で強く求めてまいりたいと考えております。

次に、「幼児教育センター」の設置を進めることができないかとのお尋ねでございますが、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく重要な時期であります。幼稚園、保育所、認定こども園等において、質の高い幼児教育を提供することが求められております。

「幼児教育センター」は、幼児教育に関する地域の拠点として、都道府県等が設置することが検討されている施設であり、幼児教育の内容及び指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭や保育士等に対する研修機会の提供や、相談支援、幼児教育施設、市町に対する助言及び情報提供等の業務が想定されております。

本県におきましても、幼児教育のさらなる充実を図るため、幼児教育に関する研究、研修等の拠点となる「幼児教育センター」の設置について、調査研究を行うことといたしております。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 企業誘致関係で

「名古屋企業誘致センター」設置の成果についてのお尋ねでございます。

産業振興財団の「名古屋企業誘致センター」は、自動車産業をはじめ、製造業が集積する愛知県を中心とした東海地区と、これまで営業拠点がなかった関西地区の企業誘致活動を強化するため、昨年度、設置をいたしております。

開設してからまだ1年半でございますけれども、これまでに財団が培ってまいりました自動車関連企業の人脈などを活用し、2件の企業誘致を実現したほか、東海地区の長崎県人会の活用や、今年2月に開催いたしました「ながさき企業立地セミナーin名古屋」参加企業へのフォローアップなどを通して、新たな有望案件も着実に発掘している状況でございます。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) それぞれご答弁ありがとうございました。

まず、建設業の人材育成につきましては、土木部長より、「検討する」とご答弁いただきました。今、離島の建設業者の皆さんとか、100万円、200万円を一人の社員にかけて宮崎の学校にやっているわけです。こういったこともぜひ、先ほども言いましたけれども、大村にあるナークを活用して、ナークの職員さんたちに徹底的に指導していただきながら、また、その費用は宮崎に落ちるんじゃなくて長崎にきちっと落ちて県内経済に回っていくと。また、その技術を習得した人たちは県内に残ってしっかり子どもを産み、育て、地域に残っていくというような、重要なことだと思いますので、どうかその点もしっかり認識していただいて取り組んでいただきたいと思います。

国の予算を活用することも一つだと考えております。地方創生の観点からも、この地方創生

の予算をとりにいって活用するお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 人材育成につきましては、今、いろんな予算の中で何が活用できるかも含めて検討している最中でございます。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) 土木部長の答弁は「検討」という言葉で終わっているんですけども、ぜひ期待をして、土木部として長崎県の建設業の生き残りをかけた問題だと思いますので、どうか温かいご配慮をお願いしたいと思います。

次に、先ほど回答がなかったんですけども、ドローンの質問に関して、九州ではじめての訓練場となるよう取り組んでいったらどうかという質問をしたんですけども、その質問に対してはお答えがなかったと思うんですけども、どなたか答弁をしていただければと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 九州内の取組で長崎からという議員のご提案だと思います。

現在、ドローンにつきましては、国の方で、どういう講習のあり方があるかとか、資格制度、この辺を検討しているようでありまして、九州整備局におきましては、今、平成27年度から講習会を実施しているところです。

そういうものと併せながら、長崎県において、どういう立場で、どういう研修をやっていくのかということを含めまして、各分野でどういうニーズがあるのかということもありますので、各部の話聞きながら、それについては今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

先般、1週間ぐらい前ですけども、テレビの報道によりますと、ドローンは資格をきちっと取っていないと飛ばせないという状況になっております。その資格を今後取りにいく若者がいたとして、年収が1,000万円から2,000万円ぐらいとれるような報道があったんです。ということは、全国の若者に限らず、年をとられた方もそうだと思いますけれども、何とか免許を取りたいと思われている方が、九州にはまだ一つもないわけですから、いち早く、何とか長崎県にこの訓練場なり、そういう指導する学校を誘致していただきたいと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) ご指摘の点につきましては、先ほどの県内の事業、あるいはいろんな制約等も含めまして調査しまして検討させていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) 取組をどこの部できちっとやるのかということはまだ決まってないでしょうから、酷な質問だったと思うんですけども、例えば、上五島空港や小値賀空港の今利用されている状況をきちっと把握して、国に対して特区申請や実証実験を行うことで、何とか切り口というか、入り口をそちらの方に設定して取り組んでいただけたらなと思うんですけども、その点について伺いをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご指摘の点につきましては、空港の有効活用という点もでございます。上五島空港につきましては、民間のプライベートの飛行機も飛んできている状況もありますし、ほかの航路計画との関連もあると思われますので、いろいろな課題を含めまして

検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

そこで、先ほど、上五島空港と小値賀空港の話をさせていただいたんですけれども、上五島空港と小値賀空港の離発着便の回数につきまして、もし把握しておられましたらご答弁をお願いします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 申し訳ございません。ただいま手元に資料がございませんので。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 現在、手元にあるデータでは、上五島空港は、平成26年度は民間機の利用と自衛隊機等の利用で合計128回、平成27年度は83回ということになっております。

それから、小値賀空港につきましては、平成26年度が100回、平成27年度が159回ということです。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

今の回数を聞きますと、飛んでいない日もたくさんあると思いますので、どうかそこら辺もきちっと把握していただきながら、何とか県内で、上五島空港、小値賀空港でできたらベストですけれども、そこでできない場合は、ぜひほかの地域を発掘していただいて取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、保育所及び幼稚園の教諭等に関する処遇改善についてでありますけれども、こども政策局長からは、まず最初の一律1,000円の処遇改善は県の単独では難しいというような答弁だったと思います。

今回、長崎県の保育園の連合会と幼稚園の連合会と共同で要望に来られました。田中議長の方にも要望活動されまして、私も同席させていただきましたけれども、年間7,600人に対して県の単独事業費をつけるというのは、今、県の財政では厳しいと思うんですけれども、ほかの県で県単独事業で支援をなさっている県があったら教えていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 九州各県のデータがありますが、沖縄県が平成28年度に限りベースアップ事業を実施したと。金額が、例として1万円としかになっていないんですが、詳細がわからないんですが、九州各県においては、今、沖縄県が実施をしたところでございます。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) 九州では沖縄県だけが実施したということでもありますけれども、単純に計算をしてみますと、約1億円ぐらいかかるわけです、7,600名の方たちの処遇改善をするとなるとですね。県の単独事業も、財政が厳しい中、今から減らしていこうというところではあるんでしょうけれども、本当に長崎県の子どもが今後県の宝になってくるんですね。そういった中で保育士が足りないという状況等は、人口が減っていく一方ですよと。何か手当てをしてあげないと、一人ひとりに対しては年額1万2,000円という値上げにしかありませんけれども、県のお考えをもう少しやわらかくしていただいて何とか処遇改善をしていただきたいと思いますけれども、その点について、もう一度、こども政策局長の答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 議員からお話

があったように、財政的になかなか厳しいという中でございます。

ただ、先ほど、私、ご答弁申し上げましたように、国から給付費ということで一定基準が示されているんですが、配置基準が実際とちょっと乖離がある。そこが改善されれば、また給料も上がっていくと思っておりますので、今年、政府施策要望で我々は要望させていただきました。引き続いて、国に対して配置基準を見直していただきたいというようなことを要望して処遇の改善を進めていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農林水産物のブランド化の取組についてです。

農林部長、水産部長から答弁がありましたけれども、実際、農林部長、水産部長は、現地に出向いて地域の方たちと触れ合いながら、これはぜひブランド化していこうとか、力を貸さなければならぬと思ったところがございましてしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私も昨年来ずっと現場を回りまして、いろんな産品がございまして。ここで個別の産品の名前を挙げるのはちょっとかと思いますが、各地域、地域、それぞれのところで産品がございまして、それをしっかり、先ほど言いました産地拡大対策、品質向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。
(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 私も昨年来、各地を回った中で、さまざまな素晴らしい品物があるんじゃないかと考えております。そうした中で、

しっかりした規格を持って、そして、消費者にそのことをしっかり伝えることによって、同じ商品がキロ当たり1,000円違うとか、そういった例もございまして。

また、先ほど議員からお話がありました「びわ茶雲仙ぶり」、こういったものも新しい商品づくりのために、原価は20円ほどかかっておりますが、そのかわり逆に販売価格は100円以上上がっているというような取組もございまして。私どもはこういった取組を積極的に拾いあげて努力していきたいと思ひます。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

先ほど、同僚のご議員からフグの養殖について質問がありましたけれども、長崎県の養殖フグは、全国の生産量の約55%を占めて第1位の量を誇っております。九十九島で養殖されているフグには独自にネーミングがついていたり、戸石の方もそうでしょうけれども、ほかの地域につきましては、まだ名前等がきちっと確立をされていなくて、今後、ブランド化をしていこうという地域もありますので、今後ぜひご支援をお願いしたいと思ひます。

それと、イベントについてであります。平成26年の一般質問におきまして、私、すしコンテスト、また、「すし祭り」に関する質問をさせていただきました。翌年の平成27年11月に県のご配慮により、「すし祭り」を開催していただきましたけれども、残念ながら、今年は何もありませんでした。(発言する者あり) 長崎県鮭商生活衛生同業組合からは、(発言する者あり) 大変残念な声が聞かれたわけでありましてけれども、(発言する者あり) 継続的に魚を売る、知名度アップ、ブランド力向上もそうですけれども、継続的にしないと、やはり力が発揮でき

ないと思うわけであります。（発言する者あり）また、同僚議員からも、「ながさきかんぼこ祭り」もなくなったというようなことも聞いております。

どうか、県としましては、春夏秋冬あるわけありますから、それぞれの季節によってきちんとJAとタイアップをしたり、県漁連とタイアップをして、年に4回とは言わなくても、年に2回ぐらいは農林水産物のイベントをやりたい。県内外から大々的に呼び込むようなイベントをやりたいと思いたいますが、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 先ほどもお答えさせていただきましたが、県内、長崎、佐世保、松浦の各市場での「お魚祭り」、また、「水産加工振興祭」、こういったものについては継続的に開催しております。また、魚市場協会等での料理教室ということも継続しておりまして、年間約4,000人の方が参加するような、地域においては、ある一定認知されることとなってきたのではないかと考えています。

一方、先ほど、議員から話がございました「すし祭り」でございますが、昨年度は地方創生事業の中で、その年度限りの事業として行わせていただきました。その際、一定の効果といえますか、参加者、出店者、いろんな方から評価をいただきましたが、その後、継続するためには、実際にこの会に参加された方々からの意見、なかなか経費的な面、いろんな課題がございました。そういった面がございまして、今年度、予定をしておりません。

ただ、先ほど申し上げましたように、県外から来られた方も含めまして、さまざまな県産水産物のよさ、すしを提供する店も含めまして、

「長崎県の魚愛用店」、こういったものに登録することにつきまして、さまざまな情報発信を通じまして、県産魚の県内での認知度向上、そして消費の拡大につなげていきたいと考えております。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

地方創生の予算は平成28年度もあったわけありますので、県として本当に取り組むべき気持ちがあったのかということが疑問に残りますけれども、ぜひ、先ほど言った「すし祭り」、また「ながさきかんぼこ祭り」等、水産物の祭りを一大イベントとしてきちっと定着をさせて、（発言する者あり）県内外からの観光客の誘致、また、外国人に認知されるようなイベントに育てていていただきたいと思います。農林部長、水産部長、お二人に聞くのもあれなので、担当の副知事の方から何か強いご意思が聞けたらと思いますけれども、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 濱本副知事。

○副知事(濱本磨毅穂君) 今まで両部長から答弁させていただきましたけれども、県一本でやる大きなイベントに取り組んできたこともございます。そういう中で、よりもっと身近に各地域で実施をしたいという各団体のお話などもあって、各地域開催に見直しをしたというふうな経過があるようなイベントもございます。

そういう状況もございますけれども、地域でいかにその地域産品を知っていただくかということは非常に大切だと思っておりますので、いろんな機会に団体等とも話をさせていただきたいと思いたいます。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

た。

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。特に、観光の面においても、多客期、閑散期とありますけれども、できれば旅館業の閑散期に合わせてイベントをぼんと打っていただくと、県内外からどんどんお客さんが来て県内経済も潤うというような効果も得られると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間も残り少なくなってきましたけれども、最後に、先般、衆議院の内閣委員会におきまして、いわゆるIR法案が通過いたしました。来週には衆議院本会議で通過するというような見込みの報道もされております。

報道によりますと、カジノ、カジノ、カジノというようなことでカジノのことばかりクローズアップされておりますけれども、我々は推進する立場として、MICE機能とか商業施設とか、そっちがメインであって、カジノは、最後の最後というか、カジノを含むIR法案であって、雇用の創出等も願って推進する立場です。

今回の衆議院内閣委員会で採決されたIR法案について、県当局の見解を求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 里見副知事。

○副知事(里見 晋君) 今回、衆議院で採決されました、長崎県としても何度か上京しまして経済界の方に対していろいろ要請をしてみました。議員おっしゃるように、佐世保を念頭としながら、カジノを一ピースとして統合リゾートという形、特に、地方創生に資するような形でしていただきたいことを強くお願いしてまいりましたので、この国の動きに呼応しまして、より、そういう形での地方創生に資するようなIRというものをしっかりやっていき、それによってインバウンド、あるいは関係の方々をも

っと誘致するような方向で我々としても頑張っていきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 宅島議員—17番。

○17番(宅島寿一君) ありがとうございます。

IRにつきましても、長崎県と県議会が一体となってぜひ推進していきたいと思います。

その際、政府においては、1年以内に附帯決議もつけてあって、ギャンブル依存症の対策もきちっと盛り込みなさいというふうになっておりますので、長崎県におかれましても、県民の皆様には、きちっと佐世保のハウステンボスにおいて我々は推進していますというようなPRもぜひやっていただきたいと思います。

残り時間はあと2分ありますけれども、今年、我々の会派の質問は私が最後となりますけれども、県民の皆様の幸せを願いつつ、一般質問を終了させていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時42分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 第163号議案上程
- 4 知事議案説明
- 5 上程議案委員会付託
- 6 請願上程、委員会付託
- 7 散 会

平成28年12月6日（火曜日）

出席議員（44名）

1番 吉村正寿君
2番 坂本浩君
3番 宮本法広君
4番 麻生隆君
5番 大場博文君
6番 里脇清隆君
7番 近藤智昭君
8番 山口経正君
9番 大久保潔重君
10番 浅田眞澄美君
11番 松島完君
12番 友田吉泰君
13番 堀江ひとみ君
14番 川崎祥司君
15番 深堀浩君
16番 山田朋子君
17番 宅島寿一君
18番 山本由夫君
19番 吉村洋君
20番 ごうまなみ君
21番 山本啓介君
22番 中島浩介君
23番 前田哲也君
24番 西川克己君
25番 中村和弥君
26番 外間雅広君
欠番
28番 中山功君
29番 山田博司君
30番 高比良元君
31番 小林克敏君
32番 久野哲君
33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
36番 徳永達也君
37番 中島廣義君
38番 瀬川光之君
39番 坂本智徳君
40番 溝口芙美雄君
41番 橋村松太郎君
42番 野本三雄君
43番 三好徳明君
44番 八江利春君
45番 宮内雪夫君
46番 田中愛国君

欠席議員（1名）

35番 下条ふみまさ君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅穂君
副知事 里見晋君
総務部長 上田裕司君
県民生活部長 吉浜隆雄君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
企画振興部長 辻本政美君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 浅野和広君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 熊谷徹君
産業労働部長 古川敬三君
危機管理監 西浦泰治君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長
会計管理者 新井忠洋君

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	橋 本 希 俊 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	星 野 孝 通 君
公安委員会委員	川 添 忠 彦 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

ー 午前10時 0分 開議 ー

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) (拍手) **〔登壇〕** 皆様、おはようございます。

改革21、民進党の吉村正寿でございます。

まずは、大変貴重なお時間ではございますが、

一言お礼を申し上げたいと思います。

本当に私ごとではございますが、議会を長期離脱をいたしまして、申しわけございません。本会議の欠席、それから委員会の欠席、皆様方に変なご迷惑をおかけしたことを、まずはおわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

おかげさまで、大学病院の先生方、それから入院する病院の先生方、看護師さん、リハビリ士さん、いろんな方の支えによって、また家族、これを言わないと、後からうちのかみさんから、私のことを言わんやっとなと言われるもんですから、(発言する者あり) あらゆる皆様のご支援をいただいて、どうにかここまで回復をすることができました。これから先、本当にいただいた命だと思っておりますので、それを県民、市民の皆さんの幸せのために精いっぱい使っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方もよろしくお願ひしたいと思ひますし、おかしなところがあつたら、「吉村おかしかなど、頑張れ」というふうに言っただけだと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手・発言する者あり)

ありがとうございます。

それでは、今から質問に入らせていただきたいと思います。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 三菱重工の商船事業の見直し。

①雇用や仕事量の影響において、その対策について。

私は入院中であつたんですかね、結構大きなニュース、それもショッキングな見出しで紙面を躍つていたのが、三菱重工の事業の見直しの件です。一体この長崎はどうなるんだろうかというふうな思ひが全身を駆けめぐりました。

そこで、三菱重工の事業の見直しについて、知事がどのようにそれを捉えておられるのか。

私としては、やはり長崎は三菱の企業城下町、特に、長崎市は企業城下町ですし、長崎全体、造船業がたくさん立地をしている県であります。そういう中であって、いろんな影響が考えられると思うんですけども、雇用や仕事量への大きな影響をどういうふうに知事は考えられたのか。また、どのように認識して、その対策があるならば、考えておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

そのお答え次第によっては再質問させていただきたいと思いますし、また、残余の質問につきましても、対面演壇席からさせていただきたいと思います。

どうぞお答えをよろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 吉村正寿議員のご質問にお答えいたします。

大型客船の建造撤退に伴い、雇用や仕事量への影響、そしてその対策をどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

大型客船建造に従事しておられる方々のうち、この大型客船の建造が終わりますと、県外から応援に来ておられる従業員の皆様方は、県外の事業所にそれぞれ戻られるということになりますが、もともと地元の従業者の方々は、高操業が続くLNG船等の建造にシフトしていく旨、三菱重工本社の商船事業担当の幹部の方からお聞きしたところであります。

したがって、県外から一時的に応援に来ておられる従業者の方々の宿泊や飲食などの消費による地域経済への波及効果はなくなってしまうんですが、LNG船等の建造が増加する見込みであることから、地元の雇用や仕事量は当面

確保されるものと認識をいたしております。

しかしながら、中国や韓国との受注競争の激化をはじめ、造船業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いておりますことから、県では、三菱重工の協力企業による共同受発注システム構築を支援するなど、下請企業の自立化に向けた取組を支援しているところであります。

いずれにいたしましても、造船業は、本県にとってなくてはならない基幹産業であり、三菱重工は、その中核となる企業であります。

今後とも、三菱重工が新たに取り組もうとされておりますクルーズフェリーや中小型客船の建造、造船技術センターの創設などについて、長崎を拠点化していただけるよう、地元としてもできる限り協力を行うなど、地域の雇用と仕事を守るために全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員1番。

○1番(吉村正寿君) 知事、ありがとうございます。やはり県にとっても大問題だということで、いろんな対策をお考えになられているというお答えを聞いて、少しほっとしています。県民の特に造船に関わる皆さん、三菱の協力業者とかそういった皆さんにとっては、少しは胸をなでおろしたようなご答弁だったのではないかなと思います。本当にありがとうございます。

やはり県としては、三菱重工長崎造船所には大変いろんなことでお世話になっていると思うんですね。例えば、もう随分昔の話になりますけれども、松山に長崎国際体育館がありましたけれども、ああいうものをいただいたりとか、そういうこともあります。確かに、本県としても、

また自治体としても、長崎市としても、三菱の高操業を維持するために住宅の提供とかそういったことをしている部分もあるんですが、要は、まちづくりの観点から言えば、持ちつ持たれつで、やはり県が何か三菱に対してできることがあるとすれば、私はやっていいと思うんですよ。例えば女神大橋などは、三菱重工も施工の一部に入っているわけですからね。公共事業をがんがん、がんがん出せという話ではないですが、要は、地域の経済を回していくためにはどうしなければならないかというのは、もう県の皆様もよくお考えでしょうから、ここでわざわざ私が言う必要もないと思うのですが、どうかよろしくお願いしたいと思います。

何せ影響力の大きい企業ですから、三菱がだめになれば、長崎の灯もどんどん、どんどん消えていきますので。せっかく「世界三大夜景」に認定されたところで、また、ここで灯が消えれば、四大夜景にも五大夜景にも入らないようになったら、また大ごとですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続いての質問に移りたいと思うのですが、また三菱重工関連ですけれども、知事は宮永社長と直接お会いをしたというふうにお伺いをしています。宮永社長との会談の内容です、差し障りのないところでお話をいただければ、協力企業の皆さんとか、県民の皆さんに安心感を与えるのではないかなど。今までの話の筋としたら、長崎でまだまだやっていくことがあるんだということでしたので、そういうことであれば、希望の持てるお話だったのではないかなと推察しますので、どうぞ差し障りのない程度で結構ですので、お話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 三菱重工の宮永社長には、かねてより面談のお願いをさせていただいておりましたけれども、先月中旬に長崎市長と長崎商工会議所会頭とともに三菱重工本社を訪問し、宮永社長とお会いをいたしまして、この商船事業の改革について、お話をお伺いすることができたところであります。

私どもの方からは、中小型客船の建造場所、あるいは造船技術センターの設置などについて、地元としてもしっかり協力ができることには取り組んでいきたいので、長崎を拠点としてご検討いただきたいというお願いをいたしたところであります。

宮永社長からは、造船事業を継続していくためには、時代に合わせた事業のあり方をしっかり考えていく必要があること、造船技術センターについては、日本の造船技術・技能の向上に資するようなものを検討していることなどについてお話をいただいたところであります。

いずれにいたしましても、商船事業の改革については、現在、三菱重工でご検討中でありますので、引き続き、その動向をしっかりと注視してまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) ありがとうございます。

私が長崎市議会のメンバーであったころに、商船事業を、特に、客船を三菱で連続建造をするんだということを明らかにされて喜んだ者であります。それはなぜかというと、知事もよくおわかり、執行部の皆さんも、議員の皆さんもよくおわかりなので、わざわざここで話す必要もないかなと思いますが、要は、大型の客船が一年に一隻できるということは、長崎に300メートルの高さのホテルが1棟ずつ建っているようなものなんですよ。1部屋、1部屋区別

されて、それぞれにバスルームがあり、洗面所があり、インテリアがあり、カーテンがありというふうに小分けされた部屋だと思いますから、大きなレストランもある。要は、一つのホテルができていようなものなんですよ。その経済波及効果といったら、やはりものすごいものがあると思うんですね。いろんな業種にわたっていますから。それがなくなるというのが、非常につらいなと。

ただ、今、知事がおっしゃったように、宮永社長との会話の中でも、工業センターを長崎に立地させて、新しい時代に合った船づくりを長崎を中心に進めていくんだということで新たな希望が見えつつあるのではないかなと思います。まだ、見えたとまでは言えないんですけど、見えつつあると思いますので、どうか県としても全県下挙げて、長崎市のほかにも佐世保市にはSSKがありますし、西海市にも大島造船所があるわけですから、造船、船造りというのは長崎の基幹産業ですから、どうか強力に県のリーダーシップを期待をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

いま一度、その決意を知事、お聞かせください。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに、これまで私どもは客船連続建造体制の構築に向けて、地元としても協力できることはしっかり協力していこうということで取り組んできたところでありますけれども、世界規模の厳しい競争の中で、なかなかサプライチェーンが十分に整っていないといったような課題等もご披露をいただいたところであります。

いずれにいたしましても、本県にとってはなくてはならない基幹産業でありますので、地域

の各関係皆様方とともにしっかり支えてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員―1番。

○1番(吉村正寿君) 知事には、同じような答えを重ね重ねで、本当に申しわけなかったんですが、知事の決意といいますか、よくわかりましたので、どうかそれを実行に移していただいて、長崎県の未来が明るいものになるようにお願いしたいと思います。

というのも、一家の大黒柱であるお父さんがちゃんと給料をとってくる製造業というのは、長崎県が産業振興財団と一緒に企業誘致をしている、その一番メインのところだと思うんですね。産業振興財団は、今、一生懸命いろんなところで営業活動をしてきて、たくさんの業種の立地を進めていらっしゃいます。それはそれですばらしいことだと思います。ですからこそ、長崎県だったら必ずできるというふうに思いますので、どうか、今、知事がおっしゃってくださったことをぜひお進めいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2、国民健康保険について。

(1) 保険者として。

①都道府県化について、県が考える問題点。

国民健康保険は、これまで各市町が保険者となって国民健康保険を運営してきたところであります。ところが、これが県に一本化されるという話を聞いています。それぞれの市町だけの国民健康保険だったら、幾ら政府のいろんな手当てがあるとはいえ、財政的にも非常に弱いものであると、それを県に一本化することによって強固なものにして、そして、国民へのサービスを低下させないというようなことではないかなと思うんですけども、それにしても、今、それぞれの市町の国民健康保険は、必ずしもい

い状態にあるとは言えないと思います。私も長崎市の国民健康保険の運営協議会の一員で、会議にも出たことがあるんですが、やはり市財の繰り入れが毎年、毎年発生しているような状況です。

42万人の人口を持つ長崎市でさえもそういうことにあるとするとすれば、ほかの小さな市町はもっと大変だろうなと思うんですね。それら的大変なところを寄せ集めて県に一本化する。いいところばかりを集めるのならいいんですけども、いいところも、悪いところも全部集めなければならないということで、これからの県のご苦労もいかばかりかと考えるところであるんですが、現時点で、まだはじまってはいないのですが、県が考える都道府県化についての問題点とはどういうふうに今お持ちでしょうか。もしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 国保の都道府県化に関しましては、県といたしまして、今後も医療費の増嵩が懸念される中で、持続可能な国保制度の構築というのが必要になってまいりますので、都道府県ごとに財政運営の見通しを示し、あるいは安定的な運営の可否について十分に検証すること。また、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ることなどが必要と考えておりまして、このことについて、全国知事会を通して国に要請をしているところでございます。

また、現在、平成30年度からの開始に向けて、この制度の実施に向けて準備を進めているところでございますけれども、今、吉村正寿議員から言及がありましたけれども、算定方式などによって異なる市町ごとの保険料水準、ここが異なっていますので、そういう保険料水準

を統一すること、あるいは、収納不足が生じた場合などに活用するために新たに設置した財政安定化基金の貸付要件等の運用ルールの設定などについても整理していく必要があると考えております。

そのために、現在、県と市町との協議の場があります「市町国保連携会議」を開催しておりますけれども、この中でその解決に向けて協議を進めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) ありがとうございます。

今、お答えがあったとおり、非常に難しいと思うのが、やはり同じ保険者、長崎県という保険者だったら、どの市町に住んでいても同じようなサービスが供給されなければならないと思うんですよ。

じゃ、長崎県の場合、長崎市と離島部に行った時と同じような医療サービスが提供できるか。同じ国保税は払うんです。多分、長崎市の国保税と離島部の国保税が違うということにはならないと思うんですよ。一保険者だったら、長崎県が保険者の場合は、長崎市の国民健康保険税も、それから、離島部の国民健康保険税も同じ金額になると思うんですね。そのときに長崎は、言い方は変ですけど、高度医療を施せる病院が、例えば大学病院があつたりとか、長崎みなとメディカルセンター市民病院があつたりとか、長いですね、言いづらいですね。高度医療ができるような病院が幾つもあるんですけど、じゃ、県は今、医療圏組合で一生懸命頑張られていますけれども、長崎のように医療が受けられるかということ、どうもそういうふうに、まだないよという中で、保険料をどうするか。

あと、未収対策をどうするか、これも大変なことだと思うんですね。追っかけていって、ま

さか取るなんてことまで、そういうふうなことを病人に対してするか、なかなかできづらいですよ。

そこで、ご提案があるんですけれども、せっかく国保、県で一つになるんですから、県全体で同じようなサービスができて、なおかつ、そのサービスを受ける県民の皆さんが喜んでくださって、それが国保財政がいいほうに回る、そういうふうなことが考えられないかなというふうなことをいろいろ探していたら、一つ、これは可能性があるんじゃないかというのが出てきたんですよ。今から、私はそれをお話しますので、それについてコメントをいただければいい、早い時期の施行をお願いしたいなと思います。

②装具の受領委任払い制度について。

医療用の装具に関してです。

議長のお許しを得て、私はその現物を持ってまいりましたので、ちょっとお見せしたいと思います。

これがその一つなんですけれども、（医療用装具提示）医療用の装具、これを使うのは、主に脳疾患の患者さんが、それがある程度回復してから、次、歩き出す時に使う、膝の部分を固定するための装具なんですね。この装具をつけて歩くりハビリをなささいというのは、これは「グレードA」というところに指示されている治療方法なんです。グレードAというのは、部長はおわかりかもしれませんが、やらなければならない治療なんです。お医者さんとしては、グレードAというふうになっている治療はやらなければならない治療、保険診療から言えばですね。だから、これをつけて歩く練習をするんです。

ところが、これをつけるのはいいんですが、

これは結構高いんですよ。これはどれくらいだと思いますか、片方の足だけですけれどね。これは左足用ですかね。残念ながら、私のじゃないんですよ。すみません。私のはもうちょっと長いです。（笑声）おもしろかったですか。ありがとうございます。これで大体、片一方で17～18万円するんですよ。約20万円します。

それで、今の保険の制度は、この20万円を一時患者側が全額立て替えないといけないんですよ。ところが、倒れた患者さん、脳疾患ですから、ご不幸にも急に倒れて、やっと治ってきたという時に、「これをつくらんばですよ」と、「はい、20万円ください」って、いただきに行く方もいただきにくいし、患者も、なかなか20万円というお金をすぐ用意できるのかなと。ですから、あきらめた方も随分いらっしゃるんですよ。これをつけてトレーニングをする、リハビリを行うということをあきらめた患者さんもとくさんいらっしゃるそうです。

お医者さんが、これは、もうグレードAですから、必然的につくってくださいというようなことが、すぐ装具メーカーの方にはいくんだそうですけれども、装具メーカーがつくって、それから患者さんに持って行ったら、「幾らするんですか」と聞かれて、「20万円です」ということで躊躇される方もたくさんいらっしゃるんだそうですよ。

というのが、倒れて、明日はどうなるかわからん我が身なわけですよ。仕事も休んでおる、給料もちゃんとその月の分をもらえるかどうかもわからない中で、確かに保険の制度できちんとカバーされます。一度立て替えさえしておけば、何カ月後にちゃんと請求の手続をすれば、この中の7割は戻ってくるんです。立て替えた分の7割はきちんと戻ってきますから、そうい

う意味では、本当にありがたい保険の制度なんですよ。

でも、もっともっと県民の幸せのためには、変えていいところは変えていっていいじゃないですか、もし県にできるのならばですよ。ここは、あくまで国の制度をそれぞれの市町で、それから、今度は県になろうとしているんですけども、それを受託しているわけですから、なかなか県だけの判断でいうところはあるかどうか分かりませんが、ぜひやっていただきたいのが、この装具をつくることについては、もうオートマチックに、これは代理請求の制度と言うらしいんですが、これをつくった業者さんがそれぞれの、請求を出してお金をいただくのが、長崎の国保の場合は国保連合会ですかね。そういったところに代理申請をして請求をしてお金をもらうということにすれば、患者さんが立て替えることは要らないわけですよ。一回一回立て替えて、そしてまた、立て替えた後に、その請求書を書きに行かないといかんわけですよ。大変な作業が待っているわけですよ。20万円なら20万円立て替えて、それを保険者から戻していただくのに、その申請を書いて、いつもいつもやっているわけじゃないから、大変な作業ですよ。それを持っていかないといかんというふうなことで、とにかく大変です。

そうするうちに、リハビリをする日が1日遅れ、2日遅れとしていって、結局遅くなったと。それで、歩き出すのも遅くなったと。実は、この歩き出すのが遅くなるというのが、やはり国保財政にとって大きな損失になっているんですね。実は、この装具を使って歩くリハビリテーションをした方が、使わない人たちよりも何日も早く歩き、なおかつ、入院期間が全体として短くなっているというエビデンスが出ている

んですよ。もう既に出ています。ところが、これはいまだにやられていない。なんでやられていないのか、よくわからないんですよ。財政にもいいし、何と云って、本人が1日でも早く歩けるって、こんなに素晴らしいことはないですよ。

皆さん、ベッドに長期間寝ておられて、そして立って歩くとなった時にはなかなか歩けないんですよ。経験のある方もいらっしゃると思うんですが、なかなか上手に歩けないです。二足歩行って、本当に奇跡みたいなものですよ。それを助けてくれるのが、この装具なんですよ。また歩き方を思い出すんです、これで。

というのが、これは左足用なんですけれども、歩行というのは、右足と左足と交互に出していくんですね。右足を前に出す時は、左足はきちんと固定されてなければいけないんですね。これはかちっとスイッチを入れて、左足が曲がらないように固定されるんですね。今度また前に出す時は、またそれをとったり何だりと、リハビリをしてくださる理学療法士さんが一々、一々してくさるんですけれども、そういったことを繰り返し、繰り返しやっているわけですけど、これがあるのとないのとでは、入院期間の差が出てくると、これはもうエビデンスがあるということです。ですから、ぜひ長崎県にはやっていただきたいと思います。

そこで、やはり問題になってくるのは財政なんですね。じゃ、特別にものすごいお金がかかるんじゃないかと、これ一個20万円するんだったら、一体幾らかかるのかという話なんですけど、もう今、既に7割は公的な保険制度で出ているわけですよ。ですから、後は7割とかというのを変える必要はないと思うんですよ。そのときに、一遍にその患者さんが全額を立て替

えないといけないという、ここさえなくしてしまえば、後はどうにかなると思うんですよ。どうにかなると思うんですよと、ちょっとこれは非常にまずい言い方ですね。どうにかなるんですよ。そういうふうにおっしゃっているんです。「そこに何万円かだったらどうにかなるとけれど、20万円はね」とやっぱりおっしゃるそうなんです。

それはそうですよ。さっきも言いましたけれど、病気で倒れたばかりで、働けるかどうかもうわからない、入院費も幾らかかるかわからない、そういう中で、20万円、今すぐに出してくれと言われたって、それは、私は、皆さんだって、どうしようかと思われるぐらいだと思います。

そういう中で、やっぱり市民の中には、県民の中には、なかなかそういう多額をですね。大体歩けるようになるという判断は、1週間ぐらいでするんだそうですね。だから、お医者さんは、1週間でつくってこいとか、よくおっしゃるんだそうですよ。その1週間ぐらいの間でお金も用意しないといけないわけですよ、入院している患者さんが。そういうことを考えると、非常にハードルが高いですよ。

よく「卵と壁」と、そういう話をされた作家もいらっしゃいますけれど、卵を県民とするなら、壁はこの医療制度なんですね。大変いい医療制度なんだけれども、変えるべきところはまだたくさんあると思うんです。それも、そう財政に影響を与えずに、変えるべきところがたくさんある。そうなれば、長崎県としてはやるべきだと思うんです。保険者が長崎県になるわけですから、これを機会に長崎県は、この装具については、代理申請をオーケーにするというようなことになれば、これはもしかすると、長崎発全国に広がる政策になるかもしれないです。

ほかのもうちょっと違った観点からの波及効果もありますので、それは後からにしたいと思うのですが、今までの、ここまでの私のお話、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 治療用補装具にかかる療養費の支給については、患者が、まず補装具の購入に要した費用の全額を製作事業者に支払った後に、保険者へ療養費として請求を行って、自己負担額を除いた額の支給を受ける償還払い制度ということで、今、議員が言われた部分がこの制度だと思っております。

また、議員の方からお話がありましたけれども、やっぱり一旦全額を支払うために、患者側の負担が大きいということで、なかなか装具の取得も遅くなる場合があるんだというのは、そういうこともちょっとお聞きはしております。

ただ、今、現在問題になっておりますのが、この医療用補装具については、保険者に請求した時に、保険者の判断によって支給することが、可能になっているんだけれども、その対象になるかどうかという判断が結構分かれるケースがあって、医療用補装具と思って、対象になると思って請求したところ、保険者の方が、いや、それはなりませんと言うケースも出てくるということで、そこがちょっと不安定な部分があるということで、そこを何とかしなければいけないということがあって、今、国の方で、そういうことも含めて検討がなされているということでお聞きをしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員1番。

○1番(吉村正寿君) お答えありがとうございます。またと言いますか、ありがたいの「あ」の字ぐらいで止まっているのかなというようなご答弁だったと思うんですけれども、全部それは保

険者側の問題であって、保険者側がきちんとシステムを構築すれば、幾らでも解決できるような問題だと思うんですね。ぜひ患者側の立場に立ってですね。

そして、財政的にもそう負担がかかるものではないというようなことを私は申し上げたと思うんですね。逆に言えば、財政にとってプラスになる可能性だってあると。お許しをいただいて、ひとつこれを読みあげたいと思うんです。

「当院における」と、この当院というのは、金沢脳神経外科病院というところのリハビリテーションセンターからの第48回西日本理学療法学術大会、名古屋で行われたものの論文の中の一節なんですけれども、「発症から」、発症からというのは、脳卒中で倒れたりとかそういうことですよね。「発症から2カ月以内に装具を処方された群と、発症から2カ月以上経過して処方された2群に分類して、各項目間で比較検討を行った。また、下肢装具を作製し、歩行自立に至った19例も同様に2群に分類して、自立歩行までの期間を比較検討した」と。

そういう比較方法をしたら、発症から入院期間が2週間たたないで、この補装具をきちんと処方して歩いた方が優位に短いと。どれぐらい短いかというと、自立歩行までの期間ですから、139.4日プラスマイナス51.1日ですよ。これだけ短くなったと。これに1日当たりの入院の費用を掛けてみてください。ものすごい金額ですよ。それらが、要は縮減できるということです。これは少し積極的に研究していただいて、私は明日にでもこれはやっていいと思うんですね。それぐらい財政的にも、それから、装具を待っていらっしゃる方も、歩きたいと思っていらっしゃる方すべてにプラスの、「ウイン・ウイン」と言えますけれど、ウイン・ウインは二

人ですよ。ウインが何人もいますよ。県も県民も、もうウイン・ウイン、ウイン・ウインと、何か暴走族のアクセルじゃないけれど、ずうっと言っておかないというような感じで、そういう感じなんで、ぜひ早急にこの政策は進めていただければと思います。

これをなぜ早めにしろと言っているのかというと、今、医工連携の分野がものすごい発達を遂げようとしています。長崎大学は、医学部も工学部も両方ともお持ちなんですけれども、去年の春だったかな、私の事務所のもとに議員インターンシップで来た学生さん、長崎大学の工学部から来たんですけれど、「あなたは工学部でなんばすっとね」という話をしたら、「私は医工連携をします」と。「何ね、医工連携って」と聞いたら、「今、医学と工学部の連携というのはすごいものがあるんですよ」という話で、結局こういうことなんですよ。

この装具も、今は、ただ歩く時の支えにしかになっていない部分が、今度、自分の出す脳波によって、そのスイッチが入ったり切れたりして、もっと自然に歩けるような、そういう装具が出てくるでしょうと。まだまだ、これはずうっと進化していく途中にありますと。「そもそも脳からの電流を出せないような壊れた脳の方もいらっしゃるわけで、そういった人が出てきた時にどうするの」と言った時に、「だから、そういうためにAIを研究しているんです」というんですね。どういったところにスイッチがきちんと入って、固定されて足を出すのかとか、支えをするのかというのは、これはもうAIがやるんですというような、もうそういうところまでできていますと。

この補装具もただトレーニング用具だけでなく、今やもう普通の生活にどんどん入って

きているし、スポーツの世界にまで入ってきていると。皆さん、パラリンピックでご覧になったと思うんですが、義足をつけて、本当に健常者以上に走ったり、飛んだりされている人を見ていると思うんですけれども、それもやはり同じような研究の積み重ねなんだそうですね。

そういう中で、長崎はこれを一日も早くやることによって、要は需要を県がつくっているわけですね、ある意味ね。そのことによって市場が安定してきます。この安定してきた市場に乗かって研究分野が進んでいきます。この研究分野、長崎大学の医工連携とプラスをすれば、本当に長崎がこの分野でも、全国的にもそのトップランナーになれると思うんですよ。トップランナーになるということは大きいですよ。やっぱりその業界のトップになるというのは大きいと思います。それを長崎が目指していくべきであると。せっかく国保がこうやって新たになる中で、長崎はそれを目玉に調査研究して、そして、装具の世界では長崎がトップランナーなんだと。

実は、いい例があるんですよ。装具じゃないんですけれど。ナイフとフォークで有名なと言えば、新潟県の燕市ですかね。ナイフとフォークで、食器で有名なまちでした。ところが、ここももう食器が売れないということで、ちょっと業態を変更したんですよ、何をつくるかということ。皆さんはご存じでしょうけれども、眼鏡のフレームに変えたんですね。それが今、鯖江のフレームは、世界でも有数のブランド品だということで重宝されていると、そういうふうな成功例もあるわけですよ。

それは失敗例もたくさんあると思います。しかし、失敗例ばかり見ていたのでは、成功するものもしないですよ。だから、成功例、夢かも

しれないと思われるかもしれませんが、夢は見なきゃかなわないんです。夢を見て、私は県庁の皆さんだったら、必ず成し得ると思うんですよ。それまでも困難な仕事をたくさんされているじゃないですか。そんな困難な仕事をされている皆さんだからこそ、今、私がお話したようなことは、ちょっと考えて体を動かせば、必ずできると思います。そして、周りにはそういった業界もありますし、学校も長崎は恵まれた中にありますので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、ちょっと私の独演会みたいになって、本当に申しわけないです。よかったら、「ああ、そういうことがあるんだったら、やろうか」と一言言ってくだされば、私は終わりますので、お願いします。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、医療用補装具ですね、これについて一番決定的なのは、支給対象装具の範囲が示されていないということが一番の問題でありまして、そこを保険者がどう判断するかという部分は、なかなかばらつきがあるというのが問題になっているところであります。

議員ご指摘の代理請求については、「受領委任払い制度」というのを想定されているものと認識をされているんですけれども、その制度が導入されている事例として、今、柔道整復師の施術の取り扱いというのがありまして、この制度の仕組みは、国の取扱規程の中で、柔道整復師の登録の管理とか、あるいは指導監督権限を設けて、保険者等から委任契約に基づいて制度が構築されているというのがございます。

したがいまして、治療用装具にかかる療養費は、このような制度を導入するために、やっぱ

り給付制度を所管する国によって政策決定されるべきものでございまして、先ほど言いましたけれども、現在、平成28年3月に、「治療用装具の療用費検討専門委員会」というのを立ち上げておりまして、治療用装具の支給対象範囲を明確化すること、あるいは製作事業者の登録管理とか、あるいは指導監督権限、あるいは、今言われております受領委任支払い制度、これについて課題と論点の整理が行われておりますので、私どもとしては、国の検討状況を注視してまいりたいということで、今の国の制度の中でどう取り扱われるかというのが、一番肝要じゃないかなと思っております。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) 部長のお答えだと、国の制度をよく見てということで、実際にその議論が委員会としてはじまっているんだということなんですね。それはそれでいいとしましょう。全然やらないよりはいい話なので。

私が申し上げているのは、長崎が一日でも早くそういうことをはじめてトップに立ちましようという話をしているわけですから。それと、今、実際にいらっしゃる県民の皆さんが少しでも幸せになるならば、それでいいじゃないかという思いでやっているわけですよ。

もっと言うならば、この患者さんの数が減っていているならいいんですけども、今、私が申し上げた脳疾患とかそういったことは年々増えているわけですよ。生活習慣病というふうに言われていますけれども、年々増えています。だから、これからは、これまで以上に患者さんの数が増えるはずですよ。そうなれば、いつまでも大学病院のような急性期の病院にその患者さんたちを置いておくわけにもいかんわけですよ。どんどん立ってもらって、自立歩行

してもらって、リハビリを施せるような回復期の病院に移ってもらわないといかんわけですよ。そういったものを促進するためにも、このままじゃ手遅れですよということ、それを時遅しというふうにならないように、こういうふうな方策があるんじゃないですかというのも一つあるわけですよ。

ですから、長崎はそこまで待っておれませんと、そういう豊かな財政状況じゃないですということを厚生労働省にきちんと訴えて、長崎だけでも特別にその政策をはじめるといようなことも、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

県は県なりにいろんな情報を得ながらやってくださっているとは思いますが、そこにもう一つプラスして努力をしてくださいというお願いをしたいと思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。ちょっと医療用補装具について長くなりました。

3、世界遺産登録を見据えた政策について。

(1) 世界遺産や関連資源を活用した誘客対策について。

まず、本年度中に「教会群」が世界遺産に登録されなかったということは非常に残念なことではありますが、それ以降も、来年度の登録に向けて担当の部が、県を挙げて世界遺産登録のために一生懸命やられているということについては敬意を払いたいと思います。

また今度、長崎県だけじゃなくて、天草の崎津教会の方も一部入ってきたということで、遺産の広域化も見られているわけですけども、ちょっといろんな世界遺産の話をする、どうも県民の皆さんもまだまだ考え方を少し変えてもらわないといけない部分もあるのかなと。

どうということかという、世界遺産は、観光

のための施策じゃないんですよね。その建物とか不動産、そういった大切なものを未来に残していきたいと思います。この世の中、人類の宝物として未来に残していきたいと思います。その場合に、なんもかんも残すわけにいかないから、それぞれの資産が持っている顕著で普遍的な価値を証明して、それが認められた場合には、ちゃんと世界遺産として登録して、これは世界遺産だというレッテルを張って、結局、世界遺産になったことで、今、観光客がどんどん押し寄せているので、行政としては、世界遺産にすることによって観光客がたくさん来るんだと。あっ、まちづくりにつながるじゃないかということで、もしかすると、本当は「教会群」を推薦する時の推薦書に少々合わなくても、いいや、この教会も入れておけばとか、そういう感じになってしまって、実態はわかりませんよ。もっとちゃんとしておられるかもしれませんが、私はその現場に立ち会ったわけでも何でもないの、ある意味当てずっぽうな部分で物事を申し上げているので、非常に申しわけないところもあるんですが、そういったふうになってしまって、ですから、イコモスの方から、時期をもっと禁教期に絞って、そのうえで推薦書をつくり直してくださいなんていうことにもなったんじゃないかなというふうに危惧しているんですね。

そういった反省も踏まえながらも、今の進捗をよかったらお聞かせいただきたいと思いますので、来年度、また今度は登録に再度チャレンジするということですが、それについて、もし何かありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録に向

けた取組状況について、ご答弁いたします。

この2月に、一旦取り下げを行いまして、その後、7月25日の国の文化審議会において再推薦を決定いただきました。そして、去る9月26日に推薦書の暫定版、これは形式、様式審査をするものでございますが、これはユネスコ世界遺産センターに提出されているところでございます。

今、現在の取組状況としましては、正式版策定に向けて、その内容をより磨き上げて、また中身を精査していく、その作業を今、進めております。

また、正式に出しますのは英語版で出しますので、その英訳作業、そういったものを進めておりまして、年明けの1月に政府の閣議で了解をいただきましたら、1月末までにユネスコ世界遺産センターへ正式版が提出されるという運びになります。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) ありがとうございます。大変な作業がまだまだあると思いますし、日本語で書かれたものを英語に直さないといけない。TPP等も、英語で書かれたTPPの協定文が、日本語に訳してどうなるのか、中国にいて、中国語に訳したらどうなるのかとか、そういうことで話題になっていましたので、そこはきちんと、もう皆さんはプロですから、そういうことはないんでしょうけれども、しっかりと長崎の教会群の価値を全世界の皆さんに伝えられるようなものに仕上げて、今度こそはぜひ世界遺産という称号を勝ち取っていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思

います。そういう中にありながら、じゃ、世界遺産、一観光客として、私はカトリックの信徒なので、

教会が世界遺産になるのはすばらしいし、教会の価値というのは自分なりに知っているつもりなので、世界遺産になろうが、なるまいが関係ないんですが、ただ、一観光客の立場に立った時に、長崎にある教会群を見て、大浦天主堂とかあいったものだったらまだいいにしても、離島部の教会に行って、本当に自分の食事を一食抜きながら、それをためたお金でレンガを一つ積み、二つ積みしていったとか、そういう話を聞き及ぶと、信仰の厚さとかそういったものに生で触れることができるので、すばらしいものだなというのを感じることができます。

ところが、観光で来たお客様に対して、本当に大切な部分をどうやってお知らせするのかと。ただ、それもわからないまま、教会だけ見たら、「ああ」、「うーん」てなもんですよね。後帰って、「長崎の教会どうやったね」と、「うーん、何か小さかとのちょこっと建って、あんまりそうでもなかったさね」と言われるような気もするんですよね。そういった時には、せっかく起爆剤で観光客をたくさん呼ぼうとしているそれぞれの市町にとっても、非常にマイナス面しかなくて、それをやはりまた行こうと思わせるような観光客になってもらわないといけない。ところが、これはやはり仕掛けが要だと思います。その仕掛けをどういうふうにしたらいいのかというのを、私は、県はあらかじめ考えておられると思うんですが、その仕掛けが何かありましたら、一例でも結構ですから、教えていただければと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の価値をやはり正確に、正しく知っていただくということは大変重要だと思っております。

そのため、県としましては、今、長崎インフォメーションセンター等に支援をしまして、正しい理解、また、正しいマナーでもって展示を県が委託することの周知、啓発に努めているところでございます。

また、それぞれの市町におきましても、現地に来られた方をガイドする方の育成、そしてまた、県と市町、県も支援いたしておりますが、「教会守」というのを配置しております、教会堂に来られた方に正しくご覧いただくための周知ですとか、また、そこでのご説明、そういったものも現地で行っております。

このほか、県のホームページにおきまして、「おらしょーこころ旅」というホームページでございますが、資産の正しい紹介、ストーリーとか、そういったものを紹介しながら、また、どういったところにどういった資産があるか、まずはそのめぐり方、そういったものについての周知もさせていただいているところでございます。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員一1番。

○1番(吉村正寿君) 文化観光国際部長、私がお伺いしたことと少しずれてきていると。私がお伺いしたのは、来ていただいて、その来ていただいた観光客の皆さんにリピーターになっていただかないといけないですよということなんですよね。教会の中での行動とかそういったのは、それぞれの教会にはちゃんと、さっきおっしゃったような教会守とかを配置していただいているし、教会の人たちも自分たちの宝物ですから、ちゃんと管理しますよ。そこはだから、おっしゃったところについてはあまり心配していません。

逆に、経済的な部分で、その人たちが、次にじゃ、来ていただけるようにどうしたらいいの

かと、そこを県として考えないとだめですよということを言いたいわけなんですよね。そこで、そこが何かありますかというところを私は聞いたつもりなんですけれども、ちょっと頭が回復してから、そんなに時間がたたないので、ちゃんと伝わっていないのかなと心配したりもするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 大変失礼いたしました。

来られた方々が、やはりそこで感動を覚えていただくということが大事なことじゃないかと思ひまして、私はそこでガイドの方とか、教会守の方が適切に対応していく、そういうことがまずもって、次に来ていただくための動機づけにつながるんじゃないかという趣旨で、そういうお答えをさせていただきましたが、県におきましては、この「長崎と天草の潜伏キリシタン関連遺産」は12の構成資産ということで、県内の離島・半島を含めた広域に所在しておりますので、とても1回だけでは回りきれないと思います。

そのため、県としましては、構成資産の回り方についてのルートづくりというのをおおむね3つの大きなルートというのを考えております。そういったご紹介とあわせまして、構成資産だけではなくて、例えば田平天主堂や日野江城跡といった、県内に広く関連する文化財や周辺の観光地を盛り込んだルートづくりということには取り組んでおります。

また、世界遺産登録後、いろんな世界遺産センターということも基本構想の中で、今検討しておりますが、世界遺産センターの大きな役割としまして、調査・研究というのがございます。こういった調査・研究、いろんな成果といった

ものもよく発信して、来られる方々の知的好奇心をくすぐるといいますか、関心を寄せる、こういった部分も大変重要かと思っております。そういうような取組を現在、進めておるところでございます。

○議長(田中愛国君) 吉村正寿議員—1番。

○1番(吉村正寿君) ありがとうございます。そういうお答えだったら、合っていますよね。

世界遺産、ある意味、非常に言葉は悪いんですけども、やっかいな物事を抱えたのかもしれないなと思ったりもするんですけれど、ただ、教会を保存したりするに対しても、県の方が基金を造成していただいたり、本当にありがたいと思っています。ですから、私たちも精いっぱい、信徒の一人として、教会を守っていかないといけないのかなと。それは、世界遺産ということは、全世界の宝物ですからね。自分たちの祈る場所が全世界の宝物だというふうに見ていただけるのは非常にありがたいことですし、ちゃんと守っていかなければいけないと、今、決意を新たにしているところなんですけれども、不動産としての教会とか場所、日野江城とか原城の跡とかですね、そういったのはまさに世界遺産、不動産です。

そのほかにも、それを取り巻くいろんな資料があると思うんですよ。例えば、今度天草と島原の、天草が入ってきましたよね。じゃ、天草が何をお持ちかということ、「天草四郎の陣中旗」を持っているんですよ。島原の乱の時の天草四郎の陣中旗、多分絵柄は、皆さん一回はご覧になったことがあると思うんですけれども、大きな丸っこい円の下にカリスという聖杯があって、この丸っこい円というのはご聖体ですけども、その下にカリスがあって、これに飛び散った血がついていたりとか、刀傷があったり

という話です。私は近くでまじまじと見たことはないんですが、こういったものもあるわけですよ。

また、ちょっと長くなりますけれど、あらっ、2分しかないか。どうしようかな。まあ、いや。そういったものもあるし、長崎には、「教会群」の直接的な資料じゃないんですけども、例えば日本にカトリックを持ってきたというイエズス会のフランシスコ・ザビエル、このフランシスコ・ザビエルのサインの入った手紙が長崎に保存してあるんですよ。それとか、天正遣欧使節、4人の少年たちがローマに遣わされましたよね。その中の一人で、伊東マンショだったっけ、千々石ミゲルだったっけ、中浦ジュリアンだ。何人も言わないと出てこない。中浦ジュリアンがエスパーニャ、当時のスペインから送った、スペイン語で書いた手紙というのも実物が残っているんですよ。そういったものをきちんと集めて研究して、シリアルノミネートという形をとって、天正遣欧使節関係のキリシタン関連遺産でも何でもいいからそういうふうにして、世界記憶遺産化をするということに取り組んだらどうかなと思うんですね。急にはならないので、そういう資料を集めながらきちんとまとめていって、それぞれの情報をどんどん、どんどん発信していけば、そういったものにも知的好奇心をかき立てられた方々が集まってくると思うんですよ。

ほかにもいろいろあるんですね。二十六聖人と言えば、京都で捕らえられて長崎まで歩かされているんですよ。今、実際、長崎の信者の中には、京都から長崎まで、終わってしまいましたので、次回はまた次ということで、前編を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大久保議員—9番。（発言する者あり）

○9番(大久保潔重君)（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

愛郷無限。の大久保潔重でございます。

県議会復帰後、2度目の県政一般質問の壇上に立たせていただきますことを、県民の皆様には感謝申し上げますとともに、本日の登壇に当たり、順番変更にご配慮いただきました同僚議員にお礼を申し上げます。

1、陸・海・空の交通体系について。

(1) 九州新幹線西九州ルートについて。

日本の最西端に位置し、離島・半島や中山間地を多く抱える我が長崎県の地理的、地形的なハンディキャップを乗り越え、長崎から地方創生を成し遂げるため、力を尽くしてまいり所存でございます。

地方創生の実現には、まち・ひと・しごとをどうつくるかが大きな課題であり、そのためにはまず、陸・海・空の総合交通体系の整備が必要不可欠であります。

物流・交流の要となる交通網を戦略的に整備するうえで、まず、陸上交通の最大の懸案であります九州新幹線西九州ルートについて、お尋ねします。

去る11月18日、国の「軌間可変技術評価委員会」の報告では、フリーゲージトレインの車軸の摩耗、高速走行性の安定性、維持管理コスト

の3つの問題が指摘され、本来、年度内に再開予定の耐久走行試験が来年6月以降となる約半年間の先送りとなりました。

この報告を受けての県のご見解を、まずは伺います。

以降は、一問一答方式により対面演壇席から質問をさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 大久保議員のご質問にお答えいたします。

九州新幹線西九州ルートについてのお尋ねでございます。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、新幹線によって本県と中国圏、関西圏域が直接結ばれ、経済交流や交流人口の拡大等を通して、西九州地域全体の活性化につながるものであり、早期実現が必要であると考えております。

こうした中で、今年度後半からのフリーゲージトレインの耐久走行試験の再開を期待しておりました本県にとりまして、今回の「軌間可変技術評価委員会」の報告は、大変残念な結果でありました。

したがって、国に対しましては、新幹線の開業を見据えた県内のまちづくりが進む中で、新幹線の整備効果の早期発現に向けて、これ以上、大きな遅れが生じることがないように、しっかりと対応していただきたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 今、知事からご答弁をいただきましたけれども、去る11月18日のフリーゲージトレインに対する国の報告、本当に大変残念な気持ちを持ったわけであります。

12月4日ですから、一昨日から検証走行試験というのがスタートをいたしました。これの一つのめどが来年の3月であります。そして、さらに検証を重ねて来年の6月以降ということでもありますから、一日でも早い新幹線の開通、開業、そして、まちづくりに取り組んでいる県内の自治体、あるいは県民の皆さんにとってみれば本当に残念な気持ちであると同時に、この半年間、その検証結果を待つだけの、表現は悪いかもしれませんが、生殺しの状態、その半年間をただ待つだけでいいのか、こういう気持ちも一方であるわけであります。

この「鉄道・運輸機構」の今回の報告を何度も読ませていただきました。中身は大変厳しい内容であります。そういう中で、果たして半年後に、これでオーケーだと、耐久走行試験に入る、その確証があるわけでもない。(発言する者あり) ひょっとしたら遅れるかもしれない。(発言する者あり) 大幅に遅れるかもしれない。(発言する者あり) 最悪のケースは、できないかもしれない。いろんなことが想定されるわけであります。そういう中で、そのあらゆる想定を考えながら、今後の県政の取組というものも必要になってくるのではないかと思います。

そこで、幾つか確認も含めて質問をさせていただきます。

まず、平成37年度、遅ればせながらでありますけれども、当初の予定よりは3年遅れてフリーゲージトレインの量産化ができました。その時はもちろん、今のスキームで全面開業ということによろしいでしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 平成24年6月認可の長崎・武雄温泉間の工事实施計画につきましては、フリーゲージトレインの導入を前提と

したものとなってございます。

また、平成28年3月29日の九州新幹線西九州ルートの開業の在り方に関する合意においても、フリーゲージトレインの導入を前提とした関係6者での協議のうえ、合意されたものでございます。

フリーゲージトレインの技術開発が順調に推移した場合、量産車の導入は平成36年度末の見込みでございますけれども、現在のスキームに従い、フリーゲージトレインの量産化導入により全面開業と理解をしております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) その際、平成34年には、これは暫定的でありますけれども、リレー方式で開業します。そして3年後にフリーゲージトレインの量産化ができました。ということは、そこでフリーゲージトレインに戻すということは、少なくとも平成34年にリレー方式で開業して、長崎から武雄までというのは、まさにこれフル規格の車両に乗った乗客の皆さん、県民の皆さんの感情がどうなっていくのかということですね。これは一つ、やっぱり頭にとめておかなければいけないのではないかと思います。

それから、フリーゲージトレインの開発が遅れた場合、平成34年にリレー方式で開業しますから、特段問題ないじゃないかと。時間をかけてフリーゲージトレインの開発をしていこうとなった時に、1～2年遅れるんじゃないかと、3年、5年、8年と遅れた場合に、このリレー方式が固定化をするのではないかとという懸念があるわけですが、リレー方式の場合には、いろんな試算の中で時間短縮の試算は明らかになっておりますけれども、収支採算性とか、B/Cといった試算の計算はなされていないと思います。

ですから、お伺いしますけれども、フリーゲ

ージトレインの開発が大幅に遅れた場合、このリレー方式が固定化される可能性、そして、懸念というのはないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 国といたしましては、この半年間、今考え得る最善の策をとった車両による検証走行試験という形で、フリーゲージトレインの技術開発、それから経済性の検討を進め、今後のスケジュールに遅れが生じないように取り組んでいくということでございます。

そのため、県といたしましては、現段階では検証走行試験など、フリーゲージトレインの開発状況を見極める必要があり、状況の変化に応じて対応していくべきものと考えております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 国は最善の策で取組を進めるということであります。県としては、それを待つしかないというような、心中も察するわけでありますけれどもね。

一方で、私の聞いた話、真意かどうかはわかりませんが、「鉄道・運輸機構」のOBが、フリーゲージトレインは望ましくないと長崎県内の経済界にアドバイスしているらしいと、こういう話も一方で聞くわけあります。

その辺、真意も含めて、「鉄道・運輸機構」と県当局は、何か情報交換、あるいはフリーゲージトレインについての話をされていますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 「鉄道・運輸機構」本社及び九州新幹線の建設局とは、適宜、情報収集に努めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) その中で特段、フリー

ゲージトレインに対する「鉄道・運輸機構」の見解といますか、望ましくないというような声をお聞きですか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 特段、そのような報告はお伺いしてございません。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) ということは、私の耳に入った噂は、真意ではないということになりますね。

一方、営業主体、これはJR、特に、軸となるのはJR九州でしょう。それから、山陽本線への乗り入れの関係も含めて、JR九州、あるいはJR西日本との情報交換、話し合いというのは、県当局はどのようになさっていますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) JR九州におきましては、現在、国と一緒に検証走行試験の取組を行われているということでございまして、フリーゲージトレインの開通がなって、JR九州とJR西日本が、そのダイヤの関係とかの協議に入るとお伺いしております。

したがって、JR西日本と本県が特段、協議をするという場はございません。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) ちょうど私も、現在のフリーゲージトレインを導入して西九州ルートで開業するというスキームを作成した時のメンバーであります。政権交代後に整備新幹線未着工の部分をどうしていくのかということで、このシナリオづくりに関与させていただきました。この西九州ルートも、ここまでやるのに本当に大変な苦勞をしたわけでありまして。5つの着工のための条件をクリアするための前提となる条件を、一つひとつ積みあげてやってやった。で

すから、本当にこれで完璧にやってほしいんです。

ところが、どうもその雲行きがあやしい感じを、正直、今しているわけでありまして。

今、JR当局、あるいは「鉄道・運輸機構」との県当局とのやり取りのことも聞かせていただきました。

当時を振り返れば、もともとこの西九州ルートというのは、スーパー特急でやる予定だったんです。ところが、政権交代後に我々に、与党の方に権限がきた。あっと驚くことがあったのは、JRにしろ、「鉄道・運輸機構」にしろ、スーパー特急、時速200キロの車両の開発をしていなかった。もう啞然としたわけです。

しかし、時を同じく、フリーゲージトレインの基本的な機能とといいますか、走行の技術確立ができたという報告があったんです。だから、これに走っていったわけですよ。思えば、JR九州は、フリーゲージトレインに非常に積極的な姿勢を示しました。

だから、もしその姿勢が今、ちょっとでも揺らぎがあるのであれば、そこはしっかりと確認をされた方がいいと思います。何らかの原因があるので、JR九州の態度が変わったということとはですね。

それから、JR西日本、これは当然山陽本線に乗り入れの問題があるので、スピードの問題とか、車両の問題とか、いろいろ課題はあるけれども、概ね合意をするということで同意をしたんです。

ですから、もし、今、ちまたで言われているようなスピードの問題、フリーゲージトレインの車両の問題で山陽本線に乗り入れできないんじゃないか、こういうことが本当であれば、少なくとも今のフリーゲージトレインでのスキー

ム、この前提条件が全部崩れますからね。最悪の場合には、フリーゲージトレインすら来なくなる可能性だってあるわけです。そこはしっかりと検証をし、確認をし、進めていただきたいと、このように思いますけれども、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) JR西日本のさまざまな考え方等について報道がなされておりますけれども、私どもは、西九州ルートの大前提として、直接、中国圏域、関西圏域まで直行運転できると、これがあってはじめて新幹線であると理解して、これまで取り組んできたところであります。新聞報道等の都度、発言等の内容について真意を確認しておりますけれども、決して、報道で指摘されるような趣旨の発言があったという確認はいたしていないところであります。したがって、これからも重大な関心を持ち続けてまいりたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) ぜひ、そういう覚悟で取り組んでいただきたいと思います。

それで、あと、県民の皆さんの声です。今の状況が本当に厳しいのではないかという懸念があるということです。先行きが不透明だと正直感じるわけであります。

県民の皆さんの声を、この1年間、聞いてきました。やはり全線フル規格を望む声が圧倒的であります。

そういう中で、県の立場もわかりますよ。国がこう言っているんだから、予断を許さず国の、あるいはJRの、あるいは「鉄道・運輸機構」のこの取組を注視していくしかない。こういう県の姿勢というのは、もうそれ以上はなかなか言えない。それはよく心中をお察しします。

しかしながら、県民の皆さんの声の反映をどうしていくか。そして、先行き不透明になった、この西九州ルートの新幹線の政策転換というのがないのかどうか。あるとするならば、どういうタイミングでしていくのかどうか。ここらあたりが、今後の課題ではないかと思うわけであります。

その中で、もし政策転換があり得るならば、一番カギを握っているのは、この与党の「整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」、新幹線の与党PT、これが今、定期的に会合が持たれていると聞きます。この与党PTの議論内容、この情報把握というのは、県としてなされていますでしょうか。お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」の動向につきましては、公開された内容について適宜、情報収集を行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 非公開でありますけれども、当然これは長崎県選出の国会議員も入っておられるので、情報提供はあろうかと思えます。

そういう中で、この西九州ルートについての今の与党PTの話というのは、どのような感触を持っておられますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 国がご説明をされている、検証走行試験の後の技術評価委員会の結果を待つと理解をしております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) その域だということですね。これだけ県民の皆さんの声が盛りあがって、そして、田中県議会議長、また、県議会の

中には、「長崎県九州新幹線長崎ルート建設促進議員連盟」の八江会長はじめ多くの県議会議員の皆さんが夢の理想形に向けて頑張ろうという時に、政策転換といいますか、国会議員あるいは与党PTの中から、なかなかその声が出てこないというのは非常に寂しい思いがするわけでありです。

今日の新聞記事にもありましたが、北陸新幹線の敦賀からのルートは、小浜、京都、そして大阪というルートが有力であるけれども、年内に与党PTの中で決定されるのではないかとということがあります。

ということは、我々の西九州ルートについても、この年内というのは一つの大きなカギを握ると思うんです。

そこで、ぜひ、今日申し上げたいのは、我々長崎県としても、待ちの姿勢ではなくて、ともに考えて一緒に国を突き上げていくという動きにならないのか、そういう申し入れをさせていただきたいと思います。

そういう中で、私、一番大事なのは、やっぱりなんでこの西九州ルート、長崎ルートが必要なのかという大義名分、これをしっかり県民の皆さんと一緒に考えていかなければいけないと思いますが、ここらあたりのロジックです。北海道や北陸に対抗できるロジック。今、長崎県として準備しているといいますか、考えている大義名分というかロジック、もしあれば、お教え願いたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 先ほど、議員がご指摘になられたように、現在の西九州ルートにつきましては、財源確保の問題、それから収支採算性の問題、費用対効果、それから並行在来線の取扱い、それから地元負担の問題など、

さまざまな課題を解決しながら積み重ねてきた問題でございます。

そういった中で、フル規格に向けた財源の論議をする前に、現在の西九州ルートの認可は、フリーゲージトレイン導入を前提としたものであるということを考えるべきだと考えているところでございます。

現時点において、全線フル規格化に向けた財源確保については、新たな地元負担、それから並行在来線の問題など、極めて重要な課題があると思っております。関係者の合意形成が不可欠でございますので、現時点では、論議する環境にはないと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) フリーゲージトレインについては、平成23年でしたか、基本的な技術確立ができたということで、当時、このフリーゲージトレインを国家戦略として開発して輸出しようとしたわけです。そして、それを我々は全面的に支援するから、その第1号を西九州ルートに導入しようというのが、当時のロジックですよ。

ところが、その雲行きがあやしいとなれば、このロジックが非常に弱くなるんですね。

北海道、これは全国の政令指定都市で新幹線が通っていないのは札幌だけなんです。だから、札幌まで新幹線を通すことで、まさに日本列島を縦断する大動脈ができあがるんだというロジックできますよ。

北陸については、この東海道が南海トラフ地震で大きなダメージを受けるかもしれない、その時に関東と関西を結ぶ多重系の交通網が要るんだ。これだけでも十分大義名分ですよ。だから、北陸新幹線はどんどん進んでいきます。

我が九州を振り返った時に、もう既に鹿児島

まで縦の軸はあるじゃないか、なんで長崎までなんだと、中央での論議は必ずなるんですよ。

だから、長崎県としても、これは議会も含めて、なぜ長崎に要するのか、このロジックを皆さんと一緒にもう考えておかないと、いざ勝負という時に勝負にならないですよ。これをぜひ、私は申し上げさせていただきたいと思います。

ですから、どうぞ、県民の皆さんが思う理想形に向けて我々も頑張りますので、知事、我々にも、何かやるべきことがあったら遠慮なく申しつけていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 九州新幹線西九州ルート
のロジックについてのお話でございますけれども、これはもう既に、武雄温泉・長崎間はフル規格でできあがってしまっているわけですから、これはもうロジックを今さらいろいろ言う余地はないものと思っているわけであります。

今、議員ご指摘のように、さまざまな過程を経て今に至っているわけでありましてけれども、やはり県民の皆様方がフル規格を望まれる声というのは、最初からそういった前提の声が数多くあったものと理解をいたしております。ただ、佐賀県との合意調整が必要不可欠であって、そういった環境の中で、最終的にスーパー特急方式で、現実にはスーパー特急がなかったので、フリーゲージトレインを採用して認可、着工に至ったということでもありますので、今これをフル規格にということになると、まずはそうしたこれまでの経過を振り返って、佐賀県の同意が必要不可欠でありますので、そういった点も考慮しながら判断していかなければいけないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 今現在、知事として、あるいは長崎県として言えることの限界だろうと思います。

しかし、着工のための5条件を積み重ねてきた私としては、財源の論議、収支採算性、B/C、JRの同意、地元の、特に佐賀県の同意、それをクリアするための準備が必要だと、これから新たな政策転換を考えた場合にですね。そして、やっぱり大きなロジックがないと、佐賀県の説得すらできないということを私は申し上げたいと思うんです。

だから、ぜひ、表面で言えること、当然先行きが不透明な中で、これはいずれ佐賀県とのやりあいも出てくるわけですから、そういう意味で大きな錦の御旗、ロジックが要るわけでありまして、ぜひ、そこらあたりを検討していただきたいと思います。

(2) 長崎港の振興について。

①長崎港松が枝地区の2バース化について。

港湾の振興ということで、長崎港について質問を移していきます。

新幹線が開通後、当然、今後はこの陸と海の結節点である長崎港の重要性というのが出てくるわけです。前川 清さんの歌に「終着駅長崎」というのがあります。この歌は大変いい歌でありますけれども、しかし、その終着駅長崎が振り出しに戻っちゃいけないわけです。長崎からアジアへのゲートウェイとして、まさに世界に広がっていかなければいけない。こういう世界が長崎港にはあろうかと思います。そういう中で、人の交流。今、現在、長崎港に寄港している大型クルーズ船、大変たくさんの船籍が寄港をしております。そして、その船も10万トンを超える大きな大型客船が入っているわけがあります。今後、2つの世界遺産登録がなれば、

当然これまた増えてくる可能性があります。

そういう中で、平成26年に松が枝国際観光船舶埠頭の2バース化が港湾計画に位置づけられましたけれども、いまだ事業化に至っていません。この事業化に当たっての問題、今後の取組についてお尋ねをしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 松が枝岸壁の2バース化の件でございます。

この件につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、平成26年に2バース化を港湾計画に位置づけまして、国に対して今要望をし続けてきているというところでございます。

そんな中で、先ほどお話のあったように、アジア地域のクルーズ市場が急激に拡大してきました、来年は今年の約200隻をさらに上回る予約が入っているという状況でございます。受け入れ環境の拡充が急務という状況になっております。

国は、現在、緊急経済対策として松が枝地区の既存岸壁の延伸に合わせて、大型船の安全な航行を確保するための航路拡幅等を進めております。

松が枝岸壁の2バース目の整備につきましては、工期約10年程度という長い期間と多額の費用がかかります。今が公共事業、非常に予算が厳しい中でありますが、アジアとの地理的優位性を有し、世界的な知名度がある長崎港の機能拡充は、アジアのゲートウェイとしてぜひとも必要と県では考えております。

今後、早期事業化に向けて粘り強く要望していきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) もう早い話が2バース化の質問をしたわけでありまして、これは記憶

を思い起こせば3バース化なんていう話も当時はあったんですよ。で、早くやらないといけないですね。これは出島の岸壁を少なくとも7万トン級の船が停泊できるような整備、そして、今の松が枝をちょっと延伸して、さらにその倍の15万トン級の船が止められるような整備、これは急いでやってください。その先に、松が枝の2バース化というのが見えてくると思います。どうですか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 先ほども申しましたように、まず、出島につきましては、出島岸壁をせっかくつくったのですから、それを今の急激な需要に対して、まずは活用する。その次に、現在行っている松が枝のバースの拡充、これは急いで今、経済対策としてやっている最中でございます。

ですから、引き続き、そういうものを踏まえながら、将来に向けて2バース化を頑張っていきたいということでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) その課題が予算であれば、それはしっかり国に強く要請をしていただきたいと思います。

国の方針にも、特に、外国クルーズ等のこの交流人口の拡大、港湾整備というのはあるはずですから、やっていただきたいと思います。

一つの参考までに申し上げます。今年の7月でしたか、福井県の敦賀港に視察に行ってきました。この敦賀港というのは、今、北陸新幹線の決定されているところですよ。そして、我が長崎港と同じように日本海側の重要港湾なんです。ここの敵陣視察に行ってきました。そして、いろんな意見交換の中で入手した情報は、北陸新幹線のいわゆる工事残土を敦賀港の埋め立て

に活用して、もう埋め立てをやっていると。やっているの、当然、これは国にこの港湾整備の要望を強くするけれども、それはできない時には県単独でもやるぞと、そういう強い決意がありました。

福井県、北陸というのは新幹線についても、駅を先につくってやると。福井の駅も、まだ通っていないのに駅はきれいに整備されているんです。こういう手法もあるんだなと感心しながら帰ってきましたけれども、ぜひそれぐらいの強い思いでやっていただきたいと思います。

②物流による長崎港の振興について。

物流に関して、この長崎港、県内唯一の定期コンテナ航路の拠点であります。港湾としての価値を上げるためにも、どうしてもやっぱり物流を増やしていかないといけないですね。港湾の価値が上がってくれば、当然国の予算もつきやすくなるだろうと、私は思うわけです。そういう意味で、長崎港の物流としての観点からの今後の展望というのをお聞かせ願えますか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長崎港は、県内唯一のコンテナ埠頭として、県内経済の活性化のため、これまでコンテナヤードの拡張とか、上屋の建設、荷役機械の更新など、物流機能の拡充を図り、競争力の強化に努めてまいりました。

こうしたハード面の強化と合わせて積極的なポートセールスの結果、桟木材とか、古紙などの輸出コンテナの取扱量が増加しております。

今年度末にはコンテナターミナルの管理棟が完成し、平成29年5月には、現在整備中のガントリークレーンが供用開始する予定でございます。これまで以上にスピーディに効率的な荷役が可能となることから、県内貨物のさらなる取り込みや、新たな貨物の掘り起こしを行い、物

流の活性化による地域の振興につなげてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 小ヶ倉埠頭で念願のガントリークレーンが稼働するということであります。ぜひ頑張っていただきたい。

そして、やっぱり荷物を集める、荷物をつくっていくということも、今後の長崎県の大きな政策課題にしていきたいと思います。国内外の扱う荷物をやっぱり集めてつくることが、まさにこの港湾機能を使うということにもなってきますので、ぜひ内港、外港、海運含めて、その活性化のために荷物をつくって集める、集めてつくる。これはぜひ大きな政策課題にしていきたいと思います。と要望します。

(3) 長崎空港の活性化について。

これは当然、この長崎空港の活性化のために国内線、国際線ともに路線を拡大する必要があると思います。

そこで、今、九州最大の空港といえば福岡空港、この福岡空港が現在非常に混雑をしている。混雑空港であります。このことは、近県の長崎にとってはチャンスではないですか。このあふれた余剰便を長崎県として取りにいていただきたいと思います。というわけですが、県の見解をお伺いしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 長崎空港の活性化につきましてのご質問でございますけれども、長崎空港の活性化を図りまして交流人口の拡大を図るということについては、地域経済の活性化、それから、地域活力の向上につなげていくということでありまして、現在、航空路線の誘致等を積極的に進めているところでございまして、今年度、国内線では、フジドリームエアラ

インが長崎・小牧線など36便の国内チャーター便を運航するほか、スカイマークの長崎・神戸線が今月から2往復増えまして4便化されるところでございます。

さらに、国際線では、本年の10月から、長崎・ソウル線が、エアソウルによって、従来よりも利便性が高い週4便で再開をいたしたところでございます。

混雑した福岡空港の代替機能を図って、それから、長崎空港の持つ優位性を活かすために、空港の24時間化への取組を進めているところでございまして、これまで友好交流や訪日需要の高い中国の各都市、香港、台湾、東南アジアからの路線誘致を現在行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 福岡空港というのはご承知のように、住宅地に非常に近接をしておりますので、そういう意味では長崎空港というのは海上空港でありますから、24時間化ができる可能性がある。福岡にはないものをこちらで対応できる可能性があります。国内線においても、以前は長崎・札幌航空路というのもあったように聞きます。ぜひ、そのチャンスがないのかどうか。

国際線においては、今、部長答弁がありましたような、中国をはじめ、東アジアをはじめ、東南アジアとのやり取り、これも長崎県としても、条件が合えば積極的に取りにいて、定着化をさせる必要があるんじゃないかと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

2、交流人口拡大について。

(1) スポーツ振興について。

①マラソン大会開催に向けて。

もう私は、スポーツ振興、スポーツ交流人口

拡大ということで絞って質問させていただきます。

地方創生でスポーツ交流を進めていくことは、地域活性化に非常にいいことであります。今年夏のリオのオリンピック・パラリンピック、長崎県出身の選手団の活躍というのは、県民の皆さんに感動と勇気を与えました。

国においても、これは「文部科学白書」の中にも、しっかりと「我が国は、スポーツ立国を目指していこう」と、そして、「国際的な地位を高めていこう」と書いてあるんですね。

そういう中で、昨年、長崎県で設立した長崎県のスポーツコミッション、今どのように動いておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) スポーツコミッションの活動状況についてのお尋ねでございますけれども、スポーツコミッションでは、市町、競技団体等と緊密な連携を取りながら、国内外のスポーツ大会の主催者やスポーツチームへの誘致活動、それから相談対応、受け入れに係る手配、支援や情報発信などを行うことによりまして、スポーツ大会や合宿を誘致し、交流人口の拡大を図るということとしてございます。

今年度は、海外とのパイプを活かしましたスポーツイベントの開催や、スポーツチームのキャンプ誘致を中心に活動をしておりまして、本年10月に「長崎上海カヌーフエスティバル」を諫早市で開催をしたほか、今月中旬には、韓国体育大学及び釜山実業団のアーチェリー部が佐世保市でキャンプを実施することとなっております。

また、来年2月には、中国プロサッカークラブの下部チームが長崎市でキャンプを実施し、4月には、九州セブンズラグビー大会の島原市

での開催が決定するなど、徐々に成果があらわれてきているところでございます。

このほか、「スポーツマネジメント講座」を本年11月から開始いたしまして、スポーツで地域を活性化する人材の育成にも取り組んでいるところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 昨年、長崎県においてはスポーツコミッションが設立されましたので、わずか1年間ということでありますから、今のいろんな取組の報告をいただきました。それはそれでよしとします。

ただ、一言申し上げたいのは、スポーツイベントとか、合宿の誘致というのは、これはおそらく全国どこもやっていると思うんです。そういう中で、先般ちょっとある機会があって、福岡県のスポーツに対する取組の勉強をしに行ったら、スポーツタレントの発掘事業というのをやっているんです。そして、その事業の中からトップアスリートが何人も輩出されているということなんです。で、聞きますと、このスポーツタレント発掘のネットワークというのが全国にあって、長崎県はそのネットワークに加入はしてなかったんですね。こういうことも特徴があって非常にいいのではないかなと思います。

それから、スポーツそのものをエンターテインメント化する。これも今全国でかなり動きが出ています。これはやっぱりスポーツに付加価値を与えるということです。これが幾らでもビジネスにもつながってくる。そういう動きを先駆けてほしいと思うんです、スポーツコミッションにはですね。

そういう中で、大きなスポーツイベントということで提案をさせていただきたいと思います。長崎県として、何か軸になる大きなスポーツイ

ベント、私は競技人口の多い陸上競技の中でもマラソン大会というのは大きな軸になれるのではないかと思うわけであります。（発言する者あり）全国的な健康志向の増大で市民ランナーが増えております。市民、県民一体となって、選手だけではない、応援する人、もてなす人一体となって、スポーツ交流と地域活性ができるこのマラソン大会は、全国でどこも盛り上がっています。

なぜ、今、長崎でマラソンかといいますと、これは一昨年の長崎の国体、そして今年のねんりんピック等々、いわゆる施設、人材、ノウハウのレガシーがあるので、そのレガシーを今からどう活かしていくか、ここが大きな課題ではないかな。そして、このレガシーを活かしつつ、2020年の東京オリンピックの機運の醸成に、我が長崎県がどこよりも先駆けて出ていくという思いがあるからであります。

マラソンについては、過去に長崎県、諫早市、報道機関、関係団体でフルマラソン開催に向けた協議がなされたとも聞いておりますけれども、ぜひ県が一步踏み出して、このマラソンに対する取組を進めていただきたいと思います。いかがでございしますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) マラソン大会の開催に当たりましては、県といたしまして、やはり地元の行政、それから競技団体、観光団体、それから、市民の方々が一体となって主体的に関わることが非常に重要であると考えてございます。

先ほど議員からお話がありました諫早市の方におきまして、関係団体、それから、県も入りまして、協議を進めていたところでございますけれども、その人員の体制の問題であるとか、

財源の問題等でまだしっかりとした形には至っておりません。そういった諫早市とか、あと民間の方々の動向を踏まえながら、その状況を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員―9番。

○9番(大久保潔重君) そう答弁がくるだろうと思っていました。昨年、そういうことで私たちの仲間が、「諫早・雲仙マラソンを成功させる会」を有志で立ち上げて、昨年の暮れには、東京マラソンの財団の早野忠昭事業担当局長を諫早市の文化会館にお招きして講演会を開催。

そして、本年7月24日は、いきなりマラソンは無理だから歩こうということで、「諫早・雲仙ウルトラウォーキング」というのを開催しました。あの炎天下の中でありましたけれども、1,200人の定員がほぼ満員。そして、無事故で大盛況でありました。これはいずれも長崎県、あるいは長崎県教育委員会からご後援をいただいて報告もしてあると思います。

今、早野忠昭さんのお話を出しましたけれども、この東京マラソンの責任者ですよ。私は、将来長崎がフルマラソンをやるなら、この東京マラソンとの連携、あるいは協力を得られるという感触を得ているんです。この早野忠昭さんというのは、知事と同じ南島原市の出身であります。（発言する者あり）その早野忠昭さんを県としてもフルに活用していただいて、長崎県のスポーツ振興、あるいはマラソン大会に向けて、もっともっと強いお願いをしていったらいいかなと思います。いかがですか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) ただいまご紹介のありました早野忠昭さんは、陸上競技に関する深い知見、それから全国のネットワークを持

たれているということで、平成28年に長崎県のスポーツコミッションの誘致アドバイザーとして、ご就任をいただいているところでございます。

今後、そういった知見などをいただきながら、参考とさせていただきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員―9番。

○9番(大久保潔重君) ぜひ、こういう長崎県出身の人材が、世界で5本の指に入ろうかともする東京マラソンの事業担当局長、そして、レースにおけるチーフディレクターとして活躍をされています。ぜひ長崎県としてお願いをして、活用をしていただきたいと思います。

次に、このマラソンのコースです。

今現在、県内に日本陸連公認のコースは1カ所、雲仙・小浜の1コースです。先般、これは環境生活委員会で視察をさせていただきましたけれども、このコースは大雨が降ると通行止めになる可能性があります。ぜひもう一つ、あるいはもう一つ、県内にこのコースが必要だろうと思います。そういう意味では、諫早湾干拓地の利活用、8キロ一直線の堤防道路、こういったのは非常に理想的なコースではないかなと思います。

そこで、道路使用許可を出す権限の警察本部長にお尋ねをします。

この諫早・雲仙マラソンを開催したいという思い、そして、陸連公認のコースを取りたいという我々の思いに対する県警としての今現在の考え、対応について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(田中愛国君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) お答え申し上げます。

マラソン等の路上競技につきましては、ご指摘のように道路交通法におきまして警察署長の道路使用許可が必要な行為とされているところでございます。その可否の判断に当たりましては、地域住民、道路利用者等の合意形成、地方公共団体の関与、使用する道路及び交通の状況、また競技及び観客の安全確保のための措置の状況などをもとに、慎重に検討をしているところでございます。

県警といたしましては、今後、マラソンの主催者からご相談がありました場合には、こうした諸問題の解決策を講じました計画案の策定を求めますなど、交通の安全と円滑に関する責務を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) この大会をすることが交通に及ぼす影響を上回る公益性があるかどうかという判断、大事だろうと思いますね。そして、主催者から相談があった場合にはしっかりと助言をする、情報提供をする。そして、問題解決に向け協力をしてくださるという警察本部長の答弁であったかなと思います。

ぜひ、主催する側で公共性を有するものになるのかどうかということも含めて、我々民間の会としても頑張っていきたいと思いますし、いずれにしても、やっぱり県当局の後ろ楯がないと進んでいけない話でありますから、ぜひよくお願いを申し上げたいと思います。

今現在、全国で100カ所ぐらいマラソンをやっているんですね。そして、陸連公認のフルマラソンをやっていないのが全国で9県。そして、そのうち4県はもうやる方向で検討に入っています。全国的に検討もしていない、やっていない5県の中に長崎県が入っている。（発言する者

あり）九州ではないのが長崎県だけですよ。

（発言する者あり）寂しい思いがします。そして、マラソンの季節というのは1月、2月。まさにこれは観光客が閑散とする時期であります。ここに1万人規模のマラソン大会を誘致して、諫早を中心に開催ということですね。（発言する者あり）ぜひやっていただきたいと思います。

最後に、知事ちょっと一言、思いがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) フルマラソンを開催してまいりますためには、もう既に議員ご承知のとおり、さまざまな関係機関の皆様方のご同意、ご協力が必要不可欠であります。そういった環境整備がまず重要になってまいりますことから、県も、関係の皆様方としっかり協議、相談をしてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 我々としても頑張っていきたいと思います。

(2) 国際交流について。

①東南アジア諸国との交流。

国際交流についての交流人口拡大について、質問を移します。

これまでの我が県の日中、日韓交流に加えて、東南アジアを中心とする海外戦略、非常にいいのではないかと思います。昨年8月に中村知事がベトナムを訪問され、首都でありますハノイ、経済の中心地であるホーチミン、中部のダナン、クアンナム省などを訪問されたことは、私は大変有意義なことであったなと思うわけであります。ハノイで会われた当時のクアンナム省のフック知事、現在のベトナム国の首相であります。そういう動きも含めて、この1年間、ベトナムに関する長崎県の動きについて、お尋ねしたい

と思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 昨年8月の知事、田中県議会議長、民間の皆様によるベトナム訪問が契機となりまして、本年6月には、長崎県商工会連合会がホーチミン市の高校生を本県へ招致し、県内大学における模擬講義や民間企業の視察、ホームスティなどの交流を行っております。

また、7月には、ダナン市で開催されました「越日文化交流フェスティバル」において、ダナン市との共催、協力のもと、本県の観光や物産をPRするブースを出展するとともに、日本語スピーチコンテストや本県ゆかりの映画上映などを実施しまして、本県の認知度向上を図ってきたところでございます。

さらに、本年11月には、県内企業の海外展開支援として、ベトナムの3都市において、県内企業11社が参加した現地企業との商談会を行っております。

昨年訪問しましたクアンナム省につきましては、相互交流の推進を図るため、今年度、本県を訪問していただく予定となっております。

このほか、2020年「東京オリンピック・パラリンピック」に向けて、ベトナム代表チームの事前キャンプの誘致などにも取り組んでいるところでございます。

今後とも、交流の歴史の活用や人脈の強化を図りながら、民間の皆様とともに、ベトナムとの交流拡大を図ってまいりたいところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) 7月に中部の都市ダナンのフェスティバルでPRをしたということでありまして、ダナンに目をつけたというのは私

は非常にいいなと思うんです。当然、このクアンナム省の荒木宗太郎とアニオー姫の逸話がともに長崎県にあるわけですが、長崎県立大学とダナン大学を交流しているということは、将来に向けて非常にいいことだと思います。ぜひ応援をさせていただきたいと思います。

ダナンというのは港町です。ダナンの港には、日本のODAが大きく関与していますからね。だから、長崎県が早くこのダナンとの交流を深めることが、これはひょっとしたら将来、長崎の港とダナンの港を結ぶダナン航路というのできてくる可能性があります。そして、人、ものの交流が盛んになってくる可能性を秘めていると思います。

それから、ベトナム交流人材招致事業ということで、今年はじめて事業がありました。これは、長崎県の商工会連合会が主催であります。実は私もその準備委員会のメンバーなんですけれども、これは宅島会長の強いリーダーシップで、思い立ってからわずか10カ月で実現したんです。これは、全国の商工会でもこの取組というのではないです。今、現在も留学生とか、技能実習生というのがベトナムから長崎に来ていますけれども、もっと若返って、高校生のうちから長崎県のファンを増やしていこうという、それが鉄は熱いうちに打てじゃないですが、めぐりめぐって、必ず長崎県の、例えば産業の振興にも貢献するのではないかという思いがあられたんだろうと思います。ぜひ、この事業を来年度以降もぜひ継続してやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 今年度実施しましたベトナム人材招致事業、今、議員からご紹介ありましたとおり、宅島長崎県商工会連

合会会長の強いリーダーシップで執り行われましたものでございます。これも現地へ行きまして表明をなされて、直ちに事業に取り組まれたということで、私どもも将来の交流につながる大きな試みであると思っております。

県としましても、これはぜひ続けていきたいと思っておりますので、でき得る限りの協力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) これは、なかなか全国的にもない事業だそうですし、長崎県にとってもいい事業でありますから、ぜひ新年度予算に予算をしっかりと計上していただいて、ベトナムの高校生をホームステイで長崎県で受け入れる事業をぜひ継続的にやっていただきたいと思います。

去る11月2日から6日まで、私は長崎ラオス友好協会のメンバーとラオス航空日本のメンバーと一緒に、ラオス人民民主共和国を訪問してきました。

4年間、駐日ラオス特命全権大使として任務をされたケントン・ヌアンタシン氏が、今、ラオス北部のボーケーオ県という県の選出の国会議員をされています。その表敬訪問が目的だったんですけれども、ボーケーオ県というのは、ミャンマー、タイと国境を有するゴールデントライアングル。昔は非常に悪いイメージがあった。しかし、今は経済特区です。そして、視察の中で、温泉の源泉があったりしまして、これも長崎県内には温泉地というのはあります。広大な農薬や化学肥料に汚染されていない土地がありました。ここでオーガニックの農業をやりたいという声も聞きました。当然、私も長崎県のミッションでありますスポーツの合宿のお願い

もしてきました。さらには、教育や医療、あるいは産業支援といった長崎県としてでき得る交流の仕方がいっぱいあるかと思います。ぜひお尋ねしたいと思いますが、よそが進出していない地域に長崎県が先行して進出をして交流を深めることが、今後の長崎県の国際戦略として有効だと思いますが、いかがでございますか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) ラオスとの交流につきましても、残念ながら、本県とのゆかりに乏しく、また本県企業の展開の動きも見えないことなどから、現時点においてはラオスに特化した取組は行われておりませんが、近年、ラオスは高い経済成長が続き、東西経済回廊と呼ばれるベトナム、ラオス、タイを結ぶ交通インフラの整備も進むなど、今後の発展が見込まれている国でございます。

本県が、他県に先行して海外との交流を進めるに当たりましては、民間を含めた交流が広がっていく見込みが必要と考えております。

したがって、今後、ラオスに関する情報や本県の民間の動きなどについて、しっかりと情報収集をしながら、交流の可能性を探ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 大久保議員—9番。

○9番(大久保潔重君) ぜひ、いろんな支援の仕方があると思いますけれども、やっぱり経済成長した暁には、こちらにもインバウンドとしての期待というのがありますので、ぜひ頑張りたいと思います。

3、地域振興について。

(1) 諫早湾干拓について。

かなり議論に熱が入りまして、通告しておりました項目がほとんどできないかもしれないということで、申し訳ない、お詫びをしたいと思います。

いますけれども、地域振興策における諫早湾干拓について、ぜひ質問をさせていただきたいと思います。

先般、初日に地元の八江議員の質問にもありましたので、重複を避けたいと思いますけれども、この開門問題については、いろんな現在の裁判の状況、基金の対策など、いろいろありますけれども、ぜひ私はこの干拓地域における利活用、特に、スポーツ面での利活用について、お尋ねをしたいと思います。

先般も、県央振興局主催の「諫干まつり」というのがありまして、この諫干の利活用がスポーツに関しても徐々に徐々に浸透しているということで大変喜ばしく思います。

この諫早湾の干拓地域における広大な自然干陸地や静穏な調整池などスケールメリットが大きな水陸両用のスポーツの場として、利活用の可能性を秘めていると思いますが、県として、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 諫早湾干拓事業で創出されました調整池等は、地域活性化のために貴重な地域資源でありまして、これまでスポーツ等を含む利活用を進めますために、県において、潮受け堤防や中央干拓地における駐車場、トイレなどの各種整備、中央干拓地内部堤防におけるジョギングコースの設置等を実施してまいりました。

また、中央干拓地では、陸上競技団体等の主催による「いさはやミニ・トライアスロン・リレー大会」が毎年開催され、本年はリオデジャネイロ・パラリンピックの車椅子マラソンに出場されました副島正純選手など、日本代表選手による大会前強化合宿も行われたところでござ

います。

また、本明川や調整池では、長崎県ボート協会による艇庫の設置等、環境整備が進みますとともに、今年4月に「実業団ボートチーム」が発足し、本格的な練習を開始されたところでございます。

さらには、今年度は、県央振興局が長崎県カヌー協会の協力のもと、「カヌー体験教室」を実施したところでありまして、県といたしましては、今後とも、地元市、あるいは住民、国など、関係者と連携、調整を図りながら、スポーツでの活用も含めまして、さらなる利活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時12分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

松島議員—11番。

○11番(松島 完君) (拍手)〔登壇〕 皆様、こんにちは。

地域政党ながさき、南島原市選出の松島 完でございます。

質問に先立ち、私の直前に、大久保議員の方からスポーツ振興について質問がございました。私の1本目の質問といささか情報が同じでありまして、まさか直前でと、ひとえに動揺するわけですが、情報の類似はご容赦いただいて、知事におかれましては、動揺する地元の後輩に温かいご答弁をよろしくお願い申し上げます。

(笑声・発言する者あり)

1、「世界の島原半島」をつくりだす政策につ

いて。

(1) 参加型スポーツイベントの開催について。

①島原半島一周ウルトラマラソン大会。

ここで私が言う参加型スポーツの定義は、自らその競技に参加して楽しむスポーツのことでありまして、例えばマラソン、自転車などです。

これまで、余暇の楽しみ方とすれば、例えば、野球観戦、サッカー観戦など、見て楽しむスポーツが主流だったかのように感じますが、昨今では、マラソンや自転車等の参加型スポーツが流行しております。

2007年に「東京マラソン」がはじまり、人気に火がつけました。その大成功を見た各自治体も、地域振興の切り札として注目し、各自治体がマラソン大会などを次から次へと開催するようになりました。今や、数えきれないほどマラソン大会が日本全国で毎週のように開かれ、マラソン雑誌も多数発行され、国内のたくさんの大会が紹介されております。

最近では、アメリカや中国など、国外の大会まで載せてあり、ブータンのマラソン大会まで紹介されているのを見た時は、驚き、国内はもちろん、国外へも参加する人が増えていることを示しております。

今年の東京マラソンに私は応募しましたが、抽選で落選をしました。倍率は12倍でした。フルマラソンの定員は3万5,500人、参加料は1人1万800円と決して安くありません。それでも倍率は年々上がり、今年は12倍です。30万人以上の方々が東京マラソンを走ろうと申し込みをしているわけであり、それで12人に1人しか当選しないので、非常にハードルが高く、走りたくても走れない大人気の大会となっています。

この人気は、東京だけの話なのではないかと思って、最寄りのフルマラソン大会である熊本

城マラソンを見てみますと、定員1万2,000人、参加料は1万円、抽選倍率は2.4倍です。熊本城マラソンなら走れるだろうと思いきや、2人に1人は抽選で落選をするわけでありまして。地方でもマラソン大会は人気となっております。

2016年3月19日発行の「東洋経済」に、このブームの分析記事が載っていたのですが、国の政策転換が後押しをしているのではないかとの分析でした。これまでは、文部科学省や教育委員会がスポーツ政策を統括していましたが、観光資源としてのスポーツに着目した観光庁が主体にかわって、2011年に「スポーツツーリズム推進基本方針」を取りまとめています。日本イベント産業振興協会の推計では、スポーツイベントの国内市場規模は、2014年で約3兆円だそうです。この市場規模は非常に大きく、そして伸びしろがあります。

そこで、お聞きします。

県内にも多くの参加型スポーツイベントが開催されております。その経済効果はどのくらいでしょうか。

この問いを皮切りに、再質問は、対面演壇席よりさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県が把握しております、平成27年度に県内で開催されました参加者数が300人以上のマラソンなどの陸上競技のいわゆる参加型スポーツイベント22件の経済波及効果額を、県の産業連関表をもとに試算いたしますと、およそ6億円となります。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 今、部長の方から6億円というご答弁をいただきました。22大会ということです。

この6億円の規模の大きさをまず把握して、

ずばり提案したいのが、島原半島一周ウルトラマラソン大会の開催です。フルマラソンは、42.195キロですが、ウルトラマラソンというのは100キロを走ります。

知事、島原半島は、一周どのくらいかご存じでしょうか。108キロあります。これはおもしろいなと思って、煩惱の数が108ですから、除夜の鐘は108回つきますが、除夜のランを108キロ走ってもいいなと思って、大みそかに1人で島原半島を一周してみたことがあります。（発言する者あり）

これは歩いたんですが、23時間45分かかりました。（発言する者あり）ほぼ一日歩き続けたんですが、歩いてみてわかったことが、山があって、海があって、世界ジオパークがあって、ユネスコの世界文化遺産候補がある、こんなすばらしいコースはないなと感じました。

今年は、「第1回諫早・雲仙ウルトラウォーキング大会」が開催されました。今後は、このフルマラソン大会の開催も、諫早を軸にしたいと思っており、一方で、島原半島は、100キロを走るウルトラマラソン大会をできないものかと考えています。これを世界の人たちを呼び込む契機にできないかと、そのように考えています。

もちろん、半島3市など、地元の協力が前提としてありますが、県として積極関与をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご提案の島原半島一周ウルトラマラソンのようなイベントを成功させまして、継続的に開催していくためには、先ほど申し上げましたけれども、やはり島原半島の各市の行政団体、それから競技団体、観光協会、市民の方々等が一体となって、主体

となって一緒に開催していくことが重要だというふうに考えているところでございます。

県といたしましては、議員のご提案の内容につきましては、まずは関係市にお伝えをし、地元における検討状況を見ながら、必要に応じて対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) ②雲仙普賢岳トレイルランニング大会。

もう一つ提案をしたいのが、「雲仙普賢岳トレイルランニング大会」の開催を提案いたします。

平成26年度から県の協働事業で「雲仙トレイルラン大会」を開催しております。トレイルランとは、山道など自然の中を走るスポーツで、これまた、昨今、とても人気の参加型スポーツとなっております。最も人気なのが富士山を走るトレランの大会です。

長崎県内でも、多良岳を走る大会がはじまったばかりです。今年の夏に、私は、この県の協働事業の雲仙トレイルラン大会に参加をして体験して、ますますこれは人を呼び込めるきっかけとなると感じました。

参加者のアンケート結果を見ますと、満足度も非常に高いことがわかりました。これを県の協働事業で終わらせることなく、より本格的で規模の大きい大会に拡大させていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) このトレイルランニングの開催に当たりましては、県と雲仙市、それから観光協会を交えながら、検討をしながら実施をしてきたところでございます。

これまで、一定の知見も備わったということ

でありまして、今後の取扱いにつきましては、来年の2月に専門部会を開催いたしまして、今後の対応について協議をするということにしてございます。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っています。

冒頭、「世界の島原半島」をつくりだす政策と掲げました。島原半島には、世界遺産候補、これは何百年もの遺跡になります。世界ジオパークは、何万年前の遺跡になります。これらの遺産の近くを走れるコースというのはとても貴重で、魅力を生むことができると考えます。経済効果を生むものは、県が積極関与をすべきだという私の考え、そしてもう一つ、2市以上にまたがるものに対しては、県が積極プロデュースというか、コーディネートすべきだと考えています。

知事、積極的な県としての関与、いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 基礎自治体を越えるから全てに県が関わるべきであるのかどうかというのは、これは議論があるところであろうと思いますが、まずは、やはり地元の皆様方が地域の活性化を目指して、官民挙げた取組を進め、これを継続していただくということが大変重要ではなかろうかと考えております。そういった中で、県が果たすべき役割というのが求められた段階で、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 地元のことは地元でしっかりまとめますので、県は県としての役割を果たしていただきたいと思っております。

明日の朝刊は、「島原半島一周ウルトラマラソン」で、期待したいと思います。（笑声・発言する者あり）

(2) “三大遺産の半島”PRについて。

これまで何度も言ってまいりました。島原半島は、3つの世界規模の遺産があります。ユネスコの文化遺産候補、そして世界ジオパーク、そして食の世界遺産と、食の世界遺産の方は、イタリアのスローフード協会がやっているものです。この3つの世界遺産を、しっかりとプロデュースしてほしいと、たびたびここで言っているんですが、いよいよというか、この世界遺産登録がかなった後は、世界に一つの三大遺産の半島としてのPRを考えていただきたいと思っています。あえて、この登録前に言っているんですけど、いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県では、これまでも世界遺産登録を見据えて、熊本県と連携した観光列車を利用した島原・天草の世界遺産候補をめぐるツアーの実施など、周遊観光ルートの構築に取り組むとともに、ジオパークへの認定を契機として、雲仙地獄などをめぐる新たなジオツアーの造成などに取り組んできたところでございます。

また、島原半島の豊かな食の魅力を活かすために、湧水や肥沃な大地の恵みによって生まれた特産品の物産フェア、それからジオマルシェなどでの販売を通しまして、食を活かした体験メニューの充実等にも力を入れてきたところでございます。

今後は、世界遺産登録を契機といたしまして、このような島原半島の魅力を一体的に国内外に発信していくことが、より重要となってまいりますので、島原半島観光連盟を中心に、県も一

緒になって積極的なPRに努めてまいりたいと存じます。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 今のは私の質問に答えていただいたのかどうかともわかりませんが、要は、登録前にしっかりPR戦略を立てていただいて、その中にこの三大遺産の半島といういい素材があるので、非常に活かしていただきたい。それを振興局単位でも構いませんので、PR戦略というのをしっかり立てていただきたいと考えています。

(3) 世界遺産センターの設置について。

これまで、「世界遺産センター（仮称）基本構想策定検討委員会」を中心に議論がされ、方向性が提示されてきました。その中で、状況が変わったことが、構成資産の変更であります。南島原市において、日野江城が除外されました。世界遺産センターは、整備候補地がこれから絞られてくるわけですが、軸となる世界遺産センターと、そのサテライトとしての機能を、構成資産を持つ各市町が有することになるわけですが、南島原市もその一つです。

そこで、情報発信として、サテライト共通のダイジェスト展示の企画がされると聞いています。

日野江城が構成資産から外れたので、これらの情報発信から日野江城が外されることを懸念しております。ご承知のとおり、原城は、日野江城の支城、出城みたいなものですが、原城は日野江の支城でありまして、原城と日野江城は切っても切れない関係であります。情報発信の中に明確に日野江城も入れていただきたいのですが、このことに対するお考えを聞かせてください。

○副議長(坂本智徳君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産」については、構成資産が離島や半島の広域に所在するという現状を踏まえ、その中心となる世界遺産センターと各市町が整備するサテライト施設との連携によるネットワーク型の形態とすることを基本構想で定めております。

サテライト施設では、各地域をじかに訪れた方々にも全体像が正しく理解されるよう、共通のダイジェスト展示を行うとともに、各市町の創意工夫により構成資産の詳細や、その他地域特有の歴史・文化等を活かした展示を行うこととしております。

サテライト施設共通のダイジェスト展示につきましては、世界遺産としての価値の説明が中心になってまいりますが、より理解を深めていただけるよう、キリスト教の伝播と繁栄、禁教期の継承、解禁後の信仰復帰といった一連のストーリーについても紹介することとしております。

お尋ねの県内の構成資産以外のことでございますが、これにつきましては数多くのキリスト教関連遺産が県内にございますので、これもあわせて情報発信をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) ありがとうございます。日野江城を外せば世界遺産の全体のストーリーがわかりにくくなりますので、より繊細に、丁寧に情報発信をしていただきたいと思いますと思っております。

補足ですが、世界遺産いけるかなと思ったらいけず、世界遺産いけるかなと思ったらいけず、これを繰り返したため、いささか県民、市民の皆様疲れが見えるなというのが、統計をとっ

たわけじゃありませんが、私自身の体験です。だからこそ、この登録前に情報発信というのが大事になるだろうと考えています。登録前の情報発信も、県としてやるべきことをやっていただきたいと思っています。

2、地場産業を耕す政策について。

(1) 所得向上について。

- ①農業。
- ②水産業。
- ③製麺業。

県民所得向上対策は、産業分野ごとに県の施策として取り組んでおられます。平成28年3月に発表されました「県民所得向上対策の平成25年度実績値について」によりますと、産業分野ごとの実績値が公表されています。

一応振り返りますが、製造業が基準値となる平成22年度比でマイナス907億円、農業がプラス29億円、水産業がプラス41億円、観光業等がプラス209億円となっています。

中を見ていきますと、農業についてですが、県民所得、純生産のことです。県民所得は、基準値となる平成22年度比ではプラス29億円ですが、対前年比では同額となっています。対前年比で農業産出額が増加しているので、所得向上につながってもよさそうに感じますが、所得は増えておりません。

そして、水産業の県民所得は、基準値となる平成22年度比ではプラス41億円ですが、対前年比ではプラス13億円と縮まっています。

農業においては、平成28年度からは産地計画を基盤としつつ、さらに品目別戦略を再構築し、生産性向上、コスト縮減、差別化や輸出拡大、付加価値向上に向けた6次産業化の推進など、生産・流通・販売対策に取り組んでいくと半年前に出された対応方針には書いてあります。水

産業についても、対応方針が同じように書いてあります。

そこで、あえてお聞きしたいのが、農業と水産業と製麺業、ここで私が言う製麺業というのはそうめんのことを指しますが、農業と水産業と製麺業における対策です。所得向上のために、これまでを踏まえて、今後、どのようなことに力点を置かれていくのか、それぞれお聞きします。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業所得向上対策の課題と今後の力点でございますけれども、農業分野におけます課題は、農業産出額が増加傾向で推移しているものの、農業所得が全国に比べ低位であること、高齢化に伴い、農業従事者数が減少しておりまして、今後、これがさらに加速する見込みであること、中山間地域等を中心に荒廃農地が増加していること、これらのことから、今後、生産規模の縮小や農山村地域の活力低下が危惧されているところでございます。

このため、まずは生産拡大とあわせて、農業所得をしっかりと向上させていくことが重要と考えているところでございます。

先ほど、議員からのご指摘がございました。1年間で22億円増加しておりますけれども、農業純生産額は変わらないというところも、これが影響しているところでございまして、畜産部門は生産額が伸びておりますが、所得率が低いものですから、一方で、所得率の高い野菜のところ、1年間ではここが下がっていると、この1年では下がっていたというところで、所得率が影響しているところでございます。

こういった農業所得をしっかりと上げないといけないと考えているところでございます。そのために、これまで取り組んできた産地計画を基

軸としながら、他県トップ産地の取組をしっかり分析したうえで、品目別戦略を再構築し、品質・収量向上、コスト縮減を徹底して推進するとともに、輸出拡大や6次産業化を含めた流通・販売対策に取り組んでまいります。

また、担い手の規模拡大に必要な農地の基盤整備や生産施設整備、農地中間管理事業を活用した農地集積、労力支援体制の整備や経営力の強化などを図りますことで雇用型経営体を育成するとともに、産地等と一体となった新規就農者、就業者の確保を進めてまいります。

併せまして、中山間地域など、産地規模の拡大が難しい地域におきましては、農作業受託組織などの地域農業を支える担い手を育成するとともに、直売所を核とした少量多品目産地の育成や、地域内流通の拡大など、地域全体で稼ぐ仕組みを構築し、地域に人が住み続けられるよう、市町、JA等、関係団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 私の方から、水産業の所得向上対策にかかる課題と今後の力点ということについて、お答えいたします。

海面漁業の生産量は、県民所得向上対策で掲げた目標を下回っており、加えて漁業経費の増加などにより漁業経営が圧迫されていること、また、漁業就業者の高齢化や人手不足などが課題となっております。

このため、県では、収益性の高い魅力ある経営体の育成ということに力点を置き、昨年度から、意欲ある個人漁業者への経営指導や新たな取組への支援、また、今年度からは、定置網やまき網などの雇用型漁業について、生産設備の改善と加工、流通、観光等に一体的に取り組む経営モデルづくりなどを推進しております。

一方、養殖業においては、クロマグロの生産増加に支えられて、目標生産額を上回っているところでございますが、県下全体の状況を見ると、経営規模が概して小さく、市場が求める統一した品質や安定的な生産量の確保に対応できていないなどの課題がございます。

このため、地域の生産者がまとまって、漁協、市町等と連携し、国内外の市場ニーズに対応した魚づくりや、販路拡大などを実現するための「養殖産地育成計画」を策定し、その実践を通して所得向上並びに雇用拡大を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 私の方からは、製麺業、そうめんについて、お答えをさせていただきます。

南島原市の手延そうめん出荷額でございますけれども、平成26年度は約63億円となっておりまして、近年、減少傾向にございます。小規模な事業者が多く、過去には他の有力産地の下請としての出荷が多かったということで、認知度が低く、他の産地に比べ、取引単価が低く抑えられているという状況にございます。

今後、人口減少が進み、産地間競争が激しくなる中で、産地が結束して付加価値の高いブランドの確立でございますとか、販路拡大に取り組む必要があるというふうに考えてございます。

県といたしましては、「島原手延そうめん」を県の重点PR商品に指定しているところでございまして、国内百貨店等での「長崎フェア」の開催でございますとか、生産者商談会の出展支援をいたしておるところでございます。

また、海外におきましては、平成26年度からヨーロッパでのプロモーションを展開して、これまでにパリやミラノ等の飲食店で正式にメニ

ユー化をされてございます。

特に、パリでは、世界最古で最もおしゃれな百貨店とも言われております「ル・ボン・マルシェ」でございますとか、もう一つの3大百貨店でございます「ギャラリー・ラファイエット」での常設販売がこの秋から開始されたところでございます。

今後は、フランスやイタリアをはじめといたしますヨーロッパでの飲食店や小売店等への営業活動を拡大し、島原手延そうめんの評価をさらに高めてまいりたいと思っております。

また、国内におきましては、これらの取組と成果を、新聞、テレビ、アンテナショップ等で積極的に情報発信いたしますとともに、地元自治体や事業者においても、その成果を営業活動等に活かすなど、産地と連携して、島原手延そうめんのブランド確立と認知度向上、販路拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 総合して地元の主産業のそれぞれの対策、力点をご答弁いただいたのははじめてなのですが、かなりがっちり答弁いただき、どこから再質問すればいいか、ちょっとよくわからない感じですが、いずれにせよ、実績をシビアに見なきゃいけないと、まず思っています。

そして、もう一つ、これは私の考えですけど、所得向上というのは、やはり国の役割、県の役割、市町の役割がそれぞれあるのであらうと考えています。

ちょっとこざかしいことを言わせていただければ、トランプさんが勝ったことはグローバリゼーションにストップがかかったことを意味していると考えております。T P Pの脱退にしろ、

国境に壁をつくるという発言にしろ、はたまた、イギリスがE Uから脱退したのも、全部グローバリゼーションとは逆の流れになります。国外に目がいていたものが、国内にこれから目が移るのかなと。

これがある方は、「国際化から地域化への転換だ」と表現していました。確かに私もそうだなと思っています。地域化の時代を迎えるに当たって重要なことは、その域内でいかに効率的に経済を回すかということだと考えています。

その前提でお聞きしますが、平成26年に「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が制定されました。

私は、県内経済の循環を促進することが地場産業を耕すうえで非常に大事になってくると思いますが、どのような考えで県は取り組まれているか、お聞きします。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 県内企業の受注機会の確保等による県内経済循環を図るということは、地場産業の振興において非常に重要であるというふうに認識をいたしております。

「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の中でも、県及び市町の工事発注、物品調達等における県内中小企業者の受注機会の確保、県内企業の事業活動等における県内製品・県産品の利用促進などを定めておりまして、この考えに基づきまして、県内経済循環の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 農林部に聞きますが、域内の食料自給率を上げること、つまり地産地消を推進することが、これまた地場産業を耕すうえで非常に大事になってくると思っています。

どのように取り組まれて、そしてまた、今後、どう取り組まれるのか、お聞きします。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 地産地消の推進でございます。品質、ロットを確保したうえで、量、単価等が期待できます大消費地への流通と併せまして、県内の方々に新鮮な農産物を提供するとともに、県産農産物の消費を拡大することで、農業の生産拡大、あるいは農業所得の向上を図ってまいりますことは、農業振興上、大変重要なことだと考えているところでございます。

このため、県では、地産地消の拠点として、農産物直売所等の育成を進めますとともに、県産品の利用拡大を図りますため、ホテル、福祉施設等と生産者との商談会の開催や、県産食材を用いた料理を提供する「地産地消こだわりの店」の認定、県産米・県産茶の取扱店の指定、学校給食での活用促進を進めてまいりました。

併せまして、県産品の認知度向上を図りますため、地産地消強化週間の設定・周知や、県民の皆様、県内トップレベルの農産物を紹介・販売する「地産地消フェア」の開催などにより、本県の地産地消の取組を進めてまいりました。

また、本年度からは、地元の方々に地域のすぐれた農産物等を販売するとともに、知っていただくことで、地域で農林水産業を支える運動として取り組む「ながさき収穫感謝祭」を、農業団体等と連携して県内各地で開催しているところでございます。

この結果、平成27年度は、農産物直売所の販売額が156カ所で99億円となり、商談会では、新たな10品目の取引成立、「地産地消こだわりの店」等は、合わせて357店舗に増加したところでございます。

今後は、これまでの取組に加えまして、産地

の規模拡大が困難な中山間地域等において、高齢者等にも対応できる少量多品目や、消費者ニーズに沿った新規品目の産地を育成するなど、品ぞろえの充実を図りますとともに、直売所等を核とした観光分野等との連携による地域内流通の拡大、生産者等と食品加工業者等とのマッチングによる県産農産物を活用した新商品の開発など、地産地消の取組をより一層推進し、農業所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) そうやってまとめて聞くと、いろいろ本当にやられているんだなというのを改めて感じますが、やはり、依然、もっと必要であろうと思っています。

この質問を取り上げた主たる理由が、私は2人子どもがおりまして、子どもが口にするものは、スーパーにしろ、コンビニにしろ、直売所にしろ、全て裏を見るようになりました。今まで自分のことだと見たこともなかったんですけど。それで、2つ見る点があります、原材料と原産国。それで、2つ気づきがあって、一つは添加物の多さ、いろんな添加物が入っているんだなと。もう一つが、農業地帯の島原半島内で買うのでも、県外、国外のものが多くいんだなというのを改めて感じました。

そこで、移出するのはもちろん大前提です、大都会に持って行かないと成り立ちませんので。未成熟なのが、やはり域内でもっと回せるんじゃないかなと。いろいろ取り組んでいただいているとご答弁いただきましたが、現場で感じる点です。自由経済なので、それぞれのスーパーなり食品店がやることなので、そこにはもちろん限界というものがあるわけです。しかしながら、行政としてやれることがあるというのが、

私が考えていることです。そのヒントが、域内でいかに経済を回すか。その中で、地元が地元のもの消費が少ないということ。

県を取組を改めて聞きました。私も私なりの仕掛けというか、そういうものを考えていきたいと思っています。

(2) 島原手延そうめんの振興について。

①そうめん研究所。

ずばり、そうめん研究所をつくりませんか。苦笑いですか。

一時期は、そうめんの日の制定を何度もしつこくこの場で提案させていただきまして、前向きにご検討いただいて、前向きに何も無いわけですが、そうめんの研究拠点を県の主導のもとにできないか、お尋ねします。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 製造業関係の試験研究機関ということで「工業技術センター」がございますが、こちらでは県内の食品加工業者を支援するために、食品加工の専門職員を配置いたしております。

また、平成22年に設置した「ものづくり試作加工支援センター」において、機器開放による試作加工の支援を行うなど、研究開発や技術支援を行っておるところでございます。

そうめん製造に限って見てみますと、この5年間で17社に対する支援実績がございまして、新商品開発をはじめ、一定の成果が上がっているものというふうに考えております。

議員ご提案の「そうめん研究所」でございしますが、本県の厳しい財政状況等から、新たに設置するということは困難でございますけれども、センターの職員が直接現地に出向き、意見交換や技術相談を行う「研究キャラバン」の実施等によりまして、一定その要請にお応えすること

はできるのではないかというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 過去には、南島原市で「カップそうめん」なるものを県の補助のもとに発売しまして、なかなかうまくいかずでした。何とか突き抜けるヒット商品が一つできないかなというのが私の思いです。

そこで、個人でできることは限界があるので、商品の研究施設ができればなど、そんなふうに考えて、「そうめん研究所」に至ったわけですが、今言われた何とかセンターでそうめん関係17社に支援をしていると。そのことは知らず、大変恐縮であります。この質問をするに当たって、いろいろ調べる中で、やはりそういったことも果たして地元で知られているのかという疑問もあります。

はたまた、何とかセンターは大村にありますので、南島原市からは往復4時間、そこに通い詰めるというのは、まず無理なんだろうと思いますが、いずれにせよ、まず、私が知らなかったということは大変恐縮です。ただ、これは地元の方にもやはり知られていないという事実がありますので、拠点のあり方、さらに工夫をしてほしいと思っています。活用していただきたい。活用して、よりよいものをつくっていくように促進をしていただきたいと思います。

②「そうめんサミット」について。

「第1回そうめんサミット」が兵庫県たつの市にて今年開催され、私も参加してきました。

率直に、全国各地の麺の取組がわかって、とてもおもしろかったです。個人的には、こういう企画を島原手延そうめんが、いの一番にやりたかったというのが本音ですが、次の開催地も決まっているようです。うちではありません。

島原手延そうめんは、全国第2位の生産量を誇るので、そうめんサミットへのコミットが求められるわけでありましたが、南島原市と生産団体が望む形になれば、県も積極的に支援をしていただきたい、そのことについていかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 「全国そうめんサミット」でございます。今、議員からご紹介がございましたように、今年はじめて、兵庫県たつの市で開催されております。たつの市、兵庫県日本手延素麺協同組合などで構成する実行委員会、全国乾めん産地協議会の主催でございます。こちらの開催地は、揖保乃糸の産地でございます。

2日間にわたり、記念式典や全国乾めん展示、実食販売、芸能人のトークショーなどが行われたところでございまして、延べ4万5,000人の来場者があったということでございます。

ご質問の支援の件でございますが、南島原市からは、サミットを開催したいというお話はお伺いしておりませんので、開催の意向が示されたならば、その段階で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 「第1回そうめんサミット」には、県からも職員を派遣していただきました。来年以降も、そうやって県が関与していただきたいのですが、いかがですか。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 今回はじめてということもございまして、担当部署の職員を出席させたところでございます。これは県に対して、ご案内をいただいたということもございました。次回もご案内をいただいた時点で、職員

の出席についても検討をしたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 知事、そうめんサミットは起爆剤になると思いますが、県の積極関与をお願いしたいのですが、いかがですか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたけれども、県の積極関与というよりも、地元の盛り上がり、これが一番大切だろうと思っております。地元の産地の皆様方が、やはりそうめんを通して産業の振興、地域の活性化を目指すために一丸となって取り組んでいかれる、そういう中で県としての役割が求められれば、その段階で県としても関与していきたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 地元は地元で話しますので、ご心配なく。県は県の役割を遂行していただきたいと思います。

3、さらば陸の孤島対策について。

(1) 県道小浜北有馬線について。

これまでトンネルの必要性について訴え、ご理解いただき、事業を進めていただいておりますが、なかなかスピードが上がっておりません。これも何度も言っておりますが、早く目に見える形にさせていただきたいと思っています。

トンネル開通の時期は、これ以上遅れることがないようにしていただきたいと思います。トンネルを掘るのはいつでしょうか。めどはついていますでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 県道小浜北有馬線の状況でございます。

全体の中で、まず、大亀矢代工区については、

用地取得に今年の2月から着手しております。小浜側の取得は完了しているということで、今年度中に切土工事の発注をしようというふうに考えています。

トンネル工事は、北有馬側になりますが、これは引き続き用地取得に努めていくというところ です。

いずれにしても、用地取得をして、トンネルにつながる道路が完成した時点でトンネルに着手したいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) (2) 県道山口南有馬線について。

県道山口南有馬線についてですが、この必要性はもう言わずもがなで言いません。早く白木野地区の整備を完了させて、そして白木野小学校跡から国道251号までの改良をお願いしたい、これはいかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 県道山口南有馬線につきましては、現在、白木野工区につきまして、南有馬側の用地取得、これにちょっと時間を要しております。一部、今、工事に着手できない状況になっております。

県といたしましては、一日も早くその部分の用地の協力を得て、バイパスを供用したいというふうに考えております。

また、国道251号までの区間につきましては、現在の状況を見ながら、今後の検討課題としております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) (3) 愛野小浜バイパスについて。

これも道路行政の文脈でたびたび触れていますが、せんだって、雲仙市長を会長とした期成

会で知事へ要望を届けたところであります。

つまるところ、島原半島西側の道路整備でありまして、愛野町から小浜町までの間は、国道57号のみで、代替道路がないため、ラッシュ時の慢性的な渋滞があります。重篤救急患者の緊急搬送は、長崎医療センターまで60分以上を要します。

これまでの再三の要望に対して、全く進んでいないのか、それとも何か前に進んだのか、お尋ねします。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 愛野小浜バイパスの件でございます。

これにつきましては、これまでの検討により、利用交通量が少ないということで、整備効果に問題があるということで、将来的な課題というふうになっております。

現在、防災等の観点、リダンダンシーの観点、それから島原半島全体のネットワーク、そういう観点から、島原半島3市と勉強会をしております。半島全体の体系的な道路整備のあり方について、この中で議論していきたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 最近、また、リダンダンシー、そういう横文字が新しく出てきて、違った話も出てきているので、期待したいんですが、何か目に見えるような形を早く、この道路に関しては、総じてそう思います。

4、子どもを守る政策について。

(1) 非構造部材の耐震化について。

これは、文教厚生委員会で取り上げて、新聞とテレビでも取り上げていただき、問題提起としての私の役割は一定果たせたと思っていますが、最も大事なことは、この問題解決ですので、

一般質問として取り上げました。

公立にしろ、私立にしろ、学校の耐震化は非常に注意深く見てきましたが、盲点であったのが非構造部材の耐震化です。

非構造部材とは、体育館などの吊り天井、照明やバスケットゴール、そして外壁や窓、はたまた、教室にある天井から吊り下がっているテレビなどです。

校舎の耐震化が進む一方で、体育館や講堂などの非構造部材の耐震化は非常に遅れております。顕著に遅れているもののみ紹介をします。

体育館等における吊り天井の落下防止対策状況で非常に悪いのが、公立小中高等学校の実施率は65%、これは全都道府県の中で39位、ほぼ下の方です。非構造部材も3分野に分かれていますので、その3つをそれぞれ言います。今、1つ言いました。

2つ目が、体育館等における照明、バスケットゴールの落下防止対策状況は、公立小中学校で21%、45位、ほぼ最下位ですね。全国の中で遅れていると。

そして、今取り上げた2つ以外の非構造部材の耐震化の状況、これは外壁とか窓とか、さっき言った教室の中にある吊られているテレビとかです。これは、どこもたくさん遅れていまして、公立小中学校が33.8%で44位、私立小中高等学校が16.7%で44位、私立幼稚園が41.9%で36位と、これらの情報を委員会ですっと精査していって、一つひとつ挙げて言ってまとめて、今この発言で、ひとえに進んでいないというのがわかるわけです。

いろいろ立場もありますが、これまでの議論を踏まえると、校舎の耐震化を優先させてきたというのが主な理由であります、その理由をもって、非構造部材の耐震化を進めないという

ことにはなりませんので、ちゃんと耐震化を進めていただきたいと思います。ひとえに、子どもの命を守るために、この対策を進めていただきたいと思います。いかがですか。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 学校は、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害発生時には避難所としての役割も果たすため、安心して学べる環境の整備や防災機能の強化を図ることは極めて重要であるというふうを考えております。

議員ご指摘のとおり、公立小・中学校の非構造部材の耐震化は、構造体の耐震化に比べて進んでおりませんので、本年8月、市町教育委員会に対し、改めて再点検の実施を要請するとともに、点検の結果、対策が必要な場合は、改修計画を策定し、速やかに着手するようお願いをいたしました。

なお、平成28年9月末現在の公立小・中学校の非構造部材耐震化の状況は、対象となる屋内運動場等534棟のうち、吊り天井の対策実施棟数は506棟で、耐震化率は94.8%、照明やバスケットゴールの対策実施棟数は234棟で、43.8%となっております。

このほか、外壁や窓ガラス、家具等については、512校のうち191校が対策実施済みで、耐震化率は37%であります。

しかしながら、まだまだ低い状況でございますので、県教育委員会といたしましては、定期的な点検と早期の耐震化完了を、引き続き、設置主体である市町教育委員会に対して働きかけてまいっているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 私立の小・中・高等学校につきましても、非構造部材の耐震化の対

象となります屋内の運動場等40棟ございますけれども、吊り天井の対策実施済みが26棟で、議員ご指摘のとおり耐震化率が65%、照明やバスケットゴールの耐震化実施棟数が10棟で25%と遅れているところでございます。

私立学校につきましては、校舎など建物本体の耐震化も遅れておりますため、これを優先的に現在進めているところではあります、建物本体に加え、非構造部材の耐震化につきましても、毎年度、学校を訪問し、その促進をお願いしているところでございます。

今後も、学校法人に対しまして、活用できる国庫補助制度の説明、あるいは建物本体との一体的な整備によります耐震化の促進について、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 私の方から、私立幼稚園の状況について、ご説明いたします。

平成28年4月1日現在の私立幼稚園における非構造部材の耐震化の状況でございますが、対象となる屋内運動場等119棟のうち、吊り天井の対策実施棟数は112棟で、耐震化率は94.1%。照明等の対策実施棟数は63棟で、52.9%となっております。

私立の幼稚園、保育園、認定こども園においても、建物本体の耐震化を優先的に進めておりますが、収納棚やテレビ等の非構造部材につきましては、これまで、毎年の監査の際などに固定の状況等を確認し、各保育施設に対しまして指導を行ってきたところであります。

議員ご指摘のとおり、今後は、窓ガラスや外壁など、工事を伴う非構造部材の耐震化についても、各保育施設へ周知を行い、国庫補助制度の活用を働きかけてまいりたいと考えておりま

す。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 私は、今年、文教厚生委員会で非構造部材を取り上げるまで、非構造部材という言葉さえ知りませんでした。大体この言葉は難しいから何かほかの言い方はないのかなと思ったら、国が使っているから使われているみたいで、そのこともこの情報が非常に一般の方々から離れたところにいっている理由の一つじゃないかなと思っています。

このことは、何よりも子どものことを心配する保護者の方々に余り知られていない事実でありまして、恐ろしい事実だと思っています。

それぞれご答弁いただきました。もうそうやってしっかりやっていただくしかないわけですが、2012年に国が都道府県に通知を出しています。この通知というのは、非構造部材の耐震化を進めるようにという通知です。それから4年経って、非構造部材の耐震化率は全国最下位あたりをさまよっておりますので、各自治体や私立学校に働きかけをやはりすべきです。

理想は、県が何らかの金銭的インセンティブを与えることですが、それが難しいというのであれば、もう地道にやるしかない、地道に働きかけるしかないと思っています。それはなぜかというなら、子どもの命が優先されるから。もしものことがあってからでは、行政が責められ、そして議会が責められることになると思います。可及的速やかに対策を、知事、よろしくお願いします。

(2) ツケを回さない財政づくり。

①臨時財政対策債について。

決算の総括質疑で、今年も去年も触れてきた話題であります、臨財債と略して今回も言います。臨財債は、地方交付税で後年度に措置さ

れるとのことですが、実際に措置されているのか、措置されていれば、どのように算入されているのか、お聞きします。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 臨時財政対策債につきましては、法令上、後年度の地方交付税でその全額が措置されることとなっております、平成28年度の地方交付税算定におきましても、実償還額とほぼ同額の240億円が措置されているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 臨財債は、平成13年度から発行していきまして、臨時もへったくれもないと、もう恒久的になっていると、十何年きいているというのを何度かこの場で言いましたが、臨財債は、発行額が抑制されているものの、結局発行し続けていきますので、発行額がずっと償還額を上回っておるため、残高がずっと増えています。どこまで残高が増えるのだろうかとか考えるだけで恐ろしいのですが、臨財債の残高が平成27年度で4,389億円です。これまでの償還額は幾らですか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 臨時財政対策債が創設をされました平成13年度から平成27年度までの間に、本県では5,150億円の臨時財政対策債を発行する一方で、761億円を償還しております。平成27年度末の残高で4,389億円となっている状況でございます。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 今回の額を聞いて、ますます恐ろしいなと考えるんですが、今日ここでお聞きしたいのは、臨財債の発行は、将来使えるお金が減っているということにならないか、地方交付税のパイが減るのではないかと、このこ

とをご答弁ください。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 臨時財政対策債の償還額が地方交付税に全額算入されることに伴い、それ以外の必要な財政需要が圧縮されるということはあってはならないと考えておりまして、償還財源は確実に確保されるべきであると考えております。

このため、臨時財政対策債の発行等に頼ることなく、地方交付税の法定率の引き上げによる地方交付税の原資の確保など、安定的で持続可能な地方財政制度となるよう、政府施策要望や九州地方知事会と連携し、要望を行うなど、国に強く働きかけを行っているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 松島議員—11番。

○11番(松島 完君) 「あるべき」とうまく表現されたなと感じるんですが、臨財債の元利償還金が今後増えていくことは、もうこれは間違いないことです。基本的には、この元利償還金の増大に伴って、地方交付税の総額も増えなければならない。しかし、地方交付税は、減少傾向にある、このことを憂慮します。

私は、やはり財政の健全化を、より国の基準よりも厳しくした財政の規律の条例のようなものが必要であると考えております。本当に、より厳しく見ていくべきであると思っています。

②ファシリティ・マネジメントについて。

自動販売機への一般競争入札を導入していただいて、非常にこれまで財政効果を生んできました。同時に、エレベーター等への広告掲出にも成果が出てきました。機会あるごとにその額をチェックして、ちゃんとその額が上がっていることを喜んでいきます。

もちろん、さらなる増収策を提案しなければならないと思っております、残り1分で、もう

ご答弁いただけないかもしれませんが、ここで言っておきたいのが、新庁舎に向けて、新庁舎になりますので、今度、自動販売機の一般競争入札導入を増やせる可能性があります。同時に、1台当たりの落札額もアップできる可能性があります。だから、さらなる増収を図って工夫をしていただきたい。

もう一つ、広告掲出については、今度、新庁舎になるので、モニターなり画像、いろいろできると思います。そのモニターへも広告が使える。こういうさまざまな角度から新庁舎というのは工夫ができますので、増収に向けて進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長(坂本智徳君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) (拍手) **【登壇】** 公明党の川崎祥司でございます。

同僚議員の深いご思慮によりまして、ラストバッターを務めさせていただきます。大変光栄に存じます。

本年最後の一般質問でございまして、どうぞ、知事はじめ理事者の皆様には、よい新年を迎えられますように、実りある答弁を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。

1、長崎の街づくりについて。

(1) 松が枝国際埠頭拡張計画及び周辺地域の

整備について。

クルーズ船の長崎港への入港は、昨年は128隻、本年は189隻が見込まれています。増加傾向にあるクルーズ船寄港ですが、船の大型化、あるいは複数の同時寄港に対しては、現在の港湾機能では賄えず、寄港を取り逃すことにつながり、海を活用した本県経済の浮揚に障壁となっています。

このことから、県では、松が枝国際埠頭の拡張整備を重点施策と位置づけ、昨年度より、政府に対して事業化を要望しております。事業化に向けては、県と県議会が力を結集し、勝ち取らねばならないと考えます。

つきましては、松が枝国際埠頭の拡張整備計画の目的と現在までの進捗状況、並びに事業化への課題は何か、お尋ねをいたします。

また、松が枝から東山手、南山手地区は、外国人居留地や世界遺産の旧グラバー住宅、大浦天主堂など、歴史性、文化性に富んだ観光資源や研究資源が多く存在するエリアです。

県におきましても、長崎市と共同で作成した長崎市中央部臨海地域松が枝周辺エリア整備計画に基づき、当該エリアの整備を進めることとしております。

そこで、松が枝国際埠頭の拡張計画に合わせ国道拡幅も検討する必要があることから、一体的に整備計画を策定することが望ましいと思料いたしますが、県の見解を求めます。

また、クルーズ船の受入体制で、貸切バスに関する課題が指摘をされています。特に、常盤駐車場では、未舗装によるわだちの発生、雨天時の足元の悪さ、さらに駐車料自動徴収機と運転席の高さの不一致、並びに周囲の夜間照度不足の問題、加えて旭町の免税店利用時には、バス駐機場不足で警察から指導、取締りが行われ

ているとのこと。

今朝の地元紙には、諫早市の免税店にかかる重大問題が市議会で議論されていることが報じられていました。

クルーズ船誘致に汗をかく一方、それを許容しない受入体制の脆弱さは何ともしぐはぐで、県都長崎を俯瞰したまちづくりとは言い難く、これら受入体制の課題について、どう改善されるか、お尋ねいたします。

（2）大型クルーザー等の受入体制強化。

海洋県長崎としての取組では、クルーズ船と併せ大型クルーザーなどの誘致も促進すべきと考えております。

去る10月下旬、ロシアから、五島航路のジェットフォイルと同程度の長さ約30メートル、一般にメガヨットと称する大型ヨットが長崎港に入港しました。三角広場の岸壁に停泊をしておりました。オーナー5名、クルー6名、通訳1名、計12名全てロシア人の乗員、乗客で、ウラジオストックから福岡にて入国手続を終え、宇久を経由して長崎出島に来られたそうです。

周辺ではイベントも重なり、多くの方がご覧になったと思いますが、目の当たりにすると、その大きさと美しさに圧倒されます。

本来ならば、干満の差を気にすることもなく、船体にも優しい浮桟橋のヨットハーバーに停泊させることが望ましいことですが、残念ながら長崎にメガヨットを受け入れる施設がありません。そう考えると、寄港要請をかなり断っているのではないかと思料いたします。海外だけでなく国内需要もあろうかと思いますが、大型クルーザーの寄港状況、並びに受け入れの課題は何かをお尋ねいたします。

2、地方公会計制度と公共施設管理について。

（1）地方公会計制度の導入目的と効果。

平成27年1月総務省通達により、地方自治体は、平成29年度までに、現金主義、単年度収支に重点を置いた公会計から、複式簿記、発生主義の新たな地方公会計制度を導入し、指定された財務諸表を議会に、そして県民に示すとされています。

まずは、導入目的と期待する効果は何か、また、基本となる固定資産台帳の策定にどう取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

（2）公共施設等総合管理計画との連携。

新たな地方公会計制度の導入に伴い、新制度の活用がとられます。その一つとして、公共施設等総合管理計画との連携があらうと思います。

固定資産台帳の整備によって、建築物や設備などの減価償却情報が明らかになります。減価償却期間は耐用年数がリンクされていることから、減価償却情報は、資産の長寿命化や廃棄計画の基本としなければなりません。減価償却情報と施設維持管理計画を緊密に連携させ、アセットマネジメントを推進すべきと考えますが、県の見解を伺います。

（3）官民連携による維持管理体制の構築。

新たな地方公会計制度の導入、並びに公共施設等総合管理計画が策定されると、莫大な維持管理費が顕在化してくることでしょう。いかにして当該コストを抑えていくか、知恵を絞っていかなければなりません。

その維持管理費について、これまで河川における雑木やダン竹の伐採など地域の美化に自治会が取り組んできましたが、高齢化の進展、の自治会加入の低迷で手入れが行き届かないところが多く見受けられます。ましてや、河川改良により川底までの高さも増したことから、慣れない高齢者が、おいそれと取り組める状況にはありません。

県の予算は1億円程度と潤沢に予算化されているわけでもありませんし、厳しい財政の折、今後、雑木伐採等の費用削減も検討されるのではないのでしょうか。

そこで、官民連携し対策を講じることができないものか、ご提案ですが、例えば、海、河川の護岸、道路の橋脚、斜面地やダムの擁壁を民間の広告媒体とし、広告収入の充当、もしくは役務の提供により当該及び周辺の維持管理が図られるよう、公共施設の利活用を図ってはいかかと思料しますが、県の見解を求めます。

3、農業行政について。

(1) ICTを用いた農業振興施策。

農業分野の課題は、農業生産価格の低減、高齢化と担い手不足、TPPの対応等と山積をしております。

特に、国際競争力を求められるTPP対策では、品質の向上とコストの削減という、いわば相反する事柄に挑戦し、勝ち越えなければならない瀬戸際にきています。

とはいえ、仮にノウハウを構築し習得しても、スムーズに承継できなければ、日本の農業展望は明るくありません。

このような中、一つの打開策としてICTの利活用があります。現在、県が取り組むICTを利用した農業施策は、どう展開をされているのか、また、ICT利活用を積極的に推進する姿勢があるのか、お尋ねをいたします。

(2) 鳥獣害対策。

県内の鳥獣による農業被害、とりわけイノシシについては、昨年度1億9,000万円で、ピーク時の4割まで減少しました。生産者の自衛と行政支援が奏功したものと評価をいたします。

一方では、捕獲事業者の高齢化により人材不足が顕在化し、農業被害の抑制に影を落として

いることも否定できません。

前議会では、鳥獣対策にICTを活用していくことも披露されたところですが、捕獲後の個体活用はどうか。

近年、ジビエ料理が注目されています。島原市では、解体から卸まで手掛ける企業の誘致に成功し、近隣のレストランでジビエ料理を提供する事例も出てまいりました。

これまで、捕獲をした個体は、埋却もしくは焼却するしかなく、捕獲者にとって肉体的、精神的負担が強いられています。ならば、これら厄介者に付加価値をつけ、新たなビジネスモデルを構築すれば、これも地方創生につながっていくのではないかと考えます。

つきましては、捕獲後の個体について有効活用を図るべく研究を行い、具体的な施策を講じる必要があると思料いたしますが、県の姿勢をお伺いいたします。

4、福祉行政について。

(1) 地域包括ケアシステムの構築加速化。

地域包括ケアシステムについてですが、平成27年度決算審査において、地域包括ケアシステム構築済みの県内自治体は佐々町のみとの報告がありました。正直、愕然としたところです。

地域包括ケアシステムは、2025年に団塊の世代が全て75歳以上になることに伴い、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを、理想としては中学校区、移動30分以内に構築することを目指しています。高齢化が進展する中、2025年にできあがればよいというものではなく、今、整備が求められています。

地域包括ケアシステムの構築状況と、同システムの完成に向け、どう取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

(2) 地域共生・多機能型施設の構築推進。

地域包括ケアシステムは、高齢者が安心して生活するための環境整備ですが、施設の充実が図られると、ややもすれば家族と引き離され、孤立した形になりかねません。利用者が本当に望む介護の在り方なのか、悩ましい問題です。

日本の伝統として、多世代同居があります。仕事で働く親の代わりに祖父母が子供の面倒を見る。子どもが成長をすれば、今度は同居の高齢者をお世話をし、場合によっては自宅で看取りも経験したものです。このような環境で子どもたちも社会経験を積むことができますし、祖父母も、子どもの面倒を見る使命感から、必然的に健康であり続けなければならないと健康志向が高まります。

しかしながら、核家族化が進展する中、この美しい文化、尊い人の営みが失われてきているのも事実。

そこで、この問題をカバーするのが地域共生というキーワードではないでしょうか。

端的な事例は、富山型デイサービスです。高齢者、障害者、子どもたちが同じ屋根の下でともに生活し、支え合う施設です。縦割り行政の壁を越え、今や全国に広がっています。

近隣の事例として、佐賀県では「ぬくもいホーム」事業、熊本県では「地域の縁がわ」事業として、地域共生・多機能型施設の普及を県が推進をしています。

双方代表的な施設を視察させていただきました。大変ご苦勞も多いようですが、「今、このような施設が必要なんです」との使命感で取り組まれている姿勢に、本当に頭の下がる思いでございました。

また、本県では、障害者施策として、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定し、共生社会の実現に向け大

きく踏み出しました。

障害者施策の問題の一つとして、障害児が迎える18歳の壁、さらに、介護保険が適用される65歳の壁があります。特に、65歳に到達すると基本的に介護保険制度に移行しますが、障害を持たれている方にとっては、生活環境が変わる負担は重く、重要な課題となっています。

「長崎県総合計画チャレンジ2020」においても、高齢者、障害者など安心して暮らし、社会参加のできる地域整備が示されていますが、介護人材確保に苦慮する中、スケールメリットも活かせる施設として、地域共生・多機能型施設の構築を促進すべきではないのか、県の見解を求めます。

（3）福祉に関するマークの浸透。

何がしかの支援を要する方々の思いを共有し、共生社会を実現するツールとして多くのマークが用いられています。車いすマークやマタニティマークなどが知られています。

こういった中、平成24年、東京都においてヘルプマークが開発され、全国に普及中ですが、ヘルプマークとはどういったものか、また、県の認識と県内の導入状況について、お尋ねいたします。

また、平成26年9月議会でハートプラスマークの普及促進を提案し、県にも取り組んでいただきましたが、マークを携帯する利用者も見られないことから、軌道に乗っているとは言えません。ハートプラスマークは、利用当事者と周辺の双方が理解して成立することから、マークの持つ意義の浸透が何よりも重要です。

共生社会構築を目指し、マークについての理解をどう深め、浸透させようとするのか、お尋ねをいたします。

（4）障害者就労施設からの物品調達。

平成24年、「障害者優先調達推進法」が制定され、各自治体が数値目標を定め、当該者に官公需を図ることとされました。

県では、平成26年度目標額2,210万円に対し、調達実績は2,789万9,000円と、達成率125.9%で好調でした。しかしながら、翌平成27年度は、目標額を200万円ほど増やし2,430万円としたものの、実績は1,770万3,000円で、達成率は72.9%と大幅ダウンでした。

一体何が原因だったのか、また、目標達成に向け、こういった取組がなされているのか、お尋ねいたします。

以上、質問を一括でさせていただきました。実りある答弁をよろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

松が枝国際埠頭拡張計画についてのお尋ねでございます。

長崎港は、江戸時代の開港以来、海外との交流の玄関口として外国船を受け入れてきた歴史を持ち、現在も多くクルーズ船が入港しております。

近年の東アジアの経済成長に伴うクルーズ船の増加と大型化に対応するため、松が枝国際観光船埠頭の2バース化を港湾計画に位置づけ、早期の事業化について、機会あるごとに国に対して要望を続けているところであります。

こうした中、来年は、今年の約200隻をさらに上回るクルーズ船の入港予約が入るとともに、大型化も進んでおり、受入れ環境の拡充が課題となっている状況にあります。

国においては、急増するクルーズ需要に対応するため、まずは即効性のある既存ストックの有効活用を図ることとしているところであり、

今回の補正予算においても、松が枝地区の既存岸壁の延伸と航路の拡幅などを進めていただいているところであります。

一方、松が枝岸壁の2バース目の整備については、多額の費用がかかるうえ、長期間を要することから、交流人口の拡大による地域の活性化に結びつけるためにも、この事業は早期に実現、事業化していただく必要があると考えており、引き続き、粘り強く要望を続けてまいりたいと考えているところであります。

残余のお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは、3点についてお答えいたします。

まず、松が枝国際埠頭拡張計画に伴う周辺地域の整備についてでございます。

埠頭拡張の事業効果を周辺地域に波及させるためにも、背後の南山手一帯と調和した都市空間の形成や交通機能の集約など、松が枝周辺地域の再開発も必要と考えており、長崎市とも連携しながら、整備構想の策定や整備スキームの整理等を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、常盤駐車場につきましては、簡易舗装しか施されておらず、近年のクルーズ客船の急増に伴い、大型観光バスの通行などにより、一部わだちが発生しているなど課題が山積しております。

これらにつきましては、来年度の改良工事で着手できるように、予算要求を現在行っているところでございます。

次に、大型クルーザーの寄港状況と課題でございます。

大型クルーザー等につきましては、これまで

長崎港への寄港実績は、5年前に1回、今回と合わせて2回ございます。

しかしながら、サンセットマリーナ及び出島ハーバーでは、50フィートを超える大型クルーザーの係留ができる場所がないことから、受け入れができなかったものがあるようです。

今後、寄港状況について、きちんと把握する必要があるというふうに考えております。

次に、官民連携による維持管理体制の構築についてのお尋ねでございます。

厳しい財政状況の中、インフラの維持管理に民間の資金や役務を活用することは、非常に有効な手段であるというふうに考えております。

議員ご提案の企業広告の掲出につきましては、道路交通の安全性や景観への影響等、配慮することが必要であり、今後、事例の調査や関係機関の意見聴取などを行ってまいりたいと考えております。

民間の力を活用する他の手法として、道路におきましては、本年4月の法改正により、民間企業などが道路空間を活用して得た収益を維持管理に還元する「道路協力団体制度」が創設され、早速、国が協力団体の募集を開始しております。

また、河川におきましても、平成23年に占用許可の基準が改正され、オープンカフェ等の営業を許可できる「都市・地域再生等占用特例制度」が創設されており、他県においては、占用料を維持管理の財源としたり、公募の際に役務の提供を条件としたりする事例がございます。

いずれにしても、維持管理にかかる財政支出の抑制につながる手法であり、本県といたしましては、これらの制度をはじめ、官民が連携した維持管理の在り方について情報収集を行い、活用の可能性を検討してまいります。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 2点お答えをいたします。

地方公会計制度の導入目的と効果についてでございます。

地方公会計制度の導入によりまして、従来からの現金主義、単式簿記では見えにくい減価償却費などのコスト情報の把握や、資産、負債といったストック情報の把握が、より精緻になるものと考えております。

例えば、現在行われている一般的な方法では、資産の価値の算出方法については、決算統計から簡易な手法で計算をしたものでしか整理できないため、インフラ施設や教育関係など大まかな区分の算出が限界であり、詳細な分析が困難となっております。

一方、今回整理を目指しております地方公会計制度については、施設の区分ごとに老朽化比率をより精緻に把握することで、他県との比較や長期的な視点に立った施設の在り方の検討に活かすことができるものと考えております。

このため、現在、整備のためのマニュアルを策定し、簿価、数量の把握を行っているところであり、来年の12月には固定資産台帳の策定を行ったうえで、平成28年度決算についての財務書類の作成、公表を予定いたしております。

なお、これらの取組は非常に重要なものと考えておりますので、今後、教育庁、警察本部などを含めて全庁的にしっかりと連携を取りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、固定資産台帳と公共施設等総合管理方針との連携についてのお尋ねでございます。

固定資産台帳の減価償却情報等は、施設の老朽化の見極めや更新費用の試算に十分活用でき

る有益な情報であると考えております。

このため、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」に施設全体や施設類型ごとの更新費用の見込みや老朽化比率を今後盛り込むことと考えており、個別施設計画におけます基本方針に沿った集約化による総量適正化や更新、長寿命化対策の検討に活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私から、2点お答えさせていただきます。

まずは、県が取り組むICTを利用した農業施策をどう展開しているのか、また、ICT活用を積極的に推進する姿勢があるのかとのお尋ねでございます。

農業分野でのICTの活用につきましては、収益性の向上等に高い効果が期待できますことから、本県では、農作物の収量向上や作業効率化、有害鳥獣対策の現地実証等に取り組んでいるところでございます。

具体的には、施設園芸での収量向上のため、温度や湿度、光などの栽培環境の最適化を図る複合環境制御技術を、本県の栽培条件に合わせた技術へ改良し導入を図る取組や、大区画化ほ場での耕うん作業等の効率化を図るため、GPSを活用し自動耕うん作業を行う無人トラクターの実証事業を行っております。

また、畜産では、牛舎から離れた土地で、ICT端末機器での遠隔操作により放牧を行う「スマート放牧」の実証試験、有害鳥獣対策では、イノシシ、シカの効率的な捕獲を進めるため、わなの遠隔操作による捕獲システムの実証試験に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、今後とも、ICTを活用した技術の研究普及に積極的に取り組む、生

産性の高い農業を実現してまいります。

次に、イノシシの捕獲個体を有効利用するための研究を行い、具体的な施策を講じるべきではないかとのお尋ねでございます。

本県では、被害対策を推進し、年間3万頭を超えるイノシシを捕獲しておりますが、そのうち食肉としての活用は15%程度にとどまっておりますことから、民間企業や国の研究機関などと連携して、その有効活用に向けた研究を行っているところでございます。

食肉利用に関しましては、特有のにおいや、硬さにばらつきがありますことから、現在、処理方法等の違いによる臭いや硬さの科学的な分析と品質を高めるための止め刺しを含めた解体処理方法のマニュアル化、そしてロースやバラ以外の食肉として需要の低い部位の活用を可能とする加工方法の開発などに取り組んでいるところでございます。

一方、食肉活用が困難な個体も多いことから、このような個体につきましては、資源化による活用を図りますため、捕獲個体の共同回収を行うシステムづくりや、肉骨粉化したうえで養殖魚等の飼料や土壌改良剤としての利用に向けた研究に着手しているところでございます。

今後は、これらの研究成果により、捕獲したイノシシに新たな価値を見出し、有効活用を進めてまいります。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 私からは、5項目回答をさせていただきます。

まず、地域包括ケアシステムの構築状況と完成に向けての進め方についてのお尋ねでございます。

地域包括ケアシステムについては、本県全体で110圏域程度の構築が予定されておりますが、

その構築状況についての客観的な判断基準はなく、各市町の自己評価によりますと、構築できていると判断しているのは、一町一圏域の佐々町のみとなっております。

県としては、システム構築の現在の到達点と課題を共有するため、客観的な評価基準の策定に取り組んでいるところであり、本年度中に試行的な評価を行い、来年度から本格実施をしたいと考えております。

この客観的評価の結果を踏まえ、各市町にシステム構築に向けた「ロードマップ」を策定していただき、到達目標と課題解決策を明確にするとともに、ロードマップに基づく具体的な取組については、県としてもしっかりと市町を支援していくことにより、全国よりも早く高齢化が進む本県におきまして、国が目標としている2025年よりも、できるだけ早く地域包括ケアシステムを構築していきたいと考えております。

次に、地域共生・多機能型施設の推進に対する県の見解についてのお尋ねでございます。

地域共生・多機能型施設につきましては、全国に先駆けて取り組んだ富山県をはじめとして、本県も含め全国に広がってきておりまして、国が昨年取りまとめました「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の中でも、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する方向性が示されております。

また、ビジョンに基づきまして、国が本年3月に策定したガイドラインにおいて、総合的な福祉サービスの提供に当たり、現行制度で運用可能な事項を明確化されたほか、現在、各制度の人員配置基準や設備基準の緩和についての検討が進められているところでございます。

県といたしましては、このような総合的な福祉サービスの提供は、地域において誰もが支え

合う共生社会の実現や、効率的で柔軟な事業運営につながる施策であると考えておりまして、国の動向も踏まえながら、優良事例を収集し、市町や事業所等へ情報を提供するなど、地域共生型施設の設立促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目に、ヘルプマークというのはどういうものかと、また、このマークに対する県の認識と県の導入状況についてのお尋ねでございます。

ヘルプマークは、外見から判断しにくい内臓に障害のある方や妊娠初期の方などが、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、サポートを得やすくするよう東京都が作成をしたマークでございます。

本県においては、身体内部に障害のあることを表すものとして、ハートプラスマークを周知してきたことから、同様の趣旨であるヘルプマークについては、これまで特段の周知は行っておりません。

しかしながら、雲仙市が平成27年度から普及を開始するなど、県内でも動きも出始めたところでありまして、県としても、他の障害者に関するマークと同様にホームページへ掲載をし、周知を図ってまいりたいと考えております。

4点目に、共生社会の構築を目指し、マークについて理解をどう深めていくのかというお尋ねでございます。

ハートプラスマークを浸透させていくことは、県民の内部障害者に対する理解を深めることにつながり、共生社会の実現の一助となるものであると考えております。

県といたしましては、これまで県のホームページでの紹介、県内バス事業者へのステッカーの配布や身体障害者用駐車場利用証、いわゆるパーキングパーミットのデザインにこのハート

プラスマークを追加するなど周知を図ってまいりました。

今後、改めて関係団体に通知をし、障害者本人にマークの携行を促すとともに、広く県民にマークの意義を理解していただくために、県の広報媒体によるさらなる周知と併せまして、バス事業者以外に対してもステッカーの貼付をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、障害者就労施設からの調達実績が減少している原因と、目標達成に向けての取組についてのお尋ねでございます。

平成27年度の調達実績が前年に比べ減少している主な原因につきましては、国体の終了に伴うものが約700万円、また、記念品の廃止に伴うものが約800万円となっております。

なお、このような特別な需要などを除きますと、平成18年度の集計開始以来、概ね増加傾向となっております。

県においては、各部局に制度の趣旨を説明するとともに、発注が可能と見込まれる物品等の情報を集約したうえで、就労施設の共同受注窓口であります「長崎県障害者共同受注センター」へ提供いたしまして、受注活動の支援を行っているところでございます。

今後も、目標達成に向けまして、各部局に対し、この制度の周知を図りながら発注拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) ご答弁ありがとうございました。時間もたっぷりいただきましたので、じっくりと再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、松が枝国際埠頭のことににつきましては、午前中も質疑がありましたし、重ねての質疑がありますが、知事からは、早期の事業化を引き

続き求めていくというご答弁をいただきました。

今朝も、「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」が寄港しておりました。16万8,000トン、乗員乗客6,500名という非常に大きな船でした。

私も、今日はさすがに行けませんでした、同じ船が11月6日に停泊をしましたので、接岸の前から様子をずっと見ておりました。見ておりましたというか、もう見入る感じなんですね。ああいう大きな船がじわじわと松が枝の港に接岸をしていくさまは、壮観といいますか、ずっと見届ける、そんなような状況でありましたけれども。

接岸した後には、その大きさは本当に一目だけでは、一目では入らないような、そういったぐらいの大きさではあるんですが、改めて船首から船尾まで、可能な範囲近づいて確認をいたしました。

多くの作業の方が周辺で頑張っておられて、多くの方に支えられて、この船が接岸をしているんだなということを見受けました。とりわけ、船尾のところで屈強な男性の皆様が、船から投げ入れられる係留のロープを、この時代に人力なのかと思いましたが、みんなで引っ張って、よいしょ、よいしょと引っ張っていきながら、幾つも幾つも係船柱にかけていって安定させるという作業をされていました。

本来、係船柱とロープの関係というのは、恐らく船首と船尾を引っ張り合うように張るのが安定をさせることだと思いますが、残念ながら、今の松が枝の長さだと、これがほぼほぼ直角にといいますか、港に着けるといような状況で、安定性を欠くというのが今の現状かと思えます。

そうすると、やはり拡張することによって安定性を高め、より多くの大きな船に来ていただいて、長崎を楽しんでいただくという方向性は

きちんとつけていかないといけないのかなというふうに思って拝見をいたしておりました。

そうすると、松が枝の整備を早期にやってくうえで、少し懸念をしているところがあるんです。今回の補正予算で、航路の確保ということで、新設とともに小ヶ倉の柳における係船柱と防舷材整備の直轄工事が予算化をされました。

柳というところ、この埠頭で整備をする意図が一体何だったのか。この柳の整備が完了すれば、今まで以上の大きな船が止まる、そのような目的でやっていると思いますが、そうすると、こちらの方にもうあるじゃないかと、柳の方に止めればいいじゃないか、もう松が枝は拡張する必要はないんじゃないかと、そういったことが容易に推測がされるわけで、松が枝埠頭の拡張計画が遠のきはしないかということを非常に憂慮しているところです。

まさに角を矯めて牛を殺すことになりはしないのか、県の真意をお尋ねしたいと思います。ぜひ、丁寧な説明をお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 小ヶ倉柳埠頭につきましては、現在、コンテナやバラモノ貨物を取り扱う貨物埠頭でございます。コンテナ船などが定期的に寄港するために、常時のクルーズ船対応とすることは困難な状況と考えております。

ただし、今回、東アジアに投入されるという情報があります22万トン級のクルーズ船がございます。それにつきましては、女神大橋を自由に通行することができないということです。本県の観光振興のためには、ぜひとも22万トン級の船を受け入れたいというふうに考えておまして、緊急的な対応として、小ヶ倉柳埠頭の利用調整をしながら何とか入れられないかということで、既存の岸壁を活用するというものを考

えたわけです。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) 整備をして、今まで受け入れることができなかった船を受け入れるということに関して何ら異論はないんですが、このことが、先ほど申し上げますように、22万トンが止まれば16万トンはもう当然のことながら大は小を兼ねるわけで、そういった形で柳の利用の促進を国から指摘をされて、松が枝の拡張が遠のかないかという質問なんです。

そうすると、ぜひお願いしたいのは、このことは緊急避難的な措置であり、国もそれを十分に理解したうえでの柳の整備であると、そのように言い切った形で理解してよろしいものか、いま一度ご答弁をお願いします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) これにつきましては、今お話をした方針について国と協議をして、国としても、そういう方向でいこうということで今回、予算を要求して経済対策をしたということでございます。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) それでは、国と県と双方理解をしたうえで進めたということであれば、いま一度、松が枝の国際埠頭の拡張について、全力を挙げてともに取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大型クルーザーの件ですが、確かに寄港実績は5年前と今回と2件だけということでしたが、止められないから、オファーがあっても、止められないんですよとお断りして、決して記録をすることもなかったんじゃないかと思います。

そう考えますと、何もない状況のところにも

来ていただくというようなこと、何も宣伝もしなくて来ていただいているという現状を考えると、よくよく調査をして、まず現状認識をしていただきたいと思います。

県におきましても、観光ステップアップ推進事業で海外の富裕層をターゲットにした観光戦略に取り組んでいると思います。海外からのお客様は空からだけとは限りませんし、陸からとも限りませんし、また海もクルーズ船だけとは限らないわけで、こういった大型クルーザーということは当然富裕層の方がお使いになって来られると思います。

本当に何のPRもしていないのに長崎にお越しいただけるということは、ある意味で我々が、こういったニーズに対して認識をしていなかったのかなと、自覚が足りなかったのかなと、そのように思います。しっかりとPRをすれば、もっともっとこういう方たちに長崎にお越しいただける可能性が広がっていくと思います。

海をもっと活用して、長崎の強みを遡求すべきと思いますが、いま一度、課題を整理して、長崎港内に大型クルーザーなどの受入体制を整備し、インバウンド獲得を促進すべきと思いますが、県の考えを求めます。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 大型クルーザーにつきましては、先ほど答弁したとおりなんですけど、長崎港において海外からの大型クルーザーを受け入れるということ自体は、多分、地域にとっての経済効果にとどまらず、さまざまな波及効果が多分、期待されるんだろうというふうに考えます。

まずは、現況をきちんと調査するということがありますが、既存の施設で受け入れをできるところは進めて、限られた港湾の空間ですので、

それを有効活用できるように、いま一度、課題の整理をして検討したいというふうに思っております。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) 前向きな答弁と捉えました。ぜひ、既存のものを整理して受け入れ可能になるのであれば、まずそこを着手していただきたいというふうに思います。

それと、松が枝の国際船埠頭の拡張と併せて、一体的な整備を地域においてということを質問させていただきました。

松が枝の後背地は、東山手、南山手という地区が平成3年に「重要伝統的建造物群保存地区」に国より選定をされております。

先日、改めてこの地域を回らせていただきました。大浦天主堂からグラバー住宅、世界遺産と今から世界遺産になろうとする地域、こちらは非常に観光客の皆様も楽しんでいただく賑わいの地域でありますけど、これから南側に進むとロシア領事館の跡があるんです。上物はもう当然ありませんが、石垣は現存しています。ここから中に入っていくのかなという階段もあるような、ないような、そのような状況ではありましたが。

また、その向かい側には、馬で通っていたという写真も飾ってあったんですけど、その馬が落ちないように、駒止め石というそうなのですが、こういったところも大事な資源として残されていました。

ロシアが所有権を有している地区もあるんです。領事館の方が、職員の方が住まわれていたんじゃないかなというふうな地域も確認をさせていただきました。

もう少し足を進めると、ドンドン坂という急な坂が一つありまして、その左右には洋館が

幾つも残っています。住んでおられる洋館もありまして、また、しばらく見入るような状況がありました。

ずっと上まで登って行きまして、今度は振り返って港を見れば、ガス燈みたいな趣き、そういった街灯と港、ちょうど夕暮れでもあったんですけれど、非常に美しい光景でした。このようなところが長崎に本当にあるということを再認識をしました。

それから、ぐっとグラバー園の方に戻ってくる感じがしますれば、マリア園とか、昔ながらの洋館の建物、そういったものもありまして、長崎がこの地域から発展をしていったということが本当に再確認できるわけであります。

先ほどのロシアのエリアについては、亡くなった方が、そのまま船で対岸に渡って、悟真寺に外国人墓地がありますが、そちらに埋葬するために搬送したということも伝わっておりまして、1991年には、旧ソ連時代のゴルバチョフ大統領も訪問されたと、そういった実績もあります。

何を言いたいかといいますと、この地域は、松が枝の拡張計画のエリアにももの見事に合致をしている、そういったエリアなんです。そう考えますと、港の整備だけで終わってはいけません。やはりこの地域を再認識することによって、もっと長崎の観光資源の魅力が高まっていく。今は中国の方が多いかもしれませんが、もっと言えばヨーロッパだったり、それこそロシアの方だったり、ロシアの方はメガヨットでも来られています、そういった可能性も非常に高まっていて、長崎の可能性、観光資源の価値も非常に高まってくると、そのように思いますので。

来年度の新規事業に松が枝地区再開発構想検

討事業費が予算要求をされていると説明がございました。今から査定があらうかと思いますが、どうか知事、カットをされずに、検討を前向きに進めていただければというふうに思います。意見を申し述べさせていただきました。

次に、農業行政について、お尋ねをいたします。

I C Tのことについて、事例を紹介をしながら、県の姿勢も積極的に取り組むということを確認をさせていただいたところでありますが、昨日、ドローンに関わる人材育成のことの質疑があっていました。

ヘリコプターやドローンといったものを活用した農業の分野のI C Tの革命も進んでおりまして、農業の散布をこういったもので行う省力化に取り組む事例もありますが、省力化にとどまっているような感じがしてなりません。

ドローンを活用した農業技術として、現在、I S S A山形、呼び方とすれば「イッサ山形」というんでしょうか、産学官のコンソーシアムが取り組む事業があります。これは、ドローンによる農業散布ではありません。ドローンに搭載したマルチスペクトラムカメラによって農作物の成育状況を撮影して管理、分析し、そのデータに基づいて追肥、肥料を追加で与えていくことを必要とするエリアに、今度はヘリコプターが、肥料を1メートルごとに散布量を変えて航行する手法ということです。

このことで、ほ場全体の成育状況の見える化、そして品質を維持した収量の最大化、さらに生育評価と追肥による重労働の解消と、こういった成果をもたらしておりまして、昨年度までに全国で18カ所、実証実験が行われるという状況でございます。

I C Tを活用することを進める県の姿勢に当

たっては、このプロジェクトをしっかりと検討をしていただきたいと思います。県の見解と、九州本土ではこの実験は未実施ということも伺っております。県内の農産物の品質管理や収穫アップのため、県内にも誘致をして生産性の向上を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 先ほど、議員からお話がありました「ISSA山形プロジェクト」は、国の「農業界と産業界との連携による先端モデル農業確立実証事業」を活用して、平成26年度から平成28年度の3カ年事業として行われたものでありまして、水稻の品質を向上し収量を最大化するために、ドローンを搭載した特殊カメラで畑を撮影することで、葉の色等から生育状況を自動診断し、無人ヘリにより、診断結果に応じて必要な施肥量を必要な箇所に散布した結果、収量や品質が向上するという成果が得られたと伺っております。

本技術の導入に当たりましては、ドローンでの撮影料や無人ヘリによる施肥に新たなコストが発生します一方、生育に応じたきめ細やかな施肥を行うことにより、収量、品質の向上が期待されますことから、県内で現地実証ができないか、現在、関係団体等と協議しているところでありまして、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) 協議を進めていただいているということは、早期に動いていただいて、大変にありがとうございます。ぜひ、長崎の農業が明るく展望が開けるように、こういったところにも真摯に取り組んでいただきたいと思います。

実証実験としましては、実験から今度は商業ベースということなんでしょうが、同じものをこの地域に持っていくということにとどまることなく、ぜひ、こういった技術を稲作だけに限らず、さまざまな分野で取り組んでいただきたいと思います。

このコンソーシアムは、山形大学が入っているんですが、残念ながら長崎周辺には大学の農学部等はないわけで、そう考えますと農林技術開発センター、県が所有するこういった技術を開発するセンターと新たなコンソーシアムを組みながら、果樹の分野や、硬質小麦「長崎W2号」、これも技術の確立に向けて取り組んでおられると思いますが、こういったところにぜひ活用していただきたいと思います。それでICTを使った農業技術が、またこの長崎から大きく発展していくということになれば、これもまた地方創生に大きく貢献することかと思うので、よろしく願いをいたします。

次に、福祉行政の地域包括ケアシステムについて質問をさせていただきますが、先ほどの答弁で、県の関わり方は、私も仕組みから一定、承知をしております。直接は市町がやるということで、県のレベルの限界かなと思いますが。

先ほど基準を設けるというふうなご答弁がありましたけれども、本当に進まないから、設けていって、そこまで引き上げていくと、どこまで達成したかということで一つずつ決めるんだということだと思いますが、本当にまだこのような段階であったのかということが非常に残念なんです。この地域包括ケアシステムの話が出て、もう何年にもなるわけで、これを具体的に進めるということは非常に大事な時期にきているというふうに思います。

私も、この地域包括ケアシステムをいろいろ

考えるんですけど、答えが出ないですね。答えが出ないのが答えといったら非常に無責任なような話なんです、つまり画一したものがないというのが答えだと思うんです。

つまり、ここに当てはまって成功したものをこちらにコピーしても、当然それは当てはまらない。こういったことから、地域の要望、お声をしっかりと具現化をしていくこと、これが地域包括ケアシステムを具体的に進めていくことにつながっていくのかなというふうに思います。

そう考えますと、地域包括ケアシステムの一環として、地域包括支援センターにおいて地域ケア会議が開催され、高齢者の皆様お一人おひとりの状況を地域、そして行政が共有をしていきながら、当然警察も関わっていただいておりますけれども、課題が随分明確になってきていると思うんです。

課題が明確になってきている。それを1つでも2つでも解決をしてあげて、生活ができる環境整備をするのが、この地域包括ケアシステムの構築、また満足度につながっていくというふうに思います。何か確立されて、できあがった、よかったということではなく、今の目の前のことを少しでも、1つでも2つでも進めていってあげることが非常に大事なことかと思っておりますので、ぜひ、こういったことも取り組んでいただきたいと思います。

そういった中、地域を回ってさまざまな意見を賜る中で、こういったご要望がありますので、今から少し質問させていただきますが、その前に、話は全然変わるんですけど、高齢者の交通事故の問題が社会問題化していますね。いわゆる加害者となるパターンです。この状況について、まず警察本部長に確認をいたしますが、免許返納の動きも出ておりますけれども、躊躇

をするケースが多くあろうかと思いますが、その背景はどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 議員ご指摘のように、他県におきまして、高齢運転者による重大な交通事故が発生しておりますが、県内における高齢運転者による交通事故は、10月末現在で1,277件が発生しております。これは、全交通事故の約28%を占めております。この割合は、10年前と比べて約10ポイントの上昇となっております。

県警におきましては、高齢運転者による交通事故を未然に防止いたしますため、運転に不安を感じている高齢者に対しましては、運転免許の自主返納制度について説明するなどしているところでありますけれども、そうした中で、免許を返納いたしますと通院や買い物に不便でありますとか、お住いの地域に公共交通機関が少なく日常生活に困るといった意見も寄せられているところでございます。

警察といたしましては、免許を返納した方の交通手段が確保されますように、引き続き関係機関・団体に対する働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) 免許を手放せない状況というのがあって、試行錯誤を今、取組をされているということであろうと思いますが、手放せない理由は、仕事もあるんでしょうが、やはり生きていくうえでどうしても必要だということが正直なところかと思えます。生きていくためには当然お買い物、そして病院に通って行く、そういったことが必要なわけで、やむにやまれず車を運転して目的地に行く、そこで事故を起こしていく、このような悪循環が起こっている

というふうに思います。

そう考えると、この地域包括ケアシステムの構築が遅れば遅れるほど、この社会問題は深刻化をしていくんじゃないかなというふうに思っています。こういったものをしっかりと捉えて、車を運転しなくても生活できる環境をどう整備をしていくかということについても真剣に考えていく時期にきているというふうに思うんです。

そう考えますと、高齢者が利用する施設に、例えば医療とか介護、買い物ができる場所、そういったものを新設するのはなかなか困難というか、恐らくないというふうに思うんですが、こういったところはやはり公共交通機関の充実に、地域包括ケアシステムが求める中学校区だとか、30分以内だとか、こういった物理的な距離を縮めて、このシステムを早期に完成していくべきではないかと考えます。

よって、そのための交通網の早期整備が求められていると思いますが、県の見解を求めたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 高齢者の方々が住み慣れた地域で、より活動的に暮らすことができるまちづくりに向けて、公共交通ネットワークの充実を図ることは重要な課題であるというふうに認識をしております。

そのため県としては、まちづくりと一体となった公共交通の形成について、市町と連携しながら取り組んでおりまして、県内自治体においても、「地域公共交通網形成計画」及び「再編実施計画」の策定などにより、持続可能な地域公共交通の維持、確保が図られているところでございます。

この中では、コミュニティバスの運行やデマ

ンドタクシーの導入など、地域の実情に応じた交通手段の検討が行われることから、こうした取組を通して利便性の高い公共交通サービスが確保されるよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) 今、その必要性を部長から答弁をいただきました。地域包括ケアシステムが完成しているのは佐々町ということでありました。

それでは佐々町以外は、先ほどの公共交通網の整備を行っていかねばならない、そのための「地域公共交通網形成計画」について策定をしなければならないということが、ある意味、答えとしてあるかと思います。地域公共交通網形成計画、質問になかったのでお答えは結構です。また総務委員会でやらせていただきますが。

こういった公共交通をしっかりと整備をしていくこと、こういった重大な問題に、ただ移動するための公共交通ということではなく、命を守るための移動手段であるという観点から、企画振興部、福祉保健部、しっかりと連携をしていって、県内をどういうふうに住みやすい地域にしていくかということをぜひ考え抜いていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、地域共生型施設の構築推進について、再度お尋ねをいたします。

必要性については県も認識をされ、今から意見交換、情報収集もしながら進めていくという答弁もありましたが、熊本県の「地域の縁がわづくり」を視察させていただいた中で、健軍というところで、県営住宅の新築時に、あらかじめ1階部分を福祉スペースとして11年前から取り組んでいる事業があるんです。これは最初か

らそういう目的で整備をした、そういった取組なんです。

ここには高齢者や障害者のデイサービスやショートステイのエリアと、子育て支援施設として現在は認可保育園を運営しているエリア、地域の方々も利用する自然食レストランのエリア、さらに若者サポートステーションと障害者就労支援事業所のエリアがコンパクトにまとめられた県営住宅なんです。

今、とんとん、とんとんと申し上げましたが、そんなとてつもない広さじゃないんです。それを、この「地域の縁がわづくり」として、しっかりとした理念、考え方をもって整備をしていたと、そういった取組なんです。

上は県営住宅ですから、お住いの方は下の施設を、雨にも濡れず、エレベータを降りてくれば、すぐに利用できる、こういった環境にあると、これが今の熊本の取組でありました。

運営を担うNPO法人が近隣に自立支援施設を設けていらっしゃる、そこで就労訓練を受けた方が、今度は支える側にスタッフとして介護現場や厨房で働くことも珍しくないということでありました。

このように集合住宅は、必然的にコミュニティが形成されやすく、そして福祉サービス施設が加われば、地域包括ケアシステムの典型事例になるのではないかというふうに考えます。

県営住宅の建て替えや大規模改修時には検討すべき事例と思料いたしますが、県の見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 議員ご指摘のとおり、県営住宅の敷地内に、入居者のみならず高齢者、障害者、子ども及び一般人がともに利用できるスペースがあるということは、世代や立場を越

えて交流が生まれ、生きがいのある人生につながるというふうに思います。

本県においても、今後、関係市町及び関係団体等と連携し、他県の事例を参考に、県営住宅における多様な方々が交流できる福祉関連施設の併設の可能性について検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長(田中愛国君) 川崎議員—14番。

○14番(川崎祥司君) ありがとうございます。検討、検討、検討という言葉がいっぱい出てまいりましたが、本当に検討していった、具現化をしていただきたいと思います。

県営住宅も早々建て替えがあるというようなことはないと聞いておりますので、市町、そういった住宅の建て替えのところで連携を図っていただきながら、この地域包括ケアシステム、そして地域共生・多機能型施設、今からの時代に必要な要素かというふうに思っております。どうか高齢者の皆様、そして支援を求める皆様が暮らしやすい地域、そういった環境づくりに、ぜひ県全体挙げて、力を入れて頑張っていただきたいと思います。

以上で、終了いたします。

○議長(田中愛国君) 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、知事より、第163号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第163号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、県及び県の外郭団体との間で交互に短期雇用を行ったことにより、社会保険等が適用されなかったとして、平成26年5月に元

県臨時職員が損害賠償を求めて提訴した事件に係る第1審判決を不服として、県が本年4月に福岡高等裁判所へ控訴した事件について、同裁判所から和解案が示されたので、これに従い、和解し損害賠償の額を決定しようとするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重にご審議のうえ、適正なご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) 次に、さきに上程いたしました議案のうち、第131号議案乃至第161号議案及び第163号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第5号請願「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」ほか3件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、農水経済委員会及び文教厚生委員会並びに環境生活委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より12月8日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月9日は、11時30分より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時45分 散会 —

第 12 目 目

平成28年11月定例会

平成28年12月9日

議 事 日 程

第 12 日 目

1 開 議

2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

3 散 会

平成28年12月9日（金曜日）

出席議員（42名）

2番 坂本 浩 君
 3番 宮本 法 広 君
 4番 麻生 隆 君
 5番 大場 博文 君
 6番 里脇 清隆 君
 7番 近藤 智昭 君
 8番 山口 経正 君
 9番 大久保 潔重 君
 10番 浅田 眞澄美 君
 11番 松島 完 君
 12番 友田 吉泰 君
 13番 堀江 ひとみ 君
 14番 川崎 祥司 君
 15番 深堀 浩 君
 16番 山田 朋子 君
 17番 宅島 寿一 君
 18番 山本 由夫 君
 19番 吉村 洋 君
 20番 ごう まなみ 君
 21番 山本 啓介 君
 22番 中島 浩介 君
 23番 前田 哲也 君
 24番 西川 克己 君
 25番 中村 和弥 君
 26番 外間 雅広 君
 欠 番
 28番 中山 功 君
 30番 高比良 元 君
 31番 小林 克敏 君
 32番 久野 哲 君
 33番 渡辺 敏勝 君
 34番 吉村 庄二 君
 36番 徳永 達也 君

37番 中島 廣義 君
 38番 瀬川 光之 君
 39番 坂本 智徳 君
 40番 溝口 芙美雄 君
 41番 橋村 松太郎 君
 42番 野本 三雄 君
 43番 三好 徳明 君
 44番 八江 利春 君
 45番 宮内 雪夫 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（3名）

1番 吉村 正寿 君
 29番 山田 博司 君
 35番 下条ふみまさ 君

説明のため出席した者

知 事 中村 法道 君
 副 知 事 濱本 磨毅 君
 副 知 事 里見 晋 君
 総務部長 上田 裕司 君
 県民生活部長 吉浜 隆雄 君
 環境部長 太田 彰幸 君
 福祉保健部長 沢水 清明 君
 総務部秘書広報局長 木村 伸次郎 君
 企画振興部長 辻本 政美 君
 文化観光国際部長 松川 久和 君
 土木部長 浅野 和広 君
 農林部長 加藤 兼仁 君
 水産部長 熊谷 徹 君
 産業労働部長 古川 敬三 君
 危機管理監 西浦 泰治 君
 福祉保健部 永松 和人 君
 こども政策局長
 会計管理者 新井 忠洋 君

交 通 局 長	山 口 雄 二 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	星 野 孝 道 君
公安委員会委員	中 部 憲一郎 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前11時30分 開議 —

○議長(田中愛国君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案のうち、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」及び第136号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

中村委員長—25番。

○予算決算委員長(中村和弥君)（拍手）〔登壇〕

予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」ほか1件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、12月8日に開催をいたしました総括質疑においては、公共事業についてをはじめ、保育士修学資金貸付事業、社会福祉施設の防犯対策について、大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、原子力災害対策整備事業費に関し、今回の補正により県内の屋内退避施設の整備は完了するののかとの質問に対し、今回の補正により、松浦市の飛島、壱岐市の原島及び長島の3カ所に整備することになっている。これまでは県内の二次離島について整備をしてきたが、今後は壱岐市本島の整備が課題となっており、現在、壱岐市と協議をしているところであるとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、障害福祉施設整備費に関し、入所施設が設置する防犯カメラの購入方法はどうか、また、業者の選定については県内優先となっているのかとの質問に対し、それぞれの施設が個別に業者と契約して設置していくこととしている。また、業者の選定については、経済対策の補正予算でもあるため、県内の業者と契約するよう施設に対

して指導していきたいとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、国直轄道路事業負担金に関し、島原道路の整備計画はどのようなになっているのか、また、この道路の全体像はいつごろ見えてくるのかとの質問に対し、吾妻愛野バイパスについては、平成29年度の完成を、諫早市内については、森山拡幅を除いて平成30年度の完成を目標に事業を進めており、全体像は、島原半島の未着手区間が事業化されてから見えてくると考えているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、大学生への県内企業魅力発信プロジェクト事業費に関し、具体的な事業内容はどういったものかとの質問に対し、インターンシップに取り組んでいる県内中小企業の優れた技術・製品や経営者・先輩社員から会社の魅力を伝える動画を作成して「Nなび」等で発信するとともに、長崎県の暮らしやすさ等を紹介するパンフレットを作成し、県内外の大学等で配布をしたり、合同企業説明会の開催などにより、県内企業の魅力を紹介するものであるとの答弁がありました。

以上のほか、経済対策補正予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略をさせていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いをいたします。（拍手）

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月20日までは、委員会開催等のため本会議は休会、12月21日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前11時37分 散会 —

第 24 目 目

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- 1 開 議
- 2 発議第188号 質疑・討論、採決
- 3 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 4 意見書上程、質疑・討論、採決
- 5 議員派遣第62号及び議員派遣第63号上程、質疑・討論、採決
- 6 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 7 閉 会

平成28年12月21日（水曜日）

出席議員（45名）

1番 吉村正寿君
2番 坂本浩君
3番 宮本法広君
4番 麻生隆君
5番 大場博文君
6番 里脇清隆君
7番 近藤智昭君
8番 山口経正君
9番 大久保潔重君
10番 浅田眞澄美君
11番 松島完君
12番 友田吉泰君
13番 堀江ひとみ君
14番 川崎祥司君
15番 深堀浩君
16番 山田朋子君
17番 宅島寿一君
18番 山本由夫君
19番 吉村洋君
20番 ごうまなみ君
21番 山本啓介君
22番 中島浩介君
23番 前田哲也君
24番 西川克己君
25番 中村和弥君
26番 外間雅広君
欠番
28番 中山功君
29番 山田博司君
30番 高比良元君
31番 小林克敏君
32番 久野哲君
33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
35番 下条ふみまさ君
36番 徳永達也君
37番 中島廣義君
38番 瀬川光之君
39番 坂本智徳君
40番 溝口芙美雄君
41番 橋村松太郎君
42番 野本三雄君
43番 三好徳明君
44番 八江利春君
45番 宮内雪夫君
46番 田中愛国君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅穂君
副知事 里見晋君
総務部長 上田裕司君
県民生活部長 吉浜隆雄君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
企画振興部長 辻本政美君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 浅野和広君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 熊谷徹君
産業労働部長 古川敬三君
危機管理監 西浦泰治君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 新井忠洋君
会計管理者 池松誠二君
教育委員会教育長 永淵勝幸君
選挙管理委員会委員長

監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	平 松 喜一朗 君
公安委員会委員	中 部 憲一郎 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、発議第188号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第188号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第188号は、原案のとおり、可決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、発議第188号は、原案のとおり可決されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—18番。

○総務委員長(山本由夫君)〔登壇〕 おはようございます。

総務委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか12件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第145号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」に関し、森林環境税を活用した取組として、教育的分野への活用とあるが、具体的にはどういったことを行っているかとの質問に対し、「県民参加の森林づくり事業」の中で、小学校等が行う、森林に触れ合いながら学んでいくという取組に対し、森林環境税を活用して支援を行っているとの答弁がありました。

次に、第152号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、長崎県伊王島リゾート公園の指定管理について、今後、同公園を買

収したいとの話があった場合はどうするのかとの質問に対し、隣接する「やすらぎ伊王島」について、所有する長崎市が来年4月の民間移譲を決定したことから、公園についても民間移譲が適当ではないかと考えている。

今回、指定管理期間は3年間となっているが、民間移譲する際には指定管理を取りやめる旨の条項を協定書に設けたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第153号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」に関し、警察本部における公用車事故の賠償に関し、県費で約57万円支払うこととなっているが、毎年幾らぐらい県費で支払われているのかとの質問に対し、平成25年度に約155万円県費で支払ったが、平成26年度及び平成27年度は県費での支払いはなかったとの答弁がありました。

これに関連し、警察関係の公用車の保険契約について、契約内容及び保険料はどうなっているのかとの質問に対し、対象となる約1,100台の車両について、対人1,000万円、対物100万円の保険金額で契約している。また、本年度の保険料は約1,378万円となっているとの答弁がありました。

次に、第163号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」に関し、元県臨時職員との裁判に係る福岡高裁からの和解案に応じるとのことであるが、県にも問題はあったと考えているのかとの質問に対し、県としては、違法性はないが、雇用通知書を毎回交付していなかったことなど、説明不足や伝達不足の部分があったことや、福岡高裁から早期円満解決を望むとの提案があったこと等を総合的に勘案し、今回の判断に至ったとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありま

した主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、ストーカー防止対策に関し、ストーカー事案の認知状況について、実績はどうなっているのかとの質問に対し、昨年の実績は、認知件数が263件、そのうち警告を行ったのが53件、禁止命令を行ったのが2件、ストーカー規制法違反による検挙が6件、その他刑法犯などの検挙が23件となっているとの答弁がありました。

これに関連し、警告や検挙等を行わなかった事案に対しては、どのような対応をしているのかとの質問に対し、加害者に対しての口頭警告や被害者の一時避難、防犯資機材の貸し出し、防犯カメラの設置等により、被害者の保護に万全を期するよう対応しているとの答弁がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、有人国境離島法の施行に伴う県の対応に関し、有人国境離島法が本年4月に成立し、来年4月から施行されるが、県計画の策定状況はどうなっているのかとの質問に対し、法律では、国の基本方針に基づき、県計画を策定することになっているが、国の基本方針は、関係省庁との調整や有識者会議を踏まえながら、来年4月の法律施行後速やかに決定できるよう取り組んでいるところと聞いており、県としても、国の検討状況を踏まえながら、遅滞なく県計画が策定できるよう準備していきたいとの答弁がありました。

次に、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）に関し、現在、開発中のフリーゲージトレインに関し、安全性だけでなく、ランニングコストが非常に高くなるとのことだが、県として、一定の費用負担は考えているのかとの質問に対し、ランニングコストについては、営業主であるJR九州が負担するものであり、県が負担

するものではないと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、フリーゲージトレインの山陽新幹線への相互乗り入れは、走行性能が異なるため、ダイヤ設定について課題があるなどの報道もあり、来年初夏の技術評価委員会の検証結果を待つだけでなく、他の対応の検討もすべきではないかとの意見がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産基金」に関し、基金の目標額を3億円としているが、いつ頃までに達成したいと考えているのかとの質問に対し、目標額3億円は、構成資産の中の文化財をすべて補修した場合に要する経費となっており、直ちに全額が必要ということではないが、平成30年の登録年が一つの目安になるため、その前後で見通しが立つよう努力したいと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、地元企業や県民に対して、基金の趣旨が十分に浸透しておらず、今後の課題と考える。地元経済界や構成資産の所在市町との連携が必要ではないかとの意見がありました。

次に、県産品のブランド化と販路拡大に関し、県はアンテナショップを開設するなど、県産品の販路拡大に取り組んでいるが、生産者の取組が足りないように感じる。

県がブランドを確立した後は、生産者や企業が営業努力をすべきであり、営業面に関しての指導も行わないと、定着していかないと考えるがどうかとの質問に対し、長崎フェアなどで、県産品を売り込んだ後は、事業者の営業努力で引き続き商品を取り扱ってもらうことが必要である。

県では、商談会の開催、バイヤー招聘のほか、商品提案や売り込みの仕方、買いたくなる商品

づくりなどについてのセミナーなどを開催し、企業の営業力強化に努めているとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、「ふるさと納税制度」に関し、平成27年度の実績はどうなっているかとの質問に対し、寄付金の受入額が884件、1,660万円に対し、県民税の税額控除額が3,370万円であった。これに、税額控除額に対する減収補てん額が2,530万円及び事務経費420万円を加味した結果、差し引き400万円の黒字となっているとの答弁がありました。

これに関連し、今回、寄付金の使途の見直しを行っているが、内容が本県の課題の改善につながる取り組みへの支援依頼と、能動的な取組への支援依頼が混在している。より関心を高めるためには、もっと能動的な取組を増やした方がいいのではないかとの意見がありました。

また、別途、本委員会から、「地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上のほか、一、子供自転車運転免許制度について、一、カジノを含む統合型リゾート（IR）について、一、スポーツコミッションについて、一、朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」への登録について、一、島原半島ジオパークを活用した観光振興について、一、原子力防災訓練について、一、地方公会計制度についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) この際、念のため申し上

げます。

本委員会と文教厚生委員会及び環境生活委員会並びに農水経済委員会に分割して付託いたしておりました第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農水経済委員長の報告終了後に、本委員会と文教厚生委員会及び環境生活委員会に分割して付託いたしておりました第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、並びに本委員会と環境生活委員会に分割して付託いたしておりました第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、環境生活委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第145号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第145号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第146号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第146号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

宅島委員長—17番。

○文教厚生委員長(宅島寿一君)〔登壇〕 おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか3件、及び請願2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第6号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」及び第7号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

次に、各部局の所管事項に関して論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係について、県立大学に新設された情報セキュリティ学科について、入学生の県内外の比率はどうなっているのかとの質問に対し、入学者数42名のうち、県内が22名、県外が20名で概ね一対一となっているとの答弁がありました。

これに関し、県立大学で育てた学生については、県内に就職してもらいたい。そのため、この学科を卒業した学生に対しての就職先の確保について、どのように考えているのかとの質問に対し、県立大学が事務局をしているサイバーセキュリティ研究会の構成員である企業、個人情報を取り扱う銀行や警察、また長崎金融バックオフィスセンター構想による保険会社などの誘致企業において、情報セキュリティが必要と考えており、それらを県内の就職先として確保していきたいとの答弁がありました。

次に、パソコンやスマートフォンにおいて、ランサムウェア（身代金要求型ウィルス）の被害が拡大している。長崎県全体の問題としてどのように対応していくのかとの質問に対し、警察本部や県立大学の情報セキュリティ部門などの関係機関とともに、まずは、情報収集に努め、対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、学校評価に関し、取組が始まって10年以上経過していると思うが、現在はどのような形で行っているのかとの質問に対し、現在、県立学校においては、各学校のホームページに学期ごとの学校評価を掲載している。高等学校では、生徒からの授業評価を、各教科担当と管理職が面談の中で協議し、授業改善に活かしている。

また、義務教育においては、保護者、児童生徒、教職員からアンケートを取り、それを集計して児童生徒、地域、保護者にお知らせしてお

り、その後、PTA役員や地域住民等で構成する評価委員と意見交換を行いながら次年度へ活かしていくこととしているとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、国民健康保険の財政運営責任の都道府県への移行について、その目的は何か。また、現在、市町によっては、国民健康保険財政の赤字を補填するため、一般会計から繰り入れを行っているところもあるが、この制度が施行された後に、国は、毎年、市町の財政赤字の解消に向けた財政支援を行うのかとの質問に対し、この制度改正の大きな目的は、医療保険制度の財政基盤の安定化による国民皆保険の堅持であり、市町ごとに国民健康保険料が異なることによる不公平感の解消に向けた保険料の平準化や、国によって財政支援の拡充が行われることによる、市町の財政赤字の解消である。国は、制度が開始される平成30年度以降、毎年、必要な財政支援措置をすることとなっているとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、保育士人材確保のために各種貸付金制度が設けられているが、保育士不足の根本的な解決には保育士の処遇改善が必要ではないか。また、保育所は、国の交付基準を超える職員を雇わないと運営できないことから、この基準に問題があるのではないのかとの質問に対し、国が示す公定価格が、保育の現場の実態を反映したものとは言えないことは十分認識しているので、今後とも、国に対して見直しを強く求めていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、県立大学佐世保校の建替えについて、一、つくも苑跡地の活用について、一、長崎大学における感染症研究拠点の整備についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわた

り熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第6号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第6号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第7号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第7号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の案件について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決

されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

中島浩介委員長—22番。

○環境生活委員長(中島浩介君)〔登壇〕 おはようございます。

環境生活委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか7件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第8号請願「石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分に関し、今回の手当の改定を含めた平成28年度以降の交通事業の収支見通しはどうかとの質問に対し、今年度の収支については、熊本地震の発生により、1億6,000万円程度の減収を見込んでおり、現時点において経常収支は1億円程度の赤字を見込んでいるとの答弁がありました。

これに対し、職員給与の改定は、職員の士気に影響することから必要ではあるが、人口減少など、交通事業を取り巻く環境が厳しくなっている中、公営事業として、様々な角度から収支改善を行い、安定した経営の確保に取り組むべきとの意見がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、空き家再生プロジェクトに関し、具体的にどのような取組を行っているのか。また、空き家を増やさないための対策は考えているのかとの質問に対し、今年度は、長崎市の南山手地区、雲仙市の神代小路地区において、地元市、協議会と協力し、空き家所有者の把握、課題の抽出など、空き家の調査を行っている。

今後、2地区において、空き家活用の実例を示すとともに、そこから得たノウハウ、実施に向けた取組をデータとして県内各地域に広げていきたい。また、空き家予備軍に対しても、空き家にならないためにどのようなことができるのか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、環境部の所管事項について、「長崎県汚水処理構想2017」に関し、合併浄化槽については、長崎県浄化槽協会が実施する法定検査をはじめ、清掃、保守点検を行う必要があるが、実施するそれぞれの団体の連携が取られていないのではないかととの質問に対し、浄化槽の管理については、法令上、清掃、保守点検に加え、それらが適切になされ、浄化槽の機能を発揮していることを確認する法定検査が必要と定められているが、確かにそれぞれの実施主体間の連携が確実に行われていない実態がある。今後は浄化槽協会、関係業界の意見を聞きつつ、相互の作業スケジュールを調整するためのシステム化を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、免許返納者パス社会実験に関し、高齢者の買い物や通院などに利用することを目的に、諫早市と大村市で社会実験を実施しているが、社会実験終了後の対応をどのように考えているのかとの質問に

対し、来年6月からの本格実施を考えており、その際は、運行区域である長崎市も対象として検討したい。今後、収支への影響も考慮しつつ、区域や価格の問題について整理していく予定であるとの答弁がありました。

これに対し、現在の免許返納者パスについては、対象区域など臨機応変に対応されているが、本格実施に当たっては、可能な限り長崎市にも区域を広げ、高齢者の免許返納につながるような取組を充実すべきとの意見がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、平成29年度の重点施策に関し、高齢ドライバーの交通事故の状況はどうかとの質問に対し、高齢者事故の件数は、10月末現在で1,408件発生しており、昨年同期に比べ158件の減、負傷者は945人、67人の減となっている。

また、死者数は26人で、3人増となっており、全死者数のうち高齢者の占める割合は76.5%で、ここ最近では高齢者の占める割合が高くなっている。今年の特徴としては、運転中の死亡事故が多くなっているとの答弁がありました。

これに関連し、高齢ドライバーの交通事故対策をどのように講じているのかとの質問に対し、高齢ドライバー対策として、特に死亡事故の多かった五島市、佐世保市、雲仙市、西海市の4地区を選定し、40～50人を対象に自動車教習所で実際に乗車しての参加体験型講習会を行った。また、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納を勧めているところであるとの答弁がありました。

以上のほか、一、「長崎県住生活基本計画」の改定について、一、クルーズ船の入港見込みについて、一、諫早湾干拓調整池の水質改善について、一、エコ&ヘルシーながさき推進事業費について、一、「人権教育・啓発基本計画」

第2次改定素案について、一、消費者行政活性化事業費についてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしました第141号議案、並びに本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会に分割して付託いたしました第142号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第8号請願「石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第8号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、その他の案件について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

吉村 洋委員長—19番。

○農水経済委員長(吉村 洋君)〔登壇〕 おはようございます。

農水経済委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか2件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第5号請願「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」につきまして、起立採決の結果、採択すべきものと決定されました。

なお、第5号請願の採択に伴い、本委員会として、別途、国に対し、「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について葉たばこ生産者やサービス事業者等への十分な配慮を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第161号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、「長崎県民の森」の指定管理者の公募に対し、現在の指定管理者である「一般社団法人 長崎県林業コンサルタント」1者のみの応募であったとのことだが、過去の公募状況はどうだったのかとの質問に対し、平成18年度から指定管理者を選定しているが、初年度は3者から応募があり、現在の指定管理者が選定された。以降、平成21年及び24年の公募においては、同団体1者のみの応募であったとの答弁がありました。

これに関連し、平成18年度から現在まで「長崎県林業コンサルタント」が指定管理者となっ

ており、同団体が独占しているように見られかねないが、その点についての見解はどうかとの質問に対し、今年度は、募集期間を長く設けるとともに、林業の知見を持った技術者の資格要件を緩和するなど、広く応募ができるよう見直しに努めたが、結果として、同団体のみの応募となったとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主なものについて、ご報告いたします。

まず、長崎県産業振興財団が保有する株式の売却について、長崎県産業振興財団が平成15年度から平成19年度にかけて行ったベンチャー企業9社に対する投資について、経営破綻したバイオラボを除く8社について成長へ向けた支援を行っていたが、うち5社は債務超過となっており、残る3社も当初目的とした株式上場は見込めないとのことである。この8社への出資額については、県以外も含め、どれくらいあるのかとの質問に対し、財団が2億1,300万円、その他ベンチャーファンド等が17億1,500万円で、合計19億2,800万円であるとの答弁がありました。

これに関連し、これだけの投資が集まったのは、県が財団と一体となってバックアップしていたからであり、県の財政に損失を与え、県に対する信頼を喪失したのではないか。今後、長崎県としては、いわゆる大学等発ベンチャー企業の支援は行わないのかとの質問に対し、バイオラボの問題が生じる以前の平成19年度をもって、出資の採択はやめている。しかし、ベンチャーの創出、新事業の展開については、産業振興を図るうえで非常に大事なことであるため、民間ファンド等を紹介するなど、今後も支援はしっかりと行っていくとの答弁がありました。

これに対し、来年2月を目途に外部専門家委

員会から提言がなされるとのことであり、一定整理ができた段階で、適切な対応をお願いするとの意見がありました。

次に、農業分野における外国人材受け入れのための国家戦略特区について、外国人を農業に従事させることについて一定の条件はあるのか。また、長崎県としてはどのくらいの人数を受け入れようと考えているのかとの質問に対し、12月12日に行われた国家戦略特区諮問会議の決定事項では、母国の大学で農学部を卒業するなど一定の技能を持ち、日本語による意思疎通が一定程度できることが条件となっている。また、受入人数については、県内の認定農業者を中心に労働力不足に関するアンケート調査を実施したところ、1日平均800人以上、最も少ない8月においても400人以上が不足しているとのことであり、少なくとも数百人単位で受け入れができるような仕組みを構築するよう考えているとの答弁がありました。

これに関連し、現行の技能実習制度で農業技術の実習訓練を受けた人たちが、そのまま継続して働くことはできないのかとの質問に対し、技能実習生については、現在、県内で300人以上が学んでいる。現行制度では、技能実習生として最長3年間滞在できるのみで、就労することはできない。今回の特区では、技能実習終了後、さらに3年から5年就労できるよう検討されているとの答弁がありました。

次に、平成28年度の事務事業評価結果について、「ながさきのおいしい魚推進事業」は、今年度で終了となっているが、本事業をどのように検証しているのかとの質問に対し、県産水産物の県内における消費拡大のため、県産の魚を提供するお店を「愛用店」として認定し、188店舗まで拡大してきている。本事業は終了する

が、「愛用店」の制度は継続し、今後は県外や海外からの観光客向けに、ホテルや駅などにパンフレットを備えるとともに、SNSで情報を発信するなど、水産県長崎を広くPRする事業を検討しているとの答弁がありました。

次に、前年度で終了した長崎県水産振興基本計画の達成率について、前計画の目標達成率はどうかとの質問に対し、基本目標9項目中、5項目が達成、4項目が未達成であった、基本政策の指標については、25項目で、達成が17項目、未達成が8項目であったとの答弁がありました。

これに対し、目標の一部を達成できなかった要因について、どのように考えているのかとの質問があり、漁業者個々の経営支援についての取組ができていなかったことが一つの要因と考えており、今年度からの新しい計画には、経営改善にも踏み込んだ取組を行うこととしているとの答弁がありました。

これに関連し、漁獲量について、長崎県は全国で2位であるが、漁業所得については全国でどれくらいの位置にいるのかとの質問に対し、全国の調査はサンプル調査のため各県ごとの数値はなく、順位は把握していないとの答弁がありました。

これに対し、全国順位はないが、目標を設定する際の根拠として、今後は何らかの手法で把握しておくべきではないかとの意見がありました。

最後に、本委員会から、別途、『米政策改革』に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以上のほか、一、雇用対策について、一、制度資金の金利引き下げについて、一、農福連携

について、一、農産物の海外輸出について、一、有明海振興基金（仮称）について、一、トラフグの養殖についてなど、農水経済行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び文教厚生委員会並びに環境生活委員会に分割して付託いたしました第147号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第5号請願「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択することにご賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第5号請願は、採択されました。

次に、その他の案件について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

中村委員長—25番。

○予算決算委員長(中村和弥君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」ほか7件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第137号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、そのほかの議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、職員給与費に関し、本県のラスパイレ指数はどうなっているかとの質問に対し、平成27年度のラスパイレ指数は98.1であり、全国39位の給与水準となっているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、里親育成支援事業に関し、これまでの単年度契約から、複数年契約とすることになっているが、その具体的な効果は何かとの質問に対し、本事業は、研修と広報・啓発を、里親育成センターへ委託しており、単年度契約のため、研修については、毎年、同様の研修内容となっている。今後、複数年契約とすることで、長期的なスパンでの研修が可能となり、里親の育成が促進されるものと考えているとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、総合就業支援センターの運営費等事業費に関し、センターの運営に係る委託について、今回、新たに債務負担を設定し、3年間の複数年契約とすることで期

待される効果は何かとの質問に対し、利用者に対しサービスの継続性が図られることや、センターの安定的な運営が可能となることから、県民サービスにつながるものと考えているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、佐世保情報産業プラザ管理運営負担金に関し、平成33年度までの5年間で4億6,895万円の債務負担行為を設定しているが、その積算根拠は何かとの質問に対し、これまでの運営に要した経費に加え、施設の老朽化に伴う小規模な修繕工事を含めて積算した。このため、現在の指定管理期間中の額よりも若干増加しているとの答弁がありました。

これに関連し、施設の修繕に関して、指定管理者と県との役割分担の協定等は締結しているのかとの質問に対し、今年度までは、その都度、協議を行い、軽微なものは指定管理者の負担としている。

なお、今回の募集からはリスク分担表を定め、その中で、経年劣化等を含めた1件当たりの単価が20万円までの小規模修繕の場合は指定管理者負担とし、それを超えるものは県負担とする基準を設けたところであるとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。
議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第137号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、農水経済委員会提出の「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について葉たばこ生産者やサービス事業者等への十分な配慮について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、農水経済委員会提出の「『米政策改革』に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、小林克敏議員ほか13名より、「日本政府の『核兵器禁止条約』決議案への反対に抗議し核兵器廃絶への転換を求める意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとお提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

坂本 浩議員—2番。

○2番(坂本 浩君)（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

改革21、社会民主党の坂本 浩であります。

ただいまありました、14人の議員各位の連名により動議として提出をいたしております「日本政府の『核兵器禁止条約』決議案への反対に抗議し核兵器廃絶への転換を求める意見書案」の提案理由について、説明をさせていただきます。

10月27日、国連総会第一小委員会におきまし

て、核兵器を法的に禁止する条約の制定に向けた交渉を、明年2017年から開始するよう求める決議案が、123カ国が賛成をして採択されました。年内にも国連総会の本会議で採択をされ、来年から交渉が始まるのは確実となっております。

1996年、国際司法裁判所が、「核兵器の使用は、一般的に人道法に違反する」との勧告的意見を出し、禁止条約の議論が始まりました。

当時の伊藤一長長崎市長が、長崎原爆によって黒焦げに焼かれた犠牲者の写真パネルを掲げて、涙ぐみながら、核兵器の非人道性を国際社会に訴えたことは、ご承知のとおりであります。

あれから20年、核兵器廃絶を求める被爆者をはじめ多くの人々の活動によって、核兵器への非人道性への認識が高まり、いよいよ核兵器を法的に禁止する具体的な一歩が記されようとしているのです。

被爆地長崎でも、被爆者団体をはじめ、多くの県民の皆さんが歓迎をいたしました。

ところが、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、この決議案の採決に、何と反対票を投じたではありませんか。（発言する者あり）この行為は、被爆地が取り組んできた核兵器廃絶への努力を踏みにじるものであり、決して看過できません。国際社会の信頼を著しく損ない、核兵器廃絶を目指す多くの国々を失望させるものです。

今年5月、アメリカのオバマ大統領が広島を訪問した時、安倍首相は、「核兵器のない世界を必ず実現する」と世界に向けて宣言しました。

「交渉を始めよう」との呼びかけを拒否して、どのように核兵器廃絶を実現すると言うのでしょうか。広島、長崎の経験を有する唯一の戦争被爆国のリーダーが発したメッセージは本気で

はなかったと、国際社会から受け止められても仕方ありません。

NPT（核兵器不拡散条約）で認められた核保有国、そして、これらの核抑止に依存する国などが参加しないアプローチには参加できないというのが理由だと言われています。

この12月、長崎で開かれた「国連軍縮会議」では、主催した日本政府の対応に落胆が広がりました。このままだと、核兵器廃絶をリードする国としての立場と核抑止に依存する立場のジレンマが、ますます深くなることを危惧します。

今こそ日本政府は、核保有国と非核保有国の橋渡し役となり、核兵器は、違法との認識を世界の大勢にするために最善を尽くすこと、それが戦争被爆国としての役割ではないでしょうか。

20年前の国際司法裁判所の勧告に大きな影響を与えたのは、外務省の圧力を乗り越えて違法性を訴えた広島、長崎の両被爆地の市長の英断があったからこそと評価されています。

被爆から71年、被爆者の高齢化に伴い、被爆体験の風化も進んでいます。多くの被爆者は、命を削りながら核兵器の廃絶を訴えてきました。長崎を最後の被爆地にしなければなりません。こうした声に、被爆県民として私たちも応えなければならないと思います。

よって、本県議会において、日本政府に対し、核兵器禁止条約の交渉を開始する国連決議に賛同するとともに、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現へ向け最大限の努力を果たすよう求める意見書の採択を求めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(田中愛国君) これより、質疑・討論に

入ります。

山本啓介議員—21番。

〇21番(山本啓介君)（拍手）**〔登壇〕** 自由民主党の山本啓介でございます。

会派を代表いたしまして、本意見書案に反対の立場で意見を申し述べます。

まず、議員の皆様にご理解いただき、共通認識として確認しておきたいことがあります。

それは、核保有国や非保有国を含む核兵器不拡散条約、NPT体制を前提とした核軍縮の取り組みと、今回の決議が進めようとする禁止先行の取組は、アプローチの違いであり、我々長崎県民の悲願である核なき世界を目指しているという点では、同じであるということであります。

本年5月、世界で唯一の戦争被爆国である日本の首相と、唯一の核兵器使用国であるアメリカの大統領が、ともに広島を訪れ、核兵器のない世界を目指す決意を改めて世界へ訴えました。

我が国政府は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界へ向けた日本国民の思いを実現するため、国際社会において積極的な軍縮、不拡散外交を展開してきました。

核兵器不拡散条約を1976年に批准し、以来、核兵器保有国と非保有国がともに参画する体制のもとで、核不拡散、核軍縮の実現に取り組んできました。

そして、1994年以降、核軍縮に関する決議案を毎年、国連総会に提出し、採択されるなど、国際社会において我が国は、平和国家としての歩みを着実に進めてまいりました。

先ごろ長崎市で開催されました「国連軍縮会議」につきましても、1988年の特別総会で、当時の竹下首相が提案したことにより、毎年、世界各国の政府高官や専門家を我が国に招き、国

際世論の形成と交渉の促進に貢献してきました。

今回、10月27日の国連総会第一小委員会における2017年に核兵器禁止条約交渉のための会議を開催する旨の決議に我が国政府が反対した理由は2つあります。

一つは、今回の決議が、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に関する冷静な認識に基づき、核兵器保有国と非保有国の協力によるNPT体制のもとで、具体的、実践的措置を積み重ね、核兵器のない世界を目指すという我が国の基本的立場に合致しないということであります。

もう一つは、北朝鮮の核ミサイル開発の深刻化といった状況に直面している中、核兵器保有国と非核保有国との間の対立を一層助長し、その亀裂を深めることになるからであります。

また、本意見書案においては、「今回の日本政府の対応は、国際社会の信頼を著しく損ない、核兵器廃絶を目指す多くの国を失望させるもの」との記載がありますが、政府は、10月27日の国連総会第一小委員会での決議に反対した後、核兵器廃絶に関する決議を提出しており、核保有国のアメリカを含む167カ国という昨年を上回る圧倒的な賛成を得て、総会で採決されました。我が国に対する国際社会の信頼を損なうとの本意見書案の指摘は当たらないと考えます。

（発言する者あり）

先に申し上げたとおり、NPT体制も、核兵器禁止条約も、いずれも核兵器の非人道性に対する認識のもと、核兵器のない世界を実現するための取組であり、目指す頂は同じであります。

ゆえに、方法論の違いに対する内容は、意見書として理解できても、核兵器廃絶への転換を求めるといった、あたかも我が国政府が核廃絶を目指していないかのような誤った認識に基づ

く本意見書案のタイトル及び内容につきまして、到底賛同することはできません。（発言する者あり）

岸田外務大臣におかれては、来年開始される核兵器禁止条約交渉には参加したいとの意向を既に表明されておりますので、この交渉において、唯一の戦争被爆国の立場から、我が国政府が、核兵器保有国と非保有国の橋渡しとして行動され、核兵器保有国も議論の枠組みに参加することを促すような重要な役割を果たされることを強く期待いたしまして、反対の討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました、「日本政府の『核兵器禁止条約』決議案への反対に抗議し、核兵器廃絶への転換を求める意見書案」について、賛成の立場で討論をいたします。

趣旨説明で述べられたとおり、核兵器禁止条約の締結交渉を来年開始する決議案を、賛成123カ国という圧倒的多数で採択したことは、核兵器廃絶に向けて新しい段階に入ることを意味します。

核兵器禁止条約に、仮に最初は核保有国が参加しなかったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることになります。あらゆる兵器の中で最も残虐なこの兵器に、悪の烙印を押すことになります。

そうなれば核保有国は、法的拘束は受けなくても、政治的・道義的拘束を受け、核兵器廃絶に向けて、世界は新しい段階に入ることになる

でしょう。

日本共産党は、核兵器のない世界への扉を開く、この画期的な動きを心から歓迎しています。

何より、こうした動きをつくってきたのは、被爆地長崎で、「再び被爆者をつくらないでほしい」、「生きているうちに核兵器廃絶を」と活動されている核兵器のない世界を求める世界の反核平和運動、市民社会の運動です。

被爆者を先頭に、日本の反核平和運動は当初から一貫して、広島、長崎の実相を訴え、核兵器の非人道性、残虐性を告発してきました。核兵器の全面禁止、廃絶を求める国際署名に、この10年余りで、世界で延べ5,000万人以上が賛同を寄せています。これら草の根からの取り組みが、国際政治を動かす大きな力になっています。今また、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名が、世界で数億を目標に開始されています。

いま一つは、圧倒的多数の途上国、先進国の一部を含めた諸政府の協同です。非同盟諸国が中心となって、この20年、国連総会で核兵器禁止条約を求める決議が提出され、毎年、圧倒的多数の賛成で採択されてきました。

核兵器の非人道性を追求する国際会議が開催され、2015年の国連総会で、初めて核兵器の人道的結末についての決議が、加盟国の75%の賛成で採択されました。

日本政府は、これまで、核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には、採決に加わらない棄権の態度をとり続けてきました。

今回の歴史的決議に反対の態度をとった日本政府に対し、唯一の戦争被爆国政府にあるまじき、国民の意思を踏みにじる態度として、厳しく批判いたします。

そのうえで、本意見書にあるように、政府に

おかれては、唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて、今後、最大限の努力を果たすよう強く要請いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長(田中愛国君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立少数。

よって、本動議は、否決されました。

次に、宮内雪夫議員ほか40名より、「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) ただいま議題となりました「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書案」につきましては、以下の理由で反対いたします。

本意見書は、国の「軌間可変技術評価委員会」で、年度内に再開予定だった耐久走行試験を、来年6月以降に先送りすると決めたことを受けて提出しようとするものです。

昨年も、11月定例会で、「長崎新幹線の整備促進を求める意見書」が出されました。それから一年、新幹線の開業時期が前倒しになるどころか、耐久走行試験を再開するかどうか、この判断さえ、先送りされる状況です。長崎新幹線事業の実現の見通しは、さらに遠のいています。

意見書は、第一に、時間短縮効果が発揮できるよう山陽新幹線への直通運行を確実に実現することとしています。

長崎県が、これまで県民に説明してきた時間短縮効果は、博多から長崎間のことでした。しかも、新幹線パンフレットでは、「関西方面まで乗り換えなしで行けますか」との設問に、「長崎～新大阪間の直通ダイヤが実現するよう両JRに要望していきます」と答えているだけです。

報道によれば、フリーゲージトレインを、JR九州は、コスト面で、JR西日本は、ダイヤ構成上乗り入れは難しいと、それぞれ難色を示しています。乗り入れが可能との根拠は何もないのに、あたかも乗り入れができるかのような、ごまかしの宣伝をしているところに問題があるのです。

意見書は、第二に、国は、来年の夏には長崎新幹線がどうなるか確実に結論を出すよう求めています。これまで約20年、およそ400億円をつぎ込んで開発してきたフリーゲージトレインですが、昨年、2022年の全線開通が困難となり、今年、また耐久走行試験の先送りと、いまだに完成の見通しはありません。「できないから、できない」と報告している国に対し、「それでもやれ」という要望は無理というものです。

最後に、意見書は、「長崎新幹線の整備スケジュールをこれ以上遅らせるな」、「対面乗換方式を固定化させるな」と求めています。前提として、フリーゲージトレインの完成があつてのことです。フリーゲージトレインの完成もないまま、新幹線計画を進めていること自体が問題なのです。

私は、これまでも安全が第一であるべき鉄道で、フリーゲージトレインの完成の見通しのないまま、その導入を前提に進めていることは、安全の点でも、税金を大切に使う点からも大問題と指摘をしてまいりました。この際、長崎新

幹線計画は、断念すべきです。鹿児島新幹線とは違い、特急の一種ですから、膨大な費用の割に時間短縮効果はわずかしきありません。

無駄な事業をなくし、離島や半島、県内どこに住んでも生活の足が確保される地域交通体系の充実など、県民の暮らしのために税金は使うべきです。

以上、反対討論といたします。

○議長(田中愛国君) 前田議員—23番。

○23番(前田哲也君)（拍手）〔登壇〕 自由民主党の前田哲也でございます。

提出議員を代表いたしまして、「九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書案」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

今般の国の「軌間可変技術評価委員会」からの結果が報じられたことにより、改めて感じられるのは、県民の間から、九州新幹線西九州ルートの整備を着実に進め、一日も早い開業や山陽新幹線への直通運行の実現が期待されているということでもあります。

沿線自治体では、平成34年までの開業を見据え、西九州ルートの開業効果を高めていこうと、既に駅周辺のまちづくりが官民挙げて、計画立てて進められております。

長崎市では、JR長崎本線連続立体交差事業並びに長崎駅周辺土地区画整理事業等が、諫早市では、諫早駅東地区第二種市街地再開発事業等が、さらに、大村市では、新大村駅周辺土地区画整理事業等が進められ、新しいまちづくりへの取組が着々と進められております。

県も、「長期総合計画チャレンジ2020」において、西九州ルートの開業効果を最大化するための施策を「政策横断プロジェクト」と位置づけ、今後、「アクションプラン」を策定し、官

民一体となった戦略的な取組を推進していくこととされています。

このように、県民や関係自治体が一日も早い開業を期待し、新しいまちづくりに向かって着実な対応を図っている中でありますが、2014年11月に開発の最終段階の耐久走行試験で摩耗が見つかり、試験を中断して以来、この2年間、フリーゲージトレインの不具合対策などについては、改良された台車により車軸の摩耗対策や経済性の検討等が行われたものの、本年11月に開催された国の「軌間可変技術評価委員会」において、現時点では、走行試験に移行する条件は満たされていないとの評価が示されました。

そして、今後、検証走行試験等の実施とコスト削減等の検討に取り組み、平成29年初夏をめどに取りまとめたうえで、改めて軌間可変技術評価委員会を開催し、耐久走行試験の再開を判断するとされたところであります。

こうしたことから、県民が真に待ち望む山陽新幹線への直通運行など、西九州ルートがこれまで想定してきた姿の実現が遠のくことになってしまうのではないかと、そのような声も聞こえているところであります。

11月21日に、県及び関係市において、国土交通省から今回の問題について直接説明がありましたが、その場でもリレー方式が長期化することへの懸念や、関西圏とは直接つながることが不透明化することへの不安の声が出されたところであります。

また、今定例会の委員会審査の中では、県が重大な関心を持って推移を見守るという姿勢に対しては、危機感を持った意見が相次いだところであります。

さらに、今定例会開催前、開催中に報道がなされたJR西日本社長の「フリーゲージトレイ

ンの山陽新幹線への乗り入れに対して、速度差があり難しい」、JR九州社長の「経済性の見通しが立たなければ断念」という発言が事実とするならば看過できない内容であります。

県議会としては、こうした県民や関係自治体の懸念の声を国に届け、しっかりとした対応を促さなければなりません。

そのためにも、今回提出されている意見書は、重要な役割を果たすものであり、賛意を表明するものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長(田中愛国君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、宮内雪夫議員ほか24名より、「所有者の所在の把握が難しい土地への対応に関する意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題いたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議員派遣の件を議題いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第62号及び議員派遣第63号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります一知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る11月28日から本日までの24日間にわたり開かれてましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通じ、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

世界遺産登録の推進。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る9月26日に、「暫定版推薦書」が、「ユネスコ世界遺産センター」に提出され、書式等の審査をいただいたところであります。明日、開催される国の「文化審議会」や来月の閣議了解などを経て、来年2月1日までに

ユネスコ世界遺産センターに正式版推薦書として提出していただけるよう、県としては推薦書の熟度を高めるなどの準備に万全を期してまいります。

今後とも、本県選出国會議員をはじめ、県議会並びに関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、関係県市町と一丸となって平成30年の登録実現を目指してまいります。

諫早湾干拓事業の開門問題。

潮受け堤防排水門開門差し止め請求事件については、長崎地方裁判所からの和解勧告を受け、国は開門にかわる漁業環境改善措置として、「有明海振興基金（仮称）」の創設を提案し、これまで有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体と協議を行い、去る11月30日、基金規模を100億円とする和解案を長崎地方裁判所に提出されました。

これまで、開門することなく有明海再生を目指していただきたいと、繰り返し国に対して要請してきたところであり、今般の開門しないことを前提とした基金による取組を通じて、真の有明海再生が図られることを期待しているところであります。

また、今月12日に行われた「第11回和解協議」を受けて、長崎地方裁判所から有明海振興基金の運営を担うことが想定されている有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体に対して、基金を受け入れるかどうか来年1月17日まで回答を求める意見照会が行われたところであります。

県としては、関係漁協や長崎県漁連の皆様のご意見もお伺いしたうえで回答してまいりたいと考えております。

石木ダムの推進。

石木ダムの建設については、事業に反対する方々が、本年2月、長崎地方裁判所佐世保支部

に申し立てられた「工事続行禁止の仮処分」について、これまでの県の主張が認められ、今月20日、その申し立てを却下するという決定がなされました。

石木ダム建設事業は、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠と考えており、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の着実な推進に向けて取り組んでまいります。

I R推進法の成立。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律「I R推進法」は、去る12月15日、第192回臨時国会において成立いたしました。

本県では、観光振興や地方創生に資するI Rを推進するため、法制度の早期整備等を国に要請してきたところであり、これを歓迎するとともに格別のご尽力を賜りました本県選出国會議員をはじめ、関係の皆様方に対し厚くお礼を申し上げます。

この法律は、いわゆる「プログラム法」であり、ギャンブル依存症等の懸念される事項に対する具体的な対策を含め、必要となる法制度上の措置が1年以内を目途として講じられることとなっております。引き続き、関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、地元佐世保市や経済団体等と連携し、I R区域の認定に向けて取り組んでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、本年も、残すところあとわずかとなりました。日々寒さが厳しくなる中、皆様方には何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年

をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜りましたことにお礼を申し上げますとともに、県民の皆様には希望に満ちた新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(田中愛国君) 平成28年11月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月28日に開会いたしました本定例会も、すべての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、「未来への投資を実現する経済対策」等に伴う補正予算に関する先議での対応をはじめ、人口減少対策、九州新幹線西九州ルートの整備促進、平成29年度当初予算編成方針、世界遺産登録、観光振興対策、農業振興策、水産振興策、教育行政、土木行政、離島振興対策等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に對しまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、県政全般にわたり、この一年を振り返りますと、まず、思い起こされますのが、「第29回全国健康福祉祭ながさき大会（ねんりんピック長崎2016）」の開催であります。

全国各地から多数の方々に参加いただき、選手同士や地域の方々との交流を深められ、多くの県民の方々によるボランティア活動や、県民総参加の温かいおもてなしに支えられた、まことにすばらしい大会でありました。

また、「夏季オリンピック・パラリンピッ

ク」での体操の内村選手をはじめとした、本県出身選手の活躍や、県内高校生等の全国大会における目覚ましい活躍も、県民に感動と勇気を与えるなど、スポーツや文化の交流を通して、喜ばしい一年でありました。

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備については、今後、国において、フリーゲージトレインの「検証走行試験等の実施」と「コスト削減の検討」に取り組み、平成29年初夏をめどに取りまとめられるとのことであります。

そのような中、先ほど、整備促進に関する意見書を可決したところでありますが、引き続き、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、国に対して強く求めてまいりたいと存じます。

次に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産」についてであります。

本資産の世界遺産登録に向けての活動は、長きにわたり取り組まれてきており、長崎県民の祈願でもあります。

世界遺産登録は、交流人口の拡大等により、地域の活性化に大きく寄与することが期待されるものであり、「明治日本の産業革命遺産」に次ぐ、平成30年の登録実現に向けて、引き続き、議会、理事者一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本年もいよいよ残すところ10日足らずとなりました。

年の瀬を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、皆様方には、引き続き、ご協力、ご支援をお願いいたしますとともに、くれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますよう心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、平成28年11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午前11時25分 閉会 —

議 長 田 中 愛 国

副 議 長 坂 本 智 徳

署 名 議 員 久 野 哲

署 名 議 員 ご う ま な み

(速記者)

(有) 長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

上 程 議 案 件 名 表

議 案 番 号	件 名
第131号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
第132号議案	平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）
第133号議案	平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）
第134号議案	平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）
第135号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
第136号議案	平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）
第137号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
第138号議案	平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）
第139号議案	平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）
第140号議案	平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）
第141号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第142号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第143号議案	合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
第144号議案	長崎県税条例の一部を改正する条例
第145号議案	ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例
第146号議案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第147号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第148号議案	長崎の教会群とキリスト教関連遺産基金条例の一部を改正する条例
第149号議案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
第150号議案	県立高等学校等条例の一部を改正する条例
第151号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

議 案 番 号	件 名
第152号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第153号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第154号議案	当せん金付証票の発売について
第155号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第156号議案	契約の締結の一部変更について
第157号議案	契約の締結の一部変更について
第158号議案	訴えの提起について
第159号議案	和解及び損害賠償の額の決定について
第160号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第161号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第162号議案	長崎県教育委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第163号議案	和解及び損害賠償の額の決定について

平成２７年度長崎県一般会計決算及び 各特別会計決算並びに港湾整備事業 会計決算及び交通事業会計決算に係る 審査報告書

予算決算委員会

審 査 報 告 書

本委員会に付託された認定第１号「平成２７年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第２号「平成２７年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第３号「平成２７年度長崎県交通事業会計決算の認定について」を審査した結果、次のとおり決定したので報告する。

平成２８年１１月２８日

予算決算委員会 委員長 中村 和弥

議長 田中 愛国 様

I 審査結果

議案番号	議 案 名	審査結果
認定第1号	平成27年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について	認定
認定第2号	平成27年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について	認定
認定第3号	平成27年度長崎県交通事業会計決算の認定について	認定

II 審査意見

1 総括的意見

- (1) 本委員会は、去る10月26日から11月9日までの期間中、6日間にわたり開催し、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け慎重に審査を実施した。
- (2) その結果、平成27年度長崎県一般会計及び各特別会計、並びに港湾整備事業会計及び交通事業会計の決算については、これを認定することと決定した。
- (3) 県では、「新」行財政改革プランに基づき平成23年度から平成27年度までの5年間に、累計で135億円の収支改善の目標額に対して293億円の収支改善を達成し、平成28年度からは行財政改革推進プランに基づく、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努め、財政健全化に引き続き取り組むこととしている。

さらに、平成27年度から平成29年度まで緊急的に、総額154億円の「さらなる収支改善対策」に取り組んでいるものの、去る9月9日に公表された「中期財政見通し」では、国の退職手当債の発行基準の見直しなどにより、平成27年度試算時より収支が悪化する見通しとなっている。

加えて、平成27年度末の県債残高は1兆2,450億円あり、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造であり、財源調整のための基金を取り崩しながらの財政運営が続く見込みであることから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要がある。

- (4) そこで、今後の予算執行に当たり、特に重要な事項について次のとおり指摘するので、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものである。

2 指摘事項

(1) 収入未済の縮減について

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約36億7千万円と、前年度と比較して約5億9千万円減少しているが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にある。

この債権のうち県税については、個人県民税、不動産取得税、自動車税等で減少し、調定額に占める収入未済額の割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られるが、収入未済額は約18億5千万円で全体の約51%を占めている。引き続き、長崎県地方税回収機構やファイナンシャルプランナーの活用等により、更なる収入未済の縮減に努めること。

また、税外の未収金回収については、全庁的な情報の共有が重要と考えるため、各部局の債権管理の現状分析や債権の情報交換、事例研

究等の全庁的な取組を実施するなど、引き続き、収入未済の縮減に努めること。

なお、不納欠損の総額は約４億４千万円で、前年度に比較して約１億６千万円増加している。不納欠損処分はやむをえない事由で一定の基準を満たす場合に行われているが、安易に不納欠損が生じることのないよう、時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めること。

(２) 予算繰越の縮減について

平成２７年度の繰越額は約４００億１千万円と、前年度と比較して約４８億２千万円減少している。

繰越発生主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元調整等により不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っているところであるが、繰越が常態化することがないように、計画段階において関係住民との意見交換など、事前の調整を十分にはかり、引き続き、繰越の縮減に努めること。

(３) 未利用地の有効活用について

未利用地については、平成２４年３月末の６４万㎡から平成２８年３月末には３４万㎡と減少しているが、更なる収支改善のために未利用地の活用を進めていく必要がある。そのため、市町等とも連携し、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、処分及び活用等に努めること。

1 審査日程

(参考)

年 月 日	曜日	内 容	場 所
2 8 . 1 0 . 2 6	水	委 員 会 (総 括 質 疑)	本 会 議 場
2 8 . 1 0 . 2 7	木	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 環 境 生 活 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 第1別館第3会議室 本館5－A会議室 議 会 会 議 室
2 8 . 1 0 . 2 8	金	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 環 境 生 活 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 第1別館第3会議室 本館5－A会議室 議 会 会 議 室
2 8 . 1 0 . 3 1	月	総 務 分 科 会 環 境 生 活 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 本館5－A会議室 議 会 会 議 室
2 8 . 1 1 . 1	火	総 務 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 議 会 会 議 室
2 8 . 1 1 . 9	水	委 員 会 (分科会長報告、採決)	本 会 議 場

2 出席した委員の氏名

委員長	中村 和弥		
副委員長	坂本 浩		
委員	宮内 雪夫	八江 利春	三好 徳明
	小林 克敏	野本 三雄	吉村 庄二
	中山 功	橋村松太郎	溝口芙美雄
	渡辺 敏勝	坂本 智徳	瀬川 光之
	中島 ・義	徳永 達也	山田 博司
	久野 哲	下条ふみまさ	高比良 元
	外間 雅広	堀江ひとみ	山田 朋子
	松島 完	浅田眞澄美	西川 克己
	川崎 祥司	前田 哲也	友田 吉泰
	深堀 浩	中島 浩介	山本 啓介
	大久保潔重	ごう まなみ	吉村 洋
	山本 由夫	宅島 寿一	麻生 隆
	山口 経正	近藤 智昭	里脇 清隆
	吉村 正寿	大場 博文	宮本 法広

平成28年11月定例会

請 願 付 託 表

委員会名	請願番号	件 名	提 出 者	紹介議員
農 水 経 済 委 員 会	第5号	厚生労働省における受動喫煙防止 対策強化措置について意見書提出 を求める請願	西九州たばこ耕作組合 組合長 山中 康義 外2名	前田 哲也
文 教 厚 生 委 員 会	第6号	教育費負担の公私間格差をなく し、子どもたちにゆきとどいた教 育を求める私学助成請願	長崎の私学助成をすすめる会 会長 鳥巢 安則	堀江ひとみ
文 教 厚 生 委 員 会	第7号	ゆきとどいた教育を求める請願	長崎のゆたかな高校教育を めざす会 会長 大橋由紀子	堀江ひとみ
環 境 生 活 委 員 会	第8号	石木ダムについて、賛成、中立、 反対の立場での公開議論を求める 請願	谷川 義行	吉村 庄二 堀江ひとみ

(計4件)

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年11月28日

議会運営委員会委員長 徳永 達也

長崎県議会議長 田中 愛国 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、議員の期末手当について所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

委 員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
12月8日	木	10:00	予 算 決 算 委 員 会 (総 括 質 疑)	議 場
		13:30	予 算 決 算 委 員 会 (総 務 分 科 会)	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			予 算 決 算 委 員 会 (文 教 厚 生 分 科 会)	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			予 算 決 算 委 員 会 (環 境 生 活 分 科 会)	本 館 5 - A 会 議 室
			予 算 決 算 委 員 会 (農 水 経 済 分 科 会)	議 会 会 議 室
12月9日	金	10:00	予 算 決 算 委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	議 場
		13:30	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月12日	月	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月13日	火	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月14日	水	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月15日 (予備日)	木	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月19日	月	11:00	予 算 決 算 委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	議 場

平成28年11月定例会

審 査 報 告 書

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月9日

予算決算委員会委員長 中村 和弥

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	議 案 名	審査結果
第135号	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第136号	平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）	原案可決

計 2件（原案可決 2件）

平成28年11月定例会

審 査 報 告 書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

総務委員会委員長 山本 由夫

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 1 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 3 号	合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 4 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 5 号	ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 6 号	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 8 号	長崎の教会群とキリスト教関連遺産基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 9 号	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 5 3 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 1 5 4 号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 1 6 3 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 13件（原案可決 13件）

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 5 0 号	県立高等学校等条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 4件（原案可決 4件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 6 号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願	不 採 択
第 7 号	ゆきとどいた教育を求める請願	不 採 択

計 2件（不採択 2件）

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月13日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 1 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 5 1 号	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 6 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 5 7 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 5 8 号	訴えの提起について	原案可決
第 1 5 9 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 8件（原案可決 8件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 8 号	石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願	不採択

計 1件（不採択 1件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月14日

農水経済委員会委員長 吉村 洋

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例（関係分）	原案可決
第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 5 号	厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について 意見書提出を求める請願	採 択

計 1 件（採択 1 件）

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月19日

予算決算委員会委員長 中村 和弥

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 3 1 号	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第 1 3 2 号	平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 1 3 3 号	平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 1 3 4 号	平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 1 3 7 号	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）	原案可決
第 1 3 8 号	平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 1 3 9 号	平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 1 4 0 号	平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）	原案可決

計 8 件（原案可決 8 件）

平成28年11月定例会

動議件名一覧表(参考)

1 委員会等提出

区 分	提出先	件 名	提 出 者	可否	掲載ページ
意 見 書	政 府 会 国 会	地域防災力の向上と災害に強い 防災拠点の整備について	総 務 委 員 会	可決	付録 11ページ
意 見 書	政 府 会 国 会	厚生労働省における受動喫煙防 止対策強化措置について葉たば こ生産者やサービス事業者等へ の十分な配慮について	農水経済委員会	可決	付録 12ページ
意 見 書	政 府 会 国 会	「米政策改革」に対する稲作農 家の不安を払拭し経営の安定と 担い手経営の再生産の確保につ いて	農水経済委員会	可決	付録 13ページ

2 会派等提出

区分	提出先	件 名	提 出 者	可否	掲載ページ
発議 第188号		長崎県議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改 正する条例	議 会 運 営 委 員 会	可決	付録 5ページ
意見書		日本政府の「核兵器禁 止条約」決議案への反 対に抗議し核兵器廃絶 への転換を求める意見 書	小林 克敏 吉村 庄二 中山 功 渡辺 敏勝 山田 博司 久野 哲 高比良 元 堀江ひとみ 山田 朋子 松島 完 深堀 浩 大久保潔重 坂本 浩 吉村 正寿	否決	付録 13ページ
意見書	政 府 会 国 会	九州新幹線西九州ルー トの整備促進に関する 意見書	宮内 雪夫 八江 利春 三好 徳明 小林 克敏 野本 三雄 中山 功 橋村松太郎 溝口英英雄 渡辺 敏勝 坂本 智徳 瀬川 光之 中島 廣義 徳永 達也 山田 博司 久野 哲 下条ふみまさ 高比良 元 外間 雅広 中村 和弥 山田 朋子 松島 完 浅田眞澄美 西川 克己 川崎 祥司 前田 哲也 友田 吉泰 深堀 浩 中島 浩介 山本 啓介 大久保潔重 ごう まなみ 吉村 洋 山本 由夫 宅島 寿一 麻生 隆 山口 経正 近藤 智昭 里脇 清隆 吉村 正寿 大場 博文 宮本 法広	可決	付録 14ページ

区分	提出先	件 名	提 出 者	可否	掲載ページ
意見書	政 国 府 会	所有者の所在の把握が 難しい土地への対応に 関する意見書	宮内 雪夫 八江 利春 三好 徳明 野本 三雄 橋村松太郎 溝口 芙美雄 坂本 智徳 瀬川 光之 中島 廣義 徳永 達也 下条ふみまさ 外間 雅広 中村 和弥 西川 克己 前田 哲也 中島 浩介 山本 啓介 中島 浩介 吉村 洋 山本 由夫 宅島 寿一 山口 経正 近藤 智昭 里脇 清隆 大場 博文	可決	付録 16ページ

3 その他

区 分	件 名	可否	掲載ページ
議員派遣第62号	議 員 派 遣 の 件	可決	付録17ページ
議員派遣第63号	議 員 派 遣 の 件	可決	付録18ページ

重 力 議	
提 出 者 総 務 委 員 会 提 出 年 月 日 平成28年12月14日	
種 類	意 見 書
件 名	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備について
要 旨	東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。 迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。 よって、国に対して、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。 記 - 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。 - 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。 - 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や、災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。 - 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政 府 ・ 国 会

動 議	
提 出 者 農 水 経 済 委 員 会	
提 出 年 月 日 平成 2 8 年 1 2 月 9 日	
種 類	意 見 書
件 名	厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について葉たばこ生産者やサービス事業者等への十分な配慮について
要 旨	たばこ事業は、「たばこ事業法」等に基づき運営されており、そこから発生するたばこ税については、国や地方自治体の重要な財源となっている。そのような中、厚生労働省による「受動喫煙防止対策強化措置」が次期通常国会に法案として提出されようとしており、あまりにも厳格な規制が設定されることは、生産・販売・サービスに携わる関係者にとってまさに死活問題である。 その原料を供給する長崎県の「葉たばこ耕作」については、平成 2 8 年産実績で、「農家戸数 2 9 5 戸」「耕作面積 6 2 6 h a」「販売高 2 8 億円」と、全国でも有数の一大産地であるとともに、地域農業を支える重要な基幹作物の一つとして位置づけられている。 また、製品を販売する「たばこ販売店」については、零細かつ脆弱な事業形態であり、販売額が年々減少する厳しい状況の中であって、今後の事業継続に大きな不安を抱える現状ではあるが、平成 2 7 年度長崎県たばこ税収入実績では、「県税 1 6 . 6 億円」「市町村税 1 0 1 . 3 億円」と、地方財政に大きく寄与しており、この事は、販売者の事業に対する、一定自負と誇りに繋がっている。 併せて、「飲食・宿泊業等のサービス業界」では、「受動喫煙防止対策の重要性」を十分に認識し、効果的な分煙措置の実施に努めるほか、社会のニーズに適合するよう、実態に応じた様々な対策を自主的に進めてきた。しかし、次期通常国会に提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について」により、「原則禁煙」が、このような取り組みを全く考慮することなく決定されれば、顧客のニーズへの対応を著しく損ない、売り上げ減少、客数減少、ひいては、店舗の閉鎖等深刻な事態が懸念される。その結果、「生産農家」「販売者」「サービス事業者等」にとって、壊滅的な打撃となることは明らかである。 一方、「全国たばこ耕作組合中央会」「全国たばこ販売協同組合連合会」においては、顧客のニーズを損なわない喫煙者のための「喫煙場所」の設置を要望する署名活動に取り組み、全国で 6 4 万人以上の署名を集める等、喫煙環境の維持・向上にも、鋭意努めている。加えて、法案決定により、新たな施設の設置等が必要となる場合、費用負担等も想定され、多方面にわたって甚大な影響を与える恐れがある。 よって、国に対して、法案策定に際し、下記のとおり強く要望するものである。

記

- 1 葉たばこ生産は、長崎県農業の基幹作物の一つであることから、一方的な措置が招く消費の減少により、安定的な農業生産活動が棄損されることのないよう十分な配慮を行うこと。
- 2 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者については十分に配慮し、効果的な分煙措置を実施している店舗・施設等へは、相応の配慮を行うこと。
- 3 総合的な喫煙環境の整備により、喫煙者の喫煙機会が奪われることのないよう配慮を行うこと。

なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。

提出先

政府 ・ 国会

動 議	
提 出 者 農 水 経 済 委 員 会 提 出 年 月 日 平 成 2 8 年 1 2 月 1 3 日	
種 類	意 見 書
件 名	「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保について
要 旨	国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。 全国においては、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきている。 一方で、生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰となり米価下落の影響が出る等の不安もある。 よって、国に対して、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立について、下記のとおり強く要望するものである。 記 1 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。 2 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。 3 日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提 出 先	政 府 ・ 国 会

動 議

日本政府の「核兵器禁止条約」決議案への反対に抗議し核兵器廃絶への
転換を求める意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

議 員	小林 克敏
議 員	中山 功
議 員	山田 博司
議 員	高比良 元
議 員	山田 朋子
議 員	深堀 浩
議 員	坂本 浩

議 員	吉村 庄二
議 員	渡辺 敏勝
議 員	久野 哲
議 員	堀江ひとみ
議 員	松島 完
議 員	大久保潔重
議 員	吉村 正寿

長 崎 県 議 会 議 長 田 中 愛 国 様

日本政府の「核兵器禁止条約」決議案への反対に抗議し
核兵器廃絶への転換を求める意見書（案）

10月27日、国連総会第1回委員会において、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案が123ヶ国の賛成多数で採決されました。この採決は、国際司法裁判所が1996年に核兵器の使用は「一般的に人道法に反する」との勧告意見に基づき、核兵器の非人道性への認識の高まりと、被爆者の今日までの活動の結果であり、核兵器を法的に禁止する具体的な一歩であると大変喜ばしい採決となりました。

ところが、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府が、この採決に反対票を投じたことに啞然といたしました。この日本政府の行動は、「核兵器のない世界」の実現という被爆者、そして被爆地・広島、長崎の切なる願いに反し、これまで被爆地が取り組んできた核兵器廃絶への努力を踏みにじるものであり、被爆地長崎として決して看過できません。

今回の日本政府の対応は、国際社会の信頼を著しく損ない、核兵器廃絶を目指す多くの国を失望させるものです。

よって、日本政府におかれましては、国際社会の信頼を取り戻すためにも、本決議案の主旨に賛同し、国際社会における唯一の被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向けて、今後、最大限の努力を果たすよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

長 崎 県 議 会

動 議

九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月21日

議	員	宮内	雪夫	議	員	八江	利春
議	員	三好	徳明	議	員	小林	克敏
議	員	野本	三雄	議	員	中山	功
議	員	橋村	松太郎	議	員	溝口	芙美雄
議	員	渡辺	敏勝	議	員	坂本	智徳
議	員	瀬川	光之	議	員	中島	・義
議	員	徳永	達也	議	員	山田	博司
議	員	久野	哲	議	員	下条	ふみまさ
議	員	高比良	元	議	員	外間	雅広
議	員	中村	和弥	議	員	山田	朋子
議	員	松島	完	議	員	浅田	眞澄美
議	員	西川	克己	議	員	川崎	祥司
議	員	前田	哲也	議	員	友田	吉泰
議	員	深堀	浩	議	員	中島	浩介
議	員	山本	啓介	議	員	大久保	潔重
議	員	ごうま	なみ	議	員	吉村	洋
議	員	山本	由夫	議	員	宅島	寿一
議	員	麻生	隆	議	員	山口	経正
議	員	近藤	智昭	議	員	里脇	清隆
議	員	吉村	正寿	議	員	大場	博文
議	員	宮本	法広				

長崎県議会議長 田中 愛国 様

九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書（案）

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大、離島地域の活性化等につながる重要な交通基盤であり、中国・関西圏との連携による社会経済の発展に寄与するものである。また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

この西九州ルートは、平成24年6月に、フリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に武雄温泉～長崎間（肥前山口～武雄温泉間の複線化事業等を含む。）の工事実施計画が認可され、現在、順調に工事が進められているところである。

西九州ルートに導入が予定されているFGTについては、平成26年10月に開始された3モード耐久走行試験において、約3万kmを走行した時点で台車の摩耗等の不具合が発生し、国からは、平成34年度中に量産車を導入することは困難な見込みであるとの認識を示された。これを受けて、本年3月に関係六者により「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」がなされ、武雄温泉駅での対面乗換方式（リレー方式）により平成34年度に暫定開業することとなり、一日も早い開業が期待されている。

FGTの台車については、改良が施されたものの、平成28年11月に開催された国の軌間可変技術評価委員会において、現時点で、このまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない、との評価が了承されたところである。今後、半年間の検証走行試験等の実施とコスト削減策の検討が行われ、改めて来年初夏の軌間可変技術評価委員会で評価されることとなり、3モード耐久走行試験再開の判断が先送りされる結果となった。

このため、FGTの実現性への信頼が揺らいできており、長崎県内では、一日も早い全線開業を期待して取り組んでいる県民、関係自治体等の間から、戸惑いや懸念の声が広がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について対応するよう強く求める。

記

1. 新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、県民が真に期待する、山陽新幹線への直通運行を確実に実現すること
2. 来年初夏の軌間可変技術評価委員会におけるFGTの技術開発と経済性の検討結果を踏まえ、西九州ルートの整備の姿について、確実に結論を得ること

3. 九州新幹線西九州ルート of 整備に当たっては、これ以上整備スケジュールに遅れを来たすことがないよう、かつ対面乗換方式（リレー方式）が固定化することがないよう、万全の対応を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

長 崎 県 議 会

動 議

所有者の所在の把握が難しい土地への対応に関する意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成28年12月21日

議	員	宮内	雪夫
議	員	三好	徳明
議	員	橋村	松太郎
議	員	坂本	智徳
議	員	中島	・義
議	員	下条	ふみまさ
議	員	中村	和弥
議	員	前田	哲也
議	員	山本	啓介
議	員	吉村	洋
議	員	宅島	寿一
議	員	近藤	智昭
議	員	大場	博文

議	員	八江	利春
議	員	野本	三雄
議	員	溝口	芙美雄
議	員	瀬川	光之
議	員	徳永	達也
議	員	外間	雅広
議	員	西川	克己
議	員	中島	浩介
議	員	ごうま	なみ
議	員	山本	由夫
議	員	山口	経正
議	員	里脇	清隆

長崎県議会議長 田中 愛国 様

所有者の所在の把握が難しい土地への対応に関する意見書（案）

公共事業のみならず、民間も含めて、地域の振興を目的とする様々な事業を実施しようとする場合において、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地（以下「所有者の所在の把握が難しい土地」という。）が顕在化し、その結果、事業の中止や中断、対象用地の変更等、土地の利活用に至らないケースが多数発生している。

このような中、国は、有識者からなる「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」を開いて、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」を作成し、所有者探索のノウハウの周知を図るとともに、不在者財産管理制度や認可地縁団体の登記の特例等、関連する既存制度の活用を促しているところである。

しかしながら、所有者やその相続人の探索には、相当の時間や人的・経済的負担を要するだけでなく、たとえ所有者等が判明しても、相続人が多数となっており全員の同意を取得するのが難しい事例等があり、地域の振興を図る上で、今もなお大きな障壁となっている。

これに対して、預金者等が名乗り出ないまま長期間放置された預金等（以下「休眠口座等」という。）については、社会全体への波及効果が大きい民間公益活動に活用することを目指した「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が先般国会で成立しており、社会経済情勢の変化に対応して、新たな制度が動き出そうとしている。

本県のように、都市部に比べて農山漁村の割合が大きい地域にとっては、所有者の所在の把握が難しい土地であっても重要な資源であることから、休眠口座等への対応を参考に、地域の振興に貢献することを目的とした、所有者の所在の把握が難しい土地の利活用に関する新たな制度が必要となってきた。

よって、国におかれては、下記の項目について、地域の振興を積極的に図る観点から、所有者の所在の把握が難しい土地の問題を速やかに解決するための法整備を早急に実現することを強く要請する。

記

1. 地域資源を活かした新たな取組等、地域の振興を目的とする事業のために必要な場合には、所有者の所在の把握が難しい土地の活用について、土地所有者の財産権に配慮しつつ、既存制度に比べてより迅速に対応できる新たな制度を創設すること

2. 所有者の住所、土地の課税状況等の提供等、土地所有者の円滑な探索のための環境整備を図ること
3. 相談窓口の設置、財産管理人の確保等、既存制度活用のためのサポート体制の構築を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

長 崎 県 議 会

議員派遣第62号

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

平成28年12月21日

記

九州・沖縄未来創造会議 第2回PT会議

- 1 目 的 九州・沖縄未来創造会議に設置されたプロジェクトチームの会議に出席し、九州・沖縄各県議会議員と、九州各県議会議長会から諮問された事項について検討・協議を行うため
- 2 期 日 平成29年 1月16日（月） （1日間）
- 3 派 遣 先 長崎市
- 4 派遣議員名 徳永 達也 外間 雅広 ごうまなみ

議員派遣第63号

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

平成28年12月21日

記

九州各県議会議員交流セミナー

- | | | | | | |
|---|-------|---|----------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 | 目 的 | 九州各県議会の議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見の交換を行うことにより、政策提案能力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指すため | | | |
| 2 | 期 日 | 平成29年 1月30日（月） から
(2日間)
平成29年 1月31日（火） まで | | | |
| 3 | 派遣先 | 鹿児島県 | | | |
| 4 | 派遣議員名 | 中山 功
高比良 元
西川 克己
坂本 浩 | 溝口芙美雄
外間 雅広
友田 吉泰
宮本 法広 | 坂本 智徳
中村 和弥
ごうまなみ | 徳永 達也
山田 朋子
吉村 洋 |

平成28年11月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

№1

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・新県庁舎の整備に関する事 ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・業務行政に関する事項について ・国民健康保健等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数及び勤務条件に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事

委 員 会 名	付 託 事 件
環 境 生 活	○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・都市計画に関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議 会 運 営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・国境離島新法制定対策 ・航路・航空路運賃対策
まちづくり・経済雇用 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・新幹線・交通網対策 ・県庁舎跡地活用策 ・C C R C 構想 ・経済雇用・中小企業振興対策
観 光 振 興 等 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・観光振興対策 ・世界・日本遺産対策 ・国際戦略（東南アジア）